

追 加 要 求 資 料 項 目 一 覧

令和 7 年決算審査特別委員会

1	同和関連事業の款別、項目別事業及び実績一覧〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	1 頁
2	各課別会計年度任用職員数及び、6 月期期末手当支給者数〔令和 5 年度（2023）～令和 7 年度（2025）〕	2
3	各課別雇用形態別人数（人材派遣含む）（男女別）〔令和 5 年度（2023）～令和 7 年度（2025）〕	7
4	男女平等推進センターにおける相談事業の相談種類別相談件数〔令和 4 年度（2022）～令和 7 年度（2025）〕（令和 7 年 8 月 1 日現在）	12
5	耐震診断助成の旧耐震、新耐震別実績〔令和 4 年度（2022）～令和 7 年度（2025）〕（令和 7 年 8 月 1 日現在）	13
6	民間建築物の耐震診断時の見積金額（50 万円ごとの数）〔令和 4 年度（2022）～令和 7 年度（2025）〕（令和 7 年 8 月 1 日現在）	14
7	23 区家具転倒防止器具の対象と実績一覧〔令和 4 年度（2022）～令和 7 年度（2025）〕	15
8	23 区別移動支援事業の時間数等調べ〔令和 6 年度（2024）〕	26
9	区営住宅、区営シルバーピア募集戸数及び応募者数・倍率〔令和 4 年度（2022）～令和 7 年度（2025）〕（令和 7 年 8 月 1 日現在）	31
10	区営シルバーピア住宅別空戸数〔令和 7 年度（2025）〕（令和 7 年 8 月 1 日現在）	32
11	区営住宅の団地別空戸数〔令和 7 年度（2025）〕（令和 7 年 8 月 1 日現在）	33
12	くらしのまるごと相談窓口で対応した新規相談件数（年齢別・男女別）及び相談種類別件数〔令和 5 年度（2023）～令和 6 年度（2024）〕	34
13	区商連に加盟している区内商店会・それ以外の商店会の一覧〔令和 6 年度（2024）～令和 7 年度（2025）〕	36
14	23 区別基金積立総額及び区民一人当たりの積立額〔令和 3 年度（2021）～令和 6 年度（2024）〕	38
15	特別養護老人ホーム入所定員数及び入所申込者数〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	39
16	特別養護老人ホームの月別申込者数〔令和 6 年度（2024）〕	40
17	要介護度別、特別養護老人ホーム入所申込者数〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	41
18	要介護度別、特別養護老人ホーム入所者数〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	42
19	特別養護老人ホームにおける施設別空き状況〔令和 6 年度（2024）〕	43
20	ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業の乳酸菌飲料の利用者数〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	44
21	23 区別地域包括支援センター施設数及び 1 施設当たりの高齢者数〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	45
22	地域包括支援センターの種類別相談件数〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	46
23	介護保険料の滞納状況〔令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024）〕	48

24	シルバー人材センターの区発注業務の単価及び配分金の時間単価〔令和6年度（2024）〕		49 頁
25	認可保育所における年齢別、地域別、半期（4月・10月）別待機児童数 〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕（令和7年4月1日現在）		50
26	保育における除外4項目別待機児童数〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕（令和7年4月1日現在）		54
27	認証保育所の定員数と月別利用実績〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		56
28	私立保育園ごとの人件費比率〔令和3年度（2021）～令和6年度（2024）〕		58
29	運営費から本部経費に流用された額（株式会社保育所のみ）〔令和3年度（2021）～令和6年度（2024）〕		62
30	感震ブレーカー配布等の実績（無償、助成別）〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		63
31	児童扶養手当の母子世帯、父子世帯別受給者数〔令和6年度（2024）〕		64
32	コールセンター業務を委託している契約件名、受託事業者名、主管課〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		65
33	4月1日現在の学校内学童保育クラブの学校別受入人数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕		68
34	4月1日現在の学童保育クラブ別、学年別、児童受入人数、待機児童数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕		70
35	5月1日現在の23区別学童保育クラブの待機児童数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕		78
36	かつしかプラス実施校における事業者名、利用場所の名称と広さ、月別の入会状況 〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		79
37	ハンディキャブの運行実績（車両台数・利用件数・時間数・登録者数） 〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		81
38	子ども総合センター及び金町子どもセンターにおける相談種類別相談件数〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		82
39	東新小岩運動場の会議室、陸上競技場、野球場、テニスコートにおける月別、団体、個人別利用状況 〔供用開始した令和6年度（2024）〕（令和6年9月1日）～〔令和7年度（2025）〕（令和7年6月30日）		83
40	ケースワーカーの人数、そのうちの社会福祉主事任用資格者率、ケースワーカー一人当たりの担当世帯数 〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕（令和7年7月1日現在）		84
41	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの報酬23区調べ〔令和7年度（2025）〕		85
42	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）講師の報酬23区調べ〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		86
43	期日前投票所一覧〔令和7年度（2025）〕		87

44	学童保育クラブの施設別のおやつ代一覧〔令和7年度（2025）〕（令和7年4月1日現在）		88 頁
45	生活保護申請件数、被保護世帯数及び開始・廃止件数〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕		90
46	23区別老人福祉費一人当たり決算額〔令和6年度（2024）〕		91
47	自転車駐車場の収容台数（区営、民営）〔令和7年度（2025）〕（令和7年7月31日現在）		92
48	23区別国民健康保険被保険者世帯数及び資格証発行世帯数〔令和3年度（2021）～令和5年度（2023）〕		93
49	スポーツ施設で協定等を締結して一般予約以前に利用を許可している施設毎の団体一覧及び協定書等 〔今年度用に受け付けたもの〕（令和7年8月1日現在）		94
50	（仮称）新宿地区屋内温水プール及び（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの建設経費		99
51	23区別地方教育費調査における義務教育費（公費）の推移（1人当たり）〔令和3年度（2021）～令和6年度（2024）〕		100
52	23区別就学援助準要保護者の認定基準〔令和6年度（2024）〕		101
53	生活保護における教育扶助額と就学援助における給付額の項目別比較一覧		102
54	会計年度任用職員の女性比率〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕		103
55	わくわくチャレンジ広場の児童指導サポーター等の体制と報償額〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		104
56	区事業に係るコンサル業務実績一覧〔令和5年度（2023）～令和6年度（2024）〕		105
57	区内火葬場と都内の公営火葬場の火葬料〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）		114
58	葛飾区で受理された死亡届件数の推移と区民葬儀券配付の実績〔令和2年度（2020）～令和6年度（2024）〕		115
59	夏季休業中の学校別水泳指導実施状況〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕		116
60	夏季休業中の一時学童保育実績（クラブ別受入人数）〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（各年度8月31日現在）		117
61	小学校の水泳指導の実施状況について、校内校外に分けて、学校別、学年別、実施／延期・中止時数（延期・中止理由） 〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕		119
62	学校外プールでの水泳指導に関するバス台数、インストラクター数、児童・生徒数、施設・事業者名及び水泳指導充実事業経費の 水泳指導支援等委託費、プール施設使用料、バスに係る経費の学校ごとの内訳〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕		123
63	23区別小・中学校プールでの着衣泳の実施状況〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕		127
64	小学校の水泳指導における着衣泳の実施状況について、校内校外に分けて、学校名・学年、指導者〔令和7年度（2025）〕		128

65	23区内コミュニティバスの運行状況、自治体ごとのバスの名前、路線数、運賃、シルバーパス利用の可否 〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月31日現在）	129 頁
66	23区におけるジェンダー平等施策（パートナーシップ制度等）の実施状況〔令和7年度（2025）〕（令和7年9月現在）	131
67	プレミアム付商品券（紙・かつしかPAY）の取扱事業者数〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕	136
68	区内共通商品券の商店街ごとの実績〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕	137
69	ふれあいスクール明石と学校別校内サポートルームの利用者数〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）	138
70	区内小・中学校教員の在校等時間（勤務時間外）、45時間以上、80時間以上の教員数〔令和6年度（2024）〕	139
71	外国人生活相談の件数と内容〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）	140
72	コミュニティ施設における男女共用トイレがある施設と男女共用トイレのみの施設一覧（令和7年8月31日現在）	141
73	第9期の23区の介護保険料軽減措置及び各区が独自に実施している利用者負担の軽減制度の有無	142
74	自転車用ヘルメット購入費助成の助成件数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月31日現在）	143
75	成年後見制度利用者数、及び区長申立て件数〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕	144
76	小・中学校の各校舎におけるバリアフリートイレの設置状況〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）	145
77	葛飾区物価高騰緊急対策支援金事業（業種別・個人／法人）の実績〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕	146
78	エアコン設置助成の利用実績〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月31日助成金交付決定まで）	147
79	再生可能エネルギー電力（低炭素電力を含む）供給の契約をしている施設一覧〔令和7年度（2025）〕	148
80	23区別福祉タクシー券交付事業（金額、対象者）一覧	150
81	高齢者配食サービスにおける事業者ごとの配食数、利用者負担〔令和2年度（2020）～令和7年度（2025）〕（令和7年6月30日現在）	152
82	水元公園内にトレーラーハウスが置かれた後、区がインフラ工事を発注した資料	155
83	通勤手当不正受給の調査で不正の確認が取れた部署（課）ごとの職員数（処分対象外含む）及び調査開始から処分までの一連の流れ （具体的な日にちを記載・時系列）及び具体的な調査方法	183
84	各課別職員数、病気休職者数及び退職者数（定年退職を除く）〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月時点）	186
85	葛飾納涼花火大会における予算、決算（見込み含む）及び主な支出内訳と支出先（50万円以上）、 有料指定席エリア別収入額・販売マス席数（定員含む）、協賛金額・件数〔令和7年度（2025）〕	192

86	立石駅北口地区市街地再開発事業において整備する東棟建築工事費内訳（令和7年8月）（以下の項目は必ず記載の事） 電気設備工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、エレベーター・エスカレーター等の昇降機設備工事費、外構工事費	194 頁
87	立石駅北口地区市街地再開発事業に係る資金計画案（令和7年2月）の東棟の庁舎仕様追加工事（ヘリポートなど）の内容と概算額	195
88	東金町一丁目西地区再開発ビル商業部分の管理規約の写し	196
89	東金町一丁目西地区再開発ビル屋上専用使用料の地権者毎の配分金額（月額）	266
90	現時点での東金町一丁目西地区市街地再開発事業の資金計画（資金計画に記載のない追加補助金等 （今年度見込みも含む）がある場合は補助金の支出先、金額も含め明記する事）	267
91	東金町地下自転車駐車場の9月1日時点の定期利用契約者数及びオープンから9月7日までの一時利用者数（1日毎）	268

1 同和関連事業の款別、項目別事業及び実績一覧〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕

（単位：円）

款	項 目	決 算 額		
		令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
総務費	相談事業経費	(320件) 4,680,000	(300件) 4,512,915	(250件) 3,897,000
	仮奥戸集会所管理運営経費	641,674	609,920	—
	仮奥戸集会所解体経費	—	7,720,800	10,505,576
	部落解放同盟東京都連合会葛飾支部助成	232,000	232,000	232,000
	小 計	5,553,674	13,075,635	14,634,576
教育費	社会同和教育事業経費	1,473,323	1,721,117	1,524,948
	仮奥戸集会所解体に伴う廃棄物処理経費	—	115,940	—
	部落解放同盟東京都連合会葛飾支部事業助成	57,659	70,101	73,200
	小 計	1,530,982	1,907,158	1,598,148
合 計		7,084,656	14,982,793	16,232,724

2 各課別会計年度任用職員数及び、6月期期末手当支給者数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕

（単位：人）

課 名	令和5年度（2023）		令和6年度（2024）		令和7年度（2025）	
	会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数	
		うち、6月期期末 手当支給人数		うち、6月期期末 手当支給人数		うち、6月期期末 手当支給人数
政策企画課					2	2
経営改革担当課						
協働推進担当課						
SDGs推進担当課						
スタジアム構想担当課						
健康推進都市担当課						
文化的景観調整担当課						
デジタル推進担当課						
財政課						
DX戦略課						
DX推進課						
情報システム課						
総務課	3	3	7	7	8	8
総合庁舎推進担当課						
総合庁舎技術担当課						
秘書課						
広報課						
すぐやる課	9	9	10	10	12	12
人権推進課	5	5	5	5	5	5
人事課	6	6	7	7	25	17
人材育成課	3	3	4	4		
契約管財課	1	1	1	1	1	1
収納対策課	15	15	36	36	36	35
税務課	23	22	14	14	7	5
施設管理課					1	
学校施設計画担当課						
営繕課	7	7	7	7	7	7
施設整備担当課						
施設維持課	3	3	3	3	3	3

(単位：人)

課 名	令和５年度（2023）		令和６年度（2024）		令和７年度（2025）	
	会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数	
		うち、６月期期末 手当支給人数		うち、６月期期末 手当支給人数		うち、６月期期末 手当支給人数
地域振興課	2	1	3	3	1	
戸籍住民課	40	37	40	40	52	50
危機管理課	3	3	3	3	3	3
運用訓練担当課						
地域防災担当課			7	7	8	8
生活安全担当課			2	2	3	3
地域防災課	7	7				
生活安全課						
文化国際課						
産業経済課	7	7	10	10	10	10
商工振興課						
観光課						
環境課	5	5	3	3	4	4
みどりと花のフェア担当課					4	4
緑と花のまち推進担当課			2	2		
リサイクル清掃課	1	1	1	1	1	1
清掃事務所	8	7	4	4	6	6
福祉管理課	2	2	4	4	3	3
災害要配慮者支援担当課					1	1
くらしのまるごと相談課					1	1
高齢者支援課	1		1	1	1	1
地域包括ケア担当課	5	5	5	5	5	5
障害福祉課	35	34	31	30	39	38
障害援護担当課	10	9	10	10		
障害者施設課	87	85	82	79	84	78
国保年金課	5	5	6	6	6	6
長寿医療・年金担当課						
介護保険課	24	24	25	25	23	23
西生活課	15	14	15	15	15	15
東生活課	13	13	14	14	15	14
地域保健課	3	3	1	1	2	2

(単位：人)

課 名	令和５年度（2023）		令和６年度（2024）		令和７年度（2025）	
	会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数	
		うち、６月期期末 手当支給人数		うち、６月期期末 手当支給人数		うち、６月期期末 手当支給人数
生活衛生課	4	4	4	3	5	5
健康推進課			5	5	4	3
健康づくり課	7	5				
歯科保健担当課					1	1
保健予防課	11	11	15	14	13	13
青戸保健センター	11	10	9	9	12	12
金町保健センター	10	9	9	9	8	8
子育て政策課	181	144	171	144	182	156
子ども・若者担当課						
子ども・子育て計画担当課						
子育て応援課	7	6	6	5	7	6
子育て施設支援課	5	5	5	5	6	6
保育課	611	576	586	569	616	597
児童相談課			3	3	3	3
相談援助担当課			3	3	6	6
児童保護担当課			11	6	17	8
児童相談法務担当課						
児童相談所開設準備室	1	1				
児童相談所運営準備担当課						
一時保護所運営準備担当課						
子ども家庭支援課	34	32	32	30	32	32
調整課	2	2	2	2	2	2
かわまちづくり担当課						
交通政策課	2	2	2	2	2	2
新金線旅客化担当課						
交通安全対策担当課			1	1	1	1
都市計画課	1	1	1	1	1	1
街づくり推進担当課			1	1		
新小岩街づくり担当課						
金町街づくり担当課						
立石駅北街づくり担当課					2	2

(単位：人)

課 名	令和５年度（2023）		令和６年度（2024）		令和７年度（2025）	
	会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数	
		うち、６月期期末 手当支給人数		うち、６月期期末 手当支給人数		うち、６月期期末 手当支給人数
立石駅南街づくり担当課	1	1	1	1		
高砂・鉄道立体担当課						
密集地域整備担当課	1	1	1	1	2	1
住環境整備課	2	1	2	1	1	1
建築課	7	6	7	7	6	6
道路管理課	6	6	8	8	6	6
道路建設課	4	4	5	5	5	5
道路補修課	2	2	2	2	2	2
公園課	14	14	13	13	13	13
会計管理課	2	2	4	4	2	2
教育総務課	33	32	25	25	27	26
学校施設課					3	3
学校施設整備担当課						
学校施設担当課	2	2	2	2		
学校環境整備担当課						
学務課	8	3	8	6	8	4
教育指導課			19	19	18	18
指導室	17	17				
学校教育推進担当課	1	1	1	1	1	1
学校教育支援担当課	56	48				
総合教育センター教育支援課			39	34	42	33
総合教育センター管理担当課			16	15	16	16
地域教育課	42	35	1		1	1
放課後支援課						
生涯学習課	31	14	20	10	27	12
生涯スポーツ課						
中央図書館	235	201	148	139	145	139
小学校	491	356	555	424	600	465
中学校	243	199	328	262	354	296
幼稚園	12	7	13	6	10	4
監査事務局	2	2	3	3	1	1

(単位：人)

課 名	令和５年度（2023）		令和６年度（2024）		令和７年度（2025）	
	会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数		会計年度任用職員人数	
		うち、６月期期末 手 当 支 給 人 数		うち、６月期期末 手 当 支 給 人 数		うち、６月期期末 手 当 支 給 人 数
選挙管理委員会事務局			3	2	3	
区議会事務局	1		1	1	1	
合 計	2,448	2,098	2,454	2,162	2,608	2,290

注 会計年度任用職員人数は、各年度６月１日時点の人数です。

3 各課別雇用形態別人数（人材派遣含む）（男女別）〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕

（単位：人）

課 名	令和5年度（2023）						令和6年度（2024）										令和7年度（2025）															
	常勤職員		暫定再任用		会計年度任用職員		特別職非常勤		人材派遣	常勤職員		暫定再任用		定年前再任用		会計年度任用職員		特別職非常勤		人材派遣	常勤職員		暫定再任用		定年前再任用		会計年度任用職員		特別職非常勤		人材派遣	
	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男
政策企画課	14	4									16	5										16	8									
経営改革担当課	3	1	1								3	1										4	1									
協働推進担当課	1										1	2										1	1									
SDGs推進担当課	1	3									1																					
スタジアム構想担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	1										3	1									
健康推進都市担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		1											1									
文化的景観調整担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	1									
デジタル推進担当課	3	3									/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
財政課	10										11											9	1									
D×戦略課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	24	15				1					
D×推進課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	5	5									/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
情報システム課	13	6							12		14	5								13	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
総務課	24	5	1	1	3						22	7	2			7				7	21	8	1		1		8					
総合庁舎推進担当課	5	2	1								7	2									7	2										
総合庁舎技術担当課	1										1										1											
秘書課	5	2									6	2									6	2										
広報課	9	7									10	7									11	7										
すぐやる課	7	3	3	3	8	1					7	4	3	2		10					7	4	2				10	2				
人権推進課	2	4				5					3	4					5				5	3					5					5
人事課	15	5			1	5					15	6				2	5				22	8		1			7	10	3			
人材育成課	3	4				3	4				2	5				1	3	5			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
契約管財課	9	5	1		1	1					9	6	1			1					10	5	1				1					
収納対策課	11	10			2	13			16		34	26			1	6	28			23	32	31		2			10	25			12	
税務課	32	45			6	25			85		22	30				6	15			91	24	28		2			1	14			71	
施設管理課	8	2									11	3									12	2	1					1				
学校施設計画担当課	7	2									7	2									/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
営繕課	44	11		1	4	2					49	10		1		4	3				49	12					4	3				
施設整備担当課	1										1										1											
施設維持課	21	3	1		2	1					23	2	1			3					21	2	1				3					

課 名	令和５年度（2023）								令和６年度（2024）								令和７年度（2025）														
	常勤職員		暫定再任用		会計年度任用職員		特別職非常勤		人材派遣	常勤職員		暫定再任用		定年前再任用		会計年度任用職員		特別職非常勤		人材派遣	常勤職員		暫定再任用		定年前再任用		会計年度任用職員		特別職非常勤		人材派遣
	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
地域振興課	33	7			1	1			12	35	8					2	1			14	35	12					1	1			5
戸籍住民課	56	48	3	3	13	31			388	54	55	1	4			11	34			416	55	53	2	3			11	41			198
危機管理課	9				2	1				9						2	1				13						2	1			
運用訓練担当課										3											3										
地域防災担当課										4	3					7					4	3					7	1			
生活安全担当課										5						1	1				5							3			
地域防災課	5	2			7																										
生活安全課	5																														
文化国際課	5	3								4	4										4	4									
産業経済課	11	5	1		3	4			20	11	6	1	1			4	5			2	11	6		1	1		4	6			7
商工振興課	6	6								8	5									12	9	6									5
観光課	12	5								11	6										14	4									
環境課	23	12			2	3				18	10					2	1				15	13					2	2			
みどりと花のフェア担当課																					18	5		1			1	3			
緑と花のまち推進担当課										7	4						2														
リサイクル清掃課	10	4		1		2				9	5		1				1				8	6		1				1			
清掃事務所	137	5	5		8				51	133	5	3		6		3	1			122	128	7	8		4		4	2			34
福祉管理課	12	6			1	1				12	10					1	3				14	10					1	2			8
災害要配慮者支援担当課										3	1										4	1						1			
くらしのまると相談課	4	6							12	7	6									12	7	7						1			
高齢者支援課	15	11							63	15	12						1			72	11	16						1			24
地域包括ケア担当課	4	16	2	3		5			22	5	19		1			1	4			32	6	16					1	5			3
障害福祉課	16	22			13	22			12	15	23					11	20			17	26	38					8	30			9
障害援護担当課	12	14		1		9			12	11	15						9														
障害者施設課	18	42			10	76	1	2	58	20	45					7	72	1	2		19	48					7	69	1	2	
国保年金課	17	24	1	1	1	3			197	9	19		2				6			13	22	28					1	5			11
長寿医療・年金担当課	10	9							19	13	6									12											
介護保険課	20	27		1		24			33	19	27		1			1	23			29	21	26		2				23			11
西生活課	46	39		1	7	8	1		165	49	40					6	8	2		160	53	41					6	9	2		85
東生活課	50	28		2	3	10	2		131	50	30		1			4	10	2		137	50	30		1			5	10	2		71
地域保健課	11	8			3		2		12	11	7					1		2		25	10	8					2		2		10

課 名	令和5年度（2023）							令和6年度（2024）							令和7年度（2025）																
	常勤職員		暫定 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤	人材派遣	常勤職員		暫定 再任用		定年前 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤	人材派遣	常勤職員		暫定 再任用		定年前 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤	人材派遣			
	男	女	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女	男	女			男	女	
生活衛生課	15	15			2	2			15	17					1	3			18	16	17					1	4				
健康推進課	/	/	/	/	/	/	/	/	8	11					1	4			12	6	12						4				
健康づくり課	9	10		1	1	6		7	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
歯科保健担当課	1	4							1	4										1	4					1					
保健予防課	12	20				10	3	296	11	22					1	14	3		36	11	20						13	3		5	
青戸保健センター	3	26				10	119	32	24	3	30					9	120	36	24	3	28				1		12	122	41	5	
金町保健センター	3	24				10	109	34	24	2	21		1			9	121	40	27	3	20		2				8	124	44	10	
子育て政策課	25	101		4	12	167		239	25	103		4			11	167		271	23	108		3				12	176			101	
子ども・若者担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4	5											
子ども・子育て計画担当課	6	3							8	3								8	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
子育て応援課	9	16	1		2	4			10	18					1	4			10	20						1	5				
子育て施設支援課	14	17	1	6	2	3	56	5	70	16	19	1	6			2	3	63	85	17	21		4				2	4	61	5	40
保育課	42	624	6	47	17	593	49	8	274	49	610	5	43		3	14	574	34	297	50	596	6	33		2	16	595	34	6	146	
児童相談課	/	/	/	/	/	/	/	/	15	10					1	2		7	13	12						1	2				
相談援助担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	26	39					2	1	4	6	32	35						3	4	7	5		
児童保護担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	17	32					4	4	1		20	34		1				4	12	1			
児童相談法務担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	1										1												
児童相談所開設準備室	16	8				1			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
児童相談所運営準備担当課	25	38							/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
一時保護所運営準備担当課	17	32							/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
子ども家庭支援課	8	30		2	1	33		48	8	32		1			1	30		52	7	37		1				1	31			20	
調整課	14	2	1		2				13	3	1				2				13	2	1					2					
かわまちづくり担当課	/	/	/	/	/	/	/	/	4										4												
交通政策課	4	1			1	2			5	1					2				4	2							2				
新金線旅客化担当課	6								6										5	1											
交通安全対策担当課	7	2		1				24	7	3					2			72	6	3	1						2			30	
都市計画課	8	5			2				7	5					1				8	5						1					
街づくり推進担当課	2	2							2	2					1				2	2											
新小岩街づくり担当課	7								6	1									6	1											
金町街づくり担当課	5	1							5	1									6												
立石駅北街づくり担当課	5	2							6	1									7	1							2				

課 名	令和5年度（2023）								令和6年度（2024）								令和7年度（2025）															
	常勤職員		暫定 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤		人材派遣	常勤職員		暫定 再任用		定年前 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤		人材派遣	常勤職員		暫定 再任用		定年前 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤		人材派遣	
	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男
立石駅南街づくり担当課	4	1				1					4	1						1				4										
高砂・鉄道立体担当課	5	1									5	1										5	1									
密集地域整備担当課	8	2				1					7	3						1			19	9	2	1				1	1			5
住環境整備課	15	12				1			44	17	11	1						1			54	20	10					1				20
建築課	22	2			4	3			24	19	5						3	4			25	17	6	1				3	3			10
道路管理課	18	7			4	3				17	8						5	3			3	19	7	1				4	2			
道路建設課	21	3			2	2				22	3						3	2				21	3					3	2			
道路補修課	51	9	2		1	1				47	12	3					1	1				41	12	1				1	1			
公園課	43	8	1		12	2			7	44	8						12	1				40	9	3				13				
会計管理課	3	12		2	1	1			12	4	10		1				1	3			13	6	12		1				2			10
教育総務課	20	7			28	4			37	19	4						22	2			75	20	4				25	1				27
学校施設課																						8	1					1	2			
学校施設整備担当課																						6	3									
学校施設担当課	7	2			1	1			12	8	1						1	1														
学校環境整備担当課	2									1	1																					
学務課	13	7		1		3	178	46	82	13	8						1	4	184	48	6	12	9					1	4	184	49	5
教育指導課										14	6		1	1			14	5	1	1	35	16	6	1				14	4	2	1	15
指導室	11	7			12	6	1	3	36																							
学校教育推進担当課	5	1			1					5	2						1					6	3					1				
学校教育支援担当課	8	8			18	38			51																							
総合教育センター教育支援課										4	4						13	25				4	4					11	30			
総合教育センター管理担当課										5	6						2	13	1	1	64	5	6					5	11		1	34
地域教育課	11	16			31	9	30	43	44	13	15						1		33	40	18	10	4				1		33	40		
放課後支援課	3	4							27	3	5										21	9	19									7
生涯学習課	16	16	2		12	21			9	20	15	3	1				8	12				20	16	1		1		11	16			
生涯スポーツ課	16	9					31	21	29	17	8								29	21	26	20	7						29	20		11
中央図書館	25	30			34	200				25	23		4				24	120				25	24					27	118			
小学校	15	14	2	5	74	371				12	11		2				82	450				10	11	1				91	495			
中学校	9	2	1	1	75	164				9	3	2					129	190				10	2	1	1			134	215			
幼稚園		9				12					8							13					5						10			
監査事務局	3	4		1	2					3	4	1					2	1				3	4	2				1				

課 名	令和５年度（2023）						令和６年度（2024）						令和７年度（2025）																		
	常勤職員		暫定 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤		人材派遣	常勤職員		暫定 再任用		定年前 再任用		会計年度 任用職員		特別職 非常勤		人材派遣											
	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女												
選挙管理委員会事務局	8									412	11										421										
区議会事務局	8	7									10	5																			
小 計	1,429	1,659	37	89	455	1,941	586	194	2,740	1,482	1,688	29	78	7	4	471	1,944	606	205	2,889	1,517	1,712	37	60	7	3	501	2,071	610	214	1,491
合 計	3,088		126		2,396		780			3,170		107		11		2,415		811			3,229		97		10		2,572		824		

注1 常勤職員、暫定再任用、定年前再任用、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員は、各年度4月1日現在の配置人員です。

注2 人材派遣については、月のうち1日以上勤務実績がある者の延べ人数です。

ただし、令和7年度（2025）については、令和7年8月までの実績です。

注3 暫定再任用は暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用は定年前再任用短時間勤務職員の人数です。暫定再任用フルタイム勤務職員は常勤職員で集計しています。

注4 令和5年度中に組織改正があった児童相談所開設準備室等について、令和5年10月1日以降の人材派遣の実績は、児童相談課及び児童相談法務担当課は児童相談所開設準備室に、相談援助担当課は児童相談所運営準備担当課に、児童保護担当課は一時保護所運営準備担当課に計上しています。

4 男女平等推進センターにおける相談事業の相談種類別相談件数〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

相談種類	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025） ８月１日現在
悩みごと相談	794 件	974 件	884 件	294 件
法律相談	106 件	114 件	96 件	23 件
配偶者等からの暴力相談（DV相談）	336 件	308 件	362 件	122 件
性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談）	9 件	17 件	20 件	11 件

悩みごと相談（月～金曜日）

法律相談（火曜日）

DV相談（月・木曜日） ※令和４年度から男性被害者からの電話相談を開始

LGBTs相談（月１回 土曜日）

5 耐震診断助成の旧耐震、新耐震別実績〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）

年 度	旧耐震基準 (件数)	新耐震基準 (件数)	旧耐震基準＋新耐震基準の 合計(件数)	新耐震基準の占める割合
令和4年度（2022）	302	15	317	5%
令和5年度（2023）	284	21	305	7%
令和6年度（2024）	294	20	314	6%
令和7年度（2025）	91	3	94	3%

6 民間建築物の耐震診断時の見積金額（50万円ごとの数）〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

耐震改修の見積り金額	令和４年度 (2022) 件数	令和５年度 (2023) 件数	令和６年度 (2024) 件数		令和７年度 (2025) 件数	
			旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震
概算見積りの提出なし	1	0	0	2	0	0
100万円未満	0	0	1	0	0	0
100万円以上～150万円未満	2	1	0	0	0	0
150万円以上～200万円未満	3	2	0	0	1	0
200万円以上～250万円未満	2	2	3	0	0	0
250万円以上～300万円未満	15	7	3	0	2	0
300万円以上～350万円未満	22	15	22	3	2	1
350万円以上～400万円未満	17	22	25	2	5	0
400万円以上～450万円未満	32	39	21	3	6	1
450万円以上～500万円未満	27	21	24	5	6	0
500万円以上～550万円未満	23	30	27	1	4	0
550万円以上～600万円未満	30	26	22	2	7	0
600万円以上～650万円未満	26	17	36	0	6	0
650万円以上～700万円未満	14	18	14	0	3	0
700万円以上～750万円未満	16	21	13	0	6	0
750万円以上～800万円未満	12	16	14	0	8	0
800万円以上～850万円未満	12	10	13	0	3	1
850万円以上～900万円未満	12	7	5	1	6	0
900万円以上～950万円未満	9	8	10	0	6	0
950万円以上	42	43	41	1	20	0
計	317	305	294	20	91	3
			314		94	

7 23区家具転倒防止器具の対象と実績一覧〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕

千代田区

（令和7年8月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）
—	無	—	—	—	—	—

中央区

（令和7年8月31日現在）

事業名	助成の有無	助成制度の概要 （助成対象者、助成額・上限など）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）
家具類転倒防止器具等の取付（高齢者）	有	1 対象 次の1から4のいずれかに該当する方 （1）65歳以上で要介護2以上の寝たきりの状態の方 （2）65歳以上でひとり暮らしの方 （3）65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯の方 （4）家族等が就労、就学等により不在で、日中等に2または3と同様の状態となる方 2 助成内容 器具代（4個まで）、事前調査費及び取付費の9割を区が負担する。 住民税非課税世帯については10割を負担する。 各世帯につき1度まで本サービスを利用可能。	17件 519,897円	78件 599,024円	集計中	集計中
家具転倒防止器具	有	1 対象 （1）身体障害者手帳を所持する視覚障害者、4級以上の肢体不自由者が属する世帯 （2）愛の手帳3度以上を所持する知的障害者が属する世帯 （3）精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持する方が属する世帯 2 助成内容 緊急時の対応が困難な障害のある方を対象として、区が委託した専門業者が事前にご自宅を調査した上で最適な器具を選定し、4個まで無料（5個目以上は自己負担）で取り付けを行う。	0件 0円	1件 25,520円	集計中	集計中

港区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 港区に住民登録のある世帯。 2 助成内容 品目ごとにポイントを定め2人世帯までは150ポイント3人世帯からは195ポイントを上限として商品を選択してもらう。1世帯1回まで助成可能。	1,158件	759件	787件 12,533,895円	260件
家具転倒防止器具等の取付支援	有	1 対象 港区に住民登録がある世帯のうち、自力で家具等を取り付けることが困難な下記のいずれかに該当する世帯 (1) 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 (2) 要介護3以上の者を含む世帯 (3) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯 (4) 難病医療費助成を受けている人を含む世帯 (5) 母子健康手帳を交付された妊婦、または出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯 (6) 母子又は父子のひとり親世帯 2 助成内容 取付に係る費用を全額区で負担。器具の助成と合わせて一世帯一回限り	—	—	58件 870,000円	20件

新宿区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具取付け事業	有	1 対象 区内在住の方(取付けは住宅部分に限る。) 2 助成内容 事前調査費と取付け費は区負担。 器具は利用者負担、ただし災害時要援護者名簿登録者及び生活保護世帯の方は、器具5点まで無料。(無料は世帯1回のみ)	131件 3,170,970円	157件 4,115,485円	151件 3,770,910円	48件 1,306,030円

文京区

※黒塗りは非公開

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具設置助成事業	有	1 対象 区内在住者（区内住宅1戸につき1回に限る。） 2 助成内容 助成額：家具の転倒防止器具設置にかかる器具購入・設置費用 (上限：2万5千円)				

台東区

※黒塗りは非公開

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具取付	有	1 対象 (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 高齢者が属し、かつ世帯員全員の住民税が非課税である世帯 2 助成内容 家具転倒防止器具を1世帯につき3点まで無料で給付し、取り付ける。(1世帯1回限り)			—	—
高齢者家具転倒防止器具の取付	有	※助成ではなく給付事業ですが、参考として回答します。 1 対象 (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 高齢者が属し、かつ世帯員全員の住民税が非課税である世帯 2 事業概要家具転倒防止器具を1世帯につき3点まで無料で給付し、取り付ける。(1世帯1回限り)	—	—	51件	12件

墨田区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具等の取付け支援制度	有	1 対象 (1) ひとり親世帯：未就学児のいるひとり親世帯の方 (2) 高齢者：満65歳以上の方 (3) 障害者：身体障害者手帳1～2級の方・愛の手帳1～3度の方 2 助成内容 家具転倒防止器具：14,500円まで	18件 301,608円	24件 325,664円	—	—
家具転倒防止器具等の取付け支援制度	有	1 対象 満65歳以上の高齢者の方 2 助成内容 助成額：14,500円まで	—	—	集計中	集計中
家具転倒防止器具等の取付け支援制度	有	1 対象 (1) 身体障害者手帳1～2級の方 (2) 愛の手帳1～3度の方 2 助成内容 助成額：14,500円まで	—	—	集計中	集計中

江東区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 65歳以上の単身高齢者または高齢者のみの世帯 2 助成内容 家具転倒防止ポール、家具転倒防止板、L字型金具、チェーン金具、連結用止め金具、食器棚扉固定器具のいずれか一世帯一回限り、最大3点まで委託業者が無料で取付けを行う。	424件 3,647,600円	285件 2,566,300円	—	—
江東区重度心身障害者世帯家具転倒防止器具取付け事業	有	1 対象 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方がいる世帯で、家具転倒防止器具の取付けが困難な世帯（障害者のみの世帯または同居家族がおおむね65歳以上の高齢者の世帯） 2 助成内容 一回限り、家具転倒防止ポール、家具転倒防止板、L字型金具、チェーン金具、連結用止め金具、食器棚扉固定器具のいずれか、最大3点まで取付け費用の助成を行う。	—	—	2件 24,200円	0件 0円

品川区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
高齢者等の家具転倒防止対策助成事業	有	1 対象 (1) 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯 (2) 障害者のみで構成されている世帯 (3) 65歳以上の高齢者と障害者のみで構成されている世帯 (4) 要介護3以上の65歳以上の高齢者のいる世帯 (5) 2級以上の障害者のいる世帯 2 助成内容 (1) 住民税非課税世帯 20,000円までは無料 (2) 住民税課税世帯 18,000円までは1割負担	23件 349,381円	35件 406,604円	31件 457,100円	9件 150,473円
家具転倒防止器具取付助成	有	令和5年度(2023)をもって事業廃止。 1 対象 品川区民であり、取付をした住宅に居住していること。 2 助成内容 (1) 住民税課税世帯(上限4,000円、取付費用の1/2を助成) (2) 住民税非課税世帯(上限8,000円、取付費用全額を助成) ※取付費用とは、器具代を除く取付のみの費用を指す。	1件 4,000円	3件 11,000円	—	—

目黒区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
高齢者家具転倒防止器具取付費用助成事業	有	1 対象 要介護4・5又はひとりぐらし等高齢者登録者 2 助成内容 令和4年度(2022)から上限20,000円	5件 76,029円	2件 24,946円	集計中	集計中
目黒区身体障害者家具転倒防止器具取付費用助成事業	有	1 対象 次のいずれかに該当する身体障害者手帳をお持ちのひとりぐらしのかたで、自分で器具取付けができないかた (1) 上肢・下肢・体幹・視覚障害1・2級 (2) 内部障害1級 2 助成内容 居室等の家具に転倒防止器具を取り付ける費用を、器具代を含め20,000円を限度に助成	0件 0円	0件 0円	集計中	集計中

大田区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 (1) に該当し、かつ(2) ア～オのいずれかに該当する方 (1) 世帯を構成する全員が前年度住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること (2) ア 高齢者(65歳以上)ひとり暮らし イ 高齢者(65歳以上)のみの世帯 ウ 障害者(身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1～3度)の方がいる世帯 エ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯 オ 介護保険の要介護3～5の方がいる世帯 2 助成内容 非課税世帯は、タンス2棹まで無償で支給取付。住民税課税所得80万円以下の世帯は、タンス1棹まで無償で支給取付。	39件	64件	集計中	集計中

世田谷区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 支援対象は次のいずれかに該当する方がお住いの住戸 (1) 満65歳以上の方 (2) 身体障害者手帳(1級または2級に限る)の交付を受けている方 (3) 特殊疾病の医療費助成対象者の方 (4) 愛の手帳(1度または2度に限る)の交付を受けている方 (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (6) 被爆者健康手帳の交付を受けている方 (7) 要介護者(要介護状態区分が3、4又は5に限る)の方 (8) 生活保護法による保護を受けている世帯 2 助成内容 支援の上限額は器具と取付費用合わせて2万円まで。支援は1住戸につき1回まで。 ※取付業者が見積後、申請者の都合でキャンセルした場合は区が取付業者にキャンセル料(5,000円)を支払うように令和5年より単価を設定。	288件 4,912,258円	360件 6,607,298円 (申請件数は382件。 執行額にはキャンセル22件のうち有料キャンセル13件含む)	555件 9,956,061円 (見積後の辞退15件含む)	受付件数274件 器具取付作業済件数217件 3,899,965円

渋谷区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止金具無料取付事業	有	1 対象 以下の区分に該当する世帯 (1) 区分1: 単身の高齢者(65歳以上)世帯または高齢者のみの世帯 (2) 区分2: ねたきりの高齢者がいる世帯 (3) 区分3: 身体障害者手帳1～3級を持つ人がいる世帯 (4) 区分4: 愛の手帳1～3度を持つ人がいる世帯 (5) 区分5: 精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人がいる世帯 2 助成内容 上限: 1世帯につき家具3点まで	33件 497,750円	62件 972,950円	42件 996,350円	18件 364,210円
家具転倒防止金具補助金事業	有	1 対象 申請時に区内に居住し住民登録をしている人 2 助成内容 金額上限: 1万円 自らが居住する住宅で、次の家具等に取り付けた家具転倒防止金具等の購入費用が対象	102件 883,658円	144件 1,214,435円	141件 1,275,266円	24件 213,434円

中野区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 (1) 65歳以上の方のみで構成される世帯 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けているの方のみで構成される世帯 (3) 上記(1)(2)の方のみで構成される世帯 (4) ひとり親世帯で、家具の転倒を防止する器具の取り付けができる方がいない世帯 (5) その他区長が必要と認める世帯 2 助成内容 工事費無料、器具代1万円まで無料	36件 2,135,914円	34件 2,877,270円	67件 6,010,730円	2件 155,540円

杉並区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具の取付	有	1 対象 65歳以上のみの世帯の方 2 助成内容 上限26,299円	75件 875,899円	73件 914,899円	129件 1,783,000円	17件 258,250円
杉並区家具転倒防止器具取付事業	有	1 対象 (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯 (2) 難病患者福祉手当を受けている方がいる世帯 2 助成内容 器具の種類、取付箇所により異なる。上限25,000円	4件 50,250円	11件 88,450円	22件 369,400円	4件 58,200円

豊島区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具の購入および設置助成事業	有	1 対象 (1) 65歳以上の方のみで構成される世帯 (2) 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯 (3) 要介護3～5の方がいる世帯 2 助成内容 助成金額：1世帯につき上限15,000円 助成対象経費：家具転倒防止器具の購入費 家具転倒防止器具の設置費用	—	—	0件 0円	17件 197,000円 ※令和7年 (2025)7月 から事業開始

北区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 北区避難行動要支援者名簿」に登録している方、65歳以上のみで構成される世帯の方 2 助成内容 1度の作業につき概ね10点まで取付でき、器具は申込者が用意する。	2件 4,400円	1件 3,300円	—	—
家具転倒防止器具等の取り付け支援事業	有	1 対象 (1)「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている区民 (2) 65歳以上のみで構成される世帯(単身含む)の区民 2 助成内容 つっぱり棒などの家具転倒防止器具や簡易型感震ブレーカーの取り付けが自力では難しい者を対象に、区の委託業者(公益社団法人北区シルバー人材センター)を申請者の自宅に派遣することで、取り付け支援を実施。	—	—	13件 (感震ブレーカー:2件 突っ張り棒:10件 転倒防止版:1件) 42,900円	7件 (感震ブレーカー:6件 粘着型L字固定器具:1件) 金額は委託事業者から未報告

荒川区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 65歳以上のみの世帯、世帯全員が住民税非課税の世帯、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている者がいる世帯 2 助成内容 設置工事費:限度額2万円(工事費の10/10) 器具購入費:限度額1万円(購入費の10/10)	11件 103,157円	44件 458,602円	26件 271,445円	2件 19,064円
家具転倒防止器具	有	1 対象 上記以外の全世帯 2 助成内容 設置工事費:限度額1万円(工事費の1/2) 器具購入費:限度額5,000円(購入費の1/2)			13件 56,831円	1件 5,000円

板橋区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 以下の障がい者のみで構成される世帯 (1) 身体障害者手帳4級以上の者 (2) 愛の手帳4度以上の者 (3) 精神障害者保険福祉手帳1級以上の者 (4) 難病患者(東京都難病医療助成対象者) 2 助成内容 助成限度額: 13,500円	1件 13,500円	0件 0円	28件 371,500円	9件 189,500円
家具転倒防止器具	有	1 対象 (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 障がいがある方のみの世帯 ※上記世帯の同居者が18歳以下の場合は対象となる。 2 助成内容 13,500円(調査7,000円、工事費等6,500円)	12件 149,000円	36件 466,500円	0件 0円	0件 0円

練馬区

※黒塗りは非公開

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
防火防災診断	無	消防署と協力して、高齢者等を対象に防火防災診断を行っている。診断の結果、家具の転倒の危険性がある場合は、区から1箇所分の家具転倒防止器具を渡し、取付支援を行っている。	64件	84件	—	—
家具転倒防止器具等設置支援事業	無	1 対象 避難行動要支援者のうち、避難行動要支援者のみで構成する世帯の世帯主が希望する場合、無償で器具を設置または送付する。	—	—		

足立区

※黒塗りは非公開

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 区内在住で自身の居住する住宅に工事を実施する方 2 助成内容 上限10万円 区内施工業者による工事が対象 家具類の転倒防止工事・ガラスの飛散防止工事に対して助成 ※足立区では家具転及びガラス飛散防止工事に対して助成を行っており、同時に工事を行う場合、按分は行っていない。実績の件数・金額についてはガラスの助成も含んだものになっている。	10件 496,000円	15件 1,230,000円		

葛飾区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具転倒防止器具	有	1 対象 世帯員全員が(1)～(3)のいずれかの条件当てはまる世帯 (1) 満65歳以上の方 (2) 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている方 (3) 愛の手帳(1級又は2級)の交付を受けている方 2 助成内容 上限額3万円	33件 804,840円	35件 924,322円	21件 551,840円	2件 60,000円

江戸川区

(令和7年8月31日現在)

事業名	助成の有無	助成制度の概要 (助成対象者、助成額・上限など)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
家具の転倒防止ボランティア	有	1 対象 65歳以上熟年者のみの世帯 (障害者のみの世帯で自力で取り付けが困難な世帯を含む) 2 助成内容 9か所まで設置費無料	15件 委託料 52,000円 金具678,898円	104件 委託料 398,947円 金具349,998円	47件 171,068円	4件 21,120円

8 23区別移動支援事業の時間数等調べ〔令和6年度（2024）〕

	区名	対象者	サービス内容	1か月の利用上限時間
1	千代田区	知的障害者児 精神障害者児 高次脳機能障害者児 視覚障害児（通学のみ） 両上肢かつ両下肢機能障害1級の者児 医療的ケアが必要で保護者が付き添って なおかつ支援が必要な未就学児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 障害福祉サービス対象外の通院介護 義務教育及び特別支援学校高等部への通学 移動経路に慣れるまでの一時的な付き添い	上限60時間として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 通学の同行は上限30時間まで 通勤通学の経路が変わった際は1カ月間上限30時間まで
2	中央区	知的障害者 精神障害者 身体障害者手帳1級両上下肢機能障害 高次脳機能障害 特別支援学校または支援学級に通学する 児童生徒	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等の社会参加のための外出 通学（小学生～大学生） 通勤または通所のための外出等、通年または長 期間にわたる外出、営業活動・政党活動または 布教活動、長時間の宿泊を伴う外出は除く	上限50時間として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 通学は23時間まで（片道30分以内）
3	港区	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児 原則として就学児以上 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等の社会参加のための外出 特別支援学校等の通学 通勤、営業活動等経済活動、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除く、 原則として1日の範囲で用務を終えるもの	上限60時間を標準として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 通所、通学の訓練は3か月以内
4	新宿区	知的障害者児 精神障害者児 全身性障害者児（両上肢1級かつ両下肢1級） 視覚障害者児（同行援護優先）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動の支援 通所や通学の送迎	上限40時間を標準として時間数は希望や事情を調査、勘案して決定

	区名	対象者	サービス内容	1 か月の利用上限時間
5	文京区	視覚障害者 1・2 級（通学通所のみ） 肢体不自由 1 級で車いす常用の方 知的障害者 精神障害者 難病患者等 障害児（小学生以上）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 営業活動等の経済活動に係る外出、通勤等の通年または長期にわたる外出、犯罪に係る行為への加担等社会通念上不適当と認められる外出は除く	時間数は希望や事情を調査、勘案して決定（36時間までは自己負担なし） 通学は月10回、1回1時間以内、必要により月23回まで 通所は通所開始1か月に限り必要な日数1日最大8時間まで
6	台東区	知的障害者児 全身性障害者児（障害支援区分4以上かつ歩行、移乗、排尿、排便がいずれも困難） 精神障害者児 難病患者等 視覚障害者児で同行援護の支給決定が受けられない方	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 経済活動、通年かつ長期にわたる外出、宿泊を伴う外出を除く 特別支援級（通級除く）、特別支援学校に通学する児童生徒について、移動支援事業とは別に通学支援事業がある（学童、放課後等デイサービスの送りを含む）	在宅者50時間、グループホーム利用者20時間、障害児30時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
7	墨田区	身体障害者児（視覚または肢体不自由 1・2 級） 知的障害者児 精神障害者児	公的機関、金融機関での手続き等社会生活上必要な外出 余暇活動、文化活動 特別支援学校、特別支援学級、学童クラブ、通所施設等への送迎 宿泊、危険なスポーツ、営利を伴う活動、政治活動、宗教活動を除く	20時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定（グループホーム利用者は15時間まで、視覚障害は同行援護と合わせて54時間まで） 基本時間を超える場合54時間を限度として必要時間を決定
8	江東区	知的障害者児 精神障害者児 肢体不自由 1・2 級 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出 通学、通所 原則として1日の範囲で用務を終えるもの	32時間、18歳未満は16時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
9	品川区	重度身体障害者（体幹または下肢で 1・2 級） 知的障害者 精神障害者 難病患者 高次脳機能障害者 障害児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通学支援 小学生は通学支援のみ	中学生以上36時間 小学校通学は23時間

	区名	対象者	サービス内容	1 か月の利用上限時間
10	目黒区	視覚障害者児 知的障害者児 精神障害者児 難病患者 体幹または下肢機能障害 1・2 級	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動のための外出 義務教育及び高校生の通学（保護者が病気、出産、就労等により通学支援できない場合） 放課後等デイサービス等通所施設の送迎 利用時間は 8 時から 22 時の間 通勤、営業、政治活動、宗教活動、定期通院は除く	50 時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
11	大田区	視覚障害者児（同行援護対象者を除く） 全身性障害者児 知的障害者児 精神障害者 難病患者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出支援 義務教育及び特別支援学校、通所施設の送迎 学校から学童、放課後等デイサービスへの送り 1 日の範囲で用務を終えるもの 経済活動、6 か月以上継続する週 2 回以上の同じ場所への外出を除く	18 歳未満は 16 時間、18 歳以上は 32 時間を標準として時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
12	世田谷区	全身性障害者児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 保護者が病気や就労等により付き添えない場合の通学、療育、通所の移動支援	93 時間 障害児は 40 時間（うち通学は 23 時間まで）
		視覚障害者児（同行援護対象者を除く）		50 時間 障害児は 40 時間（うち通学は 23 時間まで）
		知的障害者児		
		精神障害者児		
		高次機能障害者児		
13	渋谷区	視覚障害者児 聴覚障害者児 全身性障害者児（上肢 1 級かつ下肢か体幹 1 級） 知的障害者児 精神障害者児（高次脳で手帳交付を受けている）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 都内の特別支援学校、又は区立小中学校特別支援学級への通学、区内施設通所 突発的な通院 短期入所、緊急一時保護の送迎 経済活動、宿泊を伴う外出、危険なスポーツを除く 利用時間は 1 日 8 時間以内	25 時間（年間 300 時間の範囲であれば月 50 時間まで利用可能） 独居・全身性は 35 時間 通学支援は別途 24 時間まで（学童、放課後等デイサービスの送り含む） 通所支援は別途 20 時間まで
14	中野区	障害者児 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通学支援（小学生から高校生まで） 放課後等デイサービス通所、短期入所時の利用は除く	15 時間までは自己負担なし 通学支援は必要時間を算定

	区名	対象者	サービス内容	1 か月の利用上限時間
15	杉並区	全身性障害者児（両下肢 1 級か 2 級、体幹 1 級もしくは移動機能障害 1 級かつ両上肢機能障害） 知的障害者児 精神障害者児 高次機能障害者 視覚障害者児（同行援護対象者を除く）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通勤、営業、放課後等デイサービス通所は除く 通学は①保護者が就労、疾病のためにできないもしくは、②呼吸器を使用しているために介護者一人では移動できない場合に利用可能	18歳以上50時間、中学生以上30時間、小学4年生以上15時間を目安として時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 18歳以上年間600時間、中学生以上年間360時間、小学4年生以上年間180時間の範囲であれば月の利用時間の限度を超えてもよい 小学生1年生から3年生までは通学支援のみ 就労継続B型は3か月以内、生活介護はバス停送迎
16	豊島区	視覚障害者児（同行援護対象者を除く） 全身性障害者児（四肢体幹にわたり重度の障害がある） 肢体不自由者児（下肢又は体幹 1・2 級で車いす利用） 知的障害者児 精神障害者児 難病患者	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 特別支援学校への通学（学童、放課後等デイサービスの送りを含む） 通所は年度内 3 か月以内 通所先変更時は10日間（2 回まで更新可能） 経済活動、通所、通院、宿泊を除く	50時間を上限として、時間数は希望や事情を調査、勘案して決定 自宅に帰省中の利用は 1 日 8 時間以内、年間 32時間まで
17	北区	身体障害者（両上肢（等級問わず）および両下肢 2 級以上で総合等級 1 級、体幹 1 級、移動 1 級） 知的障害者 精神障害者 障害児 難病患者等	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 原則として 1 日（8 時間）の範囲で用務を終えるもの 通学、通所（慣れるまで 3 か月以内） 収入を得ることを目的とした外出、政治活動、宗教活動を除く	35時間を上限として希望や事情を調査、勘案して決定、区長が特別に認める場合は45時間まで
18	荒川区	身体障害者（両上肢及び両下肢 1～3 級） 知的障害者 精神障害者 区内特別支援学級、都内特別支援学校通学者	通院、公共機関・金融機関等での手続き、文化教養及びスポーツ活動、特別支援学校・特別支援学級・学童クラブ・通所介護施設等への通学 通所、冠婚葬祭 通勤、宿泊、政治活動、宗教活動を除く	時間数は希望や事情を調査、勘案して決定

	区名	対象者	サービス内容	1 か月の利用上限時間
19	板橋区	全身性障害者児	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 原則として1日の範囲（8時間以内）で用務を終えるもの	障害者50時間、障害児36時間を限度として、 時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
		知的障害者児		
		精神障害者児		
		視覚障害者児（同行援護対象者を除く）		
20	練馬区	身体障害者	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出で1日の範囲で用務を終えるもの 通学、生活介護通所に係る自宅とバスポイント間の移動 就労継続支援B型の通所、宿泊を伴う外出については特別な支援が必要と認められる場合 通勤、放課後等デイサービス通所は対象外	23時間を上限として希望や事情を調査、勘案して決定 事情により50時間まで 通学は原則23時間、事情により46時間まで 通所（生活介護、区分3以上の就労B）23時間 宿泊は1泊2日年2回まで50時間の範囲内で支給量を変更
		知的障害者		
		精神障害者（発達障害含む）		
		難病患者等		
		障害児		
21	足立区	身体障害者児	屋外での移動が困難な障害者に対し①交通機関利用支援②諸手続き履行支援③買い物支援④娯楽趣味活動参加支援等の外出支援 1回8時間まで 社会通念上必要な外出、余暇活動等社会参加のための外出 経済活動、通年かつ長期にわたる外出を除く	16時間を標準利用可能利用時間として、16時間を超える時間数は希望や事情を調査、勘案して決定
		知的障害者児		
		精神障害者		
		難病患者		
22	葛飾区	全身性障害者（身障1級で、両下肢、体幹、移動いずれかで個別等級1級または2級かつ両上肢1級または2級）	①社会参加を促進する余暇活動、学習活動②健康の維持促進に資する行為③財産の保全、就職活動等④官公庁等の公的機関の手続き⑤冠婚葬祭等社会生活に関する行事参加⑥その他区長が適当と認める理由	35時間（12歳未満12時間）
		全身性障害者に準ずるもの（両下肢、体幹、移動いずれかで個別等級1級または2級）		12時間
		知的障害者児		23時間（12歳未満12時間）
		精神障害者		1級20時間 2級15時間 3級10時間
23	江戸川区	全身性障害者（下肢または体幹1・2級）	社会生活上必要不可欠な外出 余暇活動等社会参加のための外出 通所、通学 通勤、家族同行は除く	18歳以上35時間 18歳未満25時間
		知的障害者児		
		精神障害者		

9 区営住宅、区営シルバーピア募集戸数及び応募者数・倍率〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕

（令和7年8月1日現在）

住 宅		令和4年度(2022)			令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
		募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率
区営住宅(世帯)		25戸	149人	6.0	19戸	127人	6.7	12戸	91人	7.6	20戸	98人	4.9
区営シルバーピア	単身	9戸	89人	9.9	10戸	78人	7.8	9戸	190人	21.1	3戸	58人	19.3
	世帯	2戸	13人	6.5	3戸	6人	2.0	7戸	15人	2.1	1戸	3人	3.0

※倍率は、小数点第二位を四捨五入

10 区営シルバーピア住宅別空戸数〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）

住宅名	管理戸数	空戸数
コージュお花茶屋	12	2
コージュ鎌倉	10	0
コージュ柴又	8	1
コージュ細田	14	4
コージュ高砂	10	0
コージュ四つ木	8	2
コージュ立石	10	1
コージュ第二鎌倉	7	1
コージュ東金町	10	1
コージュ堀切	14	1
コージュ奥戸	10	0
コージュ南水元	10	2
コージュ西亀有	10	1
コージュ第二堀切	10	1
コージュ小菅	10	1
合計	153	18

11 区営住宅の団地別空戸数〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）

住宅名	管理戸数	空戸数
白鳥三丁目第3アパート	9	1
宝町一丁目アパート	41	2
西亀有二丁目第9アパート	21	0
白鳥三丁目第4アパート	28	1
水元一丁目アパート	25	4
青戸八丁目第2アパート	31	0
柴又六丁目アパート	21	2
柴又六丁目第2アパート	29	4
亀有一丁目第4アパート	50	4
柴又二丁目アパート	76	14
金町四丁目第3アパート	70	5
合計	401	37

12 くらしのまると相談窓口で対応した新規相談件数（年齢別・男女別）及び相談種類別件数
〔令和５年度（2023）～令和６年度（2024）〕

（１）新規相談件数

相談方法	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
電話	981件	814件
来所	845件	822件
合計	1,826件	1,636件

※令和５年５月８日 くらしのまると相談窓口開設

（２）年齢別新規相談件数

年齢	件数	
	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
小学生未満	3件	0件
小学校・中学校	14件	6件
高校	10件	13件
19～64歳	766件	746件
65歳以上	739件	685件
不明	294件	186件
合計	1,826件	1,636件

（３）男女別新規相談件数

性別	件数	
	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
男性	863件	780件
女性	899件	835件
その他	2件	0件
不明	62件	21件
合計	1,826件	1,636件

(4) 相談種類別件数(延べ件数)

種別	件数		種別	件数	
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
病気	365件	303件	生活習慣	12件	11件
けが	42件	34件	社会的孤立	80件	53件
障害(身体)【手帳あり】	58件	40件	家族関係	328件	229件
障害(知的)【手帳あり】	36件	23件	介護	314件	202件
障害(精神)【手帳あり】	173件	109件	子育て	100件	57件
障害(身体)【疑い】	17件	12件	不登校	10件	9件
障害(知的)【疑い】	9件	9件	非行	2件	5件
障害(精神)【疑い】	113件	102件	中卒・高校中退	4件	3件
自殺企図	27件	6件	ひとり親	49件	33件
その他メンタルヘルス	162件	94件	DV・虐待	75件	47件
住まい	452件	355件	外国籍	46件	50件
ホームレス	16件	25件	刑余者	2件	5件
経済的困窮	707件	588件	コミュニケーション	19件	12件
債務	130件	77件	本人の能力	58件	33件
家計管理	115件	97件	被災	13件	3件
就職活動	147件	128件	支援機関との関係	102件	48件
就職定着	50件	42件	その他	355件	358件
			合計	4,188件	3,202件

13 区商連に加盟している区内商店会・それ以外の商店会の一覧〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕

令和6年度（2024）

令和7年3月31日現在

1. 立石・四つ木地区			4. 新小岩地区			7. 金町・水元地区		
N0	区商連	商店会名	N0	区商連	商店会名	N0	区商連	商店会名
1	○	立石中央通り商店会	29		東栄信金通り会	56	○	金町末広商店会
2	○	協同組合立石仲見世共盛会	30		新小岩商交会	57	○	金町理科大商店会
3	○	立石駅通り商店会	31		新小岩第一末広商店会	58	○	金町中央商店会
4	○	立石西町商栄会	32	○	みのり商店会	59	○	金町駅前通り商店会
5	○	区役所通り商店会	33		新小岩北口商店会	60	○	金町一番街通り商店会
6	○	立石勉強会	34		新小岩仲通り会	61	○	金町しょうぶ通り商店会
7	○	立石大通り商店会	35		新小岩一番通り新和会	62	○	飯塚商栄会
8	○	まいろ一ど四つ木商店街振興組合	36		新小岩栄通り会	63	○	水元公園前商店会
9	○	洪江商店街振興組合	37		新小岩銀座商店街振興組合	64		ときわ商工会
10		立石2丁目ハッピー商店会	38		新小岩ドリームエイ商店街振興組合	65		金町栄通り商店会
11		立石すずらん通り商店会	39		新小岩小松通り会	66	○	金町商盛会
2. 青戸地区			40		新小岩親商会	67	○	金町大通り商店会
N0	区商連	商店会名	41		新小岩松島通り会	68	○	昌明通り商店会
12	○	青戸駅前通り商交会	42		新小岩駅前アーケード会	69	○	ヴィナシス金町ブライトコート商店会
13	○	青戸ミナミ通り商店会	5. 高砂・柴又地区			70	○	ベルトーレ金町商店会
14	○	青戸サンロード商店会	N0	区商連	商店会名	8. 堀切・お花茶屋地区		
15	○	北ウイング青戸商店会	43	○	高砂南町商友会	N0	区商連	商店会名
16	○	青戸公団前通り商栄会	44	○	高砂エビス通り商店会	71	○	堀切菖蒲園通り商和会
17	○	青戸銀座商栄会	45	○	高砂商店会	72	○	堀切ラッキー通り商店街（H10まで振興組合）
18		青砥駅北口中通り商店会	46	○	住吉商店会	73	○	堀切クローバー商店会（H16まで振興組合）
3. 亀有地区			47	○	柴又一丁目商店会	74	○	堀切一番街商店会（H19まで振興組合）
N0	区商連	商店会名	48		柴又中央会	75	○	堀切中央商店街振興組合
19		亀有上宿商店会	49		柴又親商会	76	○	お花茶屋商店街振興組合
20	○	亀有中央商店街振興組合	50	○	柴又神明会	77	○	お花茶屋駅前商店会
21	○	亀有銀座商店街振興組合	51		柴又西口商店会	78		堀切小橋通り栄和会
22	○	亀四商店会	6. 鎌倉・細田地区			79		二葉商店会
23	○	亀有北口中通り商店街（H28まで振興組合）	N0	区商連	商店会名	80		お花茶屋商栄会
24	○	亀有北口商店会	52	○	鎌倉本通り商店会	81		お花茶屋親和会
25		リリオ商店会	53	○	千代田通商店会（H18まで振興組合）	82		お花茶屋親交会
26	○	亀有北口一番街商店会	54		細田バス通り商店会	83		西小菅商盛会
27		亀有北口飲食街組合	55		細田中央通り商店会			
28		亀有五丁目東商店会						

商店街数-83

区商連加入商店街数-50

令和7年度(2025)

令和7年8月31日現在

1. 立石・四つ木地区			4. 新小岩地区			7. 金町・水元地区		
N0	区商連	商 店 会 名	N0	区商連	商 店 会 名	N0	区商連	商 店 会 名
1	○	立石中央通り商店会	28		東栄信金通り会	54	○	金町末広商店会
2	○	協同組合立石仲見世共盛会	29		新小岩商交会	55	○	金町理科大商店会
3	○	立石駅通り商店会	30		新小岩第一末広商店会	56	○	金町中央商店会
4	○	立石西町商栄会	31	○	みのり商店会	57	○	金町駅前通り商店会
5	○	区役所通り商店会	32		新小岩北口商店会	58	○	金町一番街通り商店会
6	○	立石勉強会	33		新小岩仲通り会	59	○	金町しょうぶ通り商店会
7	○	立石大通り商店会	34		新小岩一番通り新和会	60	○	飯塚商栄会
8	○	まいろ一ど四つ木商店街振興組合	35		新小岩栄通り会	61	○	水元公園前商店会
9	○	洪江商店街振興組合	36		新小岩銀座商店街振興組合	62		ときわ商工会
10		立石2丁目ハッピー商店会	37		新小岩トリムウェイ商店街振興組合	63		金町栄通り商店会
2. 青戸地区			38		新小岩小松通り会	64	○	金町商盛会
N0	区商連	商 店 会 名	39		新小岩親商会	65	○	金町大通り商店会
11	○	青戸駅前通り商交会	40		新小岩松島通り会	66	○	昌明通り商店会
12	○	青戸ミナミ通り商店会	41		新小岩駅前アーケード会	67	○	ヴィナシス金町ブライトコート商店会
13	○	青戸サンロード商店会	5. 高砂・柴又地区			68	○	ベルトレーレ金町商店会
14	○	北ウイング青戸商店会	N0	区商連	商 店 会 名	8. 堀切・お花茶屋地区		
15	○	青戸公団前通り商栄会	42	○	高砂南町商友会	N0	区商連	商 店 会 名
16	○	青戸銀座商栄会	43	○	高砂エビス通り商店会	69	○	堀切菖蒲園通り商和会
17		青砥駅北口中通り商店会	44	○	高砂商店会	70	○	堀切ラッキー通り商店街（H10まで振興組合）
3. 亀有地区			45	○	住吉商店会	71	○	堀切クローバー商店会（H16まで振興組合）
N0	区商連	商 店 会 名	46		柴又中央会	72	○	堀切一番街商店会（H19まで振興組合）
18		亀有上宿商店会	47		柴又親商会	73	○	堀切中央商店街振興組合
19	○	亀有中央商店街振興組合	48	○	柴又神明会	74	○	お花茶屋商店街振興組合
20	○	亀有銀座商店街振興組合	49		柴又西口商店会	75	○	お花茶屋駅前商店会
21	○	亀四商店会	6. 鎌倉・細田地区			76		堀切小橋通り栄和会
22	○	亀有北口中通り商店街（H28まで振興組合）	N0	区商連	商 店 会 名	77		二葉商店会
23	○	亀有北口商店会	50	○	鎌倉本通り商店会	78		お花茶屋商栄会
24		リリオ商店会	51	○	千代田通商店会（H18まで振興組合）	79		お花茶屋親和会
25	○	亀有北口一番街商店会	52		細田バス通り商店会	80		お花茶屋親交会
26		亀有北口飲食街組合	53		細田中央通り商店会	81		西小菅商盛会
27		亀有五丁目東商店会						

商店街数-81

区商連加入商店街数-49

14 23区別基金積立総額及び区民一人当たりの積立額〔令和3年度（2021）～令和6年度（2024）〕

（単位：千円、人）

区 名	令和3年度（2021）			令和4年度（2022）			令和5年度（2023）			令和6年度（2024）		
	積立総額 A	人口（人） B	一人当たり A／B	積立総額 A	人口（人） B	一人当たり A／B	積立総額 A	人口（人） B	一人当たり A／B	積立総額 A	人口（人） B	一人当たり A／B
千 代 田 区	117,145,261	67,276	1,741	118,626,993	68,296	1,737	118,625,320	68,856	1,723	122,877,769	68,999	1,781
中 央 区	71,231,290	172,193	414	72,889,790	175,216	416	95,816,623	181,845	527	98,705,369	188,694	523
港 区	187,122,600	258,783	723	195,542,271	263,970	741	211,621,422	267,250	792	236,246,697	268,783	879
新 宿 区	63,082,811	340,877	185	66,549,390	346,313	192	59,503,209	349,318	170	54,938,566	352,395	156
文 京 区	60,365,010	227,218	266	60,105,171	230,201	261	57,575,466	232,790	247	50,443,910	235,380	214
台 東 区	47,506,959	204,431	232	53,777,884	208,824	258	56,789,535	213,486	266	56,178,961	216,696	259
墨 田 区	42,378,782	276,800	153	49,602,662	282,085	176	55,606,086	285,784	195	61,122,312	287,766	212
江 東 区	155,878,581	527,085	296	171,353,486	535,305	320	186,113,101	539,439	345	204,903,350	543,152	377
品 川 区	91,437,051	404,405	226	95,953,974	406,362	236	94,532,080	410,260	230	103,719,526	414,581	250
目 黒 区	65,440,806	278,415	235	79,510,237	279,251	285	91,473,651	280,126	327	100,508,732	282,281	356
大 田 区	118,357,459	729,423	162	124,015,667	732,074	169	122,219,437	736,652	166	117,170,997	742,842	158
世 田 谷 区	128,013,701	917,145	140	153,227,278	917,705	167	147,037,208	920,596	160	154,101,340	926,103	166
渋 谷 区	122,621,376	228,906	536	138,625,593	230,115	602	153,225,406	231,499	662	163,744,937	231,976	706
中 野 区	66,556,316	332,432	200	76,864,823	335,187	229	79,945,854	338,800	236	75,353,874	342,165	220
杉 並 区	66,605,271	570,925	117	81,479,259	572,468	142	86,973,731	574,841	151	92,955,461	579,634	160
豊 島 区	41,969,669	283,595	148	47,238,943	289,457	163	51,869,857	292,339	177	56,654,477	294,595	192
北 区	63,632,960	351,390	181	75,769,346	355,170	213	76,816,537	358,516	214	78,115,917	363,789	215
荒 川 区	43,361,767	215,361	201	45,922,992	217,233	211	48,657,673	219,813	221	50,107,362	222,450	225
板 橋 区	83,440,918	567,091	147	100,903,822	570,076	177	116,563,974	574,768	203	129,507,634	580,912	223
練 馬 区	95,822,192	738,131	130	102,223,772	739,757	138	108,862,608	743,428	146	120,691,781	747,771	161
足 立 区	180,390,572	689,258	262	181,551,692	691,372	263	185,798,076	694,725	267	181,747,805	700,370	260
葛 飾 区	128,771,902	462,537	278	141,016,635	465,285	303	139,330,467	467,922	298	134,138,558	470,812	285
江 戸 川 区	217,951,424	688,602	317	245,718,351	688,501	357	267,594,152	690,476	388	268,900,144	694,180	387
合 計	2,259,084,678	9,532,279	237	2,478,470,031	9,600,223	258	2,612,551,473	9,673,529	270	2,712,835,479	9,756,326	278

※ 積立総額は普通会計決算額であり、積立基金のうち介護保険給付準備基金、駐車場事業特別会計基金及び定額運用基金を除く。

※ 人口は各年度末の翌日（4月1日）現在の住民基本台帳人口である。

15 特別養護老人ホーム入所定員数及び入所申込者数〔令和４年度（2022）～令和６年度（2024）〕

項 目		令和４年度（2022） （令和５年３月31日現在）	令和５年度（2023） （令和６年３月31日現在）	令和６年度（2024） （令和７年３月31日現在）
入所定員数（※１）		2,246 人	2,249 人	2,253 人
区 民	入所申込者数（※２）	866 人	842 人	914 人
	年度内入所者数	570 人	706 人	569 人
	年度内死亡者数	278 人	269 人	238 人
区民以外の入所申込者数		205 人	181 人	196 人

※１ 区が優先枠を確保している区外２施設の定員数（25人分）を含む。

※２ 区が優先枠を確保している区外２施設（25人分）に入所申し込みをしている区民の数を含む。

16 特別養護老人ホームの月別申込者数〔令和6年度（2024）〕

単位：人

		令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
A 新規入所申込者		99	75	115	72	94	117	86	106	53	98	122	77
B 入所者		52	46	57	45	41	42	40	72	32	42	58	42
C 死亡		21	14	19	17	26	22	15	12	15	27	23	27
D 入所申込書の有効期間（2年） が経過した者		21	13	25	16	8	25	14	12	15	13	12	17
E 入院や他の施設に入所した者等		2	3	5	2	1	1	1	2	1	1	4	6
特養入所申込者数 前月申込者数＋A －（B＋C＋D＋E）	上段：区民 下段：区民以外 の者	849 177	852 173	861 173	856 170	867 177	892 179	898 189	912 183	903 182	919 181	939 186	914 196

17 要介護度別、特別養護老人ホーム入所申込者数〔令和４年度（2022）～令和６年度（2024）〕

年度	令和４年度（2022）（令和５年３月31日現在）				令和５年度（2023）（令和６年３月31日現在）				令和６年度（2024）（令和７年３月31日現在）			
要介護度別	区民		区民以外		区民		区民以外		区民		区民以外	
	総数	うち 13点以上	総数	うち 13点以上	総数	うち 13点以上	総数	うち 13点以上	総数	うち 13点以上	総数	うち 13点以上
要介護５	200 人	169 人	51 人	40 人	206 人	178 人	36 人	29 人	226 人	198 人	39 人	29 人
要介護４	324 人	242 人	74 人	36 人	314 人	211 人	63 人	31 人	331 人	210 人	81 人	37 人
要介護３	311 人	97 人	73 人	11 人	292 人	77 人	74 人	15 人	335 人	89 人	66 人	9 人
要介護２	24 人	0 人	5 人	0 人	26 人	0 人	7 人	0 人	18 人	0 人	7 人	0 人
要介護１	7 人	0 人	2 人	0 人	4 人	0 人	1 人	0 人	4 人	0 人	3 人	0 人
計	866 人	508 人	205 人	87 人	842 人	466 人	181 人	75 人	914 人	497 人	196 人	75 人

18 要介護度別、特別養護老人ホーム入所者数

〔令和４年度（2022）～令和６年度（2024）〕

年度	令和４年度（2022） （令和５年３月３１日現在）		令和５年度（2023） （令和６年３月３１日現在）		令和６年度（2024） （令和７年３月３１日現在）	
要介護度別	区民	区民以外	区民	区民以外	区民	区民以外
要介護５	523 人	69 人	517 人	69 人	547 人	66 人
要介護４	748 人	118 人	768 人	126 人	760 人	136 人
要介護３	514 人	55 人	519 人	60 人	485 人	84 人
要介護２	52 人	4 人	58 人	5 人	72 人	7 人
要介護１	7 人	0 人	13 人	1 人	12 人	3 人
計	1,844 人	246 人	1,875 人	261 人	1,876 人	296 人

※ 区が優先枠を確保している区外２施設の入所者数を含む。

19 特別養護老人ホームにおける施設別空き状況

〔令和6年度（2024）〕

（単位：人）

No	施設名	定員数	入所者数	空床数
1	中川園	130	129	1
2	水元ふれあいの家	90	89	1
3	水元園	100	94	6
4	奥戸くつろぎの郷	88	81	7
5	すずうらホーム	80	84	0
6	東四つ木ほほえみの里	123	110	13
7	西水元あやめ園	98	96	2
8	西水元ナーシングホーム	57	55	2
9	葛飾やすらぎの郷	91	90	1
10	癒しの里 青戸	60	59	1
11	かつしか苑	100	98	2
12	癒しの里 亀有	74	72	2
13	ル・ソラリオン葛飾	140	134	6
14	エトワール	170	163	7
15	東かなまち桜園	140	135	5
16	バタフライヒル細田	80	80	0
17	かつしか苑亀有	83	79	4
18	アンプル宝町	120	115	5
19	第二奥戸くつろぎの郷	20	20	0
20	スマイルホーム西井堀	144	137	7
21	ケアホーム葛飾	120	122	0
22	癒しの里西亀有	120	120	0
23	第2サンシャインビラ（区外特養）	20	9	11
24	あゆみえん（区外特養）	5	1	4
合 計		2,253	2,172	87

※入所者数は、措置入所及びショートステイの特例利用を含むため、定員数を超える場合がある。
したがって、空床数＝定員数－入所者数とはならない。

20 ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業の乳酸菌飲料の利用者数〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕

令和4年度(2022)		令和5年度(2023)		令和6年度(2024)	
登録者数	配達本数(年間)	登録者数	配達本数(年間)	登録者数	配達本数(年間)
1,183 人	274,658 本	1,138 人	266,685 本	1,139 人	256,811 本

(登録者数は各年度末現在)

21 23区別地域包括支援センター施設数及び1施設当たりの高齢者数〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕

区名	令和4年度(2022)		令和5年度(2023)		令和6年度(2024)	
	施設数	1施設当たりの高齢者数（人）	施設数	1施設当たりの高齢者数（人）	施設数	1施設当たりの高齢者数（人）
千代田区	2	5,672	2	5,730	2	5,762
中央区	6	4,253	6	4,314	6	4,448
港区	5	8,928	5	9,061	5	9,189
新宿区	11	6,089	11	6,078	11	6,064
文京区	8	5,455	8	5,463	8	5,473
台東区	7	6,437	7	6,393	7	6,352
墨田区	8	7,532	8	7,478	8	7,413
江東区	21	5,363	21	5,369	21	5,361
品川区	21	3,875	21	3,857	21	3,850
目黒区	5	11,004	5	11,046	5	11,065
大田区	22	7,488	23	7,147	23	7,130
世田谷区	28	6,669	28	6,720	28	6,789
渋谷区	11	3,909	11	3,859	11	3,928
中野区	8	8,383	8	8,372	8	8,342
杉並区	20	6,010	20	6,022	20	6,040
豊島区	8	7,082	8	7,076	8	7,033
北区	20	4,270	20	4,239	20	4,206
荒川区	8	6,192	8	6,141	8	6,103
板橋区	19	6,932	19	6,932	19	6,924
練馬区	25	6,491	27	6,043	27	6,072
足立区	25	6,783	25	6,770	25	6,750
葛飾区	14	8,121	14	8,099	14	8,082
江戸川区	27	5,438	27	5,441	27	5,437

※施設数は、各年度4月1日現在のセンター設置数で、ランチ・サブセンターを含む。

※1施設当たりの高齢者数は、各年度に含まれる1月1日現在の65歳以上人口を施設数で割り、小数点第1位を四捨五入した数。

22 地域包括支援センターの種類別相談件数〔令和４年度（2022）～令和６年度（2024）〕

センター名 相談の種類	水 元			新 宿			高 砂			青 戸		
	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）
家族間調整等	1,592	1,675	925	464	511	533	1,053	1,289	1,267	511	597	652
成年後見関係	165	136	395	333	318	169	561	520	777	510	465	730
消費者被害	9	13	182	19	9	1	20	15	20	46	101	84
虐待関係	169	65	360	166	175	214	266	517	411	923	828	1,394
精神保健関係	1,667	1,742	1,585	886	787	643	1,838	2,576	2,501	4,148	3,723	3,773
介護保険サービス	4,622	4,669	5,001	7,522	7,329	6,219	6,329	8,387	7,526	7,260	6,135	5,570
介護予防・ 日常生活支援関係	1,013	934	673	1,970	2,516	2,602	2,326	742	587	633	607	483
介護方法	1,121	853	699	1,014	1,316	1,307	940	1,404	1,466	293	224	172
医療関係	1,548	1,120	1,099	1,085	904	744	2,754	3,249	3,323	3,039	2,136	1,858
施設入所	544	565	527	523	370	369	676	914	1,104	822	845	830
措置関係	54	117	281	29	29	11	23	19	41	150	44	26
在宅福祉サービス 関係	1,489	1,333	963	1,093	708	712	1,187	1,449	1,316	981	783	786
年金等経済関係	743	669	668	564	541	551	1,130	1,500	1,297	2,144	1,671	1,236
見守り関係	1,228	1,006	903	1,146	906	995	754	781	888	912	785	1,078
その他	1,611	1,605	1,074	2,963	2,902	2,090	3,197	3,306	2,962	3,358	3,266	3,176
合計	17,575	16,502	15,335	19,777	19,321	17,160	23,054	26,668	25,486	25,730	22,210	21,848

センター名 相談の種類	堀 切			東四つ木			奥 戸			合 計		
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
家族間調整等	173	614	732	1,125	495	288	3,033	2,945	2,794	7,951	8,126	7,191
成年後見関係	267	249	291	341	382	645	470	305	381	2,647	2,375	3,388
消費者被害	11	50	33	20	43	39	19	31	51	144	262	410
虐待関係	259	284	357	694	840	823	496	476	391	2,973	3,185	3,950
精神保健関係	2,288	2,760	3,044	1,723	1,568	1,711	2,867	2,981	3,595	15,417	16,137	16,852
介護保険サービス	9,749	10,020	10,381	10,075	9,473	9,371	7,447	7,356	7,332	53,004	53,369	51,400
介護予防・ 日常生活支援関係	217	219	291	356	264	188	1,306	1,356	1,320	7,821	6,638	6,144
介護方法	109	107	135	146	49	145	2,028	2,318	2,445	5,651	6,271	6,369
医療関係	5,770	6,120	7,791	3,759	3,353	2,993	3,856	3,932	4,273	21,811	20,814	22,081
施設入所	731	838	877	1,114	1,131	902	1,707	1,722	1,851	6,117	6,385	6,460
措置関係	41	21	20	103	63	5	79	60	62	479	353	446
在宅福祉サービス 関係	2,201	1,835	1,851	1,438	1,227	1,216	1,730	1,471	1,394	10,119	8,806	8,238
年金等経済関係	841	996	1,385	1,749	1,288	1,326	1,787	1,817	2,141	8,958	8,482	8,604
見守り関係	410	470	867	1,045	737	647	1,285	1,046	1,270	6,780	5,731	6,648
その他	2,553	2,286	3,007	3,114	2,443	2,696	3,641	3,524	3,661	20,437	19,332	18,666
合計	25,620	26,869	31,062	26,802	23,356	22,995	31,751	31,340	32,961	170,309	166,266	166,847

23 介護保険料の滞納状況〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕

〔令和4年度（2022）〕

種 別		調定額	未納額	件 数	実人数
現年分		8,456,372,251 円	160,503,044 円	17,541 件	3,195 人
滞納繰越分	平成28年度(2016)分	10,970 円	0 円	0 件	0 人
	平成29年度(2017)分	57,893 円	7,780 円	1 件	1 人
	平成30年度(2018)分	1,620,394 円	127,624 円	24 件	18 人
	令和元年度(2019)分	39,480,019 円	851,077 円	138 件	79 人
	令和2年度(2020)分	123,125,699 円	36,049,581 円	4,898 件	1,717 人
	令和3年度(2021)分	165,391,203 円	123,511,435 円	16,683 件	2,245 人
	計	329,686,178 円	160,547,497 円	21,744 件	4,060 人

〔令和5年度（2023）〕

種 別		調定額	未納額	件 数	実人数
現年分		8,409,403,187 円	131,098,623 円	14,967 件	2,939 人
滞納繰越分	平成29年度(2017)分	7,780 円	0 円	0 件	0 人
	平成30年度(2018)分	125,694 円	60,497 円	7 件	3 人
	令和元年度(2019)分	851,077 円	191,387 円	24 件	12 人
	令和2年度(2020)分	36,049,581 円	1,094,193 円	181 件	87 人
	令和3年度(2021)分	123,330,265 円	34,843,570 円	4,652 件	1,548 人
	令和4年度(2022)分	160,034,633 円	112,020,422 円	14,801 件	2,027 人
	計	320,399,030 円	148,210,069 円	19,665 件	3,677 人

〔令和6年度（2024）〕

種 別		調定額	未納額	件 数	実人数
現年分		9,031,786,756 円	140,886,661 円	18,043 件	3,584 人
滞納繰越分	平成30年度(2018)分	60,497 円	1,390 円	1 件	1 人
	令和元年度(2019)分	191,387 円	8,957 円	2 件	2 人
	令和2年度(2020)分	1,094,193 円	175,400 円	36 件	22 人
	令和3年度(2021)分	34,843,570 円	2,099,915 円	403 件	146 人
	令和4年度(2022)分	111,982,202 円	33,228,275 円	4,769 件	1,608 人
	令和5年度(2023)分	130,674,905 円	98,342,584 円	14,499 件	2,054 人
	計	278,846,754 円	133,856,521 円	19,710 件	3,833 人

24 シルバー人材センターの区発注業務の単価及び配分金の時間単価〔令和6年度（2024）〕

（単位：円）

件 名	令和6年度(2024)	
	発注単価	配分金の時間単価 (11月1日時点)
堀切菖蒲園自転車整理	総価契約	1,200
「かつしか環境・緑化フェア」駐輪場等整理委託	総価契約	1,512
葛飾区立図書館庭整備委託	総価契約	1,150
子ども発達センター堀切分室等除草作業	総価契約	1,150
奥戸・水元・西水元地区センター管理運営業務	総価契約	1,120
憩い交流館管理運営業務委託（堀切外13館）	総価契約	1,120
金町休日応急診療所利用者用駐車場管理業務委託	総価契約	1,506
交通公園管理委託	総価契約	1,113
通学児童の案内業務委託	1,314	1,113
学校受付業務委託	1,228	1,113
旧学校建物管理等業務委託	総価契約	1,113
リユース家具展示・販売コーナー運営等業務委託	総価契約	1,132
資源回収事業に係る食品トレイ保管等業務委託	総価契約	1,113
違法駐車防止等指導案内業務委託	総価契約	1,476
水元公園レンタサイクル事業運営等委託	総価契約	1,340
葛飾区金町駅北口自転車駐車場等管理業務	総価契約	1,114
新柴又保管所管内放置自転車総合対策業務委託	総価契約	1,114
白鳥保管所管内放置自転車総合対策業務委託	総価契約	1,114
第52回葛飾区消費生活展駐車場・駐輪場整理委託	総価契約	1,490
葛飾区地域福祉・障害者センター受付及び管理業務委託	総価契約	1,185
喫煙禁止区域等清掃・啓発活動委託	総価契約	1,430

25 認可保育所における年齢別、地域別、半期（４月・10月）別待機児童数
〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕（令和７年４月１日現在）

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和 4 年度 (2 0 2 2)	4月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0
	10月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	2	0	0	0	0	0	2
		四つ木・堀切	4	0	0	0	0	0	4
		立石・青戸・東四つ木	2	0	0	0	0	0	2
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	8	0	0	0	0	0	8

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。

新基準

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和5年度 (2023)	4月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0
	10月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。

新基準

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和6年度 (2024)	4月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0
	10月1日現在	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。

新基準

単位：人

年度・期別		地域別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和7年度 (2025)	4月1日現在 入所児童数 11,202人	水元	0	0	0	0	0	0	0
		金町・東金町	0	0	0	0	0	0	0
		新宿・柴又	0	0	0	0	0	0	0
		高砂・鎌倉	0	0	0	0	0	0	0
		亀有・白鳥	0	0	0	0	0	0	0
		四つ木・堀切	0	0	0	0	0	0	0
		立石・青戸・東四つ木	0	0	0	0	0	0	0
		新小岩・奥戸	0	0	0	0	0	0	0
		管外	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0

入所児童数には管外委託児童を含み、受託児童を除く。

新基準

26 保育における除外4項目別待機児童数〔令和4年度（2022）～令和7年度（2025）〕
（令和7年4月1日現在）

令和4年度（2022）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	38 人
育児休業中の場合	0 人
他に利用可能な保育所等がある場合	79 人
計	117 人

令和5年度（2023）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	36 人
育児休業中の場合	0 人
他に利用可能な保育所等がある場合	69 人
計	105 人

令和6年度（2024）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	46 人
育児休業中の場合	0 人
他に利用可能な保育所等がある場合	114 人
計	160 人

令和 7 年度（2025）

待機児童数に含めない場合	児童数
求職活動を休止している場合	0 人
地方単独事業を利用している場合	43 人
育児休業中の場合	0 人
他に利用可能な保育所等がある場合	167 人
計	210 人

27 認証保育所の定員数と月別利用実績〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

令和４年度（2022）

（単位：人）

名 称	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	34	32	34	34	34	34	34	33	34	34	34	34	34	405
亀有プチ・クレイシュ	38	45	46	46	46	46	46	47	47	45	47	46	44	551
どんぐり保育園	30	20	20	21	21	22	21	23	25	24	24	24	24	269
たけのこ保育園	40	45	45	44	44	45	47	44	43	43	43	45	47	535
保育園あっぷるキッズ青戸園	22	19	19	19	19	5	2							83
キャンディパーク保育園	40	53	53	53	53	56	54	56	56	55	55	55	56	655
アイキッズ認証保育園	30	15	14	17	18	21	23	26	27	25	27	27	27	267
めぐみ保育園	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	395
めぐみナーサリー	20	19	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	237
計（９園）	286	280	283	286	288	282	280	282	285	279	283	284	285	3,397

※定員は４月１日現在、利用実績者数は各月１日現在

※保育園あっぷるキッズ青戸園は令和４年９月20日から休園

令和５年度（2023）

（単位：人）

名 称	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	37	35	35	34	36	36	36	36	36	36	36	36	36	428
亀有プチ・クレイシュ	38	46	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	551
どんぐり保育園	30	18	18	18	19	20	21	23	22	23	22	22	22	248
たけのこ保育園	40	44	45	45	45	45	46	46	46	46	46	46	46	546
キャンディパーク保育園	40	40	53	53	53	52	53	55	56	55	55	55	55	635
アイキッズ認証保育園	30	25	26	27	27	27	27	27	25	27	27	27	26	318
めぐみ保育園	31	31	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	394
めぐみナーサリー	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
計（８園）	266	259	275	276	279	279	282	286	284	286	285	285	284	3,360

※定員は４月１日現在、利用実績者数は各月１日現在

※保育園あっぷるキッズ青戸園は令和５年４月１日付け廃止

令和6年度（2024）

（単位：人）

名 称	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	36	36	35	36	35	35	35	35	35	35	35	36	36	424
亀有プチ・クレイシュ	38	47	48	46	46	47	47	47	46	46	46	46	46	558
どんぐり保育園	30	16	16	18	19	21	23	25	26	26	25	26	26	267
たけのこ保育園	40	42	43	43	43	43	43	43	42	42	42	43	44	513
キャンディパーク保育園	40	49	50	50	52	55	56	57	60	59	59	59	59	665
アイキッズ認証保育園	37	28	28	28	31	32	34	36	36	36	36	36	36	397
めぐみ保育園	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	395
めぐみナーサリー	20	18	18	19	20	20	20	20	20	19	19	19	19	231
計（8園）	273	268	271	273	279	286	291	296	298	296	295	298	299	3,450

※定員は4月1日現在、利用実績者数は各月1日現在

令和7年度（2025）

（単位：人）

名 称	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
都市型保育園ポポラー東京金町園	38	36	36	36	36	36								180
亀有プチ・クレイシュ	38	43	43	43	43	44								216
どんぐり保育園	30	17	18	18	19	21								93
たけのこ保育園	40	43	43	43	43	43								215
キャンディパーク保育園	40	51	52	53	52	53								261
アイキッズ認証保育園	39	33	34	36	37	37								177
めぐみ保育園	32	33	33	34	33	34								167
めぐみナーサリー	20	20	19	20	20	20								99
計（8園）	277	276	278	283	283	288	0	0	0	0	0	0	0	1,408

※定員は4月1日現在、利用実績者数は各月1日現在

28 私立保育園ごとの人件費比率〔令和３年度(2021)～令和６年度(2024)〕

(１) 社会福祉法人(福)、宗教法人(宗)

(金額の単位：円)

No.	設置者		施設名	令和３年度(2021)決算			令和４年度(2022)決算			令和５年度(2023)決算			令和６年度(2024)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
1	福	由和会	亀有保育園	186,112,831	156,717,007	84.2%	189,915,322	151,495,853	79.8%	202,590,286	153,416,322	75.7%	225,369,285	167,380,032	74.3%
2	福	葛飾学園	葛飾学園	290,194,117	222,251,472	76.6%	293,558,714	234,092,326	79.7%	297,622,082	233,245,401	78.4%	314,988,686	236,742,142	75.2%
3	福	大龍会	金町保育園	358,509,146	246,106,121	68.6%	368,459,753	250,145,335	67.9%	401,659,754	284,385,430	70.8%	430,792,275	303,047,777	70.3%
4	福	のゆり会	たかさご保育園	256,131,221	181,930,647	71.0%	238,024,366	174,940,108	73.5%	263,324,197	188,127,524	71.4%	285,287,609	209,760,924	73.5%
5	福	砂原母の会	幼保連携型認定こども園すなはら	237,880,581	168,352,802	70.8%	256,737,826	176,033,596	68.6%	269,802,036	177,883,837	65.9%	282,198,333	208,064,509	73.7%
6	宗	妙法寺	奥戸保育園	189,525,747	133,581,358	70.5%	193,595,117	140,952,321	72.8%	203,193,226	139,608,432	68.7%	238,334,956	165,831,589	69.6%
7	福	新宿会	新宿保育園	220,550,362	179,028,029	81.2%	216,786,423	166,324,857	76.7%	239,528,956	167,665,494	70.0%	254,381,996	190,798,102	75.0%
8	宗	日枝神社	山王保育園	126,496,892	103,204,167	81.6%	123,492,885	104,326,848	84.5%	130,046,096	104,531,239	80.4%	150,842,115	118,946,207	78.9%
9	福	さくら学園	さくら学園保育所	147,415,268	121,103,978	82.2%	139,263,236	115,823,860	83.2%	141,724,871	114,111,148	80.5%	162,655,043	127,647,623	78.5%
10	福	雲柱社	黎明保育園	273,266,152	221,629,062	81.1%	275,864,637	231,902,006	84.1%	310,466,546	255,459,238	82.3%	345,988,232	255,776,785	73.9%
11	福	ひまわり会	ひまわり保育園	491,661,212	416,066,453	84.6%	498,325,729	384,104,088	77.1%	499,108,265	339,346,233	68.0%	531,968,262	348,522,525	65.5%
12	福	葛飾鎌倉福祉会	鎌倉保育園	173,945,086	130,608,708	75.1%	172,766,618	136,595,359	79.1%	185,900,733	130,793,825	70.4%	206,980,183	137,677,318	66.5%
13	福	柴又育心会	柴又学園	206,335,374	168,060,609	81.5%	208,122,017	161,580,284	77.6%	215,208,710	173,682,620	80.7%	224,743,309	170,718,727	76.0%
14	福	さゆり保育園	さゆり保育園	210,945,702	190,506,372	90.3%	219,667,605	191,994,086	87.4%	225,447,254	183,380,477	81.3%	232,172,520	180,930,872	77.9%
15	福	ひかり学園	ひかり学園	193,588,078	153,913,444	79.5%	185,532,371	155,447,530	83.8%	195,444,864	154,300,498	78.9%	191,480,897	148,950,434	77.8%
16	福	みよし会	北野保育園	259,255,870	213,996,297	82.5%	258,429,648	215,940,520	83.6%	264,222,782	214,604,709	81.2%	274,204,806	228,502,339	83.3%
17	福	白菊会	かみこまつ保育園	170,514,178	133,045,437	78.0%	174,819,266	136,115,319	77.9%	179,330,302	141,149,213	78.7%	200,384,080	151,155,323	75.4%
18	福	希望福祉会	きぼう保育園	205,610,873	180,068,330	87.6%	213,987,027	178,587,010	83.5%	201,705,904	158,976,135	78.8%	213,670,400	163,364,920	76.5%
19	福	葛飾福祉館	こひつじ保育園	181,394,075	144,976,173	79.9%	179,862,960	154,527,691	85.9%	185,843,254	151,361,086	81.4%	208,950,649	148,920,406	71.3%
20	福	日の出保育園	日の出保育園	166,994,828	127,043,320	76.1%	150,245,509	110,978,044	73.9%	143,327,217	105,118,659	73.3%	144,401,824	116,228,578	80.5%
21	福	東中川会	東中川保育園	206,075,763	137,944,361	66.9%	214,426,076	145,834,516	68.0%	216,070,381	155,124,920	71.8%	244,016,228	173,488,222	71.1%
22	福	厚生福祉会	幼保連携型認定こども園青戸福祉	257,481,296	194,474,317	75.5%	259,026,070	202,136,913	78.0%	250,546,299	205,714,497	82.1%	273,465,475	207,892,072	76.0%
23	福	葛飾若草福祉会	亀青保育園	109,430,678	98,608,731	90.1%	110,236,746	98,103,007	89.0%	95,866,789	84,902,114	88.6%	113,852,229	90,797,895	79.8%
24	福	正栄会	さかえ保育園	127,336,544	108,700,187	85.4%	113,437,437	80,821,976	71.2%	99,455,779	59,124,122	59.4%	140,378,150	96,884,117	69.0%
25	福	清遊の家	うらら保育園	185,455,070	138,001,192	74.4%	192,253,922	155,303,266	80.8%	182,399,160	166,040,788	91.0%	202,611,083	161,882,394	79.9%
26	福	すこやか福祉会	こばとの森保育園	176,392,593	137,380,935	77.9%	177,813,715	137,974,613	77.6%	189,256,216	135,229,281	71.5%	196,656,440	145,528,983	74.0%
27	福	徳育会	徳育保育園	205,834,649	149,545,666	72.7%	209,133,337	134,068,628	64.1%	228,721,327	146,921,287	64.2%	240,595,013	150,483,877	62.5%
28	福	葛飾福祉館	東立石こひつじ保育園	129,168,556	95,772,909	74.1%	131,833,130	102,591,973	77.8%	144,644,596	111,422,501	77.0%	154,131,706	110,246,183	71.5%
29	福	厚生福祉会	青戸もも保育園	170,844,808	134,748,990	78.9%	176,844,573	137,927,382	78.0%	186,285,638	139,535,307	74.9%	203,240,889	153,112,387	75.3%
30	福	東中川会	亀有りりおっこ保育園	231,143,570	154,186,515	66.7%	240,612,105	163,323,867	67.9%	254,784,474	169,085,513	66.4%	274,756,842	172,553,298	62.8%
31	福	砂原母の会	幼保連携型認定こども園そあ	210,745,482	141,191,304	67.0%	201,301,779	140,970,762	70.0%	238,366,248	150,281,012	63.0%	243,510,317	177,998,244	73.1%
32	福	ひまわり会	金町ひまわり保育園	200,966,100	155,193,558	77.2%	204,025,526	154,798,429	75.9%	217,528,618	167,084,842	76.8%	238,839,651	175,408,392	73.4%
33	福	厚生福祉会	かつしか風の子保育園	248,767,558	198,455,597	79.8%	253,152,716	207,668,059	82.0%	263,623,192	211,911,046	80.4%	281,973,687	214,283,702	76.0%
34	福	葛飾会	かつしか堀切保育園	246,078,837	128,103,989	52.1%	229,273,886	121,894,722	53.2%	249,022,680	113,691,526	45.7%	226,388,548	108,971,297	48.1%
35	福	悠晴	四つ木なかよし保育園	171,594,779	106,264,063	61.9%	163,089,206	107,569,832	66.0%	173,988,319	98,801,561	56.8%	182,501,217	106,168,660	58.2%
36	福	共生会	白鳥ふたば保育園	132,874,346	98,502,529	74.1%	136,637,645	103,383,779	75.7%	134,474,115	105,451,258	78.4%	141,116,752	111,763,782	79.2%
37	福	清風会	東かなまち保育園	243,816,097	168,927,868	69.3%	245,208,711	172,557,955	70.4%	252,737,239	186,235,417	73.7%	275,219,115	190,217,175	69.1%
38	福	健翠会	水元保育園	218,527,452	175,585,587	80.3%	235,125,859	181,138,152	77.0%	253,808,900	185,738,171	73.2%	277,721,971	195,907,674	70.5%
39	福	新宿会	あおぞら水元保育園	203,836,705	156,189,798	76.6%	208,794,166	150,452,141	72.1%	227,354,363	148,465,844	65.3%	256,231,844	172,881,908	67.5%

(1) 社会福祉法人(福)、宗教法人(宗)

(金額の単位:円)

No.	設置者		施設名	令和3年度(2021)決算			令和4年度(2022)決算			令和5年度(2023)決算			令和6年度(2024)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
40	福	うさぎの夢	金町どんぐり保育園	107,931,425	71,150,731	65.9%	139,115,692	79,685,605	57.3%	141,309,563	95,016,547	67.2%	147,610,758	108,837,801	73.7%
41	福	日の出福祉会	かなまち虹保育園	157,254,282	98,709,087	62.8%	141,146,120	102,073,864	72.3%	183,247,032	109,549,258	59.8%	207,824,703	133,721,436	64.3%
42	福	フィロス	ゆめの樹保育園しんこいわ	139,426,610	79,725,566	57.2%	135,842,341	83,008,469	61.1%	149,991,822	91,544,356	61.0%	146,291,656	91,835,306	62.8%
43	福	誠高会	金町駅前さくらんぼ保育園	147,053,610	87,412,380	59.4%	151,934,755	80,362,533	52.9%	155,884,387	84,596,806	54.3%	169,193,708	91,779,595	54.2%
44	福	葛飾福祉館	本田こひつじ保育園	251,243,564	222,590,246	88.6%	262,548,986	214,481,865	81.7%	286,850,714	211,470,710	73.7%	290,725,542	201,952,087	69.5%
45	福	アストリー	立石いろは保育園	192,394,275	133,358,697	69.3%	187,643,648	128,324,353	68.4%	196,238,015	132,323,811	67.4%	208,169,977	149,673,082	71.9%
46	福	東中川会	亀が岡りりおっこ保育園	246,012,651	165,163,266	67.1%	252,190,695	178,307,162	70.7%	275,579,869	192,103,844	69.7%	295,824,997	197,644,965	66.8%
47	福	喜清会	おくどスマイル保育園	177,494,294	126,506,421	71.3%	196,104,426	122,315,779	62.4%	206,539,461	120,628,160	58.4%	222,662,355	121,853,661	54.7%
48	福	アストリー	南水元いろは保育園	146,835,577	97,253,172	66.2%	166,964,894	109,185,878	65.4%	192,596,316	117,155,535	60.8%	210,872,964	124,309,946	59.0%
49	福	清遊の家	ひのか保育園	288,891,280	220,824,371	76.4%	289,647,462	222,716,630	76.9%	285,690,155	211,698,613	74.1%	300,875,490	218,169,026	72.5%
50	福	まあれ愛恵会	葛飾高砂たいよう保育園	126,111,646	54,970,885	43.6%	143,687,947	74,189,053	51.6%	174,202,119	74,281,270	42.6%	197,885,976	93,322,576	47.2%
51	福	和順福祉会	無二保育園	106,004,806	62,396,099	58.9%	134,429,113	78,107,001	58.1%	152,066,509	90,884,358	59.8%	180,577,134	105,750,301	58.6%
52	福	徳育会	東立石保育園	374,022,919	231,189,526	61.8%	336,153,938	251,850,191	74.9%	338,808,284	244,608,358	72.2%	360,736,801	250,881,564	69.5%
合 計				10,683,375,415	7,921,218,329	74.1%	10,797,093,651	7,995,035,396	74.0%	11,353,435,914	8,087,770,153	71.2%	12,226,254,678	8,585,168,740	70.2%

※人件費比率は小数第2位を四捨五入

※設置者及び施設名は令和7年9月現在のもの

※幼保連携型認定こども園すなはら、幼保連携型認定こども園そあ及び幼保連携型認定こども園青戸福祉は私立保育園として運営していたため掲載

(2) 株式会社(株)、有限会社(有)、医療法人財団(医)、学校法人(学)、NPO法人(N)

(金額の単位: 円)

No.	設置者		施設名	令和3年度(2021)決算			令和4年度(2022)決算			令和5年度(2023)決算			令和6年度(2024)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
1	株	HITOWAKISSライフ	太陽の子青戸中央保育園	174,033,925	108,832,957	62.5%	185,820,664	110,946,917	59.7%	186,020,924	113,015,847	60.8%	205,985,501	119,386,511	58.0%
2	株	カラバ	キャンディパーク保育園2号	222,722,896	119,352,633	53.6%	230,838,210	111,501,761	48.3%	253,154,659	120,865,130	47.7%	279,688,543	136,963,684	49.0%
3	株	こどもの森	まなびの森保育園京成金町ブチ・クレイシュ	100,135,165	37,262,951	37.2%	107,267,465	46,747,436	43.6%	112,405,593	45,246,514	40.3%	111,668,143	44,637,801	40.0%
4	株	こどもの森	まなびの森保育園亀有	142,532,036	54,813,802	38.5%	131,252,261	58,717,567	44.7%	145,201,418	55,475,819	38.2%	154,275,088	61,727,067	40.0%
5	株	WITH	ういず堀切菖蒲園駅前保育園	134,194,202	71,255,344	53.1%	135,984,603	76,733,150	56.4%	151,050,312	90,852,321	60.1%	168,258,000	95,966,670	57.0%
6	株	ベネッセスタイルケア	ベネッセ四ツ木保育園	137,201,340	89,199,063	65.0%	142,999,306	96,614,028	67.6%	152,074,796	97,053,473	63.8%	164,359,486	104,760,338	63.7%
7	株	グローバルキッズ	グローバルキッズ奥戸園	186,750,828	102,816,748	55.1%	183,624,410	98,666,027	53.7%	185,365,472	116,667,019	62.9%	199,338,576	124,025,077	62.2%
8	株	ライクキッズ	にじいろ保育園西亀有	138,903,811	87,595,450	63.1%	143,066,774	88,620,433	61.9%	146,878,661	90,176,231	61.4%	167,508,531	100,775,179	60.2%
9	有	たけのこ	たけのこ第2保育園	57,999,310	48,505,849	83.6%	61,464,115	50,736,060	82.5%	64,500,543	44,289,553	68.7%	72,991,740	46,690,331	64.0%
10	株	テノ. コーポレーション	ほっぺるランド西新小岩	179,422,782	95,892,507	53.4%	173,236,907	90,474,652	52.2%	181,379,699	93,546,641	51.6%	191,458,529	103,394,194	54.0%
11	株	テノ. コーポレーション	ほっぺるランド東立石	174,346,758	93,999,548	53.9%	167,139,088	99,011,630	59.2%	180,919,455	100,138,050	55.3%	178,007,155	105,389,636	59.2%
12	医	光善会	こはるび保育園	139,805,458	71,212,859	50.9%	140,905,708	75,555,005	53.6%	145,188,142	71,374,194	49.2%	159,109,971	70,514,074	44.3%
13	株	グローバルキッズ	グローバルキッズ東新小岩園	127,652,111	87,159,813	68.3%	122,623,175	86,015,938	70.1%	133,801,528	92,544,429	69.2%	153,186,356	102,272,694	66.8%
14	株	ブルーム	そらまめ保育園 お花茶屋駅前	166,177,280	74,239,337	44.7%	163,352,815	67,252,865	41.2%	151,307,477	65,573,902	43.3%	161,137,564	64,626,472	40.1%
15	株	ライクキッズ	にじいろ保育園南水元	132,691,550	75,294,452	56.7%	141,654,804	77,190,846	54.5%	153,266,610	83,565,772	54.5%	161,012,602	88,404,121	54.9%
16	株	セリオ	トレジャーキッズにいじゅく保育園	145,698,532	76,795,995	52.7%	123,642,931	85,754,515	69.4%	182,467,381	90,146,829	49.4%	190,874,077	105,391,560	55.2%
17	株	こどもの森	まなびの森保育園新柴又	122,379,708	46,901,068	38.3%	109,833,287	47,734,891	43.5%	120,288,011	45,039,943	37.4%	126,358,815	46,681,538	36.9%
18	株	AIAI Child Care	AIAI NURSERY 高砂	122,299,772	57,603,737	47.1%	121,413,024	50,496,457	41.6%	114,291,933	56,682,276	49.6%	133,464,678	72,054,169	54.0%
19	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき金町	165,201,494	84,508,472	51.2%	167,729,804	81,556,774	48.6%	165,848,239	82,859,374	50.0%	179,481,756	85,832,686	47.8%
20	株	木下の保育	木下の保育園青砥	160,946,596	81,089,463	50.4%	160,002,168	85,285,070	53.3%	165,935,281	80,563,882	48.6%	172,387,345	86,228,170	50.0%
21	株	テノ. コーポレーション	ほっぺるランド東新小岩	159,318,843	89,159,554	56.0%	154,010,193	82,898,813	53.8%	158,922,537	82,782,095	52.1%	172,066,759	88,848,947	51.6%
22	株	Smile Project	キッズスマイル葛飾東水元	126,352,889	64,511,042	51.1%	141,201,902	64,636,155	45.8%	157,251,162	68,094,676	43.3%	181,054,741	83,381,364	46.1%
23	株	こどもの森	まなびの森保育園金町	119,461,483	49,313,580	41.3%	129,694,561	54,316,554	41.9%	158,198,896	59,417,271	37.6%	168,832,964	67,425,556	39.9%
24	株	パソナフォスター	キッズハーモニー・かなまち	62,041,059	38,509,858	62.1%	78,011,115	46,781,713	60.0%	85,051,328	57,861,106	68.0%	93,485,401	66,141,714	70.8%
25	株	ビーフェア	HOPPA京成小岩駅	97,884,472	51,480,372	52.6%	122,171,061	61,373,650	50.2%	140,918,140	68,604,115	48.7%	148,505,937	68,507,297	46.1%
26	学	三幸学園	ぼけっとランド亀有保育園	201,643,297	89,997,844	44.6%	157,695,493	97,272,036	61.7%	159,434,041	100,782,921	63.2%	183,845,405	111,235,093	60.5%
27	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき亀有	142,113,848	65,630,307	46.2%	149,774,153	70,652,706	47.2%	167,963,849	75,374,211	44.9%	192,323,208	79,824,057	41.5%
28	株	なないろ	このえ西亀有保育園	177,424,417	95,625,379	53.9%	195,380,484	100,885,637	51.6%	205,861,286	108,515,777	52.7%	221,451,865	117,209,692	52.9%
29	株	ビーフェア	HOPPA堀切菖蒲園	77,830,617	44,421,179	57.1%	118,990,684	61,786,687	51.9%	137,832,705	66,957,306	48.6%	145,832,971	74,401,809	51.0%
30	株	木下の保育	木下の保育園青砥第2	126,815,936	64,634,739	51.0%	135,237,373	68,467,969	50.6%	161,931,528	79,184,306	48.9%	167,033,685	68,544,061	41.0%
31	株	Smile Project	キッズスマイル葛飾東金町	95,695,893	49,339,834	51.6%	127,971,421	47,548,122	37.2%	133,629,229	54,427,462	40.7%	148,366,992	58,546,126	39.5%
32	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき奥戸	88,895,983	52,465,840	59.0%	120,089,875	67,080,506	55.9%	141,027,188	67,611,557	47.9%	147,405,335	73,318,861	49.7%
33	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき水元	125,841,771	58,654,123	46.6%	144,826,613	67,544,000	46.6%	140,336,540	62,776,703	44.7%	173,638,021	87,820,779	50.6%

(2) 株式会社(株)、有限会社(有)、医療法人財団(医)、学校法人(学)、NPO法人(N)

(金額の単位:円)

No.	設置者		施設名	令和3年度(2021)決算			令和4年度(2022)決算			令和5年度(2023)決算			令和6年度(2024)決算		
	種別	名称		事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率	事業活動収入	人件費	人件費比率
34	株	日本保育サービス	アスクかなまち保育園	125,571,045	60,595,704	48.3%	141,001,954	73,099,434	51.8%	164,983,534	78,548,784	47.6%	192,245,406	96,196,501	50.0%
35	株	ニチイ学館	ニチイキッズ葛飾にいじゅく保育園	68,558,759	40,195,470	58.6%	124,870,955	71,725,918	57.4%	136,097,664	74,491,093	54.7%	146,127,569	84,023,862	57.5%
36	株	ミアヘルサ	ミアヘルサ保育園ひびき新小岩				136,768,981	54,078,543	39.5%	169,546,841	78,696,712	46.4%	201,793,482	100,045,754	49.6%
37	N	J&C Union	新小岩さくらインターナショナル保育園第2							154,564,717	76,833,626	49.7%	190,448,060	101,097,528	53.1%
38	株	HITOWAキッズライフ	西亀有三丁目保育園							194,883,756	137,855,434	70.7%	264,212,841	150,206,915	56.9%
合 計				4,726,545,866	2,478,866,873	52.4%	5,091,548,337	2,675,760,465	52.6%	5,859,781,075	3,034,492,354	51.8%	6,469,223,098	3,342,497,888	51.7%

※人件費比率は小数第2位を四捨五入
 ※設置者及び施設名は令和7年9月現在のもの
 ※斜線は未開設

29 運営費から本部経費に流用された額(株式会社保育所のみ)〔令和3年度(2021)～令和6年度(2024)〕

(金額の単位：円)

年度	施設数	事業活動収入合計	流用された額	割合
令和3年度 (2021)	3	491,395,338	131,629,106	26.8%
令和4年度 (2022)	9	1,427,898,714	142,044,260	9.9%
令和5年度 (2023)	21	3,117,893,376	256,493,372	8.2%
令和6年度 (2024)	5	805,333,195	72,196,553	9.0%
合計	38	5,842,520,623	602,363,291	10.3%

※割合は小数第2位を四捨五入

※事業活動収入合計は前年度の決算額

30 感震ブレーカー配布等の実績（無償、助成別）〔令和５年度（２０２３）～令和７年度（２０２５）〕（令和７年８月１日現在）

無償/助成	制度の概要（対象者、助成額など）	件数（助成・配布）			助成金額		
		令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)
無償	対象者：次の掲げる要件を全て満たす住宅に居住する世帯の世帯主 ①東京都の実施した「地震に関する地域危険度測定調査（第９回）（令和４年９月）」の火災危険度ランク３以上の地域（区の区域に限る。）に存する住宅 ②木造の平屋又は２階建住宅 ③戸建住宅 ④店舗、会社、事務所、工場等と住宅が合築されている場合は、住宅部分の床面積が延べ面積の1/3以上 機器：コンセントタイプ（一括遮断型）		5,696件	26件			
助成	対象者：区内在住で、世帯全員が次のいずれかに該当する世帯 満65歳以上の方、身体障害者手帳１・２級をお持ちの方、愛の手帳１・２度をお持ちの方 対象機器：一般社団法人日本配線システム工業会の性能評価を受け、その自主規格に適合したとして認証されている、又は一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を受けているもの・ブレーカー遮断までに猶予時間の設定できるもの 補助額：上限２万円 補助率10/10 （令和７年度より、感震ブレーカー搭載の分電盤取替は上限５万円 補助率1/2）	54件	61件	15件	1,046,884円	1,174,517	680,740円
	対象者：次の掲げる要件を全て満たす住宅に居住する世帯の世帯主のうち、令和６年度葛飾区感震ブレーカー設置支援事業により感震ブレーカーの取付け又は配布を受けていない世帯 ①東京都の実施した「地震に関する地域危険度測定調査（第９回）（令和４年９月）」の火災危険度ランク３以上の地域（区の区域に限る。）に存する住宅 ②木造の平屋又は２階建住宅 ③戸建住宅 ④店舗、会社、事務所、工場等と住宅が合築されている場合は、住宅部分の床面積が延べ面積の３分の１以上 対象機器：一般社団法人日本配線システム工業会の性能評価を受け、その自主規格に適合したとして認証されている、又は一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を受けているもの・ブレーカー遮断までに猶予時間の設定できるもの 補助額：上限２万円 補助率10/10 （令和７年度より、感震ブレーカー搭載の分電盤取替は上限５万円 補助率1/2）		38件	55件		689,409	2,700,328円

※令和７年度については、令和７年８月１日現在

31 児童扶養手当の母子世帯、父子世帯別受給者数〔令和6年度（2024）〕

種 別	母子世帯	父子世帯	合 計
全部支給者数	1,850 人	69 人	1,919 人
一部支給者数	972 人	81 人	1,053 人
全部支給停止者数	870 人	111 人	981 人
合 計	3,692 人	261 人	3,953 人

令和7年3月31日現在

32 コールセンター業務を委託している契約件名、受託事業者名、主管課〔令和６年度（2024）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

	担当部	担当課	契約件名	受託事業者名	契約年度
1	政策経営部	政策企画課	令和７年国勢調査 葛飾区コールセンター運営業務委託	株式会社電算	令和７年度（2025）
2	政策経営部	経営改革担当課	葛飾区政策・施策マーケティング調査委託	株式会社ケー・デー・シー	令和６年度（2024）
3	政策経営部	経営改革担当課	葛飾区政策・施策マーケティング調査委託	株式会社ケー・デー・シー	令和７年度（2025）
4	政策経営部	健康推進都市担当課	区民と事業者の健康活動促進事業運営業務委託	日本電気株式会社 首都圏支社	令和６年度（2024）
5	政策経営部	健康推進都市担当課	区民と事業者の健康活動促進事業運営業務委託	日本電気株式会社 首都圏支社	令和７年度（2025）
6	総務部	広報課	代表電話交換運営等委託（債務負担行為）	株式会社NTTマーケティングアクトProCX CXソリューション部	令和５年度（2023） ～令和９年度（2027）
7	総務部	税務課	葛飾区定額減税調整給付金窓口受付等業務委託	ヒューマンリソシア株式会社	令和６年度（2024）
8	総務部	税務課	葛飾区定額減税調整給付金（不足額給付）窓口受付等業務委託	ヒューマンリソシア株式会社	令和７年度（2025）
9	地域振興部	戸籍住民課	通訳コールセンター運営業務委託	株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS	令和６年度（2024）
10	地域振興部	戸籍住民課	通訳コールセンター運営業務委託	株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS	令和７年度（2025）
11	地域振興部	戸籍住民課	葛飾区個人番号カード交付等関連業務委託（長期継続契約）	富士ソフトサービスビューロ株式会社	令和６年度（2024） ～令和７年度（2025）
12	地域振興部	戸籍住民課	戸籍氏名振り仮名法制化に係る入力等業務委託（債務負担行為）	株式会社ディーエムエス	令和７年度（2025） ～令和８年度（2026）
13	地域振興部	地域防災担当課	感震ブレイカー設置支援委託（単価契約）	TOPPANエッジ株式会社	令和６年度（2024）
14	産業観光部	産業経済課	葛飾区物価高騰緊急対策支援金審査業務委託	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	令和６年度（2024） ～令和７年度（2025）
15	産業観光部	商工振興課	葛飾区自動販売機新紙幣更新対応補助金事業業務委託	光ビジネスフォーム株式会社	令和６年度（2024）
16	産業観光部	商工振興課	キャッシュレス決済ポイント還元事業運営支援委託	株式会社博報堂	令和６年度（2024）
17	環境部	リサイクル清掃課	粗大ごみ申告受付等業務委託（債務負担行為）	株式会社NTTネクシア	令和４年度（2022） ～令和７年度（2025）
18	環境部	リサイクル清掃課	粗大ごみ申告受付等業務委託（債務負担行為）	NECVLWAY株式会社	令和７年度（2025） ～令和12年度（2030）
19	福祉部	福祉管理課	葛飾区令和５年度住民税均等割非課税世帯重点支援給付金窓口受付等業務委託	トランス・コスモス株式会社	令和５年度（2023） ～令和６年度（2024）
20	福祉部	福祉管理課	葛飾区令和６年度住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金窓口受付等業務委託	トランス・コスモス株式会社	令和６年度（2024） ～令和７年度（2025）
21	福祉部	高齢者支援課	葛飾区家族介護者電話相談業務委託	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	令和６年度（2024）

	担当部	担当課	契約件名	受託事業者名	契約年度
22	福祉部	高齢者支援課	葛飾区家族介護者電話相談業務委託	A L S O K あんしんケアサポート株式会社	令和 7 年度（2025）
23	福祉部	高齢者支援課	葛飾区おでかけあんしん事業受付業務委託（長期継続契約）	A L S O K あんしんケアサポート株式会社	令和 3 年度（2021） ～令和 6 年度（2024）
24	福祉部	高齢者支援課	葛飾区おでかけあんしん事業受付業務委託	A L S O K あんしんケアサポート株式会社	令和 6 年度（2024）
25	福祉部	高齢者支援課	葛飾区おでかけあんしん事業受付業務委託	上陽テクノ株式会社 足立営業所	令和 7 年度（2025）
26	福祉部	高齢者支援課 障害福祉課	紙おむつ等支給委託（単価契約）	株式会社成玉舎 東京営業所	令和 6 年度（2024）
27	福祉部	高齢者支援課 障害福祉課	紙おむつ等支給委託（単価契約）	株式会社成玉舎 東京営業所	令和 7 年度（2025）
28	福祉部	国保年金課	国保年金課業務委託（債務負担行為）	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	令和 5 年度（2023） ～令和 9 年度（2027）
29	健康部	地域保健課	東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務委託	東京都	令和 6 年度（2024）
30	健康部	地域保健課	東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務委託	東京都	令和 7 年度（2025）
31	健康部	地域保健課	健康相談コールセンター運営業務委託（長期継続契約）	株式会社法研	令和 3 年度（2021） ～令和 6 年度（2024）
32	健康部	地域保健課	健康相談コールセンター運営業務委託（債務負担行為）	株式会社法研	令和 6 年度（2024） ～令和 9 年度（2027）
33	健康部	生活衛生課	患者相談窓口コールセンター運営業務委託（長期継続契約）	ダイヤル・サービス株式会社	令和 3 年度（2021） ～令和 6 年度（2024）
34	健康部	生活衛生課	患者相談窓口コールセンター運営業務委託（債務負担行為）	株式会社メディカル・コンシェルジュ	令和 6 年度（2024） ～令和 9 年度（2027）
35	健康部	保健予防課	予防接種に係る窓口受付等業務委託（債務負担行為）	アデコ株式会社	令和 6 年度（2024） ～令和 9 年度（2027）
36	子育て支援部	子育て応援課	出産・子育て応援ギフト給付事業に係る業務委託	トランス・コスモス株式会社	令和 6 年度（2024）
37	子育て支援部	子育て応援課	妊婦支援給付金給付事業等に係る業務委託	トランス・コスモス株式会社	令和 7 年度（2025）
38	子育て支援部	子育て応援課	子育て家庭家事サポーター派遣事業運営補助委託	株式会社セゾンパーソナルプラス	令和 6 年度（2024）
39	子育て支援部	子育て応援課	子育て家庭等家事サポーター派遣事業運営補助委託	株式会社セゾンパーソナルプラス	令和 7 年度（2025）
40	子育て支援部	子育て応援課	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業に係る業務委託	株式会社ケー・デー・シー	令和 6 年度（2024）
41	子育て支援部	子育て応援課	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費及びベビーカー購入等費用助成事業に係る業務委託	アルティウスリンク株式会社	令和 7 年度（2025）
42	児童相談部	児童相談課	葛飾区児童相談所夜間電話通告受付業務委託（長期継続契約）	W o r k W a y 株式会社	令和 5 年度（2023） ～令和 8 年度（2026）
43	都市整備部	交通政策課	葛飾区亀有駅南口公園下自転車駐車場等管理業務委託	株式会社ソーリン	令和 6 年度（2024）

	担当部	担当課	契約件名	受託事業者名	契約年度
44	都市整備部	交通政策課	葛飾区亀有駅南口公園下自転車駐車場等管理業務委託（債務負担行為）	株式会社ソーリン	令和7年度（2025） ～令和9年度（2027）
45	都市整備部	交通政策課	葛飾区亀有南自転車駐車場管理業務委託	タイムズ24・ソーリンググループ	令和6年度（2024）
46	都市整備部	交通政策課	葛飾区亀有南自転車駐車場管理業務委託	タイムズ24・ソーリンググループ	令和7年度（2025）
47	都市整備部	交通政策課	葛飾区金町駅北口自転車駐車場等管理業務委託	公益社団法人葛飾区シルバー人材センター	令和6年度（2024）
48	都市整備部	交通政策課	葛飾区新小岩駅北口自転車駐車場等管理業務委託	公益社団法人葛飾区シルバー人材センター	令和7年度（2025）
49	都市整備部	交通政策課	葛飾区自転車駐車場定期利用等運用管理業務委託（債務負担行為）	芝園開発株式会社	令和7年度（2025） ～令和9年度（2027）
50	都市整備部	交通政策課	葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場管理業務委託	株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン	令和6年度（2024）
51	都市整備部	交通政策課	葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場管理業務委託	株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン	令和7年度（2025）
52	都市整備部	交通政策課	葛飾区立石北第三仮設自転車駐車場管理業務委託	株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン	令和7年度（2025）
53	都市整備部	交通安全対策担当課	放置自転車撤去コールセンター運営業務委託（長期継続契約）	株式会社ソーリン	令和4年度（2022） ～令和7年度（2025）
54	都市整備部	住環境整備課	空き家等相談窓口業務委託	一般社団法人空き家活用推進協会	令和6年度（2024）
55	都市整備部	住環境整備課	空き家等相談窓口業務委託	一般社団法人空き家活用推進協会	令和7年度（2025）
56	都市整備部	住環境整備課	葛飾区営住宅維持管理委託	東京都住宅供給公社	令和6年度（2024）
57	都市整備部	住環境整備課	葛飾区営住宅維持管理委託	東京都住宅供給公社	令和7年度（2025）
58	教育委員会事務局	学校教育推進担当課	葛飾区学校教育総合システム運用保守委託	ネットワンシステムズ株式会社	令和6年度（2024）
59	教育委員会事務局	学校教育推進担当課	葛飾区学校教育総合システム運用保守委託	ネットワンシステムズ株式会社	令和7年度（2025）
60	教育委員会事務局	地域教育課	地域クラブ活動管理運営及び指導等業務委託	一般社団法人葛飾区スポーツ協会	令和6年度（2024）
61	教育委員会事務局	地域教育課	地域クラブ活動管理運営及び指導等業務委託	一般社団法人葛飾区スポーツ協会	令和7年度（2025）

33 4月1日現在の学校内学童保育クラブの学校別受入人数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕

（ ）は児童数、単位：人

学 童 名	学校名		
	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）
奥 戸 小	奥戸小(85)、その他(1)	奥戸小(63)、その他(1)	奥戸小(80)、その他(1)
高 砂 小 第 一	高砂小(125)	高砂小(126)、鎌倉小(1)	高砂小(134)
高 砂 小 第 二			
南 奥 戸 小 第 一	南奥戸小(71)、上小松小(5)	南奥戸小(64)、上小松小(1)	南奥戸小(54)、上小松小(10)、奥戸小(1)
南 奥 戸 小 第 二			
原 田 小	原田小(87)、東金町小(1)	原田小(77)、東金町小(1)	原田小(92)、東金町小(3)
細 田 小	細田小(90)	細田小(81)	細田小(103)
葛 飾 学 園 西 亀 有 小	西亀有小(74)	西亀有小(70)	西亀有小(68)
葛 飾 学 園 半 田	半田小(38)	半田小(41)	
葛 飾 学 園 上 千 葉	上千葉小(74)	上千葉小(70)	上千葉小(49)
葛 飾 学 園 幸 田	幸田小(53)	幸田小(45)	
葛 飾 学 園 東 綾 瀬 小	東綾瀬小(50)	東綾瀬小(43)	東綾瀬小(46)
葛 飾 学 園 南 綾 瀬 小	南綾瀬小(41)、こすげ小(4)	南綾瀬小(44)、こすげ小(2)	南綾瀬小(41)、こすげ小(1)
葛 飾 学 園 西 小 菅 小	西小菅小(36)	西小菅小(33)	西小菅小(38)
れ い め い 堀 切 （ 第 一 ）	堀切小(90)、綾南小(12)、しおさい(1)	堀切小(92)、綾南小(13)	堀切小(84)、綾南小(10)、よつぎ小(1)
れ い め い 堀 切 （ 第 二 ）			
れ い め い 白 鳥	白鳥小(50)	白鳥小(66)	白鳥小(66)
中 青 戸	中青戸小(153)、道上小(1)、その他(1)	中青戸小(162)、亀青小(1)	中青戸小(157)、亀青小(2)、その他(1)
中 青 戸 第 二			
中 青 戸 第 三			
青 戸 小	青戸小(125)、その他(1)	青戸小(126)、その他(2)	青戸小(118)、その他(3)
青 戸 小 第 二			
青 戸 小 第 三			
梅 田 小	梅田小(80)、その他(4)	梅田小(78)、その他(4)	梅田小(78)、その他(3)
梅 田 小 第 二			
清 和 小	清和小(53)、葛飾小(2)	清和小(53)、葛飾小(1)	清和小(55)
こ ひ つ じ 本 田	本田小(101)、その他(1)	本田小(95)	本田小(84)、その他(1)
こ ひ つ じ 本 田 第 二			

()は児童数、単位：人

名 称	学校名		
	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
こ ひ つ じ 川 端	川端小(93)	川端小(89)	川端小(93)
こ ひ つ じ 川 端 第 二			
こ ひ つ じ 渋 江	渋江小(72)	渋江小(71)	東四つ木小(71) (令和7年4月から渋江小学校と木根川小学校が統合し東四つ木小学校となった)
東 ・ ひ か り	東柴又小(43)、柴又小(27)	東柴又小(44)、柴又小(26)	東柴又小(50)、柴又小(22)
松 上	松上小(138)、その他(2)	松上小(140)	松上小(138)、二上小(1)、その他(1)
第 二 松 上			
木 根 川	木根川小(15)	木根川小(20)	
上 小 松	上小松小(54)、二上小(1)	上小松小(54)、二上小(1)	上小松小(59)、二上小(1)
道 上 こ ど も の 森 第 一			道上小(123)
道 上 こ ど も の 森 第 二			
つ ば さ	金町小(78)	金町小(74)	金町小(81)
東 金 町 小 ひ よ ど り	東金町小(70)、半田小(8)	東金町小(68)、半田小(7)	東金町小(75)、半田小(3)
柴 原 第 二		柴原小(32)、住吉小(2)	柴原小(44)
小 松 南 ら る	小松南小(60)、その他(1)	小松南小(60)、その他(1)	小松南小(60)、その他(1)
飯 塚 第 一	飯塚小(98)、花の木小(2)	飯塚小(99)	飯塚小(100)
飯 塚 第 二			
飯 塚 第 三			
水 元 第 一	水元小(100)	水元小(144)、その他(1)	水元小(145)
水 元 第 二			
東 水 元	東水元小(76)	東水元小(75)	東水元小(67)
に い じ ゅ く み ら い 第 一	花の木小(99)	花の木小(100)	花の木小(103)
に い じ ゅ く み ら い 第 二			
新 宿	新宿小(53)	新宿小(54)	新宿小(59)、その他(1)
幸 田 み ら い			幸田小(40)
半 田 み ら い			半田小(41)
北 野 第 一	北野小(120)	北野小(128)	北野小(118)、柴又小(1)、その他(1)
北 野 第 二			
す ま い る 中 之 台	中之台小(66)、西亀有小(1)	中之台小(73)	中之台小(66)
鎌 倉 小	鎌倉小(75)	鎌倉小(70)	鎌倉小(73)

34 4月1日現在の学童保育クラブ別、学年別、児童受入人数、待機児童数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕

公立学童保育クラブ（児童受入人数）

（ ）は障害児の内数、単位：人

名 称	令和5年度（2023）							令和6年度（2024）							令和7年度（2025）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
幸 田	16	14	13	2		1	46 (2)	16	21	12				49 (3)	17	20	16				53 (3)
花 の 木	11	16	18	11	2		58 (2)	13	19	23	4			59 (4)	13	16	20	9			58 (4)
東 金 町	8	40	21				69	17	42	10				69 (4)	8	54	6	1			69 (5)
末 広	31	32	14				77 (2)	25	27	23				75 (1)	34	25	18				77 (1)
柴 又	14	12	25	7			58 (2)	8	18	30	3			59 (2)	11	19	32				62 (4)
新 柴 又	12	10	14	20	1		57 (2)	12	15	17	15			59 (2)	7	14	20	9	7		57 (1)
高 砂	37	30	9	1	1		78 (3)	37	36	2	1	1	1	78 (5)	51	23		1	1	1	77 (5)
鎌 倉	4	8	4	7	1	1	25	5	3	13	11	4	1	37 (0)	3	12	5	16	8		44 (1)
南 奥 戸	12	7	8	6			33 (2)	12	16	7	4			39 (3)	17	18	13		1		49 (3)
西 奥 戸	16	21	6	4			47 (4)	24	10	14	1	1		50 (3)	10	21	11	3	1	1	47 (2)
東 奥 戸	4	10	18	12	3	1	48 (2)	9	3	24	18			54 (2)	8	24	13	6	1		52 (4)
西 亀 有	21	43	11				75 (1)	16	42	17				75 (5)	2	24	40	1			67 (3)
亀 有	21	25	17		2		65 (4)	16	27	19	1		2	65 (4)	8	14	24	7	2		55 (2)
中 道	6	10	23	8			47 (1)	3	12	24	8	1		48 (1)	12	21	20				53 (2)
青 戸	4	3	2	3	1	2	15 (1)	3	4	2	6	1	1	17 (1)	4	2	4	1	2	1	14 (2)
青 戸 中 央	1	5	53	1	1		61 (4)		1	40	1		1	43 (4)	1		20	9	1		31 (5)
梅 田	2	2	27	19	3	2	55 (2)	4	5	21	30	6		66 (2)		2	32	18	12		64 (1)
宝 町	23	16	19				58 (1)	17	19	15	3			54 (3)	19	15	18				52 (1)
堀 切	31	38	8	1			78 (2)	33	34	8				75 (6)	29	24	27				80 (2)
東 堀 切	8	13	18	10		1	50 (1)	6	19	25	6			56 (2)	9	24	18	4			55 (3)
計	282	355	328	112	15	8	1,100 (38)	276	373	346	112	14	6	1,127 (57)	263	372	357	85	36	3	1,116 (54)

私立学童保育クラブ（児童受入人数）

（ ）は障害児の内数、単位：人

名 称	令和5年度（2023）							令和6年度（2024）							令和7年度（2025）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
ひ ま わ り	12	16	11	4			43（1）	16	12	14	8	1		51（1）	21	18	11	9	5		64（2）
奥 戸 小	29	35	22				86（9）	31	26	5	2			64（11）	50	25	2	3	1		81（12）
高 砂 小 第 一	52	8					60（3）	52	8					60（6）	53	3	3	1			60（8）
高 砂 小 第 二		23	23	15	3	1	65（0）		39	28				67（4）		42	32				74（0）
南 奥 戸 小 第 一	28		3	5	3	1	40（0）	18	21					39（2）	17	13					30（1）
南 奥 戸 小 第 二		20	10	6			36（0）		1	14	7	2	2	26（0）		6	21	5	3		35（0）
原 田 小	34	23	31				88（0）	33	30	15				78（3）	30	33	32				95（3）
細 田 小	38	29	23				90（5）	48	32	1				81（1）	39	39	24	1			103（2）
ふ た ば	5	7	15	7	4	2	40（1）	6	11	9	9	4	1	40（1）	3	11	16	6	3	1	40（0）
第 二 ふ た ば	5	6	13	11	1	4	40（0）	7	12	8	6	4		37（0）	3	11	17	5	3	1	40（0）
葛飾学園西亀有小第一	40						40（0）	31	39					70（2）	54	14					68（2）
葛飾学園西亀有小第二		34					34（0）														
葛 飾 学 園 半 田	34	1	1	1	1		38（4）	36	2	1	1		1	41（3）							
葛 飾 学 園 上 千 葉 第 一		2	2				4（0）	65	5					70（5）	28	21					49（2）
葛 飾 学 園 上 千 葉 第 二	45	25					70（0）														
葛 飾 学 園 小 菅	24	10	14	2	3		53（10）	29	4	2	2		3	40（9）	26	14	2		1		43（10）
葛 飾 学 園 幸 田 小	18	18	15	2			53（1）	28	8	9				45（2）							
葛 飾 学 園 東 綾 瀬 小	17	20	13				50（3）	17	20	5	1			43（3）	22	17	7				46（2）
葛 飾 学 園 南 綾 瀬 小	18	15	7	5			45（1）	15	16	14	1			46（1）	15	12	14		1		42（1）
葛 飾 学 園 西 小 菅 小	13	14	7	1	1		36（1）	19	14					33（2）	18	20					38（0）
れ い め い 宝	16	20	2				38（2）	7	17	18				42（3）	16	7	15	8			46（4）
れいめい堀切（第一）	32	21	14				67（0）	34						34（3）	22		29	4			55（2）
れいめい堀切（第二）			16	18	1	1	36（1）		36	13	16	6		71（3）		35			4	1	40（0）
れ い め い 白 鳥	36	10	4				50（5）	28	33	1	4			66（10）	43	18	4		1		66（9）
か つ し か 風 の 子	31	28	12				71（0）	32	29	10				71（1）	48	23					71（0）
中 青 戸	43	17	19			1	80（1）	30	30	8	13			81（1）	23	23	34				80（2）
中 青 戸 第 二		39			1		40（0）	32	9					41（1）	23	17					40（1）
中 青 戸 第 三			13	22			35（0）			34		6	1	41（1）	16	21		1	2		40（6）

()は障害児の内数、単位：人

名 称	令和5年度(2023)							令和6年度(2024)							令和7年度(2025)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
青 戸 小	23	19					42 (3)	22	22					44 (0)	12	20	6		2		40 (0)
青 戸 小 第 二	22	19				1	42 (2)	19	23					42 (1)	10	20	10				40 (1)
青 戸 小 第 三	24	18					42 (2)	18	24					42 (0)	14	19	6	2			41 (0)
梅 田 小	16	18	4	1	1		40 (4)	16	18	5		1	1	41 (3)	23	15	1			1	40 (5)
梅 田 小 第 二	19	21	3	1			44 (2)	18	18	4		1		41 (3)	20	20				1	41 (5)
清 和 小	15	15	22	3			55 (2)	19	15	14	4	2		54 (2)	12	20	13	8		2	55 (0)
こひつじ東四つ木	2	2	6	4			14 (1)	4	1	2	3	2		12 (3)	3	6	7	3	2	2	23 (1)
こひつじ四つ木	25	26	24	8	1		84 (0)	35	26	25	1			87 (1)	29	31	22	5			87 (2)
こひつじ本 田	12	19	16	2			49 (0)	14	13	15	8			50 (1)	12	12	8	7	2		41 (0)
こひつじ本 田 第 二	11	17	17	5	3		53 (0)	12	13	13	7			45 (1)	12	13	14	5			44 (0)
こひつじ川 端	21	21	8	2	2		54 (0)	20	19	14			1	54 (2)	19	16	14	6			55 (2)
こひつじ川 端 第 二	16	14	7	2			39 (0)	13	10	12				35 (0)	16	12	8	2			38 (1)
こひつじ洪 江	24	27	15	3	3		72 (0)	24	18	23	6			71 (1)	27	25	15	4			71 (2)
ひ か り	9	9	18	16	7	1	60 (2)	10	10	9	18	9	4	60 (3)	18	10	10	6	13	3	60 (1)
東 ・ ひ か り	25	31	14				70 (1)	35	26	9				70 (4)	28	33	11				72 (3)
松 上	24	21	19	6			70 (0)	23	20	16	10	1		70 (0)	22	21	18	9			70 (1)
第 二 松 上	24	18	20	8			70 (1)	22	23	14	10	1		70 (0)	23	22	20	5			70 (1)
木 根 川	3	3	2	5	2		15 (0)	6	3	3	1	5	2	20 (1)							
上 小 松	43	10	1	1			55 (1)	33	20	1		1		55 (1)	58			1		1	60 (2)
第 二 上 小 松	4	37	4				45 (0)	5	22	13				40 (0)							
道上子どもの森第一	14	14	12				40 (0)	32	5	3				40 (0)	61						61 (0)
道上子どもの森第二															16	46					62 (0)
金 町	25	37	22	3	1		88 (8)	40	30	3	2	2	1	78 (7)	49	27	2		3	1	82 (7)
つ ば さ	20	33	22	3			78 (0)	30	19	25				74 (0)	30	30	17	4			81 (0)
東金町小ひよどり	48	25	3		1	1	78 (2)	39	30	3	2		1	75 (2)	54	21	3				78 (2)
カ ナ リ ア									4	35	12			51 (0)		13	37	4			54 (0)
柴 原	26	24					50 (0)	14	22	14				50 (1)	10	14	22	5			51 (1)
柴 原 第 二								25	5	3	1			34 (1)	20	23	1				44 (4)

()は障害児の内数、単位：人

名 称	令和5年度(2023)							令和6年度(2024)							令和7年度(2025)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小 松 南 ら る	52	5	4				61 (4)	39	21		1			61 (5)	34	21	6				61 (5)
小 松 南 ら る 第 二		24	7	1			32 (0)		26	6				32 (0)		11	15	1	1		28 (1)
る り た つ み	7	10	8	9	4	1	39 (0)	11	6	13	9	1		40 (1)	11	11	8	9		1	40 (2)
西 新 小 岩 あ や 第 一	28	13	18	10			69 (4)	23	20	12	9			64 (3)	25	24	14	5			68 (2)
西 新 小 岩 あ や 第 二	14	12	6	7	1		40 (3)	7	17	7	5	3	1	40 (3)	13	7	12	3	3	2	40 (3)
飯 塚 第 一	7	21	5	6	1		40 (2)	7	8	17	3	4	1	40 (3)	12	6	6	12	3	1	40 (3)
飯 塚 第 二	17		18	5			40 (1)	12	17		7	4		40 (0)	11	11	11		3	4	40 (0)
飯 塚 第 三	5	8	5	1	1		20 (0)	8	4	3	3		1	19 (0)	7	5	3	2	2	1	20 (0)
水 元 第 一	28	28					56 (0)	40	25	21				86 (4)	19	44	19				82 (5)
水 元 第 二	11	14	17			2	44 (5)	23	15	12	8	1		59 (3)	26	25	10	1	1		63 (6)
東 水 元	24	16	16	12	8		76 (0)	19	26	15	10	4	1	75 (1)	16	19	24	6	2		67 (0)
にいじゅくみらい第一	42	5	2				49 (0)	33	12	3	2			50 (0)	32	10	5	4	1		52 (0)
にいじゅくみらい第二		29	18	3			50 (0)		25	21	4			50 (0)		23	22	6			51 (0)
新 宿	45	7	1				53 (1)	36	12	5	1			54 (2)	40	16	3	1			60 (1)
幸 田 み ら い															18	19		3			40 (2)
半 田 み ら い															39			1	1		41 (0)
北 野 第 一	23	21	27	1			72 (0)	31	16	32	1			80 (0)	22	29	18	8			77 (0)
北 野 第 二	18	19	9	1	1		48 (4)	18	19	4	7			48 (1)	14	20	8		1		43 (4)
す ま い る 亀 青	26	30	19				75 (2)	24	26	26				76 (3)	19	20	23	8			70 (3)
す ま い る 中 之 台	39	28					67 (1)	44	25	4				73 (5)	44	22					66 (3)
そ あ	1	3				1	5 (1)		2					2 (0)							
鎌 倉 小	23	31	14	7			75 (0)	22	25	23				70 (1)	25	22	18	8			73 (3)
colors 新 小 岩															5	5	18	9	6	2	45 (0)
計	1,475	1,263	743	235	55	17	3,788 (107)	1,559	1,260	711	225	65	22	3,842 (152)	1,600	1,302	771	206	70	25	3,974 (153)

公立学童保育クラブ（待機児童数）

単位：人

名 称	令和5年度（2023）							令和6年度（2024）							令和7年度（2025）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
幸 田					1		1				4	1		5				2			2
花 の 木			2				2				10	2		12				3			3
東 金 町			10	11			21			22	6	1		29			3				3
末 広				2			2				1			1				5			5
柴 又				11	1		12				6	1		7				15	1		16
新 柴 又					5		5					3	1	4							0
高 砂			7	2			9			6	3			9			7				7
鎌 倉							0							0							0
南 奥 戸							0				1			1				2			2
西 奥 戸							0				1	1		2							0
東 奥 戸							0				1	2		3				5	4		9
西 亀 有			6	4			10			17	1			18			1				1
亀 有			4	5			9			4	5			9							0
中 道							0							0				17	2		19
青 戸							0							0							0
青 戸 中 央				12			12				3			3							0
梅 田							0							0						3	3
宝 町				4			4				1		1	2				5	2		7
堀 切				1			1			21	1			22				2			2
東 堀 切							0					7		7				10	2	1	13
計	0	0	29	52	7	0	88	0	0	70	44	18	2	134	0	0	11	66	11	4	92

私立学童保育クラブ（待機児童数）

単位：人

名 称	令和５年度（2023）							令和６年度（2024）							令和７年度（2025）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
ひ ま わ り							0							0							0
奥 戸 小				1			1			24	9			33			11				11
高 砂 小 第 一							0							0				6			6
高 砂 小 第 二																					
南 奥 戸 小 第 一							0							0							0
南 奥 戸 小 第 二																					
原 田 小							0		1		12			13				2			2
細 田 小							0			14				14				1			1
ふ た ば		1	2				3							0							0
第 二 ふ た ば																					
葛飾学園西亀有小第一		3	4	2			9		2	6				8		12	2				14
葛飾学園西亀有小第二																					
葛 飾 学 園 半 田	1	1	1				3			1				1							
葛 飾 学 園 上 千 葉 第 一			5		1		6		1	2				3							
葛 飾 学 園 上 千 葉 第 二																					0
葛 飾 学 園 小 菅							0		17	6	4			27		8	4				12
葛 飾 学 園 幸 田 小				2			2				1			1							
葛 飾 学 園 東 綾 瀬 小			1				1			5	1			6							
葛 飾 学 園 南 綾 瀬 小				3	3		6				6	2	1	9				7	2		9
葛 飾 学 園 西 小 菅 小							0			12	5	1	1	19			12	1			13
れ い め い 宝		1					1							0				2			2
れ い め い 堀 切 （ 第 一 ）							0			1	3	1		5							0
れ い め い 堀 切 （ 第 二 ）																					
れ い め い 白 鳥							0		1	1	2			4					1		1
か つ し か 風 の 子		3	8	11	1		23				1			1			1			1	2
中 青 戸							1							0							
中 青 戸 第 二			1														1	10	2	1	14
中 青 戸 第 三																					

単位：人

名 称	令和5年度 (2023)							令和6年度 (2024)							令和7年度 (2025)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
青 戸 小																					
青 戸 小 第 二			1	3			4			1	5			6							0
青 戸 小 第 三																					
梅 田 小			1				1			1				1			2				2
梅 田 小 第 二																					
清 和 小							0				3			3				3			3
こ ひ つ じ 東 四 つ 木							0							0							0
こ ひ つ じ 四 つ 木	1	1					2				8			8		1	2	2			5
こ ひ つ じ 本 田							0							0							0
こ ひ つ じ 本 田 第 二							0							0							0
こ ひ つ じ 川 端							0							0							0
こ ひ つ じ 川 端 第 二							0							0							0
こ ひ つ じ 渋 江							0						2	2				2	1		3
ひ か り	1		1				2							0							0
東 ・ ひ か り	2		1		1		4							0							0
松 上	2		1		3	5	11							0				5	7		12
第 二 松 上																					
上 小 松										1		1		2		2	1	9	2		14
第 二 上 小 松			5	3	2		10			4				4							
道上こどもの森第一	4	1	1				6			10	5			15			5	6	1	1	13
道上こどもの森第二																					
金 町		1	8	4			13	1		11	4			16			2	1			3
つ ば さ	2						2	1	4	5	7		1	18							0
東 金 町 小 ひ よ ど り	4	11	12		1		28	5	4	3	1			13		2	1	2	1		6
カ ナ リ ア									1	4	5			10				20	2		22
柴 原	2	4	14	3			23							0							0
柴 原 第 二														0							0

単位：人

名 称	令和5年度(2023)							令和6年度(2024)							令和7年度(2025)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小 松 南 ら る		7	11	1			19		1	4				5		1	1				2
小 松 南 ら る 第 二			15	13	1		29			18	1			19			2	1			3
る り た つ み							0				1	4	3	8				2	2	1	5
西 新 小 岩 あ や 第 一							0							0							0
西 新 小 岩 あ や 第 二																					
飯 塚 第 一																					
飯 塚 第 二							0							0							0
飯 塚 第 三																					
水 元 第 一	1	1	5	13	1		21							0				6	3	1	10
水 元 第 二																					
東 水 元							0							0							0
にいじゅくみらい第一			1				1							0							0
にいじゅくみらい第二																					
新 宿	19	17	1				37		4					4			1	1			2
幸 田 み ら い																					0
半 田 み ら い																					0
北 野 第 一				3			3		4		2	1		7						1	1
北 野 第 二							0					2	2	4			2	3	2		7
す ま い る 亀 青			3	7	1		11				5			5							0
す ま い る 中 之 台		2	11	1			14			1				1		1		1			2
そ あ																					
鎌 倉 小			1				1	3		4	6			13							0
colors 新 小 岩																					0
計	39	54	115	70	15	5	298	10	40	139	97	12	10	308	0	27	55	93	26	6	207

35 5月1日現在の23区別学童保育クラブの待機児童数〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕

（単位：人）

区名	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
千代田区	0	0	—
中央区	257	226	—
港区	95	29	—
新宿区	27	25	—
文京区	76	64	—
台東区	179	123	—
墨田区	45	87	—
江東区	117	43	—
品川区	0	0	—
目黒区	114	214	—
大田区	112	158	—
世田谷区	0	0	—

（単位：人）

区名	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
渋谷区	0	0	—
中野区	83	8	—
杉並区	257	371	—
豊島区	0	0	—
北区	0	0	—
荒川区	0	0	—
板橋区	0	0	—
練馬区	292	165	—
足立区	263	388	—
葛飾区	328	383	227
江戸川区	0	0	—

（東京都提出資料による）

36 かつしかプラス実施校における事業者名、利用場所の名称と広さ、月別の入会状況
〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）

令和6年度

実施校	事業者名	利用場所	面積 (㎡)
葛飾小学校	社会福祉法人厚生福祉会	葛飾小学校校舎 3階コンピュータールーム	65
新宿小学校	社会福祉法人新宿会	新宿小学校校舎 2階コンピュータールーム	95
中之台小学校	一般社団法人葛飾クエルボの会	中之台小学校プール・体育館等別棟 2階PTA室・3階更衣室	143
中青戸小学校	社会福祉法人厚生福祉会	中青戸小学校校舎棟 2階ランチルーム	242

入会者数（月別）（人）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
葛飾小学校	17	17	19	20	21	26	27	25	25	25	25	25
新宿小学校	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
中之台小学校	23	40	40	51	58	72	75	76	77	78	78	78
中青戸小学校	0	0	0	7	9	9	0	0	0	0	0	0
合計	66	83	85	104	114	133	128	127	128	129	129	129

※各月1日時点の入会者数

令和 7 年度

実施校	事業者名	利用場所	面積 (㎡)
葛飾小学校	社会福祉法人厚生福祉会	葛飾小学校校舎 4 階ランチルーム・P T A 室	63
新宿小学校	社会福祉法人新宿会	新宿小学校校舎 2 階コンピュータールーム	95
半田小学校	社会福祉法人新宿会	半田小学校校舎 2 階第二音楽室	101
中之台小学校	一般社団法人葛飾クエルボの会	中之台小学校プール・体育館等別棟 2 階 P T A 室・3 階更衣室	143
白鳥小学校	社会福祉法人雲柱社	白鳥小学校校舎 2 階家庭科室	103
中青戸小学校	社会福祉法人厚生福祉会	中青戸小学校校舎棟 2 階ランチルーム	242
花の木小学校	社会福祉法人新宿会	花の木小学校校舎 1 階算数ルーム	66
上小松小学校	社会福祉法人共生会	上小松小学校校舎 2 階図書室	89

入会者数（月別）（人）	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
葛飾小学校	50	50	61	61	65
新宿小学校	47	47	48	48	48
半田小学校	26	26	26	26	26
中之台小学校	58	57	71	77	79
白鳥小学校	11	11	11	11	11
中青戸小学校	23	23	28	28	27
花の木小学校	19	19	19	19	19
上小松小学校	17	20	20	20	20
合計	251	253	284	290	295

※各月 1 日時点の入会者数

37 ハンディキャブの運行実績（車両台数・利用件数・時間数・登録者数）
 〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

（令和７年８月１日現在）

	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)
車両数	4台	4台	4台
利用件数	466件	478件	177件
時間数	970時間	1,039時間	375時間
登録者数(障害別)	82人	89人	71人

38 子ども総合センター及び金町子どもセンターにおける相談種類別相談件数〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

単位：件

相談種類	新規受理											
	令和４年度（2022）			令和５年度（2023）			令和６年度（2024）			令和７年度（2025）８月１日現在		
	子ども総合センター	金町子どもセンター	計	子ども総合センター	金町子どもセンター	計	子ども総合センター	金町子どもセンター	計	子ども総合センター	金町子どもセンター	計
虐待相談	674	0	674	794	0	794	744	0	744	227	0	227
養護相談	1,718	0	1,718	1,664	1	1,665	987	4	991	385	3	388
保健相談	2	0	2	2	0	2	5	0	5	0	0	0
障害相談	20	1	21	20	0	20	19	1	20	5	0	5
非行相談	7	0	7	4	0	4	13	0	13	5	0	5
育成相談	144	22	166	123	9	132	114	26	140	41	9	50
その他	13	2	15	8	1	9	38	3	41	1	1	2
合計	2,578	25	2,603	2,615	11	2,626	1,920	34	1,954	664	13	677

39 東新小岩運動場の会議室、陸上競技場、野球場、テニスコートにおける月別、団体、個人別利用状況
〔供用開始した令和6年度(2024)〕(令和6年9月1日)～〔令和7年度(2025)〕(令和7年6月30日)

			令和6年度(2024)								令和7年度(2025)				合 計
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	小計	
会議室	団体利用	件数	9	10	17	12	47	9	7	111	6	9	13	28	139
		人数	180	120	370	200	1,340	162	124	2,496	45	198	207	450	2,946
陸上競技場 全面	個人利用	人数	556	1,253	1,218	1,188	948	1,151	1,198	7,512	1,719	1,524	1,784	5,027	12,539
		件数	4	2	1	3	11	0	0	21	7	11	5	23	44
	団体利用	人数	1,032	867	350	15	18,600	0	0	20,864	1,850	4,770	900	7,520	28,384
陸上競技場 フィールド	団体利用	件数	65	72	72	66	44	67	94	480	61	43	62	166	646
		人数	2,092	2,451	2,364	2,060	1,167	1,995	2,638	14,767	1,733	1,328	1,860	4,921	19,688
野球場	団体利用	件数	101	97	111	87	88	97	111	692	107	101	100	308	1,000
		人数	2,446	3,005	2,290	5,021	4,167	2,970	2,452	22,351	2,638	2,246	2,311	7,195	29,546
テニスコート	団体利用	件数	728	729	797	790	742	777	816	5,379	791	813	813	2,417	7,796
		人数	3,887	4,036	4,658	3,971	3,652	4,120	3,580	27,904	4,210	3,771	4,008	11,989	39,893

40 ケースワーカーの人数、そのうちの社会福祉主事任用資格者率、ケースワーカー一人当たりの担当世帯数

〔令和5年度（2023）～令和7年度（2025）〕（令和7年7月1日現在）

	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）
基準日	令和5年7月1日現在	令和6年7月1日現在	令和7年7月1日現在
ケースワーカー数	111 人	114 人	114 人
社会福祉主事任用資格者率	34.2%	36.8%	47.4%
一人当たりの担当世帯数	98 世帯	96 世帯	95 世帯

41 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの報酬23区調べ〔令和7年度（2025）〕

番号	区名	スクールソーシャルワーカー	報酬単位				スクールカウンセラー	報酬単位			
		報酬額	月額	日額	時間額	その他	報酬額	月額	日額	時間額	その他
1	千代田区	258,102円	○				18,507円		○		
2	中央区	255,300円	○				255,300円	○			
3	港区	業務委託					業務委託				幼稚園は 1,696円～2,248円 /時間給
4	新宿区	240,621円	○				206,260円	○			
5	文京区	261,874円	○				246,338円	○			
6	台東区	255,078円	○				月4日84,040円・月8日168,082円	○			
7	北区	255,150円	○				255,150円	○			
8	荒川区	259,968円	○				194,976円～259,968円	○			
9	品川区	262,272円・295,200円	○				-				
10	目黒区	197,846円・255,552円	○				245,664円～257,760円	○			謝礼の場合 3,000円/時間額
11	大田区	256,704円～272,160円	○				4,500円～5,000円			○	
12	世田谷区	248,684円～254,992円	○				251,882円～258,102円	○			
13	渋谷区	244,720円	○				2,500円			○	
14	中野区	311,862円・374,235円	○				337,008円	○			
15	杉並区	248,928円～269,952円	○				21,036円		○		
16	豊島区	253,544円	○				-				
17	板橋区	15,800円・18,000円		○			44,175円		○		
18	練馬区	262,520円	○				1,300円			○	
19	墨田区	5,800円			○		5,800円			○	
20	江東区	290,193円	○				4,200円			○	
21	足立区	263,379円	○				245,821円	○			
22	葛飾区	19,300円・21,200円		○			5,500円			○	
23	江戸川区	237,739円	○				-				

42 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）講師の報酬23区調べ〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）

区名	報酬額		報酬単位			備考
	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	月額	日額	時間額	
港区	1,902～3,390円	1,956～3,487円			○	経験年数により変動
文京区	1,950～3,480円	1,950～3,480円			○	経験年数により変動
北区	17,500円	17,500円		○		
品川区	2,610円	2,680円			○	
目黒区	220,189円	231,816円	○			
大田区		2,500円			○	令和7年度から配置
渋谷区		288,165円	○			令和7年度から配置
豊島区	2,700円	2,700円			○	
江東区	2,730円	2,730円			○	
葛飾区	2,500円	2,500円			○	

※23区のうち各年度8月1日時点で自閉症・情緒障害特別支援学級に講師を配置している区を記載

43 期日前投票所一覧〔令和7年度（2025）〕

箇所数	施設名称	所在地
1	葛飾区役所 1階正面玄関	立石五丁目13番1号
2	堀切地区センター 2階第一会議室	堀切三丁目8番5号
3	亀有地区センター 7階第一会議室	亀有三丁目26番1号 リリオ館7階
4	高砂地区センター 2階会議室	高砂三丁目1番39号
5	金町地区センター 4階会議室	東金町一丁目22番1号
6	西水元地区センター 1階会議室	西水元五丁目3番1 - 101号
7	新小岩地域活動センター別館（えきにこわ） 6階多目的ひろば	新小岩一丁目45番1号 JR新小岩南口ビル6階
8	イトーヨーカドー四つ木店 1階エントランススペース	四つ木二丁目21番1号

44 学童保育クラブの施設別のおやつ代一覧〔令和7年度（2025）〕（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

公立学童保育クラブ（20クラブ）			私立学童保育クラブ（72クラブ）			
幸	田	2,000	ひ ま わ り	2,000	か つ し か 風 の 子	2,000
花	の 木	2,000	奥 戸 小	2,000	中 青 戸	2,000
東	金 町	2,000	高 砂 小 第 一	2,000	中 青 戸 第 二	2,000
末	広	2,000	高 砂 小 第 二	2,000	中 青 戸 第 三	2,000
柴	又	2,000	南 奥 戸 小 第 一	2,000	青 戸 小	2,000
新 柴	又	2,000	南 奥 戸 小 第 二	2,000	青 戸 小 第 二	2,000
高	砂	2,000	原 田 小	2,000	青 戸 小 第 三	2,000
鎌	倉	2,000	細 田 小	2,000	梅 田 小	2,000
南 奥 戸		2,000	ふ た ば	2,000	梅 田 小 第 二	2,000
西 奥 戸		2,000	第 二 ふ た ば	2,000	清 和 小	2,000
東 奥 戸		2,000	葛 飾 学 園 西 亀 有 小	2,000	こ ひ つ じ 東 四 つ 木	2,000
西 亀 有		2,000	葛 飾 学 園 上 千 葉	2,000	こ ひ つ じ 四 つ 木	2,000
亀 有		2,000	葛 飾 学 園 小 菅	2,000	こ ひ つ じ 本 田	2,000
中 道		2,000	葛 飾 学 園 東 綾 瀬 小	2,000	こ ひ つ じ 本 田 第 二	2,000
青 戸		2,000	葛 飾 学 園 南 綾 瀬 小	2,000	こ ひ つ じ 川 端	2,000
青 戸 中 央		2,000	葛 飾 学 園 西 小 菅 小	2,000	こ ひ つ じ 川 端 第 二	2,000
梅 田		2,000	れ い め い 宝	2,000	こ ひ つ じ 渋 江	2,000
宝 町		2,000	れ い め い 堀 切 （第 一）	2,000	ひ か り	2,000
堀 切		2,000	れ い め い 堀 切 （第 二）	2,000	東 ・ ひ か り	2,000
東 堀 切		2,000	れ い め い 白 鳥	2,000	松 上	2,000

(単位：円)

私立学童保育クラブ (72クラブ)			
第 二 松 上	2,000	飯 塚 第 二	2,000
上 小 松	2,000	飯 塚 第 三	2,000
道上こどもの森第一	2,500	水 元 第 一	2,000
道上こどもの森第二	2,500	水 元 第 二	2,000
金 町	2,000	東 水 元	2,000
つ ば さ	2,000	にいじゅくみらい第一	2,000
東金町小ひよどり	2,000	にいじゅくみらい第二	2,000
カ ナ リ ア	2,000	新 宿	2,000
柴 原	2,000	幸 田 み ら い	2,000
柴 原 第 二	2,000	半 田 み ら い	2,000
小 松 南 ら る	2,000	北 野 第 一	2,000
小 松 南 ら る 第 二	2,000	北 野 第 二	2,000
る り た つ み	2,000	す ま い る 亀 青	2,000
西新小岩あや第一	2,000	す ま い る 中 之 台	2,000
西新小岩あや第二	2,000	鎌 倉 小	2,000
飯 塚 第 一	2,000	colors 新 小 岩	3,000

(教材費含む)

45 生活保護申請件数、被保護世帯数及び開始・廃止件数 〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕

（各年度末現在）

	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）
生活保護申請件数	1,174 件	1,244 件	1,185 件
被保護世帯数	10,767 世帯	10,890 世帯	10,902 世帯
開始件数	1,105 件	1,190 件	1,119 件
廃止件数	1,042 件	1,067 件	1,107 件

46 23区別老人福祉費一人当たり決算額〔令和6年度（2024）〕

（単位：千円）

区 名	令和6年度（2024）		
	決 算 額 A	65歳以上人口 （人） B	一人当たり A／B
千 代 田 区	3,779,135	11,280	335
中 央 区	5,345,641	25,341	211
港 区	13,678,484	43,957	311
新 宿 区	11,408,977	65,059	175
文 京 区	7,446,487	43,160	173
台 東 区	11,208,894	43,837	256
墨 田 区	9,770,390	59,127	165
江 東 区	17,946,581	110,870	162
品 川 区	14,465,515	80,056	181
目 黒 区	9,200,473	54,581	169
大 田 区	25,941,545	162,749	159
世 田 谷 区	25,572,970	186,722	137
渋 谷 区	8,562,636	42,444	202
中 野 区	10,084,524	66,311	152
杉 並 区	17,488,531	119,579	146
豊 島 区	9,391,416	55,675	169
北 区	13,426,989	83,723	160
荒 川 区	8,012,932	47,552	169
板 橋 区	18,413,132	130,305	141
練 馬 区	23,006,039	161,904	142
足 立 区	25,764,397	166,414	155
葛 飾 区	16,004,952	112,072	143
江 戸 川 区	20,608,817	145,267	142
合 計	326,529,457	2,017,985	162

※ 決算額は普通会計決算額である。

※ 65歳以上人口は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人を除く）である。

47 自転車駐車場の収容台数（区営、民営）〔令和7年度（2025）〕（令和7年7月31日現在）

	収容台数
区営自転車駐車場	24,123台
民営自転車駐車場	16,756台

48 23区別国民健康保険被保険者世帯数及び資格証発行世帯数〔令和3年度（2021）～令和5年度（2023）〕

（単位：世帯）

区 名	年度	被保険者世帯数	資格証発行世帯数
千代田	3	10,329	87
	4	7,979	77
	5	10,813	51
中央	3	26,319	286
	4	26,972	241
	5	27,037	238
港	3	48,377	52
	4	37,805	38
	5	48,597	66
新宿	3	89,486	903
	4	71,223	445
	5	96,987	0
文京	3	38,102	668
	4	30,256	358
	5	40,835	492
台東	3	43,330	238
	4	34,236	189
	5	45,089	219
墨田	3	49,715	190
	4	38,843	131
	5	51,427	215
江東	3	83,523	571
	4	64,832	148
	5	83,709	318
品川	3	52,998	49
	4	50,397	48
	5	50,046	39
目黒	3	51,968	142
	4	39,786	141
	5	50,910	91
大田	3	113,853	190
	4	89,471	42
	5	111,126	255
世田谷	3	173,254	26
	4	126,726	14
	5	158,983	65

（単位：世帯）

区 名	年度	被保険者世帯数	資格証発行世帯数
渋谷	3	51,230	14
	4	38,638	9
	5	49,112	7
中野	3	75,710	687
	4	57,510	331
	5	81,775	0
杉並	3	106,750	237
	4	84,904	157
	5	106,827	166
豊島	3	69,162	2
	4	54,473	2
	5	74,855	7
北	3	67,961	72
	4	52,256	25
	5	69,761	9
荒川	3	40,046	750
	4	32,668	665
	5	42,635	722
板橋	3	109,302	2,033
	4	82,600	1,053
	5	111,579	1,744
練馬	3	121,984	33
	4	94,588	16
	5	120,065	18
足立	3	129,346	437
	4	95,847	472
	5	127,457	514
葛飾	3	83,044	307
	4	64,398	211
	5	81,456	339
江戸川	3	86,980	107
	4	84,930	76
	5	82,084	70

※ 被保険者世帯数は、年度末現在の世帯数に年度中資格喪失世帯数を加えたもの

※ 資格証発行世帯数は、各年度の翌年5月末時点の数値

※ 令和5年度の数値については、東京都から「暫定版」として提供を受けたもの
（東京都提供資料による）

49 スポーツ施設で協定等を締結して一般予約以前に利用を許可している施設毎の団体一覧及び協定書等
〔今年度用に受け付けたもの〕（令和7年8月1日現在）

N o	協定を締結している団体	利用施設
1	特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会	葛飾区東新小岩運動場（第一・二・三会議室、東新小岩陸上競技場）
2	株式会社リガーレ東京	葛飾区水元総合スポーツセンター（体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、地域交流ホールABC））

N o	協定以外の団体	利用施設
1	南葛SC（Ｊリーグ入会を目指す活動支援）	葛飾区奥戸総合スポーツセンター（陸上競技場） 葛飾区水元総合スポーツセンター（水元多目的広場） 葛飾区東金町運動場（東金町多目的広場） 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場（新宿多目的広場） 葛飾区小菅西公園フットサル場

※「協定等の締結」とは、スポーツ振興及び地域活性化を目的とした協定の締結及びＪリーグ百年構想クラブへの認定に関しての要望に対する支援文書の提出のことを指す。

葛飾区と特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会との

連携・協力に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を取り交わす。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して障害者スポーツの振興を図ることにより、障害者の社会参加の促進及び地域社会の発展を推進していくことを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携及び協力をする。

- （1）ブラインドサッカーを中心とした障害者スポーツの普及及び振興に関すること。
- （2）障害理解に係る教育に関すること。
- （3）乙の活動に対し甲の所有する施設の貸出その他必要な支援に関すること。
- （4）その他甲乙が必要と認める事項

（連携及び協力をする内容及び実施の方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は、定期的に当該事項の連携及び協力をする内容について、協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合には、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月5日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

葛飾区長

青木克徳

乙 東京都新宿区百人町二丁目21番27番

特定非営利活動法人日本プロレスサッカー協会

理事長

工藤嶋史郎

葛飾区をホームタウンとする協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と株式会社リガール東京（以下「乙」という。）とは、次のとおり本区をホームタウンとする協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が運営するフットサルチーム「リガールヴィア葛飾（以下「リガール」という。）」が、区民のスポーツに対する関心を深め、本区のスポーツ普及推進に寄与することを目的に、本区をホームタウンとして活動するために、甲及び乙の積極的な連携協力について必要な事項を定めるもの。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）甲が行うスポーツ事業の推進に関すること。
- （2）子どもの体力向上、青少年健全育成及び区民の健康増進に関すること。
- （3）その他甲乙間の協議により必要があると認めること。

（経費）

第3条 前条各号に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、乙の負担とする。

（乙の責務）

第4条 乙は、リガールが、区民スポーツの普及・発展に寄与するとともに、区民に夢と希望を与える存在であることを常に念頭に置き、乙の事業実施に当たり、社会的信用を損なうことのないよう努めなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに双方から特段の申出がないときは、有効期間を1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙間で協議書を取り交わした上で定めるものとする。
以上、この協定の締結の証として、本書を2通作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月26日

甲

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長



青木克行

乙

東京都葛飾区四つ木一丁目23番11号

株式会社リガール東京

代表者 代表取締役社長

高橋 政之





2019年11月29日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ

チェアマン 村井 満 様



葛飾区長 青木 克徳

南葛 SC への支援について

葛飾区は、Jリーグの理念に賛同し、南葛 SCのJリーグ入会を目指す活動を支援します。主たる支援内容は、下記の通りです。

記

1. 練習場所および試合会場の安定確保への協力
2. 区民向けの広報活動に対する支援
3. 区内でのサッカー教室開催についての支援
4. スタジアム整備に向けた協議

尚、4.について、「南葛 SC」がホームスタジアムに予定している葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場が、現状、J3クラブライセンス交付規則に定める基準を満たしていないと評価される場合には、基準を満たすスタジアムの整備実現に向けて南葛 SC と協議してまいります。

50 (仮称) 新宿地区屋内温水プール及び(仮称) お花茶屋地区屋内温水プールの建設経費

令和5年度・令和6年度の決算額及び令和7年度の当初予算額(債務負担行為含む)を記載

1 (仮称)新宿地区屋内温水プール

単位:円

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	合計
基本・実施設計委託費	18,200,000	42,558,000	-	-	-	60,758,000
地盤調査等委託費	14,442,300	-	-	-	-	14,442,300
新宿分室解体工事費	-	37,300,000	56,000,000	-	-	93,300,000
工事監理業務委託費	-	-	10,100,000	-	23,824,000	33,924,000
本体工事費	-	-	1,258,100,000	652,600,000	1,234,800,000	3,145,500,000
合計	32,642,300	79,858,000	1,324,200,000	652,600,000	1,258,624,000	3,347,924,300

2 (仮称)お花茶屋地区屋内温水プール

単位:円

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	合計
基本・実施設計委託費	33,200,000	-	77,600,000	110,800,000
地盤調査等委託費	4,000,000	9,656,000	-	13,656,000
基本・実施設計委託業者選定委員会委員謝礼	50,000	-	-	50,000
用地取得費	557,434,770	-	-	557,434,770
工事費	-	24,728,000	-	24,728,000
除草等委託費	-	1,077,558	2,008,000	3,085,558
合計	594,684,770	35,461,558	79,608,000	709,754,328

51 23区別地方教育費調査における義務教育費（公費）の推移（1人当たり）〔令和3年度（2021）～令和6年度（2024）〕

（単位：円）

	小学校				中学校			
	令和3年度 (2021) (令和2会計年度)	令和4年度 (2022) (令和3会計年度)	令和5年度 (2023) (令和4会計年度)	令和6年度 (2024) (令和5会計年度)	令和3年度 (2021) (令和2会計年度)	令和4年度 (2022) (令和3会計年度)	令和5年度 (2023) (令和4会計年度)	令和6年度 (2024) (令和5会計年度)
千代田区	971,773	1,557,120	1,485,598	2,860,037	788,184	1,014,155	986,955	1,066,921
中央区	1,483,792	2,119,043	1,008,222	1,585,199	1,285,182	3,464,900	1,310,555	3,968,328
港区	715,027	1,434,386	1,074,125	608,163	1,409,764	2,278,159	4,296,864	1,513,366
新宿区	496,523	544,751	585,619	662,004	705,897	741,141	832,343	893,091
文京区	792,440	1,071,084	958,058	1,086,268	1,033,684	1,154,838	1,186,785	1,226,646
台東区	578,435	687,534	529,486	732,641	541,074	540,412	630,811	757,284
墨田区	483,578	508,420	574,799	516,251	617,589	719,970	692,917	670,704
江東区	566,209	593,710	502,275	462,334	1,043,445	944,129	884,373	819,236
品川区	990,270	830,816	765,316	1,034,505	903,126	1,419,633	1,154,557	1,293,597
目黒区	492,260	477,638	486,989	534,494	613,773	548,074	599,781	746,761
大田区	360,008	390,101	473,632	710,978	788,670	523,442	549,906	561,430
世田谷区	460,049	462,962	482,065	558,169	495,526	587,817	615,143	661,952
渋谷区	828,573	638,348	707,447	726,872	2,025,633	1,876,933	1,786,640	1,797,547
中野区	1,587,281	1,029,000	740,501	1,985,646	1,615,761	2,780,337	1,005,419	1,251,391
杉並区	398,291	475,809	467,665	765,445	723,098	555,009	686,806	1,092,113
豊島区	629,578	570,187	994,717	587,886	789,800	767,926	632,233	760,004
北区	669,673	812,955	871,113	737,757	889,147	1,215,818	844,799	862,115
荒川区	461,677	536,063	568,582	635,257	601,541	655,152	633,941	683,479
板橋区	577,862	407,302	403,387	440,895	600,221	896,372	470,924	515,956
練馬区	419,881	412,295	411,129	417,344	589,520	468,386	481,924	647,060
足立区	561,059	909,769	625,896	554,806	631,635	972,361	770,520	773,788
葛飾区	575,122	627,949	733,604	722,993	854,847	556,932	761,021	702,427
江戸川区	424,236	534,712	577,251	769,310	930,685	588,684	733,904	635,470

※ 数値は、東京都の「地方教育費調査報告書」（令和3年度（令和2会計年度）～令和6年度（令和5会計年度））のうち、第7表「区市町村別学校教育費（公費）用途別園児・児童・生徒一人当たり支出額」から、児童1人当たりの小学校教育費総額と生徒1人当たりの中学校教育費総額を抜粋したもの

52 23区別就学援助準要保護者の認定基準〔令和6年度（2024）〕

区 名	認定基準（倍）
千代田	1.3
中央	1.2
港（※1）	1.2(1.31)
新宿	1.2
文京	1.67
台東	1.26
墨田（※2）	1.3(1.5)
江東	1.18
品川	1.25
目黒	1.2
大田	1.4
世田谷（※3）	1.4(2.06)

区 名	認定基準（倍）
渋谷	1.2
中野	1.3
杉並	1.3
豊島	1.2
北	1.2
荒川	1.2
板橋	1.26
練馬	1.2
足立	1.2
葛飾（※4）	1.2(1.3)
江戸川	1.25

※1 港区の認定基準は、子どもが3人以上いる世帯は1.31倍

※2 墨田区の認定基準は、ひとり親世帯の場合は1.5倍

※3 世田谷区の認定基準は1.4倍であるが、給食費のみの場合は2.06倍

※4 葛飾区の認定基準は、準要保護（一般）が1.2倍・準要保護（費目認定）が1.3倍

53 生活保護における教育扶助額と就学援助における給付額の項目別比較一覧

1 小学校

費目（※1）	対象	就学援助	生活保護
学校給食費 （8月を除く11か月分）	1～2年生	月額4,800円×2か月（4・5月） 月額5,700円×9か月（6～3月） （年額 60,900円）	月額4,800円×2か月（4・5月） 月額5,700円×9か月（6～3月） （年額 60,900円）
	3～4年生	月額5,300円×2か月（4・5月） 月額6,200円×9か月（6～3月） （年額 66,400円）	月額5,300円×2か月（4・5月） 月額6,200円×9か月（6～3月） （年額 66,400円）
	5～6年生	月額5,700円×2か月（4・5月） 月額6,800円×9か月（6～3月） （年額 72,600円）	月額5,700円×2か月（4・5月） 月額6,800円×9か月（6～3月） （年額 72,600円）
学用品費 通学用品費 （就学援助は8月を除く11か月分）	1年生	4月1,900円、5～3月1,880円 （年額 20,700円）	月額3,400円 （年額 40,800円） （学用品等の共通的・平均的に必要となる費用を定めたものを基準額として支給）
	2～3年生	4月2,200円、5～3月2,160円 （年額 23,800円）	
	4～6年生	4月2,200円、5～3月2,190円 （年額 24,100円）	
新入学準備金	入学予定者	91,600円	91,600円以内
校外活動費	1～2年生	1,500円	実費相当額（※2）
	3～4年生	2,200円	
	5～6年生	3,100円	
林間施設費	特別支援学級（5年生）	9,300円（※3）	無し
臨海施設費	5年生	9,600円（※3）	無し
修学旅行費 （日光移動教室）	6年生	9,300円（※3）	無し
通学費	特別支援学級（全学年） 日本語学級（全学年） にほんごステップアップ教室（全学年）	実費相当額	実費相当額（※2）
卒業記念アルバム費	6年生	10,000円	無し
検定料	3～6年生	実費（漢字・数学検定のうち受験したいいずれか1回分のみ）	無し
医療費	全学年	実 費	無し（就学援助対応とならないものは医療扶助で対応）

2 中学校

費目（※1）	対象	就学援助	生活保護
学校給食費 （8月を除く11か月分）	全学年	月額6,300円×2か月（4・5月） 月額7,600円×9か月（6～3月） （年額 81,000円）	月額6,300円×2か月（4・5月） 月額7,600円×9か月（6～3月） （年額 81,000円）
	夜間（全学年）	月額6,300円×2か月（4・5月） 月額7,600円×9か月（6～3月） （年額 81,000円）	月額6,300円×2か月（4・5月） 月額7,600円×9か月（6～3月） （年額 81,000円）
学用品費 通学用品費 （就学援助は8月を除く11か月分）	1年生	4月3,800円、5～3月3,720円 （年額 41,000円）	月額5,300円 （年額 63,600円） （学用品等の共通的・平均的に必要となる費用を定めたものを基準額として支給）
	2～3年生	4月4,100円、5～3月4,090円 （年額 45,000円）	
新入学準備金	入学予定者	101,000円	101,000円以内
校外活動費 （宿泊なし）	1年生	3,200円	実費相当額（※2）
	2年生	1,700円	
	3年生	3,500円	
	夜間（全学年）	1,100円	
林間施設費	2年生 夜間（全学年）	10,800円（※3）	無し
修学旅行費	3年生	80,000円（※3）	無し
通学費	特別支援学級（全学年） 日本語学級（全学年） にほんごステップアップ教室（全学年） 夜間（全学年）	実費相当額	実費相当額（※2）
体育実技用具費	全学年	実費 柔道 7,440円を限度 剣道 50,400円を限度	実費相当額（※2）
卒業記念アルバム費	3年生	8,300円	無し
検定料	全学年	実費（英語・漢字・数学検定のうち受験したいいずれか1回分のみ）	無し
医療費	全学年	実 費	無し（就学援助対応とならないものは医療扶助で対応）

一覧は、令和7年度現在

※1）費目は就学援助の名称を使用

※2）必要最低限の範囲を超えていると判断したものは支給しない

※3）葛飾区立小中学校在籍の場合は無償化のため支給しない

54 会計年度任用職員の女性比率〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕

（単位：％）

	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)
女性 比率	81.0	80.5	80.5

注 女性比率は、各年度４月１日現在の職員数により計算しています。

55 わくわくチャレンジ広場の児童指導サポーター等の体制と報償額〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕
（令和7年8月1日現在）

体制	配置基準 原則 6人（児童指導サポーター（リーダー）1人、児童指導サポーター5人）				
名称	児童指導サポーター （リーダー）	児童指導サポーター	指導ボランティア	学習アドバイザー	文化・スポーツアドバイザー
報償額	1,400円 （1時間につき）	1,100円 （1時間につき）	400円 （1日につき）	1,200円 （1時間につき）	1,100円 （1時間につき）

※令和5年度から上記の額を適用

56 区事業に係るコンサル業務実績一覧〔令和５年度（2023）～令和６年度（2024）〕

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和５年度 (2023) 決算額	令和６年度 (2024) 決算額
1	政策経営部	政策企画課	中川かわまちづくり検討委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和５年度(2023)	4,059,000	4,059,000	—
2	政策経営部	経営改革担当課	葛飾区執行体制強化検討業務支援委託	株式会社日本政策総研	令和６年度(2024)	3,278,000	—	3,278,000
3	政策経営部	スタジアム構想担当課	東新小岩一丁目公園用地活用検討アドバイザー業務委託	PwCアドバイザー合同会社	令和６年度(2024)	24,552,000	—	24,552,000
4	政策経営部	スタジアム構想担当課	区内スポーツ施設のあり方検討業務委託	株式会社梓設計	令和６年度(2024)	3,300,000	—	3,300,000
5	政策経営部	D×戦略課	葛飾区情報システム支援業務委託	株式会社エー・アンド・ディ	令和５年度(2023)	89,974,500	89,974,500	—
6	政策経営部	D×戦略課	情報システム支援業務委託	有限責任監査法人トーマツ	令和５年度(2023)	106,920,000	106,920,000	—
7	政策経営部	D×戦略課	情報システム支援業務委託（債務負担行為）	有限責任監査法人トーマツ	令和６年度(2024) ～令和８年度(2026)	768,636,000	—	301,356,000
8	政策経営部	D×戦略課	葛飾区デジタル推進支援業務委託（債務負担行為）	株式会社チェンジ	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	35,360,160	17,680,080	17,680,080
9	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎整備取組計画作成業務（窓口サービス）支援委託	アビームコンサルティング株式会社	令和５年度(2023)	15,807,000	15,807,000	—
10	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎整備取組計画作成業務（執務環境整備、文書・物品管理）支援委託	コクヨマーケティング株式会社	令和５年度(2023)	14,740,000	14,740,000	—
11	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎窓口サービス業務フロー作成等委託	アビームコンサルティング株式会社	令和６年度(2024)	16,500,000	—	16,500,000
12	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	新庁舎執務環境基本レイアウト図（素案）作成等業務委託	株式会社オカムラ 日本橋支店	令和６年度(2024)	10,010,000	—	10,010,000
13	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	葛飾区総合庁舎敷地測量等委託	有限会社伊藤測量事務所	令和６年度(2024)	7,893,600	—	7,893,600
14	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	立石駅北口地区第一種市街地再開発事業東街区施設建築物の不動産評価業務委託	一般財団法人日本不動産研究所 本社事業部	令和６年度(2024)	3,202,100	—	3,202,100
15	総務部	総合庁舎推進担当課 総合庁舎技術担当課	立石駅北口地区第一種市街地再開発事業東街区施設建築物の不動産評価業務委託	株式会社共立鑑定所	令和６年度(2024)	3,833,500	—	3,833,500
16	施設部	施設管理課	旧小谷野小学校敷地活用基本構想・基本計画策定業務支援委託（債務負担行為）	パンフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	17,066,500	—	9,256,500
17	施設部	施設管理課	旧小菅保育園跡地擁壁調査等業務委託（債務負担行為）	株式会社東光コンサルタンツ 本社事業部	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	8,250,000	—	2,365,000
18	地域振興部	地域振興課	新小岩駅ビル６階多目的ひろば利用運営に向けた検討業務委託	株式会社C—ROW	令和５年度(2023)	1,661,467	1,661,467	—
19	地域振興部	危機管理課	地区別年代別基礎調査委託	中央開発株式会社 東京支社	令和５年度(2023)	2,640,000	2,640,000	—
20	地域振興部	危機管理課	葛飾区地域防災計画改定支援委託	株式会社日本能率協会総合研究所	令和５年度(2023)	4,587,000	4,587,000	—
21	地域振興部	危機管理課	葛飾区水害图上訓練シナリオ等作成支援業務委託	一般財団法人河川情報センター 本社	令和５年度(2023)	1,386,000	1,386,000	—
22	地域振興部	危機管理課	令和５年度 葛飾区震災図上訓練実施支援業務委託	応用地質株式会社 東京営業所	令和５年度(2023)	8,800,000	8,800,000	—

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和5年度 (2023) 決算額	令和6年度 (2024) 決算額
23	地域振興部	危機管理課	母子支援防災セミナー委託	日本ミクニヤ株式会社	令和5年度(2023)	297,000	297,000	—
24	地域振興部	危機管理課	葛飾区福祉避難所実態調査等業務委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和6年度(2024)	2,695,000	—	2,695,000
25	地域振興部	危機管理課	母子支援防災セミナー委託	日本ミクニヤ株式会社	令和6年度(2024)	297,000	—	297,000
26	地域振興部	運用訓練担当課	令和6年度葛飾区水害図上訓練業務委託	NTTデーター経営研究所	令和6年度(2024)	12,000,000	—	12,000,000
27	地域振興部	地域防災担当課	学校避難所運営支援業務委託	公益財団法人市民防災研究所	令和5年度(2023)	1,397,000	1,397,000	—
28	地域振興部	地域防災担当課	堀切地区地域防災会議設置運営等支援業務委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和6年度(2024)	1,980,000	—	1,980,000
29	地域振興部	地域防災担当課	学校避難所運営支援業務委託	公益財団法人市民防災研究所	令和6年度(2024)	1,000,000	—	1,000,000
30	地域振興部	生活安全担当課	葛飾区インフルエンザ等行動計画及び葛飾区業務継続計画(BCP)＜健康危機管理編＞改定支援業務委託	中央開発株式会社 東京支社	令和5年度(2023)	3,850,000	3,850,000	—
31	地域振興部	生活安全担当課	葛飾区国民保護避難パターン作成支援業務委託	株式会社総合防災ソリューション	令和5年度(2023)	2,816,000	2,816,000	—
32	地域振興部	生活安全担当課	葛飾区街頭防犯カメラ設置及び運用方針策定業務支援委託	キング通信工業株式会社	令和6年度(2024)	7,480,000	—	7,480,000
33	地域振興部	文化国際課	(仮称) かつしかアート・カルチャー基本方針策定業務支援委託	株式会社アネトス地域計画	令和6年度(2024)	1,980,000	—	1,980,000
34	産業観光部	観光課	川基跡地活用に向けた事業・管理運営計画策定等支援業務委託(債務負担行為)	株式会社地域計画建築研究所 東京事務所	令和4年度(2022) ～令和5年度(2023)	5,599,000	4,356,000	—
35	産業観光部	観光課	川基跡地活用における観光コンテンツ企画・開発支援業務委託(債務負担行為)	株式会社JTB	令和4年度(2022) ～令和5年度(2023)	4,900,500	3,993,000	—
36	産業観光部	観光課	亀有地域観光拠点施設管理運営計画策定等業務委託	アクティオ株式会社	令和5年度(2023)	4,400,000	4,400,000	—
37	産業観光部	観光課	柴又地域観光拠点施設における家具等検討支援業務委託	コクヨマーケティング株式会社	令和6年度(2024)	495,000	—	495,000
38	産業観光部	観光課	亀有三丁目駐車場用地の利活用に関する支援業務委託	コスモコンサルタンツ株式会社	令和6年度(2024)	490,062	—	490,062
39	産業観光部	観光課	観光バス駐車場候補地軌跡検討委託	コスモコンサルタンツ株式会社	令和6年度(2024)	293,700	—	293,700
40	環境部	環境課	葛飾区再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託(特命随意契約)	有限責任監査法人トーマツ	令和5年度(2023)	9,897,360	9,897,360	—
41	環境部	環境課	葛飾区公共施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託	アジア航測株式会社	令和5年度(2023)	7,810,000	7,810,000	—
42	環境部	環境課	(仮称) 全国みどりと花のフェアかつしか基本計画策定支援業務委託(債務負担行為)	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	令和5年度(2023) ～令和6年度(2024)	49,894,350	29,899,100	19,995,250
43	環境部	環境課	「(仮称) 全国みどりと花のフェアかつしか」警備計画基礎調査等業務委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	令和6年度(2024)	4,114,000	—	4,114,000
44	環境部	環境課	「全国みどりと花のフェアかつしか」実施計画策定支援及び業務支援等委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	令和6年度(2024)	98,524,800	—	98,524,800
45	環境部	リサイクル清掃課	一般廃棄物処理基本計画見直しに係る基礎調査業務委託	株式会社杉山・栗原環境事務所	令和6年度(2024)	10,769,000	—	10,769,000

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和５年度 (2023) 決算額	令和６年度 (2024) 決算額
46	福祉部	福祉管理課	民生委員活動のデジタル化コンサルティング業務委託	シグニフィ株式会社	令和５年度(2023)	1,959,100	1,959,100	—
47	福祉部	福祉管理課	「(仮称)特別養護老人ホーム等代替施設基本計画(案)」策定支援業務委託	株式会社日総建	令和５年度(2023)	8,789,000	8,789,000	—
48	福祉部	福祉管理課	第９期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援等委託	株式会社コモン計画研究所	令和５年度(2023)	9,100,000	9,100,000	—
49	福祉部	くらしのまるごと相談課	葛飾区地域福祉計画策定支援業務委託	株式会社シティ・プランニング	令和５年度(2023)	9,130,000	9,130,000	—
50	福祉部	高齢者支援課	(仮称)葛飾区認知症施策推進計画策定等支援業務委託(債務負担行為)	ジェイエムシー株式会社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	9,247,700	—	2,449,700
51	福祉部	障害福祉課	葛飾区障害者施策推進計画等策定支援業務委託	株式会社都市計画２１	令和５年度(2023)	5,060,000	5,060,000	—
52	福祉部	国保年金課	特定健康診査等実施計画及び葛飾区保健事業実施計画策定支援業務委託	株式会社ＪＭＤＣ	令和５年度(2023)	4,130,500	4,130,500	—
53	健康部	地域保健課	大規模水害時における災害拠点病院ＢＣＰ策定支援業務委託	株式会社ＭＪＣ	令和５年度(2023)	5,940,000	5,940,000	—
54	健康部	地域保健課	令和５年度医療救護訓練支援委託	株式会社ＭＪＣ	令和５年度(2023)	1,100,000	1,100,000	—
55	健康部	地域保健課	葛飾区保健医療実態調査委託	株式会社名豊	令和５年度(2023)	4,576,000	4,576,000	—
56	健康部	地域保健課	大規模水害時における災害拠点病院ＢＣＰ策定支援業務委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和６年度(2024)	5,533,000	—	5,533,000
57	健康部	地域保健課	令和６年度医療救護訓練支援委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和６年度(2024)	1,210,000	—	1,210,000
58	健康部	地域保健課	災害拠点病院業務継続計画(ＢＣＰ)風水害版検証訓練支援委託	一般財団法人ＡＶＣＣ	令和６年度(2024)	1,254,000	—	1,254,000
59	健康部	地域保健課	葛飾区健康増進計画等策定支援業務委託	アビームコンサルティング株式会社	令和６年度(2024)	5,060,000	—	5,060,000
60	子育て支援部	子ども・若者担当課	(仮称)「葛飾区子ども総合計画」策定支援業務等委託(債務負担行為)	日本コンサルタントシステム株式会社	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	22,343,830	14,674,300	7,669,530
61	子育て支援部	子育て施設支援課	保育施設等業務継続計画(ＢＣＰ)等策定支援等業務委託	株式会社富士通総研	令和６年度(2024)	10,406,892	—	10,406,892
62	子育て支援部	子育て施設支援課	保育施設等指導検査(会計経理)支援業務委託	ＣＴＳ監査法人 東京事務所	令和６年度(2024)	10,890,000	—	10,890,000
63	都市整備部	調整課	葛飾区移動等円滑化促進方針策定業務支援委託(債務負担行為)	セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	24,673,000	9,724,000	14,949,000
64	都市整備部	かわまちづくり担当課	中川かわまちづくり金町拠点整備基本設計委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和６年度(2024)	25,619,000	—	25,619,000
65	都市整備部	かわまちづくり担当課	土壌汚染地歴調査委託	ジオテクノス株式会社	令和６年度(2024)	1,595,000	—	1,595,000
66	都市整備部	かわまちづくり担当課	葛飾中川かわまちづくり計画推進支援業務委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和６年度(2024)	8,382,000	—	8,382,000
67	都市整備部	交通政策課	令和５年度葛飾区循環バス路線等導入検討委託	社会システム株式会社	令和５年度(2023)	7,469,000	7,469,000	—
68	都市整備部	交通政策課	令和５年度地域主体交通(グリーンスローモビリティ)導入検討委託	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 東京事務所	令和５年度(2023)	3,168,000	3,168,000	—

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和５年度 (2023) 決算額	令和６年度 (2024) 決算額
69	都市整備部	交通政策課	令和６年度葛飾区循環バス路線等導入検討委託	社会システム株式会社	令和６年度(2024)	7,780,000	—	7,780,000
70	都市整備部	交通政策課	令和６年度葛飾区地域主体交通（グリーンスローモビリティ）導入検討委託	大日本ダイヤコンサルタント株式会社 東京事務所	令和６年度(2024)	4,519,900	—	4,519,900
71	都市整備部	交通政策課	葛飾区地域公共交通計画策定業務支援委託（債務負担行為）	株式会社ケー・シー・エス 東京支社	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	23,793,000	—	15,598,000
72	都市整備部	新金線旅客化担当課	令和５年度新金線旅客化検討委員会等支援委託	一般財団法人運輸総合研究所	令和５年度(2023)	34,527,900	34,527,900	—
73	都市整備部	新金線旅客化担当課	令和６年度新金線旅客化検討委員会等支援委託	一般財団法人運輸総合研究所	令和６年度(2024)	32,989,000	—	32,989,000
74	都市整備部	交通政策課	新小岩駅周辺自転車駐車場整備計画検討業務委託	株式会社杉原設計事務所	令和５年度(2023)	3,250,000	3,250,000	—
75	都市整備部	都市計画課	葛飾区都市計画マスタープラン策定業務支援委託（債務負担行為）	株式会社エイト日本技術開発 東京支社	令和３年度(2021) ～令和５年度(2023)	43,230,000	10,120,000	—
76	都市整備部	都市計画課	住宅浸水対応化促進施策調査検討業務委託	株式会社対象地域設計	令和５年度(2023)	6,105,000	6,105,000	—
77	都市整備部	都市計画課	葛飾区震災復興まちづくり訓練運営等業務支援委託	株式会社地域計画連合	令和５年度(2023)	7,640,000	7,640,000	—
78	都市整備部	都市計画課	葛飾区震災復興まちづくり訓練及びフォローアップ訓練運営等支援業務委託	株式会社地域計画連合	令和６年度(2024)	9,266,000	—	9,266,000
79	都市整備部	都市計画課	（仮称）葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定支援業務委託（債務負担行為）	株式会社 創建 東京本部	令和６年度(2024) ～令和７年度(2025)	21,098,000	—	10,978,000
80	都市整備部	都市計画課	葛飾区区民参加による街づくり推進条例支援制度拡充検討委託	株式会社 首都圏総合計画研究所	令和６年度(2024)	5,533,000	—	5,533,000
81	都市整備部	街づくり推進担当課	西新小岩五丁目地区街づくり推進業務支援委託（債務負担行為）	N i X J A P A N株式会社 足立営業所	令和５年度(2023) ～令和６年度(2024)	14,300,000	9,900,000	4,400,000
82	都市整備部	街づくり推進担当課	堀切地区街づくり推進業務等委託	株式会社シティ・プランニング	令和６年度(2024)	6,919,000	—	6,919,000
83	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和５年度(2023)	8,316,000	8,316,000	—
84	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺エリアマネジメント活動支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和５年度(2023)	4,982,000	4,982,000	—
85	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅北口地区街づくり事業化支援業務委託	株式会社首都圏総合計画研究所	令和５年度(2023)	3,300,000	3,300,000	—
86	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅南口地区街づくり事業化支援業務委託	ランドブレイン株式会社	令和５年度(2023)	6,930,000	6,930,000	—
87	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅北口新規区画道路等検討業務委託	株式会社国際開発コンサルタンツ 東京支店	令和５年度(2023)	3,146,000	3,146,000	—
88	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺人流データ計測等業務委託	株式会社センサーズ・アンド・ワークス	令和５年度(2023)	5,170,000	5,170,000	—
89	都市整備部	新小岩街づくり担当課	西井堀せせらぎパーク及び周辺道路再整備方針検討業務委託	株式会社ライテック	令和５年度(2023)	3,960,000	3,960,000	—
90	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅南北自由通路ボックスカルパート点検業務委託	アジア航測株式会社 本社営業部	令和５年度(2023)	10,879,000	10,879,000	—
91	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅南北自由通路他交通量調査業務委託	株式会社エスピー研	令和５年度(2023)	920,000	920,000	—

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和５年度 (2023) 決算額	令和６年度 (2024) 決算額
92	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅南北自由通路事業用地測量等業務委託	有限会社伊藤測量事務所	令和５年度(2023)	5,621,000	5,621,000	—
93	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和６年度(2024)	8,327,000	—	8,327,000
94	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅周辺エリアマネジメント活動支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和６年度(2024)	5,496,000	—	5,496,000
95	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅北口地区街づくり事業化支援業務委託	株式会社首都圏総合計画研究所	令和６年度(2024)	4,730,000	—	4,730,000
96	都市整備部	新小岩街づくり担当課	新小岩駅南口地区街づくり事業化支援業務委託	株式会社日本インシーク 東京本社営業部	令和６年度(2024)	4,950,000	—	4,950,000
97	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区基盤施設整備の推進に向けた調査検討業務委託	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和５年度(2023)	17,468,000	17,468,000	—
98	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区基盤整備推進計画案策定業務支援委託（その３）	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関東支社	令和５年度(2023)	8,294,000	8,294,000	—
99	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区沿道整備街路事業検討調査業務委託（その３）	日本測地設計株式会社	令和５年度(2023)	11,220,000	11,220,000	—
100	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区の道路拡幅に係る建物敷地の取得に関する影響検討業務委託	日本測地設計株式会社	令和５年度(2023)	4,730,000	4,730,000	—
101	都市整備部	金町街づくり担当課	JR金町駅西側架道橋整備検討業務委託	JR東日本コンサルタンツ株式会社	令和５年度(2023)	18,315,000	18,315,000	—
102	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅南北自由通路検討基礎調査委託（その２）	JR東日本コンサルタンツ株式会社	令和５年度(2023)	9,570,000	9,570,000	—
103	都市整備部	金町街づくり担当課	東金町二丁目建築計画案検討業務委託	株式会社象地域設計	令和５年度(2023)	297,000	297,000	—
104	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅周辺地区エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和５年度(2023)	7,150,000	7,150,000	—
105	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区まちづくり協議会運営支援委託	株式会社アーイメー	令和５年度(2023)	297,000	297,000	—
106	都市整備部	金町街づくり担当課	東金町一丁目西地区市街地再開発事業施設建築物屋上等に係る専用使用料の検証業務委託	株式会社谷澤総合鑑定所 東京本社	令和５年度(2023)	110,000	110,000	—
107	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区理科大学通りほか拡幅基本設計委託	株式会社ニュージェック 関東支店	令和６年度(2024)	15,367,000	—	15,367,000
108	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅周辺地区エリアマネジメント推進支援業務委託	株式会社都市環境計画研究所	令和６年度(2024)	12,441,000	—	12,441,000
109	都市整備部	金町街づくり担当課	東金町一丁目西地区地区計画変更案策定業務支援委託	株式会社エイト日本技術開発 東京支社	令和６年度(2024)	8,470,000	—	8,470,000
110	都市整備部	金町街づくり担当課	金町駅北口周辺地区基盤整備に伴う用地取得手法検討業務委託	日本測地設計株式会社	令和６年度(2024)	5,555,000	—	5,555,000
111	都市整備部	立石駅南街づくり担当課	立石駅周辺地区街づくり検討業務委託（債務負担行為）	株式会社首都圏総合計画研究所	令和５年度(2023) ～令和７年度(2025)	32,780,000	7,821,000	12,479,500
112	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	高砂駅周辺地区街づくり推進業務委託（その５）	株式会社タカハ都市科学研究所	令和５年度(2023)	43,450,000	43,450,000	—
113	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	高砂駅周辺地区アクセス道路に係る測量業務等委託	株式会社ソクシン	令和５年度(2023)	4,950,000	4,950,000	—
114	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	高砂駅周辺地区街づくり検討業務委託	株式会社都市計画 2 1	令和６年度(2024)	22,100,000	—	22,100,000

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和5年度 (2023) 決算額	令和6年度 (2024) 決算額
115	都市整備部	高砂・鉄道立体担当課	京成高砂駅北口地区再開発等事業化検討調査委託	株式会社タカハ都市科学研究所	令和6年度(2024)	16,060,000	—	16,060,000
116	都市整備部	密集地域整備担当課	不燃化特区における不燃領域率調査委託	株式会社都市計画同人	令和5年度(2023)	1,309,000	1,309,000	—
117	都市整備部	密集地域整備担当課	堀切二丁目周辺及び四丁目地区事業推進等業務委託	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部	令和5年度(2023)	160,616,500	160,616,500	—
118	都市整備部	密集地域整備担当課	密集事業用地補償総合技術業務委託(単価契約)(長期継続契約)	株式会社N I S S O葛飾支店	令和5年度(2023) ～令和6年度(2024)	42,900,000	14,309,600	19,721,528
119	都市整備部	密集地域整備担当課	堀切地区街づくり推進業務等委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和5年度(2023)	4,818,000	4,818,000	—
120	都市整備部	密集地域整備担当課	堀切二丁目周辺及び四丁目地区事業推進等業務委託	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部	令和6年度(2024)	194,984,900	—	194,984,900
121	都市整備部	密集地域整備担当課	西新小岩五丁目地区不燃領域率調査委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和6年度(2024)	484,000	—	484,000
122	都市整備部	密集地域整備担当課	不燃化特区における不燃領域率調査委託	株式会社地域計画連合	令和6年度(2024)	1,298,000	—	1,298,000
123	都市整備部	密集地域整備担当課	密集事業用地補償総合技術業務委託(単価契約)(債務負担行為)	株式会社N I S S O葛飾支店	令和6年度(2024) ～令和8年度(2026)	80,641,000	—	14,636,684
124	都市整備部	密集地域整備担当課	密集事業延伸計画作成等業務委託	ランドブレイン株式会社	令和6年度(2024)	4,224,000	—	4,224,000
125	都市整備部	密集地域整備担当課	四つ木二丁目公園(仮称)新設工事家屋事後調査委託	株式会社中央クリエイト東京支店	令和6年度(2024)	480,480	—	480,480
126	都市整備部	住環境整備課	葛飾区空家等現地調査業務委託(単価契約)	株式会社ヤチホ	令和5年度(2023)	2,798,730	2,798,730	—
127	都市整備部	住環境整備課	葛飾区空家等現地調査業務委託(単価契約)	株式会社ゼンリン	令和6年度(2024)	2,134,000	—	2,133,999
128	都市整備部	住環境整備課	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく調査業務委託(単価契約)	一般社団法人東京都マンション管理士会	令和5年度(2023)	123,970	23,540	—
129	都市整備部	住環境整備課	葛飾区マンション管理適正化推進計画策定等支援業務委託	応用技術株式会社	令和5年度(2023)	4,944,500	4,944,500	—
130	都市整備部	住環境整備課	葛飾区空家等実態調査業務委託	国際航業株式会社 東京支店	令和5年度(2023)	23,320,000	23,320,000	—
131	都市整備部	住環境整備課	葛飾区マンション管理適正化推進計画に基づく外観調査等業務委託(単価契約)	一般社団法人東京都マンション管理士会	令和6年度(2024)	206,800	—	69,300
132	都市整備部	住環境整備課	葛飾区空家等対策計画改定業務支援委託	株式会社住宅・都市問題研究所	令和6年度(2024)	4,500,000	—	4,500,000
133	都市整備部	建築課	一般緊急輸送道路沿道建築物普及啓発活動支援業務委託	特定非営利活動法人 耐震総合安全機構	令和5年度(2023)	3,556,300	3,556,300	—
134	都市整備部	建築課	ブロック塀等普及啓発活動支援業務委託	一般社団法人 葛飾区建築設計事務所協会	令和5年度(2023)	3,431,450	3,431,450	—
135	都市整備部	建築課	一般緊急輸送道路沿道建築物普及啓発活動支援業務委託	特定非営利活動法人 耐震総合安全機構	令和6年度(2024)	4,132,700	—	4,132,700
136	都市整備部	建築課	ブロック塀等普及啓発活動支援業務委託	一般社団法人 葛飾区建築設計事務所協会	令和6年度(2024)	3,431,450	—	3,431,450
137	都市整備部	道路管理課	堀切五丁目物件調査・和解金算定・和解説明業務委託(単価契約)(長期継続契約)	株式会社N I S S O 葛飾支店	令和5年度(2023) ～令和7年度(2025)	61,930,000	2,177,903	3,416,776

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和5年度 (2023) 決算額	令和6年度 (2024) 決算額
138	都市整備部	道路管理課	不法占用物件に係る調査説明業務委託（単価契約）	株式会社URリンケージ	令和6年度(2024)	3,440,000	—	3,656,884
139	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線（南水元西）に係る区分所有建物の補償説明等業務委託（単価契約）（長期継続契約）	株式会社ランド・コンサルタント	令和4年度(2022) ～令和6年度(2024)	18,514,584	879,780	1,889,740
140	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線及び補助第261号線（南水元西）道路整備計画検討委託（債務負担行為）	中央コンサルタンツ株式会社 東京支店	令和4年度(2022) ～令和5年度(2023)	3,326,400	1,926,400	—
141	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線（南水元西）物件調査・補償金算定・補償説明業務委託（単価契約）	株式会社ランド・コンサルタント	令和5年度(2023)	21,527,826	4,297,628	—
142	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第279号線（高砂）物件調査・補償金算定・補償説明業務委託（単価契約）	東電用地株式会社	令和5年度(2023)	37,293,460	13,602,055	—
143	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第4号線（四つ木西）物件調査・補償算定・補償説明委託（単価契約）	東電用地株式会社	令和5年度(2023)	22,655,390	8,970,304	—
144	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第6号線（四つ木）物件調査・補償算定・補償説明業務委託（単価契約）	株式会社オオバ 東京支店	令和5年度(2023)	17,637,400	5,194,612	—
145	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第138号線及び補助第261号線（南水元西）道路整備計画検討（その2）委託	中央コンサルタンツ株式会社 東京支店	令和6年度(2024)	5,492,300	—	5,492,300
146	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第264号線（細田西）立石大通路切拡幅工事の施行に関する検証業務委託（債務負担行為）	公益社団法人日本交通計画協会	令和6年度(2024) ～令和7年度(2025)	7,106,000	—	2,816,000
147	都市整備部	道路建設課	都市計画道路事業補助第264号線及び補助第281号線（環七付近）物件調査及び補償金算定業務委託	株式会社塩崎テクノブレイン 東京支社	令和6年度(2024)	5,225,000	—	5,225,000
148	都市整備部	道路建設課	都市計画道路補助第279号線（高砂）物件調査・補償金算定及び補償説明業務委託（単価契約）（債務負担行為）	東電用地株式会社	令和6年度(2024) ～令和8年度(2026)	40,103,072	—	15,959,256
149	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第4号線（四つ木東）補償説明業務委託（単価契約）	東電用地株式会社	令和6年度(2024)	4,856,700	—	5,464,800
150	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第4号線（四つ木西）物件調査・補償金算定及び補償説明業務委託（単価契約）（債務負担行為）	東電用地株式会社	令和6年度(2024) ～令和8年度(2026)	47,715,130	—	9,292,080
151	都市整備部	道路建設課	都市計画道路区画街路第6号線（四つ木）物件調査・補償金算定及び補償説明業務委託（単価契約）（債務負担行為）	株式会社オオバ 東京支店	令和6年度(2024) ～令和8年度(2026)	37,257,000	—	8,193,088
152	都市整備部	道路建設課	都市計画道路の整備に関する調査委託（債務負担行為）	株式会社ケー・シー・エス 東京支社	令和6年度(2024) ～令和7年度(2025)	9,295,000	—	3,091,000
153	都市整備部	道路補修課	令和5年度 空洞調査委託	株式会社ティコク 東京支社	令和5年度(2023)	29,444,800	29,444,800	—
154	都市整備部	道路補修課	令和5年度 ひび割れ率調査業務委託	アジア航測株式会社 本社営業部	令和5年度(2023)	6,160,000	6,160,000	—
155	都市整備部	道路補修課	令和5年度 葛飾区道路擁壁点検業務委託	株式会社アミック	令和5年度(2023)	7,213,000	7,213,000	—
156	都市整備部	道路補修課	細田四丁目ほか集水桝・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和5年度(2023)	6,006,000	6,006,000	—
157	都市整備部	道路補修課	南水元二丁目ほか集水桝・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和5年度(2023)	6,105,000	6,105,000	—
158	都市整備部	道路補修課	橋梁耐震性能調査委託	株式会社日本構造橋梁研究所	令和5年度(2023)	8,811,000	8,811,000	—
159	都市整備部	道路補修課	街路灯腐食調査委託	有限会社山崎塗装工業所	令和5年度(2023)	1,793,700	1,793,700	—
160	都市整備部	道路補修課	私道防犯灯設置箇所調査等委託	株式会社ゼンリン 東京第一支社	令和5年度(2023)	5,720,000	5,720,000	—

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和５年度 (2023) 決算額	令和６年度 (2024) 決算額
161	都市整備部	道路補修課	令和６年度 空洞調査委託	株式会社テイクコ 東京支社	令和６年度(2024)	22,689,700	—	22,689,700
162	都市整備部	道路補修課	令和６年度 ひび割れ率調査業務委託	国際航業株式会社 東京支店	令和６年度(2024)	8,966,199	—	8,966,199
163	都市整備部	道路補修課	令和６年度 路面性状調査委託	株式会社パスコ 東京支店	令和６年度(2024)	10,142,000	—	10,142,000
164	都市整備部	道路補修課	亀有駅南口周辺風環境調査委託	八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部	令和６年度(2024)	4,631,000	—	4,631,000
165	都市整備部	道路補修課	南水元四丁目ほか集水樹・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和６年度(2024)	7,920,000	—	7,920,000
166	都市整備部	道路補修課	奥戸五丁目ほか集水樹・取付管調査委託	株式会社水十水工業	令和６年度(2024)	5,050,000	—	5,050,000
167	都市整備部	道路補修課	橋梁長寿命化修繕計画更新委託	リテックエンジニアリング株式会社	令和６年度(2024)	10,311,400	—	10,311,400
168	都市整備部	道路補修課	奥戸橋RC床版調査（その２）委託	株式会社キミコン 東京支店	令和６年度(2024)	6,820,000	—	6,820,000
169	都市整備部	道路補修課	八剱橋橋梁架替工事に伴う単価特別調査委託	太洋エンジニアリング株式会社 東京支社	令和６年度(2024)	473,000	—	473,000
170	都市整備部	道路補修課	八剱橋橋梁架替工事に伴う単価特別調査（その２）委託	太洋エンジニアリング株式会社 東京支社	令和６年度(2024)	319,000	—	319,000
171	都市整備部	道路補修課	細田橋架替予備調査（その２）委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和６年度(2024)	12,199,000	—	12,199,000
172	都市整備部	道路補修課	街路灯腐食調査委託	有限会社山崎塗装工業所	令和６年度(2024)	1,770,000	—	1,770,000
173	都市整備部	道路補修課	私道防犯灯設置箇所調査等委託	株式会社ゼンリン 東京第一支社	令和６年度(2024)	6,215,000	—	6,215,000
174	都市整備部	公園課	新宿交通公園再整備基本計画策定業務委託	八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部	令和５年度(2023)	4,966,500	4,966,500	—
175	都市整備部	公園課	葛飾あらかわ水辺公園再整備事業スキーム検討等委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	令和５年度(2023)	18,640,600	18,640,600	—
176	都市整備部	公園課	葛飾あらかわ水辺公園インフラ引込み検討委託	株式会社エイト日本技術開発 東京支社	令和５年度(2023)	4,950,000	4,950,000	—
177	都市整備部	公園課	水元小合溜動植物等環境調査委託	株式会社セルコ	令和５年度(2023)	1,133,000	1,133,000	—
178	都市整備部	公園課	水元小合溜動植物等環境調査委託	株式会社セルコ	令和６年度(2024)	1,364,000	—	1,364,000
179	都市整備部	公園課	水元小合溜特定外来生物等捕獲調査委託（単価契約）	特定非営利活動法人水元ネイチャープロジェクト	令和５年度(2023)	2,850,000	2,429,900	—
180	都市整備部	公園課	水元小合溜特定外来生物等捕獲調査委託（単価契約）	特定非営利活動法人水元ネイチャープロジェクト	令和６年度(2024)	2,875,000	—	2,696,816
181	都市整備部	公園課	土壌調査委託	株式会社クレアテラ	令和５年度(2023)	580,000	580,000	—
182	都市整備部	公園課	堀切菖蒲園圃場土壌調査委託	株式会社クレアテラ	令和６年度(2024)	572,000	—	572,000
183	都市整備部	公園課	新小岩公園再整備地下埋設物調査委託	ジオ・サーチ株式会社	令和５年度(2023)	8,670,200	8,670,200	—

(単位：円)

	担当部	担当課	契約件名	契約相手方	契約年度	契約額	令和5年度 (2023) 決算額	令和6年度 (2024) 決算額
184	都市整備部	公園課	新小岩公園再整備地歴調査業務委託	株式会社イー・アール・エス	令和5年度(2023)	627,000	627,000	—
185	都市整備部	公園課	柴又公園ほか地歴調査業務委託	株式会社アガック	令和5年度(2023)	539,000	539,000	—
186	都市整備部	公園課	新小岩公園再整備土壌汚染調査業務委託	株式会社環境管理センター 技術センター	令和6年度(2024)	12,980,000	—	12,980,000
187	都市整備部	公園課	葛飾あらかわ水辺公園再整備事業実現性検証委託	株式会社総合設計研究所	令和6年度(2024)	8,030,000	—	8,030,000
188	都市整備部	公園課	間栗公園既存建築物調査等業務委託	株式会社象地域設計	令和6年度(2024)	2,970,000	—	2,970,000
189	都市整備部	公園課	お花茶屋公園ほか地歴調査業務委託	株式会社ウコー	令和6年度(2024)	1,529,000	—	1,529,000
190	都市整備部	公園課	公園等整備の基本的な考え方検討業務委託	株式会社パスコ 東京支店	令和6年度(2024)	12,045,000	—	12,045,000
191	都市整備部	公園課	水元小合溜河川環境改善(既施設健全度)調査等委託(債務負担行為)	日本水工設計株式会社 東京支社	令和6年度(2024) ～令和7年度(2025)	6,435,000	—	1,900,000
192	都市整備部	公園課	新小岩公園再整備地下水調査等業務委託	株式会社環境総合リサーチ 東京事業所	令和6年度(2024)	1,727,000	—	1,727,000
193	都市整備部	公園課	新宿交通公園リニューアル実施計画策定支援業務委託(債務負担行為)	八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部	令和6年度(2024) ～令和7年度(2025)	29,084,000	—	0
194	教育委員会事務局	教育総務課	葛飾区教育振興基本計画策定支援業務委託(債務負担行為)	株式会社ジャパンインターナショナル総合研 究所	令和4年度(2022) ～令和5年度(2023)	10,923,000	5,346,000	—
195	教育委員会事務局	学校施設課	(仮称)葛飾区学校施設整備指針策定業務支援委託	株式会社ファインコラボレート研究所	令和6年度(2024)	12,500,730	—	12,500,730
196	教育委員会事務局	学校施設整備担当課	葛飾区立学校改築・統合検討業務支援委託(債務負担行為)	株式会社長大 東京支社	令和5年度(2023) ～令和7年度(2025)	23,056,000	1,606,000	16,082,000
197	教育委員会事務局	学校施設整備担当課	東四つ木地域学校適正規模検討業務支援委託(債務負担行為)	株式会社あい設計 東京支社	令和5年度(2023) ～令和6年度(2024)	19,800,000	8,129,000	11,671,000
198	教育委員会事務局	学校教育推進担当課	(仮称)第2次かつしか教育情報化推進プラン策定及び教育情報化推進に 係る支援業務委託(債務負担行為)	株式会社JMC	令和4年度(2022) ～令和6年度(2024)	18,912,850	7,099,400	5,014,900
199	教育委員会事務局	生涯学習課	葛飾柴又の文化的景観整備推進事業支援業務委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和5年度(2023)	8,602,000	8,602,000	—
200	教育委員会事務局	生涯学習課	葛飾柴又の文化的景観整備推進事業支援業務委託	株式会社マヌ都市建築研究所	令和6年度(2024)	12,210,000	—	12,210,000
201	教育委員会事務局	生涯学習課	葛飾区郷土と天文の博物館天文エリア展示・プラネタリウム改修 基本構 想及び基本計画策定支援業務委託	株式会社乃村工藝社	令和6年度(2024)	3,135,000	—	3,135,000
202	教育委員会事務局	中央図書館	葛飾区立図書館運営に係る支援業務	株式会社図書館総合研究所	令和5年度(2023)	2,563,000	2,563,000	—
203	教育委員会事務局	中央図書館	葛飾区立図書館運営に係る支援業務	株式会社図書館総合研究所	令和6年度(2024)	3,216,400	—	3,216,400

57 区内火葬場と都内の公営火葬場の火葬料〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）

○区内火葬場
【四ツ木斎場】

区分		普通炉
火葬料	7歳以上	¥90,000
	7歳未満	¥51,000

○都内の公営火葬場
【臨海斎場】

区分		組織区住民 (港区、品川区、 目黒区、大田区、 世田谷区)	組織区外住民 (左の5区以外)
火葬料	12歳以上	¥44,000	¥88,000
	12歳未満	¥26,800	¥53,600

【瑞江葬儀所】

区分		都民	都民外
火葬料	7歳以上	¥59,600	¥71,520
	7歳未満	¥34,500	¥41,400

58 葛飾区で受理された死亡届件数の推移と区民葬儀券配付の実績〔令和2年度（2020）～令和6年度（2024）〕

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
死亡届件数	4,753	5,038	5,322	5,339	5,449
区民葬儀券配付数	221	442	520	597	549

59 夏季休業中の学校別水泳指導実施状況〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕

(単位:日)

No.	学校名	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
1	本田小学校	0	0
2	葛飾小学校	0	0
3	梅田小学校	12	5
4	渋江小学校	0	
5	南綾瀬小学校	3	3
6	上千葉小学校	0	0
7	堀切小学校	5	3
8	奥戸小学校	0	0
9	上平井小学校	1	0
10	二上小学校	0	0
11	小松南小学校	0	0
12	高砂小学校	4	4
13	新宿小学校	3	0
14	住吉小学校	0	0
15	亀青小学校	5	5
16	道上小学校	0	0
17	金町小学校	0	0
18	末広小学校	0	0
19	柴又小学校	0	0
20	鎌倉小学校	0	0
21	水元小学校	0	0
22	こすげ小学校	0	0
23	半田小学校	0	0
24	宝木塚小学校	0	0
25	青戸小学校	0	0

No.	学校名	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
26	清和小学校	0	0
27	木根川小学校	0	
28	中之台小学校	0	0
29	綾南小学校	0	1
30	川端小学校	0	0
31	北野小学校	0	0
32	白鳥小学校	0	0
33	松上小学校	0	0
34	西小菅小学校	0	0
35	柴原小学校	3	8
36	中青戸小学校	0	10
37	南奥戸小学校	0	0
38	東綾瀬小学校	0	0
39	原田小学校	0	0
40	東柴又小学校	6	0
41	飯塚小学校	0	0
42	西亀有小学校	0	0
43	花の木小学校	0	0
44	上小松小学校	0	0
45	幸田小学校	0	0
46	細田小学校	0	0
47	東金町小学校	0	0
48	東水元小学校	0	0
49	よつぎ小学校	10	10
50	東四つ木小学校		0

No.	学校名	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
1	本田中学校	3	3
2	金町中学校	0	0
3	水元中学校	3	3
4	新宿中学校	3	3
5	奥戸中学校	3	3
6	綾瀬中学校	3	2
7	上平井中学校	3	3
8	中川中学校	3	3
9	桜道中学校	4	4
10	堀切中学校	0	0
11	双葉中学校	0	0
12	大道中学校	3	0
13	四ツ木中学校	2	2
14	小松中学校	3	3
15	亀有中学校	3	4
16	立石中学校	5	0
17	常盤中学校	3	3
18	一之台中学校	3	3
19	青戸中学校	3	3
20	青葉中学校	3	0
21	高砂中学校	3	3
22	東金町中学校	0	0
23	葛美中学校	3	0
24	新小岩中学校	5	6

注 実施日数を記載

60 夏季休業中の一時学童保育実績（クラブ別受入人数）〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕
（各年度8月31日現在）

公立学童保育クラブ

単位：人

名 称	令和6年度（2024）							令和7年度（2025）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
幸 田	1		2				3	1					1	2
花 の 木	3						3	1						1
東 金 町														
末 広														
柴 又	1						1	1						1
新 柴 又	1						1		1	3	1			5
高 砂	1						1							
鎌 倉	4						4	5						5
南 奥 戸	3						3	1						1
西 奥 戸	1						1	2	1					3
東 奥 戸	1	1					2	1		1				2
西 亀 有														
亀 有								3						3
中 道					1		1	2						2
青 戸	1		3	1			5	1	4					5
青 戸 中 央	1						1							
梅 田	1		1				2			1				1
宝 町	2						2	2						2
堀 切														
東 堀 切	1						1	1						1

夏季一時（追加）

東 金 町			17				17							
高 砂			5				5							
堀 切			16				16							

夏季一時（出張型）

西 亀 有 小 学 校									5		11			16
住 吉 小 学 校									2	3	13	1		19
計	22	1	44	1	1	0	69	21	13	8	25	1	1	69

私立学童保育クラブ

単位：人

名 称	令和6年度(2024)							令和7年度(2025)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
ひ ま わ り	3	1	5	3	1	1	14		1		4		1	6
奥 戸 小	1		23	14		2	40			18	4	3	1	26
高 砂 小 第 一		1	2	15	13	2	33			3	8	5		16
高 砂 小 第 二														
南 奥 戸 小 第 一			1		2		3			1	2			3
南 奥 戸 小 第 二														
原 田 小		1	1	22	4	1	29				14	6	3	23
細 田 小		3	15	12	3	2	35	1		5	4	2	1	13
か つ し か 風 の 子	2	4	9	5			20	1	4	4	5	1		15
中 青 戸														
中 青 戸 第 二	1	2	2	8		1	14	1		1	10	2	4	18
中 青 戸 第 三														
青 戸 小														
青 戸 小 第 二	4	4	4	11			23		2	6	14	6	1	29
青 戸 小 第 三														
梅 田 小	2	2	4	4	1		13	2	1		3	4		10
梅 田 小 第 二														
清 和 小	2	4	2	7		1	16	4	2	4	6	1		17
木 根 川		1			1		2							
柴 原		2	6	2			10		2	1	10			13
小 松 南 ら る	3	3	1	1			8							
新 宿	1	2	8				11	1	3	3	4	1		12
北 野 第 一	2	3		8			13	3		3	3	6	3	18
北 野 第 二														
計	21	33	83	112	25	10	284	13	15	49	91	37	14	219

61 小学校の水泳指導の実施状況について、校内校外に分けて、学校別、学年別、実施／延期・中止時数（延期・中止理由）
〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕

単位：時数

年度	No.	校内 (学校プール校) 学校名	1年					2年					3年					4年					5年					6年									
			実施 時数	延期・ 中止 時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止 時数	高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他	実施 時数	延期・ 中止 時数	高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他	実施 時数	延期・ 中止 時数	高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他	実施 時数	延期・ 中止 時数	高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他	実施 時数	延期・ 中止 時数	高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他					
令和6年度 (2024)	1	梅田小学校	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0
	2	南綾瀬小学校	9	8	4	4	0	9	8	4	4	0	10	14	12	2	0	10	14	12	2	0	10	6	2	4	0	10	6	2	4	0	10	6	2	4	0
	3	上千葉小学校	8	4	0	4	0	10	2	0	2	0	10	4	0	2	2	10	4	0	4	0	14	2	0	2	0	10	4	0	0	4	10	4	0	0	4
	4	堀切小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	5	上平井小学校	10	4	4	0	0	10	4	4	0	0	12	2	2	0	0	10	4	4	0	0	12	4	4	0	0	12	2	2	0	0	12	2	2	0	0
	6	高砂小学校	8	4	0	4	0	8	4	0	4	0	10	6	0	6	0	8	6	0	6	0	8	4	0	4	0	10	4	0	4	0	10	4	0	4	0
	7	新宿小学校	13	4	0	4	0	13	4	0	4	0	8	2	2	0	0	8	2	2	0	0	10	4	4	0	0	11	4	0	4	0	11	4	0	4	0
	8	亀青小学校	8	2	0	2	0	10	0	0	0	0	10	2	0	2	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	9	末広小学校	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	13	0	0	0	0	12	6	4	2	0	13	6	4	2	0	13	6	4	2	0
	10	半田小学校	8	2	2	0	0	8	2	2	0	0	14	0	0	0	0	12	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	11	青戸小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	10	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	12	中之台小学校	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	12	0	0	0	0	8	8	6	2	0	8	8	6	2	0	8	8	6	2	0
	13	綾南小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	10	2	0	2	0	10	2	0	2	0	10	4	2	2	0	10	4	2	2	0	10	4	2	2	0
	14	北野小学校	10	2	2	0	0	10	2	2	0	0	14	6	4	2	0	14	4	2	2	0	10	2	2	0	0	8	4	2	2	0	8	4	2	2	0
	15	松上小学校	8	4	2	2	0	8	6	2	4	0	8	6	4	2	0	8	4	2	2	0	8	6	2	4	0	8	6	4	2	0	8	6	4	2	0
	16	柴原小学校	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	2	0	2	0	12	2	0	2	0	12	2	0	2	0
	17	中青戸小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	10	2	0	2	0	12	0	0	0	0	12	2	0	2	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	18	原田小学校	14	16	8	6	2	14	16	8	6	2	12	14	2	6	6	12	14	2	6	6	14	12	4	4	4	12	12	4	4	4	12	12	4	4	4
	19	東柴又小学校	10	4	2	2	0	10	4	2	2	0	12	2	2	0	0	12	2	2	0	0	12	2	0	2	0	12	2	0	2	0	12	2	0	2	0
	20	花の木小学校	10	0	0	0	0	12	0	0	0	0	8	2	1	1	0	10	0	0	0	0	8	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0
	21	上小松小学校	10	2	2	0	0	11	0	0	0	0	10	0	0	0	0	13	4	2	2	0	10	2	2	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	22	東金町小学校	10	2	0	2	0	10	2	0	2	0	8	4	0	4	0	10	2	0	2	0	10	2	0	2	0	8	4	0	4	0	8	4	0	4	0
	23	東水元小学校	8	2	0	2	0	8	2	0	2	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	24	よつぎ小学校	6	2	0	2	0	8	2	0	2	0	10	0	0	0	0	12	0	0	0	0	10	1	0	1	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0

年度	No.	校外 (学校外プール 校)学校名	1年				2年				3年				4年				5年				6年														
			実施 時数	延期・ 中止時数	内訳		実施 時数	延期・ 中止時数	内訳		実施 時数	延期・ 中止時数	内訳		実施 時数	延期・ 中止時数	内訳		実施 時数	延期・ 中止時数	内訳		実施 時数	延期・ 中止時数	内訳												
					高温	高温 以外の気象条 件によるもの			その他	高温			高温 以外の気象条 件によるもの	その他			高温	高温 以外の気象条 件によるもの			その他	高温			高温 以外の気象条 件によるもの	その他	高温	高温 以外の気象条 件によるもの	その他								
令和 6年度 (2024)	1	本田小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	2	葛飾小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	14	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	3	渋江小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	10	2	0	0	2	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	4	奥戸小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	5	二上小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	12	2	0	0	2
	6	小松南小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	7	住吉小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	8	道上小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	9	金町小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	10	柴又小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	11	鎌倉小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	2	0	0	2	14	2	0	0	2	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	12	水元小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	13	こすげ小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	14	宝木塚小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	15	清和小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	16	木根川小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	17	川端小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	18	白鳥小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	19	西小菅小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	20	南奥戸小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	21	東綾瀬小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	16	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	22	飯塚小学校	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	23	西亀有小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	24	幸田小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	25	細田小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	14	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0

年度	No.	校内 (学校プール校) 学校名	1年					2年					3年					4年					5年					6年				
			実施 時数	延期・ 中止時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止時数	内訳		
					高温	高温 以外の気象 条件によるもの	その他			高温	高温 以外の気象 条件によるもの	その他			高温	高温 以外の気象 条件によるもの	その他			高温	高温 以外の気象 条件によるもの	その他			高温	高温 以外の気象 条件によるもの	その他			高温	高温 以外の気象 条件によるもの	その他
令和 7年度 (2025)	1	梅田小学校	7	2	0	0	2	9	3	2	0	1	8	2	2	0	0	6	5	4	0	1	6	3	2	0	1	7	3	2	0	1
	2	南綾瀬小学校	8	6	4	2	0	8	2	2	0	0	10	6	4	2	0	10	4	2	2	0	8	2	2	0	0	8	2	2	0	0
	3	上千葉小学校	10	0	0	0	0	8	2	0	2	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	12	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	4	堀切小学校	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	5	上平井小学校	8	2	2	0	0	8	2	2	0	0	10	2	2	0	0	8	2	2	0	0	10	2	2	0	0	8	2	2	0	0
	6	高砂小学校	8	2	0	0	2	6	4	0	2	2	8	0	0	0	0	8	2	0	0	2	8	2	0	0	2	6	4	0	2	2
	7	新宿小学校	8	8	2	6	0	8	8	2	6	0	12	4	4	0	0	12	4	4	0	0	8	2	0	0	2	8	2	0	0	2
	8	亀青小学校	12	0	0	0	0	10	2	0	2	0	10	2	0	2	0	16	2	0	2	0	10	2	0	2	0	8	0	0	0	0
	9	末広小学校	14	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	2	0	2	0	10	2	2	0	0	12	2	0	2	0	12	0	0	0	0
	10	半田小学校	10	4	4	0	0	12	4	2	2	0	11	2	2	0	0	10	5	0	5	0	10	5	4	1	0	10	4	4	0	0
	11	青戸小学校	10	0	0	0	0	8	6	2	4	0	10	4	0	4	0	6	8	2	6	0	12	2	0	2	0	10	4	2	2	0
	12	中之台小学校	6	2	2	0	0	4	4	4	0	0	6	2	2	0	0	8	2	2	0	0	4	6	2	4	0	6	4	2	2	0
	13	綾南小学校	10	2	0	0	2	10	2	0	0	2	8	2	0	2	0	8	2	0	2	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	14	北野小学校	8	2	0	2	0	8	2	0	2	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	6	2	2	0	0	6	0	0	0	0
	15	松上小学校	8	6	2	4	0	8	6	2	4	0	8	6	2	4	0	8	6	2	4	0	8	6	2	4	0	6	6	2	4	0
	16	柴原小学校	8	3	2	1	0	8	3	2	1	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	7	2	1	1	0	7	2	1	1	0
	17	中青戸小学校	8	0	0	0	0	10	1	0	1	0	9	3	0	1	2	8	2	0	1	1	8	1	0	1	0	8	2	0	2	0
	18	原田小学校	0	14	2	4	8	2	14	2	4	8	5	6	4	0	2	5	6	4	0	2	3	18	2	2	14	3	18	2	2	14
	19	東柴又小学校	10	4	0	4	0	10	4	0	4	0	8	4	2	2	0	8	4	2	2	0	8	2	0	2	0	8	2	0	2	0
	20	花の木小学校	8	2	0	2	0	10	4	0	4	0	8	4	0	2	2	10	4	2	2	0	10	6	6	0	0	8	6	4	2	0
	21	上小松小学校	8	8	4	2	2	10	6	4	0	2	8	8	0	2	6	10	8	0	0	8	8	8	4	0	4	8	8	0	0	8
	22	東金町小学校	10	6	0	6	0	10	2	0	2	0	10	6	0	6	0	10	6	0	6	0	10	2	0	2	0	10	2	0	2	0
	23	東水元小学校	7	3	0	3	0	7	3	0	3	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	24	よつぎ小学校	8	2	0	2	0	8	0	0	0	0	12	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0

年度	No.	校外 (学校外プール 校)学校名	1年					2年					3年					4年					5年					6年				
			実施 時数	延期・ 中止 時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止 時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止 時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止 時数	内訳			実施 時数	延期・ 中止 時数	内訳							
					高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他			高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他			高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他			高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他			高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他	高温	高温 以外の 気象条 件によるもの	その他		
令和7年度 (2025)	1	本田小学校	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	10	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	2	葛飾小学校	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	8	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	3	奥戸小学校	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	4	二上小学校	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	5	小松南小学校	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	6	住吉小学校	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0
	7	道上小学校	4	0	0	0	0	12	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	8	金町小学校	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	9	柴又小学校	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	10	鎌倉小学校	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	11	水元小学校	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	8	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	12	こすげ小学校	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	12	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	13	宝木塚小学校	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	14	清和小学校	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	15	川端小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	16	白鳥小学校	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	17	西小菅小学校	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	18	南奥戸小学校	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	19	東綾瀬小学校	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
	20	飯塚小学校	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	21	西亀有小学校	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0
	22	幸田小学校	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	8	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	23	細田小学校	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	24	東四つ木小学校	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0

※ 令和7年度は一学期までの実績

62 学校外プールでの水泳指導に関するバス台数、インストラクター数、児童・生徒数、施設・事業者名及び水泳指導充実事業経費の水泳指導支援等委託費、プール施設使用料、バスに係る経費の学校ごとの内訳〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕

年度	No.	学校名	上段:施設名 下段:事業者名	バス台数※1	児童・生徒数※2	インストラクター数※1	実施回数※3	上段:水泳指導支援等委託費 下段:プール施設使用料※4	バスに係る経費 (バス借上料)	合計
令和6年度 (2024)	1	本田小学校	JSS スイミングスクール 立石 株式会社ジェイエスエス	3～4台	331人	5～8人	6～7回	4,577,494円	3,193,960円	7,771,454円
	2	葛飾小学校	セントラルフィットネスクラブ 青砥 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	330人	5～7人	6～7回	3,523,217円	—	3,523,217円
	3	渋江小学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2～4台	264人	4～5人	5～6回	3,058,242円	1,981,870円	5,040,112円
	4	奥戸小学校	奥戸総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	徒歩	367人	4～5人	7回	4,587,232円 680,400円	—	5,267,632円
	5	二上小学校	ティップネス 新小岩店 株式会社ティップネス	2～5台	513人	6～7人	6～7回	7,013,202円	5,929,250円	12,942,452円
	6	小松南小学校	ティップネス 新小岩店 株式会社ティップネス	3～4台	456人	6人	6～7回	6,253,917円	5,563,080円	11,816,997円
	7	住吉小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	2～4台	469人	4～6人	7回	5,380,837円	7,388,972円	12,769,809円
	8	道上小学校	セントラルフィットネスクラブ 亀有 セントラルスポーツ株式会社	3台	576人	4～8人	6～7回	5,985,628円	8,316,000円	14,301,628円
	9	金町小学校	スポーツオアシス 金町24Plus 株式会社スポーツオアシス	2台	343人	5人	6回	3,395,700円	3,671,140円	7,066,840円
	10	柴又小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	2～5台	330人	2～7人	6回	3,245,220円	4,617,984円	7,863,204円
	11	鎌倉小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	312人	3～5人	7回	4,006,566円	—	4,006,566円
	12	水元小学校	水元総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	3～4台	666人	7～10人	6回	6,153,840円 388,800円	4,057,548円	10,600,188円
	13	こすげ小学校	ティップネス 綾瀬店 株式会社ティップネス	2～3台	333人	5～6人	7回	4,755,183円	5,150,200円	9,905,383円
	14	宝木塚小学校	JSS スイミングスクール 立石 株式会社ジェイエスエス	2～3台	377人	4～6人	7回	5,695,088円	3,738,020円	9,433,108円
	15	清和小学校	セントラルフィットネスクラブ 青砥 セントラルスポーツ株式会社	2台	252人	4～6人	6回	2,478,168円	1,215,600円	3,693,768円

年度	No.	学校名	上段:施設名 下段:事業者名	バス台 数※1	児童・ 生徒数 ※2	インストラ クター数 ※1	実施 回数 ※3	上段:水泳指導 支援等委託費 下段:プール施 設使用料※4	バスに係る経費 (バス借上料)	合計
令和 6 年度 (2024)	16	木根川小学校	JSS スイミングスクール 立石 株式会社ジェイエスエス	2～4台	73人	4～7人	6回	832,200円	1,056,000円	1,888,200円
	17	川端小学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2～4台	411人	3～4人	6回	5,404,503円	7,154,900円	12,559,403円
	18	白鳥小学校	セントラルフィットネスクラブ 青砥 セントラルスポーツ株式会社	2台	464人	3～6人	7回	5,323,472円	3,647,600円	8,971,072円
	19	西小菅小学校	ティップネス 綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	266人	6～10人	6回	2,872,800円	1,760,220円	4,633,020円
	20	南奥戸小学校	スポーツクラブルネサンス 青砥24 株式会社ルネサンス	2台	395人	5～6人	7回	5,253,500円	2,607,880円	7,861,380円
	21	東綾瀬小学校	ティップネス 綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	260人	7～10人	7～8回	3,429,000円	2,224,200円	5,653,200円
	22	飯塚小学校	スポーツクラブルネサンス KSC金町24 株式会社ルネサンス	2台	379人	4～5人	7回	5,040,700円	6,160,376円	11,201,076円
	23	西亀有小学校	セントラルフィットネスクラブ 亀有 セントラルスポーツ株式会社	2台	441人	4～7人	6～7回	4,864,552円	6,798,000円	11,662,552円
	24	幸田小学校	スポーツクラブルネサンス KSC金町24 株式会社ルネサンス	3台	574人	5～7人	6回	6,543,600円	7,711,770円	14,255,370円
	25	細田小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	3～4台	517人	4～7人	6～7回	5,208,742円	5,786,631円	10,995,373円
	26	よつぎ小学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2～3台	316人	4～5人	1回	600,400円	759,000円	1,359,400円
	27	四ツ木中学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2～3台	155人	3～5人	5回	1,998,080円	2,066,960円	4,065,040円
	合計			-	-	-	-	117,481,083円 1,069,200円	102,557,161円	221,107,444円

年度	No.	学校名	上段:施設名 下段:事業者名	バス台 数※1	児童・ 生徒数 ※2	インストラ クター数 ※1	実施 回数 ※3	上段:水泳指導 支援等委託費 下段:プール施 設使用料※4	バスに係る経費 (バス借上料及び 児童・生徒バス移 動等委託費)※5	合計
令和 7 年度 (2 0 2 5)	1	本田小学校	JSS スイミングスクール 立石 株式会社ジェイエスエス	2～4台	302人	4～8人	6～7回	4,917,440円	7,978,974円	12,896,414円
	2	葛飾小学校	セントラルフィットネスクラブ 青砥 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	351人	6～8人	6～7回	3,860,903円	-	3,860,903円
	3	奥戸小学校	奥戸総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	徒歩	398人	4～6人	7回	4,912,016円 712,800円	-	5,624,816円
	4	二上小学校	ティップネス 新小岩店 株式会社ティップネス	2～5台	460人	6人	7回	5,796,000円	12,643,849円	18,439,849円
	5	小松南小学校	ティップネス 新小岩店 株式会社ティップネス	4台	447人	5～6人	6～7回	5,241,600円	11,434,437円	16,676,037円
	6	住吉小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	4～5台	502人	5～6人	6～7回	5,339,862円	12,793,062円	18,132,924円
	7	道上小学校	セントラルフィットネスクラブ 亀有 セントラルスポーツ株式会社	3台	594人	5～8人	6～7回	6,157,723円	14,752,466円	20,910,189円
	8	金町小学校	スポーツクラブルネサンス 金町駅前24 株式会社ルネサンス	2台	331人	4～5人	6回	3,773,400円	3,442,120円	7,215,520円
	9	柴又小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	3台	332人	2～7人	6回	3,264,888円	2,156,000円	5,420,888円
	10	鎌倉小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	徒歩	294人	3～6人	7回	3,492,678円	-	3,492,678円
	11	水元小学校	水元総合スポーツセンター 住友不動産エスフォルタ株式会社	3～4台	668人	6～10人	6回	6,172,320円 417,600円	4,186,644円	10,776,564円
	12	こすげ小学校	ティップネス 綾瀬店 株式会社ティップネス	2台	328人	5～7人	7回	4,132,800円	7,208,696円	11,341,496円
	13	宝木塚小学校	JSS スイミングスクール 立石 株式会社ジェイエスエス	3～4台	361人	4～6人	7回	6,115,340円	9,922,673円	16,038,013円
	14	清和小学校	セントラルフィットネスクラブ 青砥 セントラルスポーツ株式会社	2～3台	246人	4～6人	6回	2,419,164円	5,795,752円	8,214,916円

年度	No.	学校名	上段:施設名 下段:事業者名	バス台 数※1	児童・ 生徒数 ※2	インストラ クター数 ※1	実施 回数 ※3	上段:水泳指導 支援等委託費 下段:プール施 設使用料※4	バスに係る経費 (バス借上料及び 児童・生徒バス移 動等委託費)※5	合計
令和 7年 度 (2 0 2 5)	15	川端小学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2~4台	407人	4~5人	6回	4,639,800円	9,588,906円	14,228,706円
	16	白鳥小学校	セントラルフィットネスクラブ 青砥 セントラルスポーツ株式会社	2台	467人	5~6人	7回	5,357,891円	12,836,255円	18,194,146円
	17	西小菅小学校	ティップネス 綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	275人	8~9人	6回	2,970,000円	1,760,220円	4,730,220円
	18	南奥戸小学校	スポーツクラブルネサンス 青砥24 株式会社ルネサンス	2台	373人	4~5人	7回	4,960,900円	2,513,280円	7,474,180円
	19	東綾瀬小学校	ティップネス 綾瀬店 株式会社ティップネス	3台	259人	5~8人	7回	3,263,400円	2,053,590円	5,316,990円
	20	飯塚小学校	スポーツクラブルネサンス KSC金町24 株式会社ルネサンス	2台	358人	4~5人	7回	4,761,400円	5,803,248円	10,564,648円
	21	西亀有小学校	セントラルフィットネスクラブ 亀有 セントラルスポーツ株式会社	2~3台	446人	5~8人	6~7回	4,903,888円	11,748,570円	16,652,458円
	22	幸田小学校	スポーツクラブルネサンス KSC金町24 株式会社ルネサンス	3台	581人	5~7人	6回	6,623,400円	7,711,770円	14,335,170円
	23	細田小学校	セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩 セントラルスポーツ株式会社	3台	531人	4~7人	6回	5,221,854円	3,724,215円	8,946,069円
	24	よつぎ小学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	3台	325人	6~8人	1回	617,500円	1,276,165円	1,893,665円
	25	東四つ木小学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	3~5台	329人	5~6人	6回	3,750,600円	7,751,229円	11,501,829円
	26	四ツ木中学校	メガロス 葛飾店 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2~3台	149人	3~6人	5回	1,827,390円	2,925,362円	4,752,752円
	合計			-	-	-	-	114,494,157円 1,130,400円	162,007,483円	277,632,040円

令和7年度の水泳指導支援等委託費、プール施設使用料及びバスに係る経費は契約推定総価を記載

※1 水泳指導1回当たりの台数又は人数

※2 児童・生徒数は、仕様書作成時点の人数

※3 児童・生徒1人当たりの水泳指導実施回数 令和7年度は、実施予定回数を記載

※4 徒歩移動の学校の誘導員の委託費は、水泳指導支援等委託費に含む。

奥戸・水元総合スポーツセンター以外のプール施設使用料は、水泳指導支援等委託費に含む。

※5 児童・生徒バス移動等委託費は、各学校の児童・生徒総数で按分し記載

63 23区別小・中学校プールでの着衣泳の実施状況〔令和6年度（2024）～令和7年度（2025）〕

番号	区名	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	備考
1	千代田区	一部実施	一部実施	
2	中央区	一部実施	一部実施	
3	港区	一部実施	一部実施	
4	新宿区	一部実施	一部実施	
5	文京区	—	—	把握していない。
6	台東区	一部実施	一部実施	
7	墨田区	一部実施	一部実施	
8	江東区	一部実施	一部実施	
9	品川区	一部実施	一部実施	
10	目黒区	一部実施	一部実施	
11	大田区	一部実施	一部実施	
12	世田谷区	全部実施	一部実施	
13	渋谷区	一部実施	一部実施	
14	中野区	一部実施	一部実施	
15	杉並区	一部実施	一部実施	
16	豊島区	一部実施	一部実施	
17	北区	一部実施	一部実施	
18	荒川区	一部実施	一部実施	
19	板橋区	一部実施	一部実施	
20	練馬区	一部実施	一部実施	
21	足立区	一部実施	一部実施	
22	葛飾区	一部実施	一部実施	
23	江戸川区	一部実施	一部実施	

64 小学校の水泳指導における着衣泳の実施状況について、校内校外を分けて、学校名・学年、指導者〔令和7年度（2025）〕

校内（学校プール校）				
No.	学校名	実施状況	実施学年	指導者
1	梅田小学校	×	—	—
2	南綾瀬小学校	○	5,6	教員
3	上千葉小学校	○	5,6	教員
4	堀切小学校	○	全学年	教員
5	上平井小学校	○	5	教員
6	高砂小学校	○	3,6	教員
7	新宿小学校	○	5,6	教員
8	亀青小学校	○	全学年	教員
9	末広小学校	×	—	—
10	半田小学校	○	1,2,3,6	教員
11	青戸小学校	○	5,6	教員
12	中之台小学校	×	—	—
13	綾南小学校	○	全学年	教員
14	北野小学校	○	全学年	教員
15	松上小学校	×	—	—
16	柴原小学校	○	5,6	教員
17	中青戸小学校	○	6	教員
18	原田小学校	○	6	教員
19	東柴又小学校	○	3,4,5,6	教員
20	花の木小学校	○	全学年	教員
21	上小松小学校	○	2,4	教員
22	東金町小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
23	東水元小学校	×	—	—
24	よつぎ小学校	×	—	—

校外（学校外プール校）				
No.	学校名	実施状況	実施学年	指導者
1	本田小学校	○	3,5,6	教員及びインストラクター
2	葛飾小学校	○	4	教員及びインストラクター
3	奥戸小学校	○	6	教員及びインストラクター
4	二上小学校	○	全学年	教員及びインストラクター
5	小松南小学校	○	6	教員及びインストラクター
6	住吉小学校	○	6	教員及びインストラクター
7	道上小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
8	金町小学校	○	3,5	教員及びインストラクター
9	柴又小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
10	鎌倉小学校	○	6	教員及びインストラクター
11	水元小学校	○	5	教員及びインストラクター
12	こすげ小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
13	宝木塚小学校	○	6	教員及びインストラクター
14	清和小学校	○	全学年	教員及びインストラクター
15	川端小学校	○	全学年	教員及びインストラクター
16	白鳥小学校	○	全学年	教員及びインストラクター
17	西小菅小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
18	南奥戸小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
19	東綾瀬小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
20	飯塚小学校	○	全学年	教員及びインストラクター
21	西亀有小学校	○	6	教員及びインストラクター
22	幸田小学校	○	5,6	教員及びインストラクター
23	細田小学校	○	5	教員及びインストラクター
24	東四つ木小学校	○	全学年	教員及びインストラクター

※ 実施状況については、一学期までの実績及び二学期以降実施予定を「○」と記載

65 23区内コミュニティバスの運行状況、自治体ごとのバスの名前、路線数、運賃、シルバーパス利用の可否
〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月31日現在）

自治体	バスの名前	路線数	運賃 (円)	シルバー パス	備考
中央区	江戸バス	2	100	否	
港区	ちいばす	8	100	否	
新宿区	新宿WEバス	1	100	否	
文京区	Bーぐる	3	100	否	
台東区	めぐりん	5	100	否	
墨田区	すみだ百景 すみまるくん、すみりんちゃん	3	100	否	
江東区	しおかぜ	1	100	否	
品川区	しなバス	1	230	可	
目黒区	東部地区地域交通バス（さんまバス）	1	230	否	
大田区	たまちゃんバス	1	160	否	
世田谷区	玉堤循環路線（タマリバーバス）	1	230	可	
	南北路線	1	240	可	
	希望ヶ丘路線（八幡山ルート）	1	230	可	
	宇奈根地区路線	1	240	可	
	希望ヶ丘路線（千歳船橋ルート）	1	240	可	
	祖師谷・成城地域循環路線（せたがやくるりん）	1	240	可	
	経堂・八幡山路線	1	230～240	可	運行事業者毎で運賃が異なる。

自治体	バスの名前	路線数	運賃 (円)	シルバー パス	備考
世田谷区	等々力・梅ヶ丘路線	1	230	可	
	喜多見・宇奈根地区循環路線	1	230	可	
	喜多見・宇奈根地区オンデマンド輸送	1	230	可	
渋谷区	ハチ公バス	4	100	否	
杉並区	すぎ丸	3	100	否	
	グリーンスローモビリティ	1	100	否	
北区	Kバス	3	100	否	
荒川区	さくら	3	220	可	
板橋区	りんりんGO	1	IC:230 現金:240	可	
練馬区	みどりバス	5	230	可	
足立区	はるかぜ	9	230又は 250	可	路線毎で運賃が異なる。
葛飾区	さくら	1	200	否	地域乗合ワゴン

「コミュニティバス」の明確な定義がないため、各自治体がコミュニティバスとして位置付け、路線運行としているものを記載している。

66 23区におけるジェンダー平等施策（パートナーシップ制度等）の実施状況〔令和7年度（2025）〕（令和7年9月現在）

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
千代田区	有	L G B T Q相談	無		
中央区	無		無		
港区	有	みなとレインボー相談	有	みなとマリアージュカード	特定公共賃貸住宅、区営・区立住宅、区立高齢者集合住宅、区立ケアハウス、区立障害者住宅の入居申込、地域優良賃貸住宅入居申込、子育て世帯等住宅取得支援事業補助金の申込
新宿区	有	悩みごと相談室	無		
文京区	有	文京S O G I にじいろサロン後・相談	有	文京区パートナーシップ宣誓書受領証	区営住宅・シルバーピア・障害者住宅の入居申込
台東区	有	こころと生きかたなんでも相談	無		
墨田区	有	すみだにじいろ相談	有	墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書 墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明カード	シルバーピア・高齢者個室借上げ住宅・区営住宅・コミュニティ住宅への入居申込み、住宅修築資金融資あっせん制度の申込み、セーフティネット住宅に入居可能な住宅確保要配慮者の対象範囲の拡充、すみだ住宅取得利子補助制度、保育園・学童クラブにおける保護者対応（送迎や連絡等）、保育士等宿舍借上げ支援事業補助
江東区	有	L G B T 等相談	有	江東区パートナーシップ宣誓書受領証明書 江東区パートナーシップ宣誓書受領証明カード	受理証明書の提示を必要とするもののみ掲載 おむつ代の医療費控除、介護保険料納付確認書の申請発行、介護被保険証再発行申請、高齢者紙おむつ支給事業、一時保育（児童館、リフレッシュひととき保育）、児童館イベント、子ども家庭支援センターイベント）
品川区	有	にじいろ相談（L G B T Q 専門相談）	無		
目黒区	有	L G B T 相談	無		

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
大田区	無		無		
世田谷区	有	世田谷にじいろひろば電話相談 世田谷にじいろひろば交流スペース（面談相談）	有	パートナーシップ宣誓書受領証（Ａ４・カード型） ファミリーシップ宣誓書受領証（Ａ４・カード型）	宣誓書受領証の提示を必要とするもののみ掲載 ※のある事業はパートナーシップ宣誓のみ適用 災害弔慰金の支給（※）、災害見舞金の支給、 水防又は応急措置の業務に伴う死亡保障一時金の 支給、課税・非課税・納税証明書の交付申請、 せたがや子育て利用券の配付、母子健康手帳等 の交付、住民票の続柄の記載
渋谷区	有	L G B T Q にじいろ電話相談	有	渋谷区パートナーシップ証明書	区営住宅・区民住宅の入居申込、水防又は応急 措置の業務に伴う死亡保障一時金の支給、借上 げ等高齢者住宅への申し込み、住民票の続柄の 記載（縁故者）
中野区	有	L G B T Q + おしゃべりサロン	有	パートナーシップ宣誓書受領証 パートナーシップ公正証書等受領証	犯罪被害者等支援事業における親族として認定、 中野区営住宅及び福祉住宅への入居申込み、まち づくり事業住宅への入居申込み、水防及び災害 応急措置の業務に従事した者の損害補償、自立生 活資金の貸付、福祉サービス苦情申立て、軽自動車 税（種別割）の減免（同一生計の方に限ります）、 災害見舞金の支給、災害弔慰金の支給、福祉サ ービス苦情申立て、住民票の続柄の記載「夫（未 届）、妻（未届）」、勤労者福利厚生（結婚祝金、 出産祝金、死亡弔慰金）

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
杉並区	有	性的マイノリティ専門相談	有	パートナーシップ届受理証 パートナーシップ届受理証カード 公正証書等受理証	区営住宅・高齢者住宅の入居申込み、犯罪被害者等支援に関する申請、住民票の続柄の記載
豊島区	有	にじいろ電話相談	有	パートナーシップ・ファミリーシップ届受理証明書	区営住宅・区立福祉住宅等の入居申込、多世代近居・同居支援事業、子どもショートステイ事業、育児支援ヘルパー事業、一時保育事業、外国人学校児童、生徒保護者負担軽減補助金、里親の認定登録、ファミリー・サポート・センターの利用、保育園送迎、親子遊び広場事業、区立幼稚園入園への申込み、学童クラブ(子どもスキップ)入所申込み、学童クラブ(子どもスキップ)送迎、母親学級、犯罪被害者等支援事業、特別養護老人ホーム入所申込、高齢者理美容費助成事業、高齢者自立支援住宅改修助成事業、高齢者救急通報システム事業、高齢者あんしん位置情報サービス事業、寝具類洗濯乾燥事業、高齢者紙おむつ等支給事業、障害者就労支援事業、身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免、防災業務従事者遺族補償金、小災害見舞金の支給、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金
北区	有	にじいろ電話・法律相談	有	北区パートナーシップ宣誓書受領証	区営住宅の入居申込、三世帯住宅建設等助成、親元近居助成、高齢者世帯転居費用助成、ファミリー世帯転居費用助成、保有死者情報の開示請求

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
荒川区	有	L G B T 専門相談	有	荒川区同性パートナーシップ届出受領証	区営住宅・区民住宅の入居、里親の認定登録、小災害弔慰金の支給、介護保険負担限度額認定証の交付、高齢者紙おむつ購入費助成事業、障がい者紙おむつ購入助成事業、福祉タクシー事業、自動車燃料費助成事業、ストーマ装具購入費助成事業、緊急通報システム事業（障害者福祉課事業）、心身障害者福祉手当の支給（区事業のみ）
板橋区	無		有	板橋区パートナーシップ宣誓書受領証	保育の必要性の認定及び認可保育施設の入所申込みに関する事務、幼児教育・保育無償化（幼稚園・認定こども園の幼稚園枠）の認定に関する事務、区立幼稚園の入園申込、里親の認定・登録（養育家庭、専門養育家庭）、あいキッズ（板橋区放課後対策事業）の利用登録・申請、ファミリー・サポート・センター事業の登録、育児支援ヘルパー派遣事業の利用申し込み、ショートステイ・トワイライトステイ事業、乳児ショートステイ事業、子どもショートステイ（協力家庭）事業の利用申し込み、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金の申請、産前産後支援事業（産後ドゥーラの利用）の登録、保健福祉オンブズマンへの申立、赤塚ホーム緊急保護事業、区営住宅（特定区営住宅含む）の入居申込み、改良住宅の入居申込み、高齢者住宅（けやき苑）の入居申込み、税証明の発行及び申告の受付
練馬区	有	性的マイノリティに関する相談	無		
足立区	有	あだち L G B T 相談	有	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード	宣誓書受領証の提示を必要とするもののみ掲載 区営住宅の入居申込、各種健（検）診受診券の窓口交付、特別区民税・都民税の証明書の交付
葛飾区	有	L G B T s 相談	無		

※パートナーシップ等制度の欄については、自治体独自の証明書・サービス等のみ記載。東京都パートナーシップ宣誓制度を活用したサービス等は記載していない。

区市町村	性自認・性的指向に関する専門相談窓口		パートナーシップ等制度		
	有無	名称	有無	証明書等名称	利用可能な行政サービス
江戸川区	有	「LGBTQ」に関する法律相談	有	同性パートナー関係申出書受領証	区営住宅の入居申込、特別養護老人ホーム待機者解消対策事業、パパとパートナーのための育児ゼミ、ハローベビー教室、里親の認定登録、軽自動車税（種別割）の減免、結婚パスポート事業、認可保育施設入園申し込み

67 プレミアム付商品券（紙・かつしかPAY）の取扱事業者数〔令和4年度(2022)～令和6年度(2024)〕

【 プレミアム付商品券の取扱事業者数 】

（令和7年3月31日現在）

	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）
プレミアム付商品券（紙）	1,221	1,262	1,269
プレミアム付商品券（かつしかPAY）	347	488	532

68 区内共通商品券の商店街ごとの実績〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕

No.	商店会名	令和4年度（2022）				令和5年度（2023）				令和6年度（2024）				
		第1回目		第2回目		第1回目		第2回目		第1回目		第2回目		
		引換枚数	補助額	引換枚数	補助額	引換枚数	補助額	引換枚数	補助額	引換枚数	補助額	引換枚数	補助額	
1	亀有銀座商店街振興組合	1,568	3,738,833	3,548	4,410,000	712	3,940,333	3,555	4,252,166	308	3,591,166	2,453	4,107,833	
2	青戸駅前通り商交会	1,897		2,354		2,123		1,955		2,112		2,729		
3	青戸サンロード商店会													
4	青戸ミナミ通り商店会													
5	青戸公団前通り商栄会													
6	北ウイング青戸商店会													
7	青戸銀座商栄会	259		272		246		236		0		200		
8	立石仲見世共盛会	382		514		326		442		220				4,727
9	立石駅通り商店会													
10	立石大通り商店会													
11	立石中央通り商店会	4,298		4,879		4,376		4,781		4,235				3,763
12	新小岩銀座商店街													
13	新小岩ドリームウェイ商店街振興組合	3,485		3,512		3,562		3,680		3,574		2,174		
14	高砂南町商友会													
15	高砂エビス通り商店会	1,750		1,808		3,132		2,135		2,127				1,373
16	金町しょうぶ通り商店会													
17	金町中央商店会													
18	金町駅前通り商店会	0		0		0		0		0		1,325		
19	金町理科大商店会													
20	昌明通り商店会													
21	金町一番街通り商店会	1,533		1,594		2,268		1,301		1,532		4,325		
22	堀切菖蒲園通り商和会	4,239		4,465		3,656		4,197		3,916				1,932
23	堀切クローバー商店会													
24	堀切ラッキー通り商店街													
25	堀切一番街商店会													
26	堀切中央商店街振興組合													
27	お花茶屋商店街振興組合	1,938		1,850		1,979		2,018		2,015		261		
28	鎌倉本通り商店会	130		434		306		122		175				
29	千代田通商店会	756		1,043		746		707		689				710
30	まいろーど四つ木商店街振興組合	198		187		210		384		200		0		
31	リリオ商店会	0		0		0		0		444		0		
合計		22,433	3,738,833	26,460	4,410,000	23,642	3,940,333	25,513	4,252,166	21,547	3,591,166	24,647	4,107,833	

69 ふれあいスクール明石と学校別校内サポートルームの利用者数〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

学校名	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025) ８月１日現在	備考
	利用児童・生徒数 (人)	利用児童・生徒数 (人)	利用児童・生徒数 (人)	利用児童・生徒数 (人)	
ふれあいスクール明石	144	117	99	54	
幸田小学校	9	9	10	4	
中川中学校	16	20	15	12	
金町中学校	24	25	29	20	
葛美中学校	36	44	42	28	
奥戸中学校	19	11	9	5	
上平井中学校	13	9	16	13	
一之台中学校	18	2	9	2	
青葉中学校	18	12	19	10	
新宿中学校	17	23	15	5	令和４年度から開設
大道中学校	18	12	18	11	令和４年度から開設
桜道中学校	－	12	20	23	令和５年度から開設
亀有中学校	－	20	13	8	令和５年度から開設
水元中学校	－	－	16	11	令和６年度から開設
四ツ木中学校	－	－	10	5	令和６年度から開設
常盤中学校	－	－	14	16	令和６年度から開設
道上小学校	－	－	－	4	令和７年度から開設
水元小学校	－	－	－	4	令和７年度から開設
本田中学校	－	－	－	9	令和７年度から開設
綾瀬中学校	－	－	－	4	令和７年度から開設
青戸中学校	－	－	－	11	令和７年度から開設
高砂中学校	－	－	－	10	令和７年度から開設
東金町中学校	－	－	－	4	令和７年度から開設

70 区内小・中学校教員の在校等時間（勤務時間外）、45時間以上、80時間以上の教員数〔令和6年度（2024）〕

小学校（区内49校）

	45時間～79時間	80時間以上
4月	390人	15人
5月	420人	22人
6月	373人	10人
7月	220人	6人
8月	1人	0人
9月	269人	12人
10月	359人	18人
11月	292人	6人
12月	226人	8人
1月	167人	1人
2月	214人	6人
3月	227人	9人

中学校（区内24校）

	45時間～79時間	80時間以上
4月	207人	21人
5月	210人	10人
6月	165人	12人
7月	139人	9人
8月	2人	0人
9月	130人	2人
10月	191人	11人
11月	158人	8人
12月	122人	5人
1月	84人	5人
2月	92人	2人
3月	99人	7人

71 外国人生活相談の件数と内容〔令和４年度（2022）～令和７年度（2025）〕（令和７年８月１日現在）

（１）相談件数

①中国語相談

（単位：件）

内容	令和４年度 （２０２２）	令和５年度 （２０２３）	令和６年度 （２０２４）	令和７年度 （２０２５）
1 くらし一般	5	10	8	0
2 出入国関係	8	6	7	4
3 住まい	5	6	3	0
4 医療・社会保障	42	26	40	10
5 仕事	5	3	4	1
6 教育・子育て	8	13	13	1
7 生活環境	0	0	1	0
8 税	8	5	10	3
9 婚姻・国籍	7	6	5	1
10 日本語学習	0	3	8	0
11 その他	7	7	8	4
小計（a）	95	85	107	24

②英語相談

（単位：件）

内容	令和４年度 （２０２２）	令和５年度 （２０２３）	令和６年度 （２０２４）	令和７年度 （２０２５）
1 くらし一般	2	4	8	1
2 出入国関係	13	7	13	3
3 住まい	3	1	7	0
4 医療・社会保障	21	13	6	5
5 仕事	6	2	5	3
6 教育・子育て	5	4	3	0
7 生活環境	0	0	0	0
8 税	3	3	2	0
9 婚姻・国籍	4	4	6	3
10 日本語学習	2	2	3	2
11 その他	9	5	7	3
小計（b）	68	45	60	20

③相談件数合計

（単位：件）

	令和４年度 （２０２２）	令和５年度 （２０２３）	令和６年度 （２０２４）	令和７年度 （２０２５）
相談件数合計 （a）+（b）	163	130	167	44

（２）相談人数

①中国語相談

（単位：人）

国・地域別	令和４年度 （２０２２）	令和５年度 （２０２３）	令和６年度 （２０２４）	令和７年度 （２０２５）
中国	52	55	79	14
台湾	2	6	1	1
日本	7	6	4	4
その他・不明	4	1	0	2
小計（c）	65	68	84	21

②英語相談

（単位：人）

国・地域別	令和４年度 （２０２２）	令和５年度 （２０２３）	令和６年度 （２０２４）	令和７年度 （２０２５）
欧州	2	3	3	1
北米	8	9	4	3
中南米	1	2	1	0
太洋州	0	0	2	0
アフリカ	7	4	8	0
アジア	27	13	15	7
中東	0	1	0	0
小計（d）	45	32	33	11

③相談人数合計

（単位：人）

	令和４年度 （２０２２）	令和５年度 （２０２３）	令和６年度 （２０２４）	令和７年度 （２０２５）
相談人数合計 （c）+（d）	110	100	117	32

【特記事項】

※令和７年度（2025）は、8月1日現在の実績

※令和6年度（2024）からは、「えきにこわ」で実施した中国語相談件数も含む

72 コミュニティ施設における男女共用トイレがある施設と男女共用トイレのみの施設一覧（令和7年8月31日現在）

男女共用トイレがある施設	左のうち男女共用トイレのみの施設
亀有集い交流館	亀有集い交流館（改修工事中）
末広集い交流館	末広集い交流館（改修工事中）
東立石地区センター別館	
南水元集い交流館	

73 第9期の23区の介護保険料軽減措置及び各区が独自に実施している利用者負担の軽減制度の有無

1 介護保険料軽減措置

区 名	実施有無
千代田区	有
中央区	有
港区	有
新宿区	無
文京区	有
台東区	有
墨田区	有
江東区	有
品川区	有
目黒区	有
大田区	有
世田谷区	有
渋谷区	有
中野区	有
杉並区	有
豊島区	有
北区	有
荒川区	有
板橋区	有
練馬区	有
足立区	有
葛飾区	無
江戸川区	無

2 利用者負担軽減制度

区 名	実施有無	制 度 の 名 称
千代田区	有	介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度
中央区	無	
港区	有	介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成制度
新宿区	無	
文京区	無	
台東区	有	総合支援法からの移行に伴う介護保険訪問介護利用者負担額軽減制度、施設入浴サービスの利用者負担軽減制度
墨田区	無	
江東区	無	
品川区	無	
目黒区	有	介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度
大田区	有	生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度（区独自）
世田谷区	有	生計困難者等に対する利用者負担額軽減（さくら証）制度
渋谷区	有	介護保険サービス利用者負担額助成制度
中野区	無	
杉並区	有	生計困難者に対する利用者負担額の特別助成制度、介護保険サービス利用者負担額の助成制度
豊島区	無	
北区	無	
荒川区	有	訪問介護サービス利用者負担額軽減制度、介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減制度
板橋区	無	
練馬区	無	
足立区	有	足立区介護サービス利用料軽減制度
葛飾区	無	
江戸川区	有	介護保険サービス利用者負担額助成制度

74 自転車用ヘルメット購入費助成の助成件数〔令和5年度(2023)～令和7年度(2025)〕(令和7年8月31日現在)

令和5年度(2023)

助成個数：10,560個

令和6年度(2024)

助成個数：5,744個

令和7年度(2025)(8月31日現在)

助成個数：1,910個

75 成年後見制度利用者数、及び区長申立て件数〔令和4年度（2022）～令和6年度（2024）〕

【成年後見制度利用者数】

（令和6年12月27日現在）

	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
利用者数	785人	803人	812人

出典：東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数」

【区長申立て件数】

	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
申立て件数	90人	71人	57人

76 小・中学校の各校舎におけるバリアフリースイールの設置状況〔令和7年度（2025）〕（令和7年8月1日現在）

学校名	個数	学校名	個数	学校名	個数	学校名	個数	学校名	個数	学校名	個数
本田小学校	2	住吉小学校	0	清和小学校	1	原田小学校	1	本田中学校	3	四ツ木中学校	1
葛飾小学校	1	亀青小学校	1	中之台小学校	1	東柴又小学校	1	金町中学校	1	小松中学校	4
梅田小学校	1	道上小学校	6	綾南小学校	1	飯塚小学校	0	水元中学校	1	亀有中学校	1
南綾瀬小学校	1	金町小学校	1	川端小学校	1	西亀有小学校	1	新宿中学校	1	立石中学校	1
上千葉小学校	1	末広小学校	1	北野小学校	1	花の木小学校	1	奥戸中学校	1	常盤中学校	1
堀切小学校	2	柴又小学校	1	白鳥小学校	1	上小松小学校	1	綾瀬中学校	1	一之台中学校	1
奥戸小学校	1	鎌倉小学校	1	松上小学校	1	幸田小学校	3	上平井中学校	2	青戸中学校	1
上平井小学校	2	水元小学校	5	西小菅小学校	1	細田小学校	2	中川中学校	2	青葉中学校	6
二上小学校	1	こすげ小学校	0	柴原小学校	1	東金町小学校	1	桜道中学校	1	高砂中学校(※1)	2
小松南小学校	1	半田小学校	2	中青戸小学校	3	東水元小学校	1	堀切中学校	0	東金町中学校	0
高砂小学校(※1)	2	宝木塚小学校(※2)	1	南奥戸小学校	1	よつぎ小学校	0	双葉中学校	1	葛美中学校	1
新宿小学校	1	青戸小学校	2	東綾瀬小学校	1	東四つ木小学校	1	大道中学校	1	新小岩中学校	1

※1 高砂小学校・高砂中学校は施設一体型校舎であるため、小学校・中学校同数とする。

※2 宝木塚小学校は仮設校舎における個数とする。

77 葛飾区物価高騰緊急対策支援金事業（業種別・個人／法人）の実績〔令和４年度（2022）～ 令和６年度（2024）〕

交付件数及び交付額

（単位：円）

		件数	交付額
令和４年度 (2022)	個人事業主	6,193	185,790,000
	法人	6,405	960,750,000
	計	12,598	1,146,540,000
令和５年度 (2023)	個人事業主	7,652	229,560,000
	法人	6,511	976,650,000
	計	14,163	1,206,210,000
令和６年度 (2024)	個人事業主	8,103	243,090,000
	法人	6,696	1,004,400,000
	計	14,799	1,247,490,000

	令和４年度 (2022)			令和５年度 (2023)			令和６年度 (2024)		
	個人事業主	法人	計	個人事業主	法人	計	個人事業主	法人	計
農業	30	1	31	39	1	40	45	4	49
建設業	548	1,236	1,784	690	1,233	1,923	785	1,264	2,049
製造業	423	1,228	1,651	466	1,217	1,683	413	1,181	1,594
情報通信	55	90	145	88	104	192	99	123	222
運輸業	690	201	891	659	196	855	633	205	838
卸売業	90	462	552	93	474	567	86	475	561
小売業	445	610	1,055	520	599	1,119	526	611	1,137
金融保険	72	35	107	114	40	154	137	41	178
不動産業・物品賃貸	1,160	739	1,899	1,729	791	2,520	2,096	862	2,958
専門・技術サービス・広告	555	434	989	668	395	1,063	775	442	1,217
宿泊・飲食業	737	281	1,018	807	276	1,083	816	321	1,137
洗濯・理美容・娯楽業	488	120	608	519	111	630	483	117	600
教育・学習支援	104	47	151	126	46	172	126	63	189
医療・福祉	290	411	701	360	408	768	311	385	696
機械修繕・自動車整備・廃棄物他	30	98	128	31	121	152	42	112	154
その他	476	412	888	743	499	1,242	730	490	1,220
計	6,193	6,405	12,598	7,652	6,511	14,163	8,103	6,696	14,799

78 エアコン設置助成の利用実績〔令和6年度(2024)～令和7年度(2025)〕（令和7年8月31日助成金交付決定まで）

（令和7年8月31日現在）

	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
助成金交付決定世帯数	384世帯	97世帯

79 再生可能エネルギー電力（低炭素電力を含む）供給の契約をしている施設一覧〔令和7年度（2025）〕

No	施設名	所在地
1	総合庁舎	立石五丁目 13 番 1 号
2	男女平等推進センター	立石五丁目 27 番 1 号
3	東立石地区センター	東立石二丁目 15 番 7 号
4	東四つ木地区センター	東四つ木一丁目 20 番 4 号
5	清掃事務所	高砂一丁目 1 番 1 号
6	シニア活動支援センター	立石六丁目 38 番 11 号
7	地域福祉・障害者センター	堀切三丁目 34 番 1 号
8	福祉事務所東庁舎	金町一丁目 6 番 24 号
9	葛飾保健所・子ども総合センター	青戸四丁目 15 番 14 号
10	金町保健センター	金町四丁目 18 番 19 号
11	公園課庁舎	立石六丁目 9 番 1 号
12	水元小合溜水質浄化センター	水元公園 8 番 3 号
13	総合教育センター	鎌倉二丁目 12 番 1 号
14	郷土と天文の博物館	白鳥三丁目 25 番 1 号
15	立石図書館・かつしかエコライフプラザ	立石一丁目 9 番 1 号
16	お花茶屋図書館	お花茶屋二丁目 1 番 15 号
17	上小松図書館	東新小岩三丁目 12 番 1 号 都営東新小岩三丁目アパート 1 号棟 1 階
18	亀有図書館	亀有一丁目 17 番 5 号 都営亀有一丁目アパート 5 号棟 1・2 階
19	水元図書館	東水元一丁目 7 番 3 号
20	鎌倉図書館	鎌倉二丁目 4 番 5 号

No	施設名	所在地
21	奥戸総合スポーツセンター体育館	奥戸七丁目 17 番 1 号
22	奥戸総合スポーツセンター温水プール館	高砂一丁目 2 番 1 号
23	水元総合スポーツセンター体育館	水元一丁目 23 番 1 号
24	東金町運動場管理事務所	東金町八丁目 27 番 1 号
25	東金町運動場スポーツライティングセンター	東金町八丁目 31 番 1 号
26	金町公園プール	柴又三丁目 24 番 1 号
27	葛飾にいじゅくみらい公園運動場管理棟	新宿六丁目 3 番 20 号

80 23区別福祉タクシー券交付事業（金額、対象者）一覧

	区名	対象者	限度額等
1	千代田区	下肢・体幹・内部障害１～３級、上肢・視覚障害１・２級、知的１・２度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症・難病	3,750円/月(45,000円/年)
2	中央区	下肢・体幹障害１～３級、内部・視覚障害１・２級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、知的１・２度、精神１級	4月～6月申請40,000円 7月～9月申請30,000円 10月～12月申請20,000円 1月～3月申請10,000円 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
3	港区	下肢・体幹・視覚１～３級、内部障害１級、呼吸器機能障害３級、知的１・２度、精神１級 在宅において日常的に以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童 人工呼吸器管理、気管内挿管・気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、６回／日以上 の頻回の吸引、ネブライザー６回／日以上又は継続使用、中心静脈栄養（ＩＶＨ）、経 管（経鼻・胃ろうを含む）、腸ろう・腸管栄養、継続する透析（腹膜灌流を含む）、定 期導尿３回／日以上（人工膀胱を含む）、人工肛門	52,000円/年 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
4	新宿区	下肢・体幹・内部機能障害・移動機能障害１～３級、平衡機能障害３級、視覚障害１・２級、知的１・２度	4,000円/月(48,000円/年)
5	文京区	視覚障害１・２級、下肢・体幹機能障害１～３級、内部障害１・２級、移動機能障害 １・２級、平衡機能障害３級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、区で指定する特殊疾病、知 的１・２度 ※所得制限あり	4,100円/月(49,200円/年)
6	台東区	視覚障害１級又は２級、上肢機能障害１級、下肢機能障害１級～３級、体幹機能障害１ 級～３級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害１ 級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害１級～３ 級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能障害・肝臓機能障害１級～３級、知的障害１・２度 ※所得制限あり	4,000円/月(48,000円/年)
7	墨田区	下肢・体幹機能障害（脳病変移動機能障害を含む）１～３級、内部障害１・２級、視覚 障害１・２級、知的１・２度	4月～6月申請30,000円 7月～9月申請25,000円 10月～12月申請20,000円 1月～3月申請15,000円 下肢・体幹機能障害（脳病変移動機能障害を含む）１級・腎臓機 能障害１級の者には上記の額に10,000円の加算 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
8	江東区	身体１級（但し、視覚障害１・２級、下肢・体幹及び移動機能障害は１～３級）、知的 １・２度	3,650円/月(43,800円/年)
9	品川区	下肢、体幹機能障害１～３級、視覚障害１・２級、内部障害１級、知的１・２度	3,500円/月(42,000円/年)

	区名	対象者	限度額等
10	目黒区	下肢・体幹・内部に係る機能障害の総合等級が１～３級、上肢・視覚に係る機能障害の総合等級１・２級、知的１・２度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症、区で指定する特殊疾病に罹患し特定疾病医療費（指定難病）受給者証の交付を受けているもの ※所得制限あり※施設入所者、入院者は除く	４月～７月申請30,000円 ８月～11月申請20,000円 12月～３月申請10,000円 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
11	大田区	下肢・体幹・移動機能障害１～３級、視覚・内部障害１・２級、知的１・２度	65歳未満 ４,000円/月(48,000円/年) 65歳以上 ３,600円/月(43,200円/年) 生活保護受給 ２,400円/月(28,800円/年)
12	世田谷区	下肢機能、体幹機能、内部機能又は平衡機能障害１～３級、視覚障害１・２級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の１～３級、知的１・２度 ※施設入所者、長期入院者は除く	3,900円/月(46,800円/年)
13	渋谷区	身体障害手帳１・２級（下肢・体幹・酸素吸入装置常時携帯の呼吸器機能障害は３級まで）、知的１・２度、精神１級	3,500円/月(42,000円/年)
14	中野区	下肢・体幹・移動機能１・２・３級、上肢１級、内部１・２級、視覚１・２級、知的１・２度、 ※所得制限あり※特別養護老人ホーム施設入居者は除く	4,000円/月(48,000円/年)
15	杉並区	下肢・体幹・内部・脳病変移動機能障害１～３級、視覚障害１・２級、知的１・２度（重度心身障害者手当受給者は３度まで）、精神１級 ※所得制限あり※20歳未満を除く	5,300円/月(63,600円/年)
16	豊島区	視覚障害１・２級、下肢障害１～４級、体幹・内部機能障害１～３級、知的１・２度 ※施設入所者、長期入院者、生活保護受給者を除く	下肢４級以外：3,300円/月(39,600円/年) 下肢４級：1,800円/月(21,600円/年)
17	北区	下肢又は体幹機能障害１～３級、視覚障害１・２級、内部機能障害１～３級、知的１・２度	4,000円/月(48,000円/年)
18	荒川区	下肢・体幹・内部１～３級、視覚１・２級、上肢１級、知的１・２度 ※所得制限あり※施設入所者、入院者は除く	46,800円/年
19	板橋区	下肢又は体幹障がい１級・戦傷病者手帳 第３項症まで・歩行困難な区指定難病・脳性麻痺・進行性筋萎縮症（①）、下肢又は体幹障がい２・３級・上肢障がい１・２級・視覚障がい１・２級・内部機能１級・知的１・２度（②） ※所得制限あり※施設入所者は除く	①5,000円/月(60,000円/年) ②4,500円/月(54,000円/年)
20	練馬区	下肢・体幹・視覚・移動・内部障害１～３級、知的１・２度、精神１級 ※所得制限あり※65歳未満で障害認定された者	3,500円/月(42,000円/年)
21	足立区	下肢・体幹・移動・平衡機能障がいのある１～３級、視覚障がいのある１・２級、内部障害のある１級、知的１・２度 ※施設入所者は除く	４～７月申請:42,000円 ８～11月申請:28,000円 12～３月申請:14,000円 ※新規申請の場合、申請時期により異なる
22	葛飾区	下肢・体幹・移動機能１～３級、視覚１～２級、内部障害１級、下肢４級以上で上肢・内部・平衡機能のいずれかが３級以上、知的１・２度 ※所得制限あり※65歳未満で障害認定された者※施設入所者は除く	2,500円/月(30,000円/年) ※心身障害者福祉手当（外出支援分）として支給 ※使用目的をタクシーに限定していないため、タクシー以外の公共交通機関や自家用車など、様々な移動手段に利用できる。
23	江戸川区	下肢・体幹・移動機能障害１～３級、視覚１・２級、内部１級、呼吸器３級（外出時携帯酸素使用者）、知的１・２度 ※施設入所者、入院者は除く	3,000円/月(36,000円/年)

81 高齢者配食サービスにおける事業者ごとの配食数、利用者負担〔令和２年度（2020）～令和７年度（2025）〕（令和７年６月30日現在）

事業者名 (店舗名)		令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025) 6月30日現在
シンセイアライフ(株) (ニコニコキッチン綾瀬堀切店)	配食数	39,751	34,233	26,699	27,119	23,797	5,960
	利用者負担	一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食 530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食 585円 たんぱく調整食 623円 やわらか食 623円 ムース食 623円
(株)シルバーエナジー (菜々家)	配食数	28,788	27,229	30,136	26,437	22,032	5,269
	利用者負担	一般食 450円 腎臓病食 600円 糖尿病食 600円	一般食 450円 腎臓病食 600円 糖尿病食 600円	一般食 450円 腎臓病食 600円 糖尿病食 600円	一般食 495円 減塩食 495円 カロリー調整食 650円	一般食 495円 減塩食 495円 カロリー調整食 650円	一般食 545円 お手軽弁当 195円
まごころ弁当 葛飾店 【令和5年12月末閉店】	配食数	33,949	34,056	27,223	14,897		
	利用者負担	一般食 423円 ムース食 473円 カロリー調整食 573円 たんぱく調整食 623円	一般食 425円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食 425円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食 425円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円		
(株)リンクス (まごころ弁当 葛飾中央店)	配食数	12,453	15,278	14,870	16,828	13,468	3,424
	利用者負担	一般食 423円 ムース食 473円 カロリー調整食 573円 たんぱく調整食 623円	一般食 425円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食 425円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食 425円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食 425円 小町 295円 ムース食 475円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円	一般食 480円 小町 350円 ムース食 530円 カロリー調整食 575円 たんぱく調整食 625円
(株)ゴールデンモーメント (ニコニコキッチン 葛飾四つ木店)	配食数	35,932	37,265	36,956	33,522	31,272	7,933
	利用者負担	一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食 530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食 585円 たんぱく調整食 623円 やわらか食 623円 ムース食 623円
宅配クックワンツウスリーおくど	配食数	42,523	48,006	46,059	43,109	41,292	9,100
	利用者負担	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食480円 カロリー塩分調整食560円 たんぱく塩分調整食560円 透析食 560円	一般食 480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食480円 カロリー塩分調整食560円 たんぱく塩分調整食560円 透析食 560円	一般食 530円 やわらか食 530円 ムース食 530円 消化にやさしい食600円 カロリー塩分調整食600円 たんぱく塩分調整食600円 透析食 600円
(株)みやこ食品 (みやこ食品)	配食数	125,635	133,860	143,442	142,476	146,675	35,807
	利用者負担	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 ムース食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円	一般食 400円 減塩食 400円 カロリー調整食 503円 たんぱく質調整食553円

事業者名 (店舗名)		令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025) 6月30日現在
(同)花よりだんご (花よりだんご)	配食数	73,973	66,004	57,513	54,127	46,549	10,016
	利用者負担	一般食 350円 ムース食 350円 糖尿病食 400円 減塩食 400円 腎臓病食 400円 柔らか食 400円	一般食 350円 ムース食 350円 糖尿病食 400円 減塩食 400円 腎臓病食 400円 柔らか食 400円	一般食 350円 ムース食 350円 糖尿病食 450円 減塩食 450円 腎臓病食 450円 柔らか食 450円	一般食 350円 ムース食 350円 糖尿病食 450円 減塩食 450円 腎臓病食 450円 柔らか食 450円	一般食 400円 ムース食 430円 糖尿病食 530円 減塩食 530円 腎臓病食 530円 柔らか食 530円	一般食 450円 ムース食 480円 糖尿病食 580円 減塩食 580円 腎臓病食 580円 柔らか食 580円
ルーチェ合同会社 (ライフデリ)	配食数	43,434	48,864	51,731	44,712	38,321	8,761
	利用者負担	一般食 346円 糖尿病食 493円 腎臓病食 575円 透析食 575円 ムース食 400円 やわらか食 503円	一般食 346円 糖尿病食 493円 腎臓病食 575円 透析食 575円 ムース食 400円 やわらか食 503円	一般食 346円 糖尿病食 498円 腎臓病食 578円 透析食 578円 ムース食 403円 やわらか食 503円	一般食 373円 糖尿病食 498円 腎臓病食 578円 透析食 578円 ムース食 403円 やわらか食 503円	一般食 383円 糖尿病食 518円 腎臓病食 603円 透析食 603円 ムース食 418円 やわらか食 503円	一般食 398円 糖尿病食 548円 腎臓病食 633円 透析食 633円 ムース食 448円 やわらか食 538円
アドバンス(株) (宅配クックワンツウスリー足立北・亀有)	配食数	44,244	41,697	45,452	40,027	33,487	7,967
	利用者負担	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 440円 やわらか食 440円 ムース食 440円 消化にやさしい食440円 糖尿病食 560円 腎臓病食 560円 透析食 560円	一般食 480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食480円 カロリー塩分調整食560円 たんばく塩分調整食560円 透析食560円	一般食 480円 やわらか食 480円 ムース食 480円 消化にやさしい食480円 カロリー塩分調整食560円 たんばく塩分調整食560円 透析食560円	一般食 530円 やわらか食 530円 ムース食 530円 消化にやさしい食600円 カロリー塩分調整食600円 たんばく塩分調整食600円 透析食600円
(株)あじゅうん (味運(あじゅうん))	配食数	4,428	6,316	4,285	3,195	5,737	1,446
	利用者負担	一般食 520円 塩分制限食 620円 エネルギー制限食620円 タンパク質制限食620円	一般食 520円 塩分制限食 620円 エネルギー制限食620円 タンパク質制限食620円	一般食 520円 塩分制限食 620円 エネルギー制限食620円 タンパク質制限食620円	一般食 520円 塩分制限食 620円 エネルギー制限食620円 タンパク質制限食620円	一般食 550円 塩分制限食 650円 エネルギー制限食650円 タンパク質制限食650円	一般食 550円 塩分制限食 650円 エネルギー制限食650円 タンパク質制限食650円
(株)サンロード (配食のふれ愛 葛飾店)	配食数	36,981	34,818	34,152	29,720	31,442	7,603
	利用者負担	一般食 420円 ムース食 470円 やわらか食 630円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 630円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 630円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 630円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 630円	一般食 420円 小町(大) 400円 小町(小) 380円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 630円	一般食 470円 小町(大) 450円 小町(小) 430円 ムース食 520円 カロリー調整食 630円 たんばく調整食 630円
配食のふれ愛 北葛飾店	配食数	27,183	27,633	29,752	25,988	24,986	7,856
	利用者負担	一般食 420円 ムース食 470円 やわらか食 570円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 580円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 580円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 580円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 580円	一般食 420円 小町(大) 400円 小町(小) 380円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんばく調整食 580円	一般食 450円 小町(大) 430円 小町(小) 300円 ムース食 500円 カロリー調整食 600円 たんばく調整食 600円

事業者名 (店舗名)		令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025) 6月30日現在
(株)八重洲ライフ (大笑い弁当 江戸川北店) 【令和4年12月末閉店】	配食数		323	1,760			
	利用者負担		一般食 410円 やわらか食 510円 ムース食 510円 カロリー調整食 510円 たんぱく調整食 540円	一般食 410円 やわらか食 510円 ムース食 510円 カロリー調整食 510円 たんぱく調整食 540円			
ひまわり弁当 葛飾しあわせ店	配食数		2,079	18,283	23,844	26,390	6,606
	利用者負担		一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円	一般食 420円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円	一般食 480円 ムース食 470円 カロリー調整食 580円 たんぱく調整食 580円 小町(少なめ) 350円
(有)庶 (ニコニコキッチン 金町柴又店)	配食数		5,649	18,776	20,894	26,188	6,785
	利用者負担		一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 502円 たんぱく調整食 566円 やわらか食 566円 ムース食 566円	一般食 530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食 530円 たんぱく調整食 593円 やわらか食 593円 ムース食 593円	一般食 585円 たんぱく調整食 623円 やわらか食 623円 ムース食 623円
こころ弁当 葛飾店 【令和7年5月末事業終了】	配食数		152	3,041	9,000	13,039	1,871
	利用者負担		一般食 333円 ムース食 453円 カロリー調整食 553円	一般食 333円 ムース食 453円 カロリー調整食 553円	一般食 345円 ムース食 453円 カロリー調整食 553円	一般食 370円 ムース食 463円 カロリー調整食 563円 たんぱく調整食603円	一般食 370円 ムース食 463円 カロリー調整食 563円 たんぱく調整食603円
ふれあい弁当 東葛飾店	配食数			1,378	9,472	21,568	5,962
	利用者負担			一般食 400円 ムース食 450円 カロリー調整食 570円 タンパク調整食 570円 小町(小・大)350円	一般食 400円 ムース食 450円 カロリー調整食 550円 タンパク調整食 550円 小町(小・大)350円	一般食 400円 ムース食 450円 カロリー調整食 550円 タンパク調整食 550円 小町(小・大)350円	一般食 400円 ムース食 450円 カロリー調整食 550円 タンパク調整食 550円 小町(小・大)350円
ワタミ(株) (ワタミの宅食 葛飾高砂営業所)	配食数					3,446	1,322
	利用者負担					一般食 593円 きざみ食 593円	一般食 593円 きざみ食 593円
配食数計		549,274	563,462	591,508	565,367	549,689	133,688

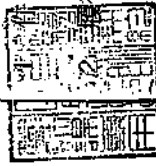


伝票番号 5600007506-00-00

教育委員会 スポーツ課

収入紙

賃貸借・自動車借上契約書



名

行場所

東金町運動場第二管理棟(会議室及び更衣室)
賃貸借(債務負担行為契約)
葛飾区指定の場所

3 契約金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	2	0	5	0	0	0	0

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 976,190円)

4 賃貸借期間

平成24年 6月 1日から平成29年 3月31日まで

5 契約保証金

免 除

6 前払金

支払わない

7 契約年月日

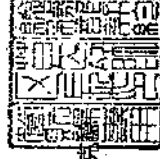
平成24年 3月29日

上記の物件について、賃借人と賃貸人とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別紙約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
賃借人と賃貸人は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

賃借人(甲)

葛飾区

契約担当者 葛飾区長 青木 邦



住 所

長野県長野市南長池337番地1

賃貸人(乙)

商号又は名称
代表者氏名

株式会社カンパニーランド・ジャパン
代表取締役 原田 英世



（総則）

第1条 賃借人（以下「甲」という。）及び貸与人（以下「乙」という。）は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、仕様書等記載の物件（以下「この物件」という。）を契約書記載の借入期間、仕様書等に従い甲に賃貸するものとし、甲は、その賃借料を乙に支払うものとする。

3 この契約において契約期間とは、契約締結日から借入期間の末日までの間をいう。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、協議、承認及び解除は、書面により行われなければならない。

（権利の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承認させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（一般の損害等）

第3条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他により補填された部分を除く。）のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（物件の納入等）

第4条 乙は、この物件を契約書及び仕様書等で指定された場所（以下「借入場所」という。）へ仕様書等に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、借入期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

3 乙は、この物件を納入する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

（検査）

第5条 甲は、乙から物件の納入があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙からこの物件の引渡しを受けたものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した物件に係る損失は、すべて乙の負担とする。

（引換え又は手直し）

第6条 乙は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、前2条の規定を準用する。

（使用開始日の延期等）

第7条 乙は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出なければならない。

2 乙は、前項の届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、甲は、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

第8条 乙の責に帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に及び、借入期間全体の総額に財務省告示（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率（年当たりの割合は、暦年の日を含め1期間につきとも、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

（賃借料の支払い）

第9条 乙は、この物件を甲が使用した月（以下「当該月」という。）の翌日以降、毎月1回賃借料（月額）を甲に請求することができる。

2 前項の賃借料は、月の初日から末日までを1月分（月額）とする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は前2条による使用開始日の延期などにより、当該月における物件の使用が1月に満たなくなるとき（甲の責に帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。ただし、仕様書等において定めのある場合は、この限りではない。

3 甲は、第1項の規定により乙から請求があったときは、乙の履行状況を確認の上、その請求を受理した日から起算して30日以内に、第1項に定める賃借料を乙に支払うものとする。

4 甲は、前項の期限内に賃借料を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、支払金額に財務省告示（政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率（年当たりの割合は、箇年の目を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（転貸の禁止）

第10条 甲は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときは、この限りでない。

（公租公課）

第11条 この物件に係る公租公課は、乙が負担する。

（物件の管理責任等）

第12条 甲は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

（物件の保守等）

第13条 乙は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき乙の負担で行わなければならない。

2 乙は、甲から前条第3項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（代替品の提供）

第14条 乙は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかに回復が困難であるときは、甲の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を乙の負担で甲に提供するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、乙が代替品を提供することとなったときは、第4条及び第5条の規定を準用する。

（物件の返還等）

第15条 甲は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のまま返還できるものとする。

2 甲は、この物件に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。

3 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。ただし、仕様書等において定めのある場合は、この限りではない。

4 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

5 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこの物件を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（かしの担保）

第16条 乙は、この物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他隠れたかしがある場合は、特別の定めのない限り、借入期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。

（所有権の表示）

第17条 乙は、この物件に所有権の表示をするものとする。

（物件の原状変更）

第18条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得るものとする。

- (1) この物件に装璜、部品、付属品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。
- (2) この物件を他の物件に付着するとき。
- (3) この物件に付着した表示を取り外すとき。

が

又

由

の

日

金

を

、

の

い

乙が

仕

せる

てこ

て異

借入

(4) この物件の借入場所を他へ移動するとき。

(使用不能による契約の終了)

第19条 この物件が、契約期間中に天災事変その他不可抗力によって、滅失又はき損して使用不能となった場合において、第14条の規定に基づく代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。ただし仕様書等において定めのある場合はこの限りではない。

(契約内容の変更等)

第20条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の借入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が使用開始日までにこの物件の借入を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の手指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 乙の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不能となったとき。

(6) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(7) 第23条の規定によらないで、乙から契約解除の申し出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、借入期間全体の総額の100分の10に相当する額(履行部分があるときは借入期間全体の総額から履行部分に対する賃借料相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額)を、違約金として甲に支払うものとする。

(該合その他不正行為による解除)

第21条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く)。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行つた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて審決棄却又は新え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議の解除)

第22条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により、甲がこの物件の借入を一時中止させ、又は一時中止せようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(2) 第20条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(3) 甲の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不能となったとき。

(契約解除に伴う措置)

第24条 第21条第1項、第21条の2第1項、第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

2 前項による場合の物件の返還については、第15条の規定を準用する。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は乙に対して損害賠償の責を負う。

(賠償の予定)

第25条 乙は、この契約に関して、第21条の2第1項各号のいづれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかを問わず、賠償金として、借入期間全体の総額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第21条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当販売の場合、その他甲が特に認める場合
- (2) 第21条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（租税）

第26条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する貸借料の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（予算の総額等による契約変更等）

第27条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

（規則の遵守）

第28条 乙は、前各条のほか、この契約に関し、葛飾区契約事務規則及び関係諸法令を遵守するものとする。

（疑義の決定等）

第29条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

内訳明細書

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
4月分		353,440	353,440	353,440	353,440
5月分		353,440	353,440	353,440	353,440
6月分	353,920	353,440	353,440	353,440	353,440
7月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
8月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
9月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
10月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
11月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
12月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
1月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
2月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
3月分	353,440	353,440	353,440	353,440	353,440
中計	3,534,880	4,241,280	4,241,280	4,241,280	4,241,280
合計	20,500,000				

仕 様 書

- 1 件 名 東金町運動場第二管理棟(会議室及び更衣室)賃貸借(債務負担行為)
- 2 賃貸借物件 トレーラーハウス 2台(品質仕様書を参照)
- 3 履行場所 東金町運動場内(葛飾区東金町八丁目27番)
- 4 賃貸借期間 平成24年6月1日から平成29年3月31日まで
- 5 搬入・設置時の検査
(1)賃貸人は当該物件を指定場所に搬入・設置し、速やかに設定・調整を行い使用が可能な状態とし、
た後、区担当者による検査を受けること。
(2)検査の結果、合格を認められないときは、賃貸人は区担当者の指定する期日までに物件の取替え、
又は手直しを行い、再度検査を受けること。
- 6 保証、保守点検について
(1)賃貸借期間中、当該物件の使用に支障が生じるときは、賃貸人は補修、交換等の必要な処置を講
じること。
(2)当該物件について、保守を迅速に行える体制を整えること。
- 7 物件の操作等に関する指導・相談
(1)賃貸借開始時には点検面、各種装備や設備等の取扱い方法に関する説明書(マニュアル)を配布す
るとともに、指導を十分に行い引き渡すこと。
(2)賃貸借期間中、当該物件の操作や取扱い方法についての不明な点や疑問点の相談に対して適切な
指導を行うこと。
- 8 保険及び損失発生時の対応
(1)当該物件には、賃貸人において動産総合保険を付けるものとする。
(2)当該物件設置後、隠れた瑕疵又は賃貸人の故意・過失に基づいて当該物件が使用不能となった場
合、区は賃貸人に対しこれに替わるものを設置させることができるものとする。
(3)区側による故意又は重大な過失による場合及び天災を除き、賃貸人自身による損失については、
区は賠償等の責任を負わないものとする。
(4)天災その他不可抗力により、当該物件が使用不能となり、これを復旧することが出来なくなった
場合、区と賃貸人で協議するものとする。
- 9 賃貸料支払条件
契約金額は賃貸借期間総額となる。支払いは月払いとし、各月の借上げ完了後、それぞれ請求を
受けて支払うものとする。

10 自動車の利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - ③低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

11 賃貸借終了時の取扱いについて

- (1)賃貸借期間が短縮となった場合、賃貸人の責によらないときは、残金は区が負担する。
- (2)賃貸借期間終了後、当該物件は区に譲渡するものとする。

12 その他、特記事項

- (1)公租公課については、賃貸人の負担とする。
- (2)区担当者の指示により、区所有の物品を移設再利用する場合は、当該物品が正常に機能するようにすること。
- (3)その他、疑問点、不明点については、区担当者と協議すること。

13 添付書類

- (1)品質仕様書
- (2)設置仕様書
- (3)工程表
- (4)配置図
- (5)平面図、立面図、外観
- (6)電気設備図(既存、新規)
- (7)給排水ルート図

- 14 担当者 葛飾区教育委員会生涯スポーツ課管理係 鈴木

電話 03-3691-7113 Fax 03-5698-1753

する
る。

品質仕様書

する

着証

1 賃貸借物件

概要

- トレーラーハウス 2 台(会議室 1 台、更衣室 1 台)
(1)規模 延べ床面積 約 59 m²~60 m²
(2)寸法 奥行 2.8m 以上 3.5m 未満、全長 9m 以上 12m 未満

2 本体・構造・装備等の概要

- (1)耐久性、耐腐食性、退候性、防火性に優れた素材であり、(財)住宅金融普及協会「規格別構造部資材の使用部位一覧」による同等以上の部資材を使用する。また、消防法第 8 条の 3 に定める防災対象物品には防災性能を有する旨の表示を附してあるものを使用すること。
(2)室内の仕上げ材、装飾関係、カーテン類などについては、本体の構造に適合するものを使用し、全体的に効果(高級感、機能性等)が高いものになっていること。
(3)設備関係などについては国内メーカーを使用するなど、メンテナンスに対して迅速に対応可能であること。
(4)製品については新品であることを原則とするが、製造後一年以内で新品に準ずるものであり、品質を担保されているものであれば可とする。
(5)日本 RV 輸入協会のトレーラーハウス登録証、又は社団法人日本トレーラーハウス協会のトレーラーハウス登録証明書等を添付するものとする。

する

3 主要設備について

分電盤・	(会議室) 50A ELB(漏電ブレーカ) 単相三線式 (更衣室) 50A ELB(漏電ブレーカ) 単相三線式
エアコン	(会議室) 1 台 (更衣室) 2 台(男女各 1 台) 各部屋(広さ)に十分に対応できる機種とすること。
照明 (会議室)	ポーチ 3 か所 室内 5 か所 トイレ 1 か所 キッチン 1 か所 外灯 各出入口
照明 (更衣室)	ポーチ 3 か所(各出入口) 室内 8 か所(男女更衣室・倉庫) 外灯 各出入口
コンセント (会議室)	100V 2 口コンセント 7 か所 エアコン専用コンセント 1 か所 室外専用コンセント 1 か所
コンセント (更衣室)	100V 2 口コンセント 6 か所 エアコン専用コンセント 2 か所

	室外専用コンセント	4 か所
換気扇 (会議室)	(会議室) トイレ	1 か所
	キッチン	1 か所
	(更衣室) 室内	8 か所 (男女更衣室・シャワー室)
その他	火災報知機	各室
	(会議室) 電話線引込口	1 口
	(更衣室) シャワー	6 基(男女各 3)
	給湯設備	6 基(シャワーに付随する)

4 室内空気汚染対策について

(1)内装仕上げ材・接着剤・塗料等は、ホルムアルデヒドの放散量が JIS・JAS で定める F☆☆☆☆等級のものとする。

(2)接着剤及び塗料はトルエン・キシレンの含まれていないもの、又は含有量の極めて少ないものを使用すること。

(3)各材料については、事前にメーカーカタログ・サンプル等を提出のうえ、区担当者の承諾を受けるものとする。

(4)ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物物について、安全性を証明する資料を提出すること。

5 その他、特記事項

(1)災害・公害及びあらゆる危険防止のため十分な対策を講じること。

(2)区は、当該物件に別途、電気、給排水その他必要とされる施工を行うことができるものとする。

6 担当者 葛飾区教育委員会生涯スポーツ課管理係 鈴木

電話 03-3691-7113 Fax 03-5698-1753

設置仕様書

1 設置内容

(1)概要 トレーラーハウス 2 台(会議室 1 台、更衣室 1 台)の設置

(2)設置にあたっては、賃貸人が当該物件等の実施図面等を作成し、葛飾区教育委員会生涯スポーツ課担当者(以下「区担当者」という。)に提出し、区担当者の承諾を受けた後に当該物件の設置を行うものとする。

2 設置の状態について

随時かつ任意に移動できる状態を保つこと。

(1)電源・給排水・ガス・エアコン室外機等の設備について、外部との接続は容易に取外しのできる方式であること。

(2)移動に支障のないように階段等を設置し、走行するために十分な状態に車輪を保守すること。

3 設置する物件の下部分について

当該物件の配置及び移動時に支障がないようにすること。

(1)既存の植込みの撤去を行うこと。

(2)植込みの撤去後、当該物件の重量に十分に耐えられるための舗装をすること。

4 電源引込みについて

(1)電源は仮設電源として現管理棟から配線し、別途工事の変電設備が完了後、変電設備より引き直すこと。

(2)仮設電源としては、既設外灯用配線を利用し当該物件に電源を供給すること。

①電気室内盤内部配線切替え

②既存外灯配線引戻し接続

5 給排水引込みについて

(1)既存配管から当該物件への接続

(2)当該物件からマンホールへの接続(既存汚水・雨水・マンホール蓋加工)

6 ガスについて

プロパンガスのボンベを配置できる場所を確保すること。

7 設置に関する提出物等について

(1)当該物件の設置中、隠蔽する部分等は必ず写真を撮り、工程順に整理し、写真を 1 部、区に提出すること。

(2)設置において、発生する廃棄物は賃貸人が処理し、必要なものについては産業廃棄物処理票(マニフェスト)を提出すること。

8 設置時の近隣への配慮について

☆☆

のを

受け

する。

(1)設置時間については、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、道路の混雑他の車両への影響を考慮し、原則の時間外に設置することも可能とする。この場合は、事前に区担当者との協議のうえ、承諾を得るものとする。

(2)設置区画の仮囲いは区担当者で打ち合わせの上、東金町運動場少年野球場・テニスコート・多目的広場、都立水元公園利用者等の運営に支障がないように設置すること。

(3)設置時の資材運搬、関係車両の通行については保安要員を配置するなど事故等の発生がないよう十分な対策を講じること。

9 損害発生時の対応について

(1)貸貸人は、既存施設、近隣利用者の安全に配慮し、損害を与えた場合は、速やかに区担当者に報告し、区担当者の指示に従うものとする。

(2)設置に伴い、第三者に損害を及ぼした時は、貸貸人がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち区の責に帰すべき理由により生じたものについては、区がこれを負担する。

(3)設置に伴い、通常避けることができない地盤沈下、地下水断絶等の理由により第三者に損害が生じたときは、区がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち貸貸人が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、貸貸人がこれを負担する。

(4)設置について第三者との間に紛争を生じた場合においては、区及び貸貸人が協力してその処理解決にあたるものとする。

10 費用の負担について

(1)当該物件の設置に必要な光熱水費(電気、水道)については葛飾区が負担する。

(2)設置において、排水管等の切回しが必要となった場合の費用、また歩道等を傷めた場合の原状回復費用は貸貸人が負担すること。

(3)仕様書に記入なき事項についても、使用上当然必要なものについては、貸貸人の負担において完全に施工すること。

11 その他、特記事項

(1)関連する標準仕様書、法令及び葛飾区条例に従い設置すること。

(2)災害・公害及びあらゆる危険防止のため十分な対策を講じること。

(3)消防法上必要な設備は設置すること。

(4)貸貸人は、当該物件の設置において、区担当者が必要と認めた場合は区の確認を受けなければならないものとし、その際、貸貸人は必ず立ち会うこととする。

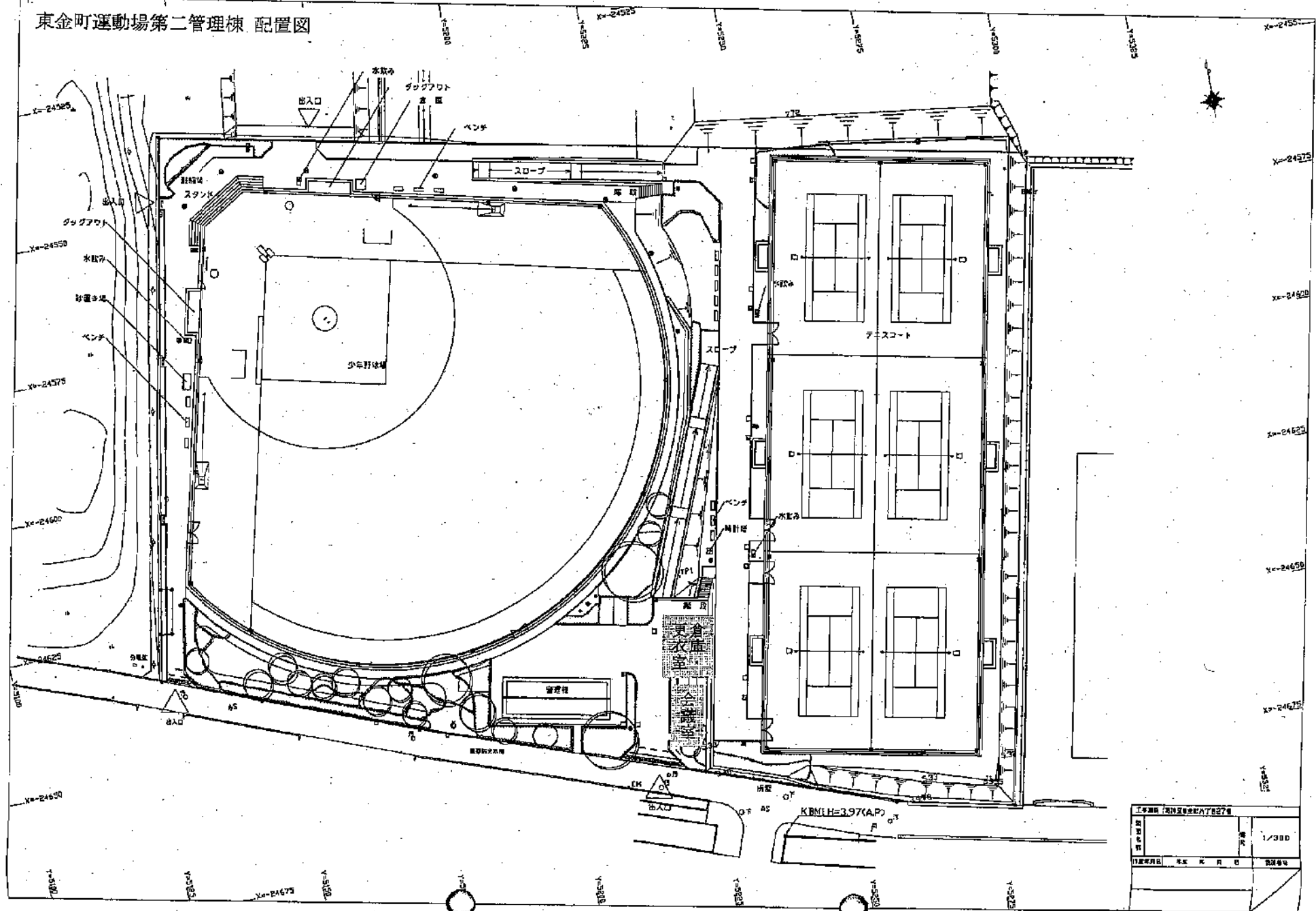
12 担当者 葛飾区教育委員会生涯スポーツ課管理係 鈴木

電話 03-3691-7113 Fax 03-5698-1753

工程表

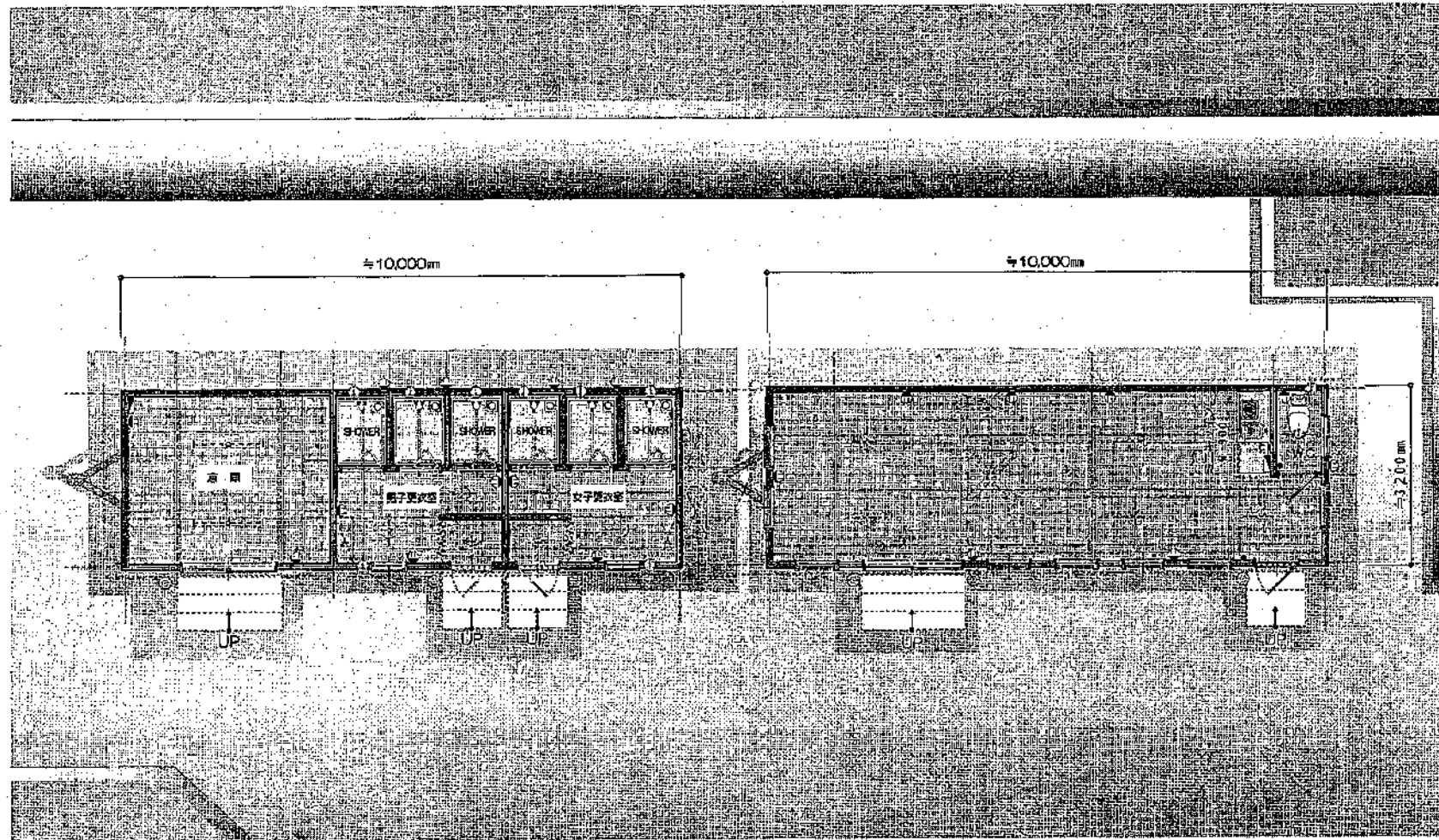
[illegible]

東金町運動場第二管理棟 配置図

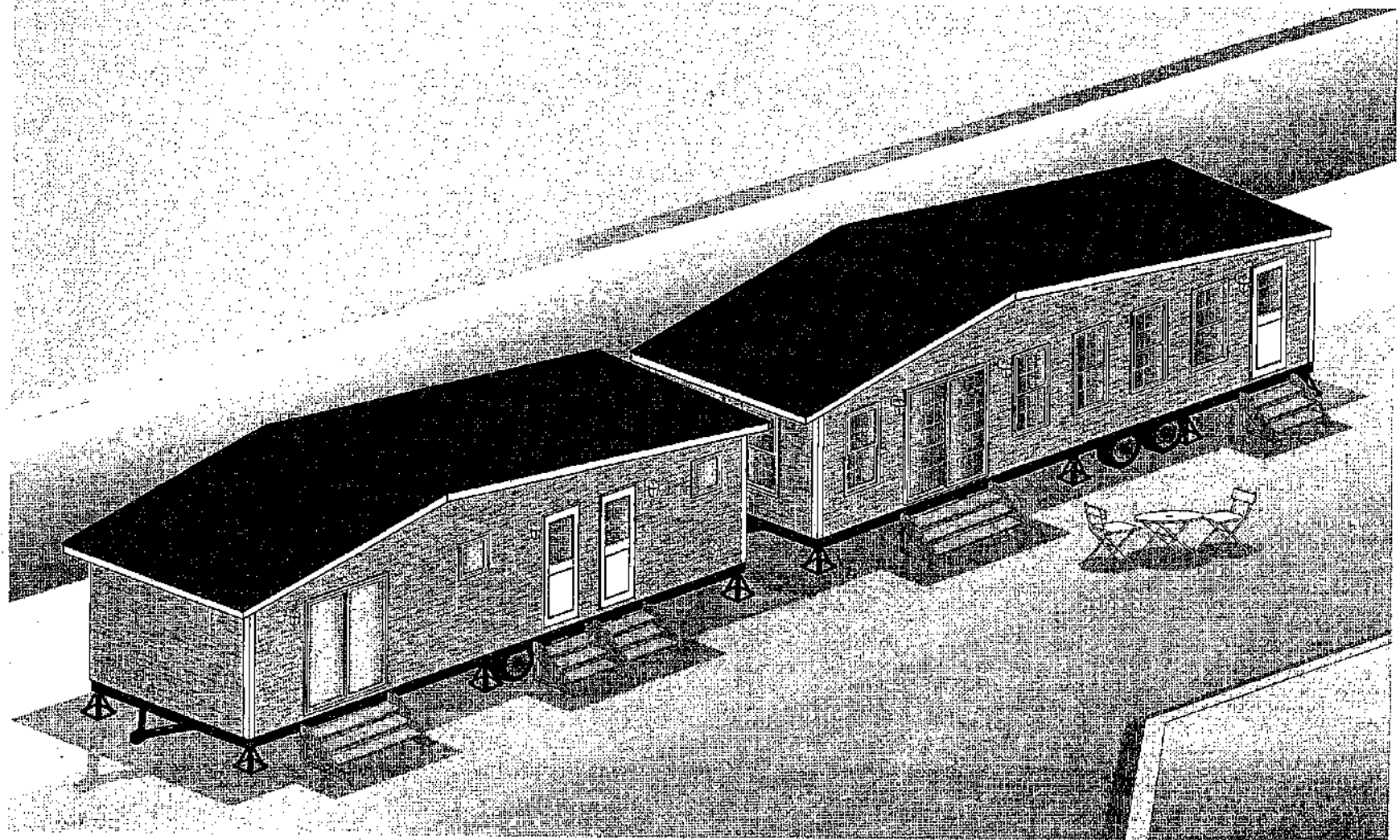


工事計画 (東金町運動場第二管理棟)			
図面番号	1/380	図面名称	
作成年月日	年 月 日	作成者	

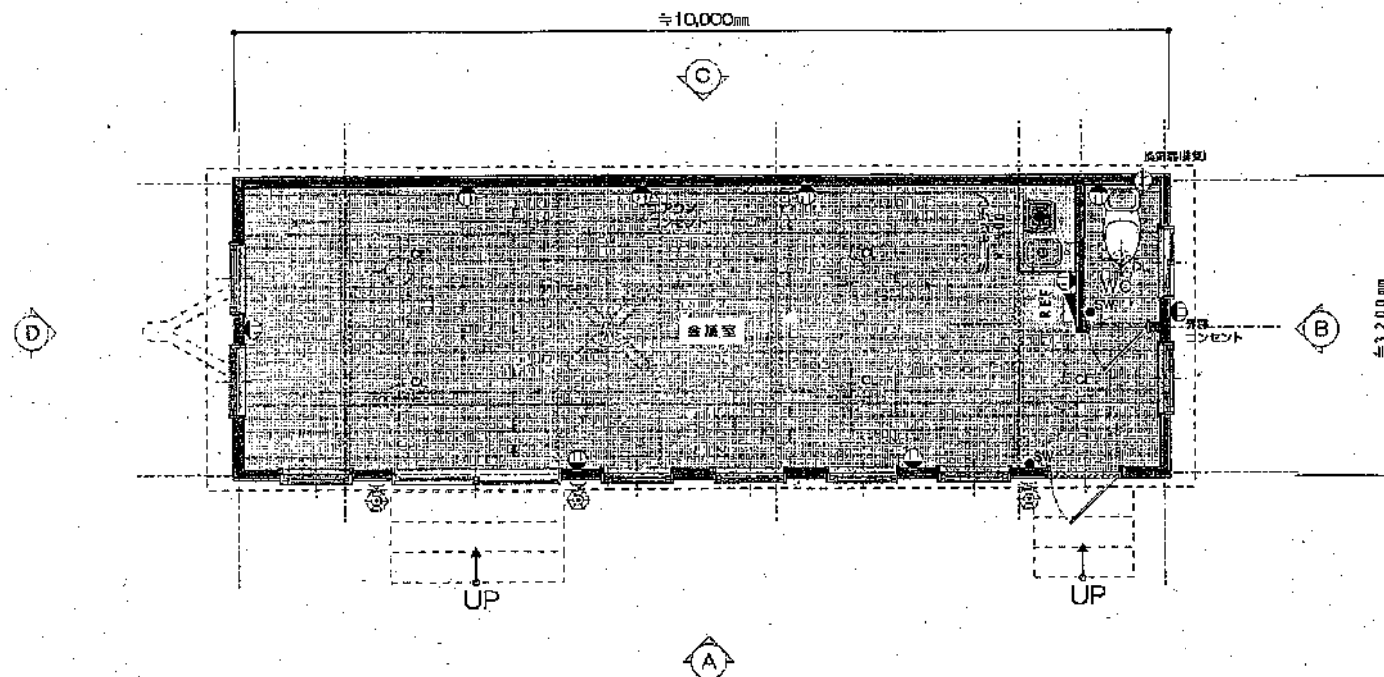
東金町運動場第二管理棟 設置イメージ(平面図) 10m×3.2m×2台 1/70



東金町運動場第二管理棟 設置イメージ(外観)



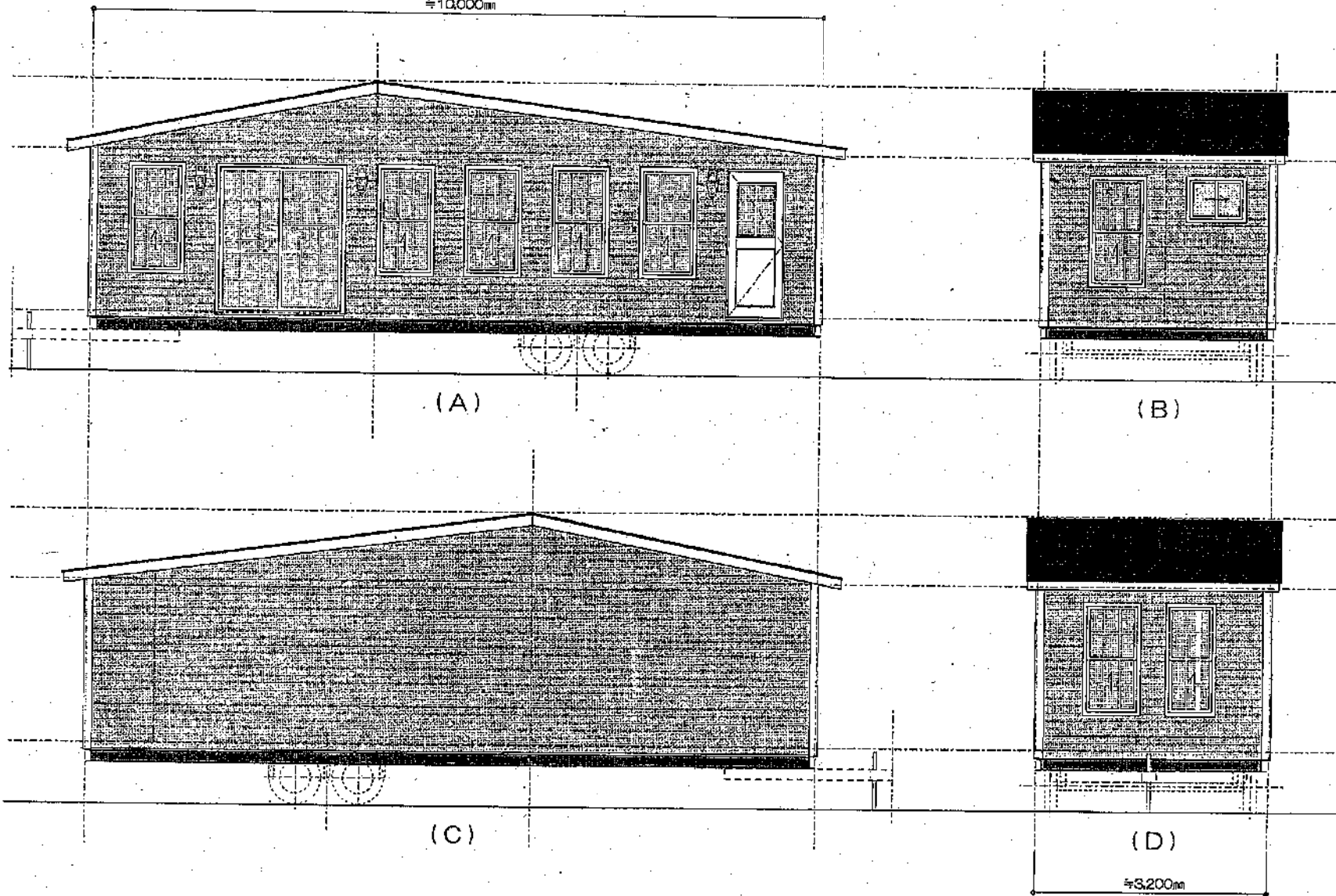
東金町運動場第二管理棟 会議室 平面図 10m×3.2m 1/50



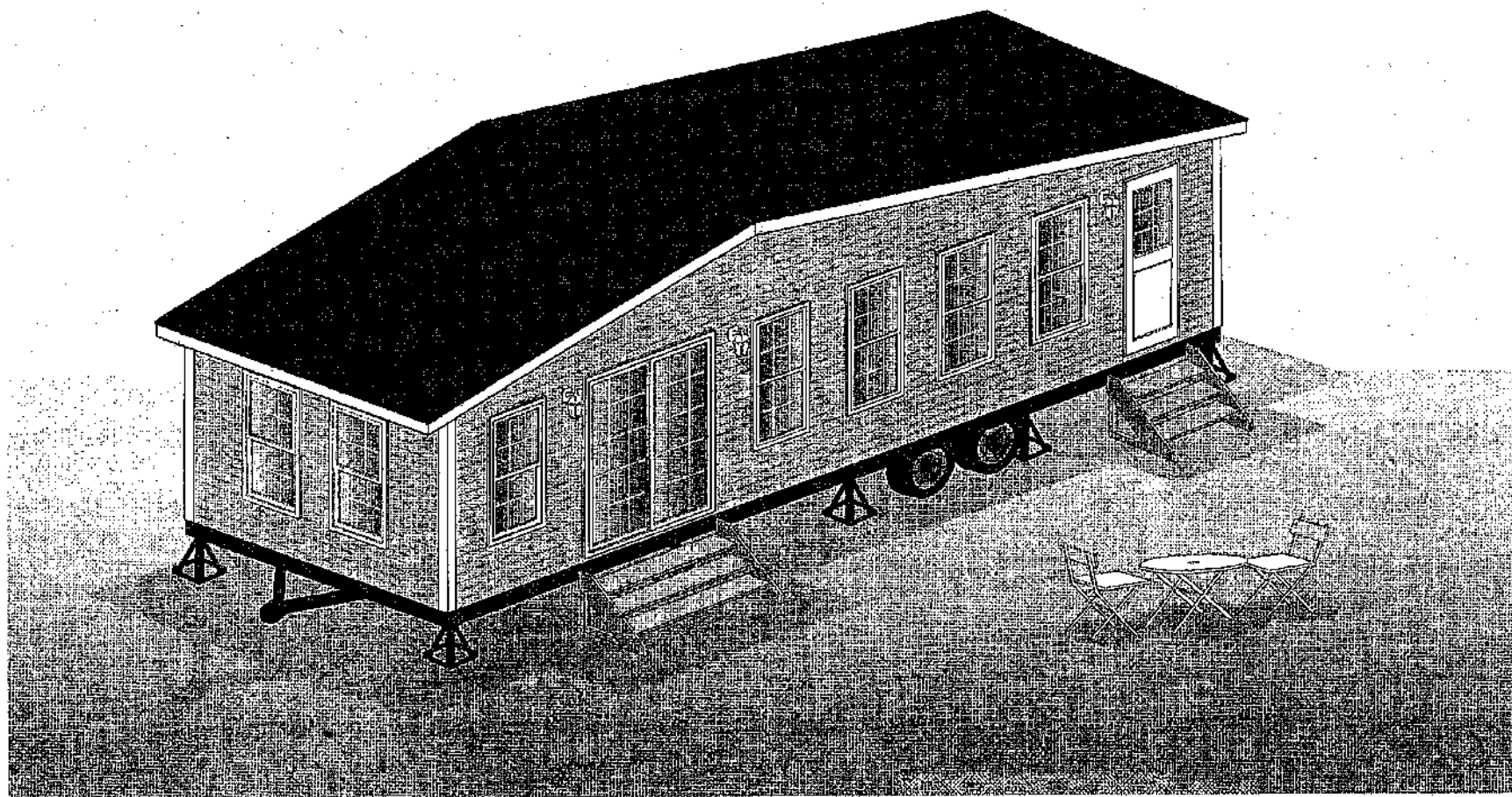
記号	設備	仕様			
■	分電盤	50Aブレーカー	① ²	コンセント(100V)	コンセント×7ヶ所
			① ^{AC}	コンセント(100V)	1ヶ所
✕	シーリングファン	1ヶ所	①	外部コンセント	1ヶ所
⊙ ^α	シーリングライト	5ヶ所(DAIKO DCL-33294E)			
⊙ ^α	ダウンライト	1ヶ所			
⊙ ^{FL}	ポーチライト	3ヶ所	⊕	換気扇(排気)	

※スイッチほか取付高 FL+1200

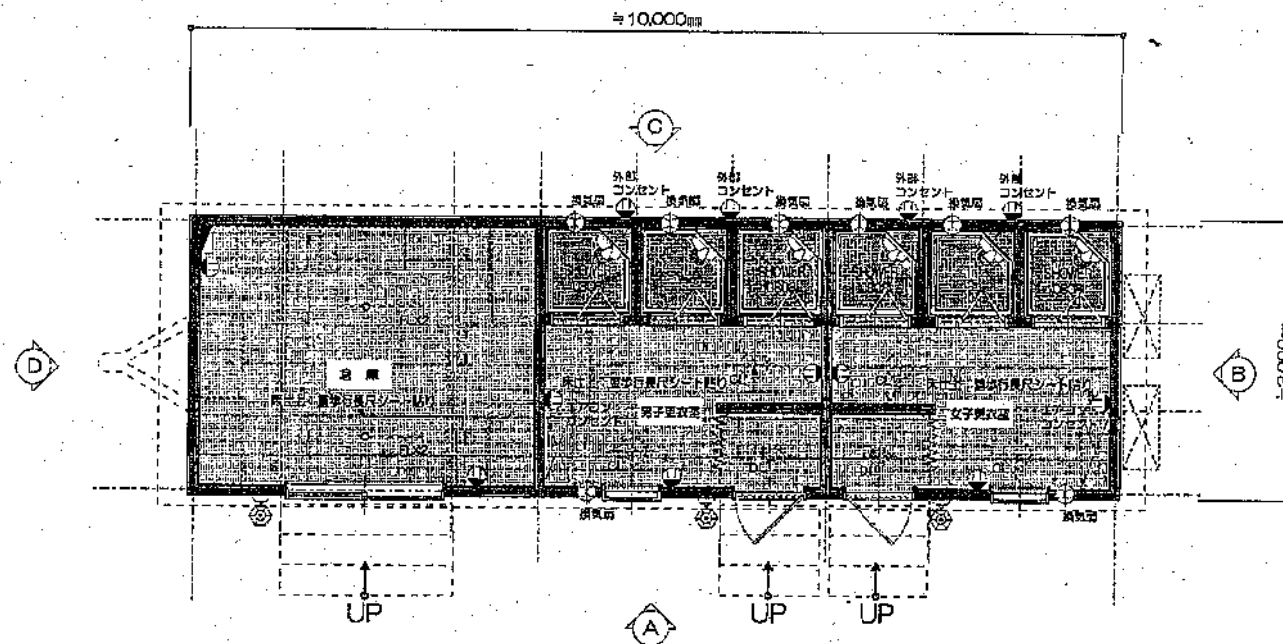
東金町運動場第二管理棟 会議室 立面図 10m×3.2m 1/50
≒10,000mm



東金町運動場第二管理棟 会議室 外観イメージ



東金町運動場第二管理棟 更衣室・倉庫 平面図 10m×3.2m 1/50



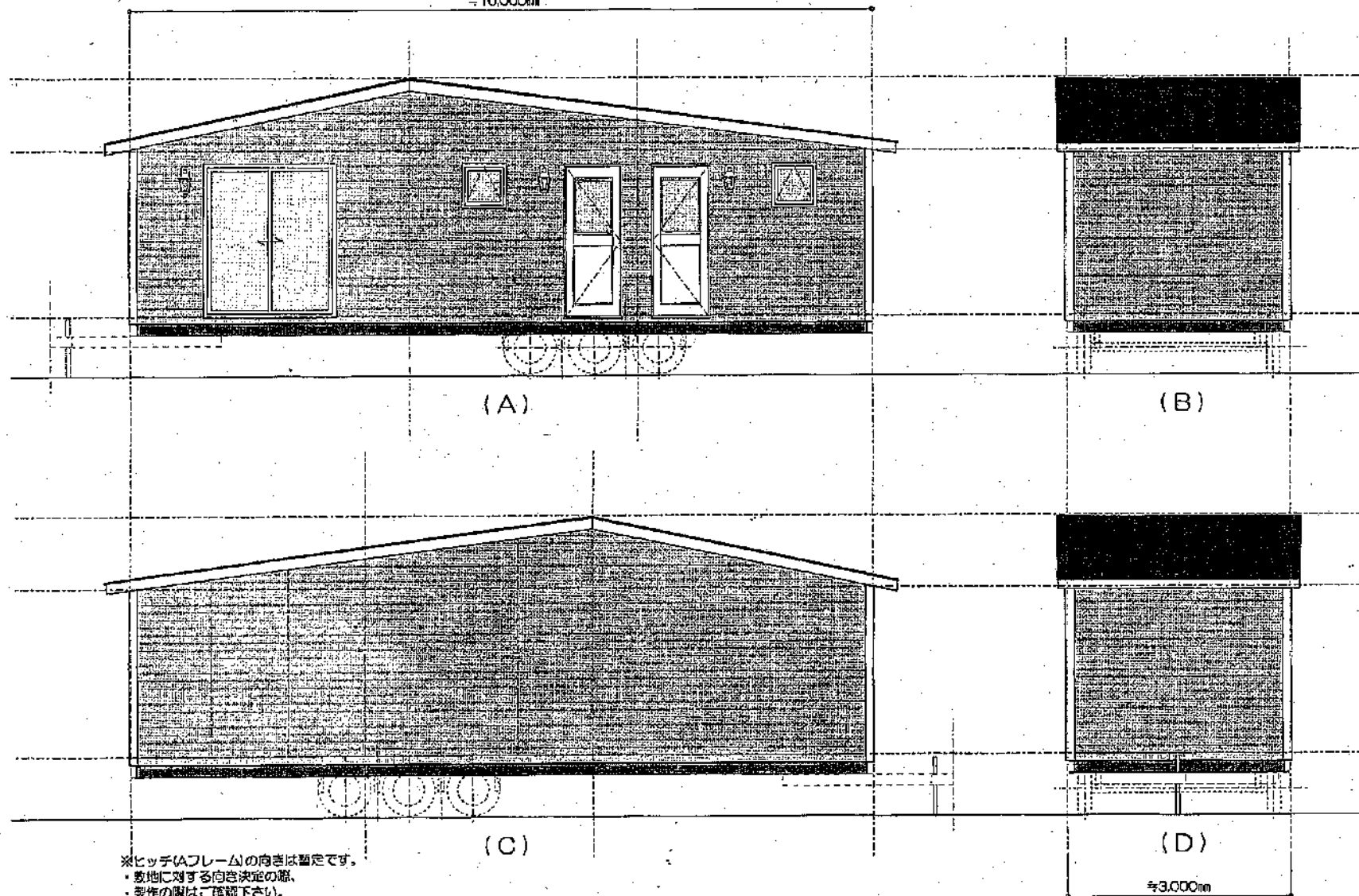
記号	設備	仕様			
■	分電盤	50Aブレーカー	① ²	コンセント(100V)	コンセント×6ヶ所
			①	外部コンセント	4ヶ所
FLX2	蛍光灯	2ヶ所	① ^{AC}	コンセント(100V)	
① ^{DL}	シーリングライト	4ヶ所(DAIKO DCL-33294E)			
① ^{DL}	ダウンライト	4ヶ所			
① ^{PL}	ポーチライト	3ヶ所	①	換気扇(併用)	8ヶ所

※スイッチほか取付高 FL+1200

※ヒッチ(Aフレーム)の向きは暫定です。
製作の際ご確認ください。

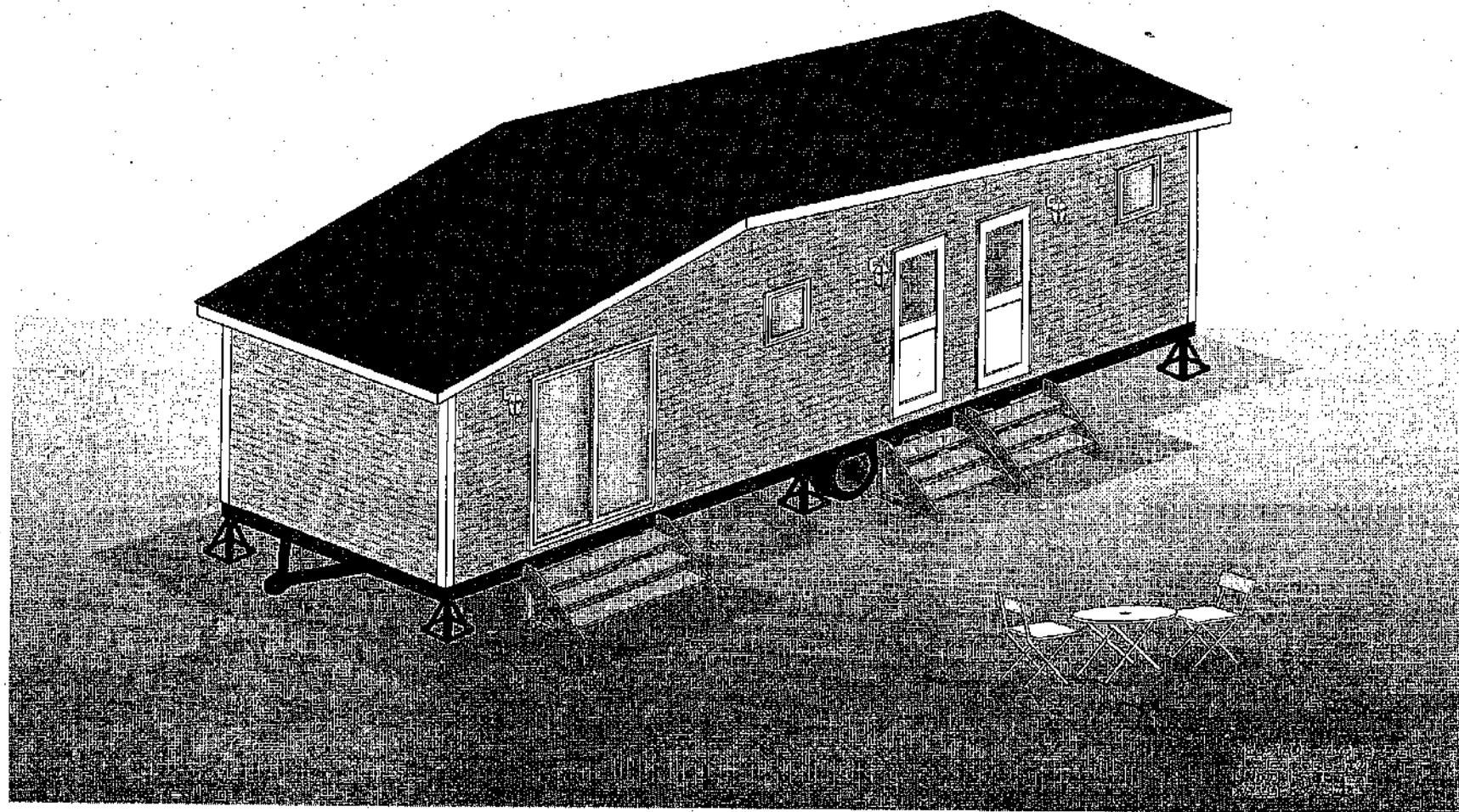
※床材仕様はイメージです。

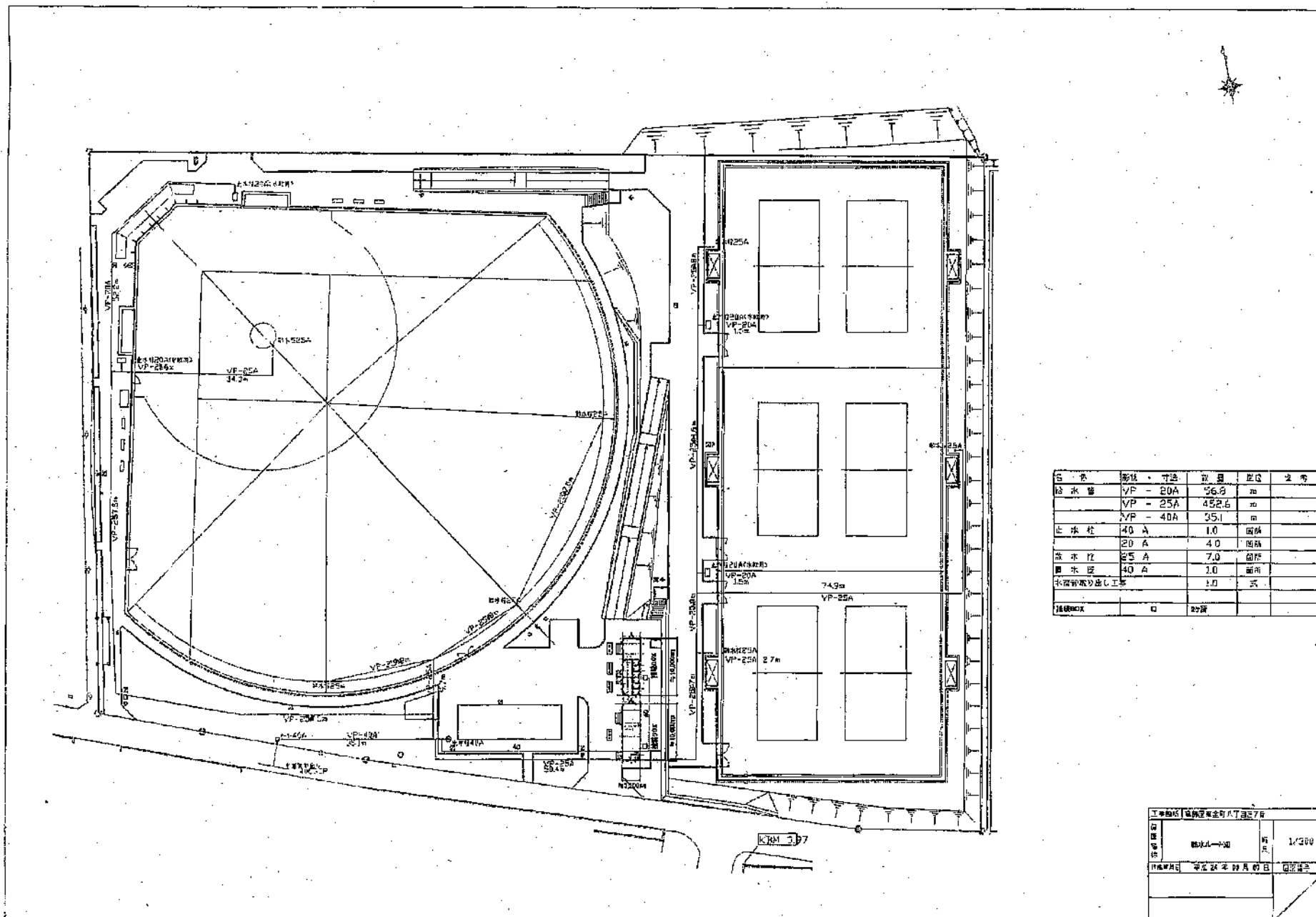
東金町運動場第二管理棟 更衣室・倉庫 立面図 10m×3.2m 1/50
≒10,000mm



※ヒッチ(フレーム)の向きは暫定です。
 ・敷地に対する向き決定の際、
 ・製作の際はご確認下さい。
 ※外壁色はイメージです。

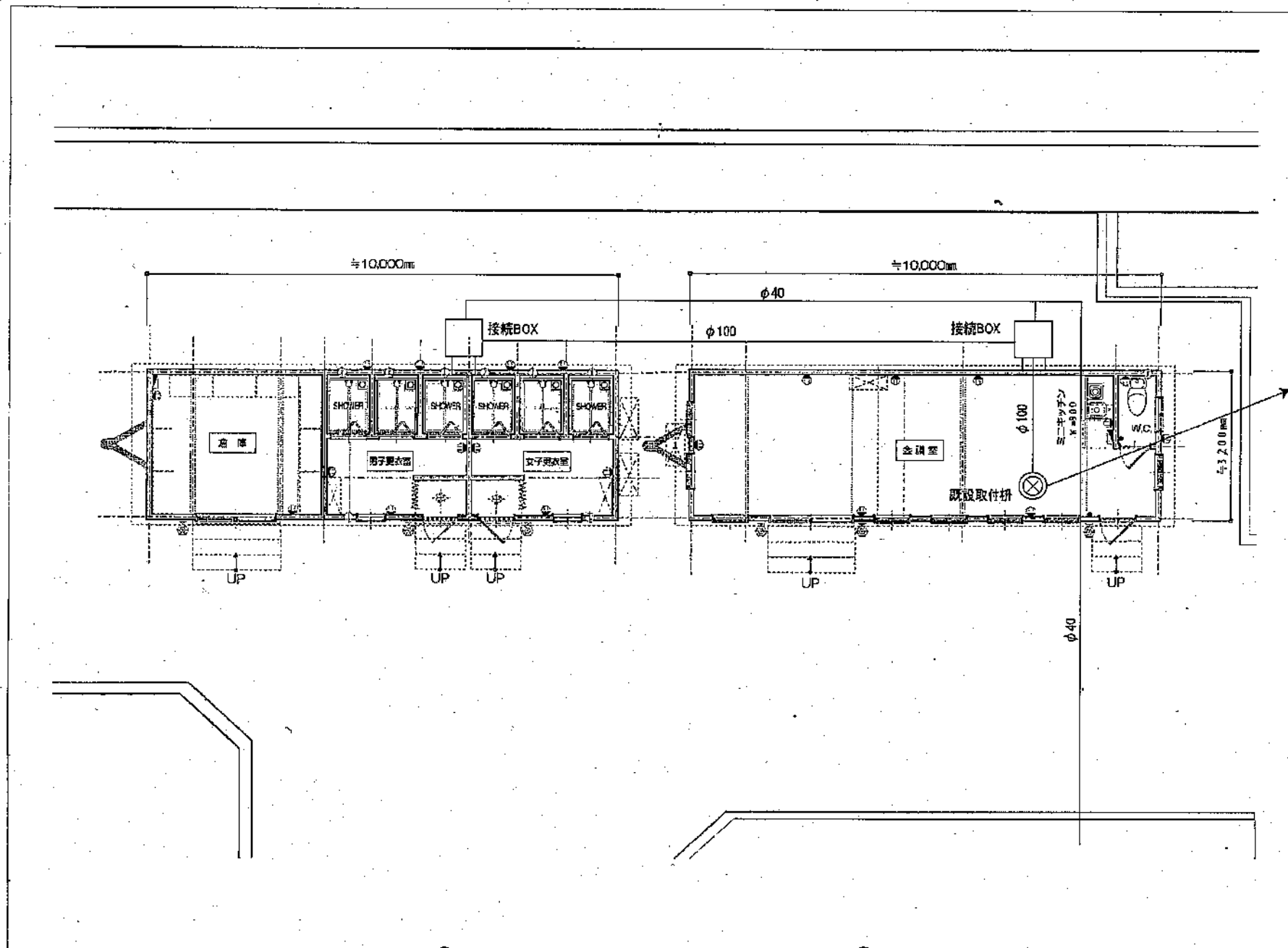
東金町運動場第二管理棟 更衣室・倉庫 外観イメージ

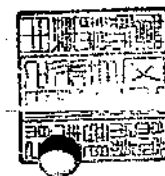




区 分	形 状・寸 法	面 積	材 質	備 考
給 水 管	VP - 20A	96.8	m	
	VP - 25A	452.6	m	
	VP - 40A	35.1	m	
止 水 栓	40 A	1.0	個	
	20 A	4.0	個	
流 水 栓	25 A	7.0	個	
目 水 栓	40 A	1.0	個	
水 漏 管 取 出 工 事		1.0	式	
注 意 事 項	口	20mm		

工 事 概 要 (施 工 要 求 可 入 丁 通 区 7 日)			
区 分	施 工 要 求	所 在	1/200
作 業 日	平成 24 年 09 月 07 日	図 説 書	





83 通勤手当不正受給の調査で不正の確認が取れた部署（課）ごとの職員数（処分対象外含む）及び調査開始から処分までの一連の流れ（具体的な日にちを記載・時系列）及び具体的な調査方法

1 通勤手当不正受給の調査で不正の確認が取れた部署（課）ごとの職員数（処分対象外含む）

部	課	該当職員数（人）	部	課	該当職員数（人）
総務部	収納対策課	1	健康部	健康推進課	1
	税務課	1		保健予防課	1
施設部	営繕課	1	子育て支援部	子育て政策課	1
	施設維持課	1		保育課	5
環境部	環境課	1	児童相談部	児童相談課	3
	清掃事務所	1	都市整備部	都市計画課	2
福祉部	高齢者支援課	1		道路補修課	1
	西生活課	1			
該当職員数（人） 合計					22

※該当職員数（人）は、懲戒処分を受けた職員、文書又は口頭による注意を受けた職員の合計数

2 調査開始から処分までの一連の流れ（具体的な日にちを記載・時系列）

令和6年9月11日 豊島区の報道発表「通勤手当の不正受給に係る職員の処分について」

9月17日 通勤届の確認調査を依頼（人事課⇒各所属）

9月27日 調査結果報告（各所属⇒人事課）

10月初旬 調査結果の詳細確認、不適正受給額返納手続、事情聴取対象職員抽出（人事課⇄各所属）
～12月末

令和7年1月10日 事情聴取実施（人事課⇄該当職員）、調査結果と事情聴取に基づく事実関係精査（人事課）
～3月中旬

4月上旬 処分検討、懲戒分限審査委員会の準備（人事課）
～6月上旬

6月13日 懲戒分限審査委員会 開催

7月 懲戒処分、文書又は口頭による注意に向けた準備（人事課）

7月24日、25日、28日、29日、30日 文書又は口頭による注意（人事課⇒該当職員 18人）

7月29、30日 懲戒処分発令（人事課⇒該当職員 4人）

8月1日 プレス発表

3 具体的な調査方法

各所属長が、以下の方法により所属の職員の通勤届と実際の通勤経路・手段の一致を確認

【電車】通勤定期（電子定期を含む）の有無と有効期間の目視

【バス】利用履歴の確認を行うこともあり得ることを伝えた上で、口頭確認

【自動車・バイク・自転車】キー（鍵）の目視

【徒歩】口頭確認

84 各課別職員数、病気休職者数及び退職者数（定年退職を除く）〔令和５年度（2023）～令和７年度（2025）〕
（令和７年８月時点）

（単位：人）

課 名	令和５年度（2023）			令和６年度（2024）			令和７年度（2025）		
	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数
政策企画課	18		1	21			24		
経営改革担当課	4			4			5		
協働推進担当課	1			3			2		
SDGs推進担当課	4			1					
スタジアム構想担当課				4			4		
健康推進都市担当課				1			1		
文化的景観調整担当課							2		
デジタル推進担当課	6								
財政課	10			11			10		
D×戦略課							39	1	1
D×推進課				10		1			
情報システム課	19			19	1	2			
総務課	29	1	1	29		1	29		
総合庁舎推進担当課	7			9			9		
総合庁舎技術担当課	1			1			1		
秘書課	7			8			8		
広報課	16			17			18		
すぐやる課	10			11			11		
人権推進課	6			7			8		
人事課	20		1	21		2	30	2	1
人材育成課	7			7					
契約管財課	14			15			15		
収納対策課	21		1	60	1	4	63	1	1

(単位：人)

課 名	令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数
税務課	77	5	2	52	5	1	52	2	1
施設管理課	10			14		1	14		
学校施設計画担当課	9			9					
営繕課	55	3	3	59	2	1	61	1	
施設整備担当課	1			1			1		
施設維持課	24			25	1	2	23	1	
地域振興課	40		2	43	1	1	47	1	
戸籍住民課	104	3	3	109	5	5	108	4	3
危機管理課	9			9		1	13		
運用訓練担当課				3		1	3		1
地域防災担当課				7		1	7		
生活安全担当課				5		1	5		
地域防災課	7	1							
生活安全課	5								
文化国際課	8			8		1	8		
産業経済課	16		1	17			17		
商工振興課	12			13	1		15	1	
観光課	17		1	17		1	18		
環境課	35	1		28	1	2	28	2	1
みどりと花のフェア担当課							23		
緑と花のまち推進担当課				11					
リサイクル清掃課	14		1	14			14		
清掃事務所	142	1	8	138		4	135		
福祉管理課	18			22	1	1	24	1	
災害要配慮者支援担当課				4			5		

(単位：人)

課 名	令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数
くらしのまるごと相談課	10			13			14		
高齢者支援課	26	1	1	27		1	27	1	
地域包括ケア担当課	20			24	1		22	1	
障害福祉課	38	2	1	38	3	1	64	1	1
障害援護担当課	26			26					
障害者施設課	60	2	4	65	1	1	67	1	
国保年金課	41	3	5	28	5	2	50	2	1
長寿医療・年金担当課	19			19	1				
介護保険課	47	2	1	46		1	47		
西生活課	85		4	89	3	4	94	2	1
東生活課	78	1	2	80	1	4	80	1	
地域保健課	19			18			18		
生活衛生課	30		3	32	2		33	2	
健康推進課				19		1	18		
健康づくり課	19		1						
歯科保健担当課	5			5		1	5		
保健予防課	32		1	33	1	2	31	1	
青戸保健センター	29	1	4	33		3	31		
金町保健センター	27	1	1	23	1	2	23	1	
子育て政策課	126		8	128	2	3	131	3	
子ども・若者担当課							9		
子ども・子育て計画担当課	9	1		11	1				
子育て応援課	25			28	1	1	30	1	
子育て施設支援課	31		1	35	2	2	38		
保育課	666	10	27	659	16	25	646	11	

(単位：人)

課 名	令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数
児童相談課				25			25		
相談援助担当課				65	1	3	67		
児童保護担当課				49		1	54		1
児童相談法務担当課				1			1		
児童相談所開設準備室	24	1	3						
児童相談所運営準備担当課	63		1						
一時保護所運営準備担当課	49		2						
子ども家庭支援課	38	2	4	40		1	44	1	
調整課	16			16			15		
かわまちづくり担当課				4			4		
交通政策課	5			6			6		
新金線旅客化担当課	6			6		1	6		
交通安全対策担当課	9	1		10	1	1	9		
都市計画課	13	1	2	12		1	13		
街づくり推進担当課	4			4			4		
新小岩街づくり担当課	7			7			7		
金町街づくり担当課	6			6		1	6		
立石駅北街づくり担当課	7			7			8		
立石駅南街づくり担当課	5			5			4		
高砂・鉄道立体担当課	6			6			6		
密集地域整備担当課	10	1		10			11		
住環境整備課	27			28		1	30		
建築課	24	3	2	24	2	1	23	1	
道路管理課	25	1	1	25	2	2	26	2	
道路建設課	24			25			24		1

(単位：人)

課 名	令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数
道路補修課	60	2		59	3	4	53	1	1
公園課	51	2	1	52		2	49	1	
会計管理課	15		1	14	1		18	1	
教育総務課	27			23		1	24		
学校施設課							9		
学校施設整備担当課							9		
学校施設担当課	9			9					
学校環境整備担当課	2			2					
学務課	20		1	21			21		
教育指導課				20	1	1	22		
指導室	18	1							
学校教育推進担当課	6			7			9		
学校教育支援担当課	16	1	1						
総合教育センター教育支援課				8			8		
総合教育センター管理担当課				11		1	11		
地域教育課	27		1	28		1	14		
放課後支援課	7			8	1	2	28	2	
生涯学習課	32	1		35	2	3	36	3	2
生涯スポーツ課	25		2	25	1	1	27		
中央図書館	55	4	2	48	4	1	49	2	2
小学校	29	2		23			21		
中学校	11			12			12		
幼稚園	9		1	8		1	5		
監査事務局	7			7			7		
選挙管理委員会事務局	8			8	1		11		

(単位：人)

課 名	令和５年度（2023）			令和６年度（2024）			令和７年度（2025）		
	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数	職員数	病気休職者数	退職者数
区議会事務局	15			15			15		
合 計	3,088	62	114	3,170	80	119	3,229	59	19

注１：職員数は、各年度４月１日現在の人数です。

注２：令和７年度（2025）の病気休職者数及び退職者数は、令和７年８月31日までの人数です。

注３：令和５年度中に組織改正があった児童相談所開設準備室等について、令和５年10月１日以降の病気休職者数及び退職者数は、児童相談課及び児童相談法務担当課は児童相談所開設準備室に、相談援助担当課は児童相談所運営準備担当課に、児童保護担当課は一時保護所運営準備担当課に計上しています。

85 葛飾納涼花火大会における予算、決算（見込み含む）及び主な支出内訳と支出先（50万円以上）、
有料指定席エリア別収入額・販売マス席数（定員含む）、協賛金額・件数〔令和7年度（2025）〕

予算、決算（見込み含む）及び主な支出内訳と支出先（50万円以上）

【収入の部】 (単位：円)

区分	予算額	決算額（見込み）
都 補 助 金	600,000	600,000
区 負 担 金	107,200,000	107,199,686
協 賛 金 収 入	9,889,000	15,425,000
有 料 指 定 席 収 入	61,949,000	62,764,100
雑 収 入	100,000	41,473
繰 越 金	11,870,600	11,872,814
合 計	191,608,600	197,903,073

【支出の部】 (単位：円)

科目	予算額	決算額（見込み）	支出内訳と支出先(50万円以上)
花 火 費	23,000,000	23,000,000	花火打ち上げ委託 23,000,000 (株)イケブン)
設 備 費	106,000,000	99,067,866	会場設営委託（全般）39,820,000 (株)イベントコミュニケーションズ)、電気設備設置委託 21,010,000 (株)大洋電設)、会場設営委託（有料・協賛席及びスロープ）12,430,000 (三和舞台株)、草刈委託 9,216,955 (株)エイコー)、清掃及び廃棄物処理委託 4,417,600 (株)アミック)、仮設トイレ設置委託 5,170,000 (株)レンタルのニッケン)、看板制作及び設置委託 3,315,125 (株)アド福助)、仮設道路設置委託 1,094,500 (株)レンタルのニッケン)、交通標識被覆委託 900,000 (信号器材株)、し尿処理委託 594,360 (三和清運株)
警 備 費	34,000,000	33,178,222	警備委託（場外）16,441,102 (タイヨー株)、警備委託（場内）16,422,120 (シンテイ警備株)
印 刷 費	1,300,000	1,200,469	プログラム印刷 712,250 (株)木内印刷)
事 務 費	12,000,000	12,874,815	興行中止保険 5,262,480 (損害保険ジャパン株)、指定席販売手数料 3,141,136 (コミュニティ・ネットワーク株)、指定席受付業務委託 753,500 (株)東京ネットワーク)、著作物使用料 550,000 (株)日本アドシステムズ)
協 賛 活 動 費	3,100,000	2,357,500	うちわ制作委託 2,357,500 (株)キョーコロ)
租 税 公 課	1,300,000	1,994,700	法人税・消費税
予 備 費	10,908,600	0	
合 計	191,608,600	173,673,572	

有料指定席エリア別収入額・販売マス席数（定員含む）

エリア	一 般 販 売					区 民 割 販 売				協賛※		合 計		
	席種	販売数 (マス・席)	定員(人)	販売価格 (円)	収入額(円)	販売数 (マス・席)	定員(人)	販売価格 (円)	収入額(円)	配布数 (マス・席)	定員(人)	販売数 (マス・席)	定員(人)	収入額(円)
S S 席	2人マス席	214	428	16,000	3,424,000	10	20	14,400	144,000	193	386	417	834	3,568,000
	4人マス席	117	468	30,000	3,510,000	10	40	27,000	270,000	24	96	151	604	3,780,000
S 1 席	2人マス席	195	390	14,000	2,730,000	19	38	12,600	239,400	—	—	214	428	2,969,400
S 2 席	2人マス席	396	792	14,000	5,544,000	30	60	12,600	378,000	—	—	426	852	5,922,000
	4人マス席	197	788	26,000	5,122,000	18	72	23,400	421,200	—	—	215	860	5,543,200
S 3 席	2人マス席	287	574	14,000	4,018,000	27	54	12,600	340,200	—	—	314	628	4,358,200
	4人マス席	128	512	26,000	3,328,000	19	76	23,400	444,600	—	—	147	588	3,772,600
A 席	2人マス席	375	750	12,000	4,500,000	20	40	10,800	216,000	—	—	395	790	4,716,000
	4人マス席	82	328	22,000	1,804,000	19	76	19,800	376,200	—	—	101	404	2,180,200
B 席	2人マス席	412	824	11,000	4,532,000	16	32	9,900	158,400	—	—	428	856	4,690,400
	4人マス席	127	508	20,000	2,540,000	18	72	18,000	324,000	—	—	145	580	2,864,000
平面席	平面イス席	1,625	1,625	5,000	8,125,000	287	287	4,500	1,291,500	479	479	2,391	2,391	9,416,500
	2人マス席	385	770	10,000	3,850,000	9	18	9,000	81,000	—	—	394	788	3,931,000
	4人マス席	221	884	18,000	3,978,000	9	36	16,200	145,800	—	—	230	920	4,123,800
	6人マス席	29	174	27,000	783,000	6	36	24,300	145,800	—	—	35	210	928,800
	計	4,790	9,815		57,788,000	517	957		4,976,100	696	961	6,003	11,733	62,764,100

※協賛額に応じた有料指定席券配布数

協賛金額・件数

協賛金額（円）	件数(件)
15,425,000	249

- 86 立石駅北口地区市街地再開発事業において整備する東棟建築工事費内訳（令和７年８月）（以下の項目は必ず記載の事）
電気設備工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、エレベーター・エスカレーター等の昇降機設備工事費、
外構工事費

東棟建築工事費内訳（令和７年８月）

特定業務代行者による 工事費内訳	金額（税込）
建築工事費他	275.81億円
電気設備工事費	59.13億円
給排水衛生設備工事費	44.41億円
空調設備工事費	70.36億円
エレベーター・エスカレーター等の昇 降機設備工事費	17.17億円
外構工事費	4.54億円
合計	471.42億円

87 立石駅北口地区市街地再開発事業に係る資金計画案（令和7年2月）の東棟の庁舎仕様追加工事（ヘリポートなど）の内容と概算額

内容		金額
直接 工事費	ヘリポート	約 1.24 億円
	専有部分の間仕切り壁・扉・内装仕上げ	約 6.84 億円
	専有部分の室内の天井・照明・コンセント等の電気設備	約 2.93 億円
	太陽光パネル・蓄電池	約 1.68 億円
	専有部分のセキュリティ設備	約 0.42 億円
	専有部分の授乳室・更衣室内洗面等の給排水衛生設備	約 0.81 億円
	専有部分の室内の空調和設備	約 4.48 億円
	国旗・紋章掲揚ポール	約 0.02 億円
	(A) 小計	約 18.42 億円
(B) 諸経費		約 2.66 億円
(C) 工事価格 (A + B)		約 21.08 億円
(D) 消費税等相当額 (C × 10%)		約 2.10 億円
工事費 (C + D)		約 23.18 億円

クロス金町Ⅰ期管理組合

管理規約

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規約は、クロス金町Ⅰ期の管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な環境を確保することを目的とする。

第2条 (定義)

この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項の区分所有権をいう。
- 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。
- 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。
- 四 特定承継人 売買・贈与・競売等により区分所有権を取得した者をいう。
- 五 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。
- 六 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。
- 七 一部共用部分 区分所有法第3条後段の一部共用部分として別図1で指定する箇所をいう。

八 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。

九 共用部分等 全体共用部分及び一部共用部分をいう。

十 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。

十一 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等をいう。

十二 特定管理部分 共用部分等または敷地のうち、特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に管理する部分（ただし、前号に定める専用使用部分を除く。）をいう。

十三 使用契約部分 使用契約に基づき特定の区分所有者が使用できる敷地及び共用部分等をいう。

十四 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定めるものをいう。

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくこと

ができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの（以下「電磁的記録」という）を交付する方法

十五 WEB 会議システム等 電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声通信を行うことができる会議システム等をいう。

十六 反社会的勢力 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律による暴力団すなわち、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員をいう。

第3条（規約及び総会の決議の遵守義務）

区分所有者は、円滑な共同運営を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に遵守しなければならない。

2 区分所有者は、その区分所有する専有部分の占有者及び当該専有部分で勤務する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。

第4条（対象物件の範囲）

この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設（以下「対象物件」という。）とする。

第5条（規約及び総会の決議の効力）

この規約及び総会の決議は、区分所有者の特定承継人及び包括承継人に対しても、その効力を有する。

2 専有部分の占有者及び当該専有部分で勤務する者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

第6条（管理組合）

区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体として、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもってクロス金町Ⅰ期管理組合（以下「管理組合」という。）を構成する。

2 管理組合は、事務所をクロス金町Ⅰ期内に置く。

3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。

第2章 専有部分等の範囲

第7条（専有部分の範囲）

対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、次のとおりとする。

- 一 自動車教習所（以下「教習所部分」という。）
- 二 公共駐輪場（以下「公共駐輪場部分」という。）
- 三 商業施設（以下「商業施設部分」という。）

2 前項の専有部分と共用部分を区分する構造物の帰属は別図2及び次の各号のとおりとする

る。

一 床、天井、柱、壁、サッシ及びシャッター等その他の障壁で囲まれた構造上及び利用上独立した部分で、建物の躯体部分を除く床スラブ（構造床）から天井スラブ（構造床）までの仕上げ部分を含む内側部分並びに壁及び柱の内部塗装部分を含む内側部分を専有部分とする。

二 開口部における専有部分とそれ以外を区分する扉、サッシ、シャッター、窓枠及び窓ガラス等の障壁は、専有部分に含まれないものとする。

三 前号の障壁のうち、出入口の扉、サッシ及びシャッターに付属する錠、鍵、出入口の扉、サッシ及びシャッターの内部塗装部分の扉は専有部分とする。

3 建物の附属物のうち、専有部分に設置された設備は、専有部分に属するものとする。ただし、法令上クロス金町Ⅰ期として設置が義務付けられる附属物及びその設置目的が当該専有部分のみの利用にとどまらない附属物を除く。

4 専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。ただし、法令等により設置が義務付けられた附属設備及びその設置の目的が当該専有部分のみに利用にとどまらない附属設備を除く。

5 前項にかかわらず、設備配管類の扉は別図 2 及び次のとおりとする。

一 給湯器又は室外機などの機器及びそれと専有部分の間に配置された配線、配管等の設備のうち、共用部分又は他の専有部分に配置されたものは共用部分とする。

二 管理組合で検針する専用計量器が設置されるものは、専用計量器は共用部分とし、専用計量器から専有部分側は、専有部分を含む。

三 インターホン・セキュリティ設備（防火設備等を含む。）は、専有部分に含まれないものとする。

第 8 条（共用部分等の範囲）

対象物件のうち共用部分を次のとおり区分し、その範囲は別表第 2 に掲げるとおりとする。

- 一 全体共用部分 共用部分のうち次号以下に規定する部分以外の部分をいう。
- 二 一部共用 A 共用部分のうち教習所部分及び商業施設部分の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らか部分として別図 1 で指定するものをいう。
- 三 一部共用 B 共用部分のうち公共駐輪場部分及び商業施設部分の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らか部分として別図 1 で指定するものをいう。
- 四 一部共用 C 共用部分のうち商業施設部分の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らか部分として別図 1 で指定するものをいう。

第 3 章 敷地及び共用部分等の共有

第 9 条（共有）

対象物件のうち敷地、全体共用部分及び附属施設は、区分所有者の共有とする。

- 2 一部共用 A は、教習所部分及び商業施設部分の区分所有者のみの共有とする。
- 3 一部共用 B は、公共駐輪場部分及び商業施設部分の区分所有者のみの共有とする。

- 4 一部共用Cは、商業施設部分の区分所有者のみの共有とする。

第10条 (共有持分)

各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。

第11条 (分割請求及び単独処分の禁止)

- 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。
- 2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。
- 3 教習所部分及び商業施設部分の区分所有者は、専有部分と一部共用Aの共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。
- 4 公共駐輪場部分及び商業施設部分の区分所有者は、専有部分と一部共用Bの共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。
- 5 商業施設部分の区分所有者は、専有部分と一部共用Cの共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。

第4章 用 法

第12条 (専有部分の用途)

教習所部分の区分所有者は、その専有部分を自動車の教習に供する指定自動車教習所及びその他営業のための施設として使用するものとし、反社会的勢力の活動に供するなど、他の区分所有者の迷惑となるような営業形態、営業行為等をしてはならない。

- 2 公共駐輪場部分の区分所有者は、その専有部分を葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例に基づく公共駐輪場として使用するものとし、反社会的勢力の活動に供するなど、他の区分所有者の迷惑となるような営業形態、営業行為等をしてはならない。

- 3 商業施設部分の区分所有者は、その専有部分を商業施設として使用するものとし、反社会的勢力の活動に供するなど、他の区分所有者の迷惑となるような営業形態、営業行為等をしてはならない。

- 4 前3項にかかわらず、教習所部分、公共駐輪場部分及び商業施設部分については、次の各号すべての条件を満たした場合、他の用途に供することができるものとする。

- 一 建築基準法、消防法、その他関係法令に適合し、かつ必要な許可等を取得すること。
- 二 良好な環境を阻害しない用途であること。

- 三 用途の変更について事前に管理組合の承認を得ること

- 四 用途変更後においても教習所部分、公共駐輪場部分及び商業施設部分の使用に関して、この規約及び使用細則に反しないこと。

- 五 第一号の許可等の取得等に要する費用は当該区分所有者が負担すること。

- 5 区分所有者は、その専有部分を反社会的勢力に譲渡、貸与又は使用させてはならない。

- 6 区分所有者が前5項の規定に違反した場合には、管理組合は第69条及び第70条の規定に基づき、必要な措置をとることができる。

第13条（敷地及び共用部分等の用法）

区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。なお、通常の用法の具体的内容は、使用細則で定めることとする。

第14条（専用使用部分の専用使用権）

- 区分所有者は、別表第4に掲げる部分について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。
- 2 専用使用権を有する者（以下「専用使用者」という。）は、別表第4に記載の通り、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。
 - 3 前項に定める専用使用料については管理組合と専用使用者が協議し、合意した場合に限り、改定することができる。
 - 4 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有している専用使用部分等を排他的に使用することができる。
 - 5 専用使用権を有する者は当該部分を区分所有者以外の第三者に使用させることができる。
 - 6 専用使用者はその管理する専用使用部分において別表第4に記載の用法に使用することができる。ただし、管理組合は専用使用部分の使用や当該事業に起因して発生した事故及び損害に関し一切の責めを負わないものとする（但し、専用使用者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。
 - 7 区分所有者は自身が有することとなった専用使用権のみを、他の区分所有者を含め第三者に譲渡することはできない。

第14条の2（特定管理部分の使用）

- 管理組合は、別表第5及び別図1及び別図2に示す特定管理部分について、同表に掲げる通り特定の区分所有者の責任と負担において管理させる。
- 2 特定管理部分を管理する者（以下「特定管理者」という）は、当該部分の附帯設備についても自身の責任と負担において管理しなければならない。
 - 3 特定管理部分は特定管理者以外の第三者が使用することができる。
 - 4 管理組合は、特定管理部分において天災地変、火災、盗難その他の被害、事故等により使用者又はその関係人に損害が生じても一切その責めを負わない。ただし、但し、特定管理者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。

第15条（使用契約部分の使用）

- 管理組合は、別表第6に示す使用契約部分について、使用契約（賃貸借契約及び使用貸借契約等を含む。以下同じ。）を契約する区分所有者（以下「使用契約者」という）に対し使用させることができる。また、使用契約者は自らの責任においてその区分所有する専有部分の占有者に使用させることができる。
- 2 前項の使用契約者は、別表第6に記載の通り、管理組合に使用契約部分の使用料を納入しなければならない。

第16条（敷地及び共用部分等の第三者の使用）

管理組合は、総会決議により次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者と締結する契約に基づき使用させることができる。

- 一 防災センター、防災センター用シャワールーム、防災センター用トイレ、防災センター用倉庫ロッカー室、休憩室、飯間室、その他対象物件の管理の執行上必要な施設管理事務を受託し、又は請け負った者
 - 二 電気室
 - 三 敷地の一部
 - 四 携帯電波不感知対策室
- 対象物件に電気を供給する設備を維持し、運用する事業者
- 対象物件に電気及び電話回線等を供給する設備を維持し、運用する事業者
- 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等（専用使用部分を除く。）の一部について、第三者に使用させることができる。

第17条（専有部分、専用使用部分及び特定管理部分の修繕等）

- 区分所有者は、専有部分、専用使用部分及び特定管理部分（以下「専有部分等」という。）について、修繕、出退店に伴う内装工事又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え（以下「修繕等」という。）であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、別に定める「専有部分等の工事施工細則」に従い、承認が必要な修繕等については、あらかじめ、理事長（第39条に定める理事長をいう。以下同じ。）にその旨を申請し、管理組合指定の書面又は電磁的方法による承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受ける場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会（第54条に定める理事会をいう。以下同じ。）の決議により、その承認又は不承認を決定しなければならない。
 - 4 承認の判断に際して、調査等により特別な費用がかかる場合には、申請した区分所有者が負担するものとする。
 - 5 第3項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分等の修繕等に係る共用部分の工事（共用部分の変更を除く。）を行うことができる。
 - 6 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 7 第3項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事により共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該工事を行った区分所有者の責任と負担により必要な措置をとらなければならない。
 - 8 理事長は申請書類と工事内容に相違が生じた場合や前項の諸問題が解決しないとき、その他法令、この規約、使用細則の規定に抵触した時など不都合が生じた場合は、第70条の規定に基づく勧告又はその専有部分等の修繕等の差止め、排除若しくは原状回復のための必要

な措置又は費用償還若しくは損害賠償の請求を行うことができる。第3項の承認を受けないで、専有部分等の修繕等の工事を行った場合も同様とする。

- 9 区分所有者は、第3項の承認を要しない修繕等のうち、工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部分への影響について管理組合が事前に把握する必要があるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を届け出なければならない。

第17条の2(専有部分の売却等を目的とする共用部分調査)

区分所有者(専有部分1戸が数人の共有に属する場合各共有者を意味する。本条において以下同じ。)は、その専有部分(専有部分1戸が数人の共有に属する場合各共有持分を意味する。本条において以下同じ。)の売却等を目的とする建物状況調査において共用部分の調査を行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を申請し、書面又は電磁的方法による承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、区分所有者は、建物状況調査を実施する者が宅地建物取引業法第34条の2第1項第4号の国土交通省令で定める者であることを証する書類の写しを添付した所定の申請書を理事長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請があった場合、理事長にて承認申請に係る書類を審査し、調査実施を承認し又は不承認とする。ただし、承認申請による審査が困難であり、理事会決議が必要であると理事長が判断した場合は、申請を保留し、理事会の決議により、その承認又は不承認を決議することができる。尚、審査及び決議は合理的な理由によってなされ、不承認の場合は理事長から区分所有者に対し不承認の理由を伝えるものとする。
- 4 第3項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、建物状況調査に係る共用部分の調査を行うことができる。
- 5 第3項の承認を受けた調査の実施の際に、共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該調査を申請した区分所有者の責任と負担により必要な措置をとらなければならない。
- 6 区分所有者は、当該調査における調査報告書の写しを管理組合に提供するものとする。

第18条(使用細則)

対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。

第19条(専有部分の貸与)

- 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。
- 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の書面を管理組合に提出または電磁的方法により送付させなければならない。

第19条の2(反社会的勢力の排除)

区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、前条に定めるもののほか、次に掲げる内容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。

一 契約の相手方が反社会的勢力ではないこと及び契約後において反社会的勢力にならないことを確約すること。

二 契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、何らかの催告を要せずして、区分所有者は当該契約を解約することができること。

2 前項の場合において、区分所有者は、契約の相手方に反社会的勢力ではないこと及び契約後において反社会的勢力にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

第5章 管 理

第1節 総 則

第20条（区分所有者の責務）

区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。

第21条（敷地及び共用部分等の管理）

敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、専用使用部分、特定管理部分及び使用契約部分（防火シャッターを含む）の保存行為（区分所有法第18条第1項ただし書の「保存行為」をいう。以下同じ。）のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権者、特定管理者及び使用契約者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。なお、末尾添付「外面窓ガラス清掃箇所位置図」に示される外面窓ガラス清掃については、管理組合の責任と負担においてこれを行う。なお、「外面窓ガラス清掃箇所位置図」は、理事会の決議により当該外面窓ガラス清掃の対象箇所とともに変更できるものとする。

- 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。ただし、その費用のうち専有部分に係るものについては、原則として各区分所有者が実費に応じて負担する。
- 3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して管理組合指定の書面又は電磁的方法による承認を受けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。
- 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項乃至第8項の規定を準用する。ただし、同条第5項及び第6項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第7項中「第3項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所有者が負担する。

- 6 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。
- 7 区分所有者により専用使用部分、特定管理部分及び使用契約部分に設置される設備等は、管理組合が当該部分の補修、計画修繕又は不測の事故その他特別の事由により必要となる調査及び修繕を行う場合、管理組合の責任と負担において、撤去できるものとし、当該区分所有者は特段の理由がない限りこれを拒否してはならない。また、管理組合は当該撤去した設備等について調査及び修繕が完了したのち速やかに原状に復さなければならず、当該撤去に関連して区分所有者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該箇所に設置される設備等に起因する修繕及び調査についてはこの限りではない。

第22条（窓ガラス等の改良）

- 共用部分のうち各専有部分に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するもの及び破損、故障により使用不可能となった場合等の施設の性能維持に資するもの、計画修繕については、管理組合がその責任と負担において、これを実施するものとする。
- 2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して管理組合指定の書面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事を各区分所有者の責任と負担において実施することができる。
 - 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項乃至第8項の規定を準用する。ただし、同条第5項及び第6項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工事」と、同条第7項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と読み替えるものとする。

第23条（必要箇所への立入り）

- 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分等への立入りを請求することができる。
- 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、専有部分等に自ら立ち入り、又は委任した者に立ち入らせることができる。
 - 5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。

第24条（損害保険）

区分所有者は、対象物件に関し、管理組合が次の保険契約を締結することを承認する。

- 一 共用部分等の火災保険
- 二 施設管理者賠償責任保険
- 三 その他必要と判断される損害保険

2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領について、区分所有者を代理する。

第2節 費用の負担

第25条 (全体管理費等)

区分所有者は、敷地、全体共用部分及び附属施設（第14条に定める「専用使用部分」及び第14条の2に定める「特定管理部分」を除く。）の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「全体管理費等」という。）を管理組合に納入しなければならない。

- 一 全体管理費
- 二 全体修繕金
- 三 第33条及び第33条の2に定める水道使用料及び電気料金のうち、全体管理費に充当すべきもの

四 管理組合が締結した契約等（承継した契約等を含む。）に基づき、契約の相手方に一括して支払う費用に充てる為に、区分所有者が管理組合へ支払う費用で全区分所有者が負担すべきもの

2 前項第一号の額については、別表第7のとおりとする。なお、算出された額の端数処理については、1円の位を切り上げて10円単位とする。

3 専有部分1戸が数人の共有に属する場合、全体管理費等及びこの規約により区分所有者が負担すべきとされた費用については、あらかじめ該共有者間の協議により選任された者1名が代表して支払うものとする。なお、この場合においても他の共有者は連帯して支払責任を負うものとする。ただし、管理組合が認めた場合は、共有者が按分して支払うことも可能とするが、この場合においても他の共有者は連帯して支払責任を負うものとする。

第26条 (一部共用管理費等)

一部共用部分の管理に要する経費に充てるため、教習所部分及び商業施設部分の区分所有者にあつては本項第一号及び第四号に掲げる費用を、商業施設部分及び公共駐輪場部分の区分所有者にあつては本項第二号及び第五号に掲げる費用を、商業施設部分の区分所有者にあつては本項第三号及び第六号に掲げる費用をそれぞれ管理組合に納入しなければならない（以下、次の各号に定める費用を「一部共用管理費等」という。）。

- 一 一部共用A管理費
- 二 一部共用B管理費
- 三 一部共用C管理費
- 四 一部共用A修繕金
- 五 一部共用B修繕金
- 六 一部共用C修繕金
- 七 第33条及び第33条の2に定める水道使用料及び電気料金のうち、前各号に充当すべきもの
- 八 管理組合が締結した契約等（承継した契約等を含む。）に基づき、契約の相手方に一括して支払う費用に充てる為に、区分所有者が管理組合へ支払う費用で教習所部分の区分所有者のみ、商業施設部分の区分所有者のみ、及び公共駐輪場部分の区分所有者のみが負担すべきもの

- 2 前項第一号乃至第三号の額については、別表第4のとおりとする。なお、算出された額の端数処理については、1円の位を切り上げて10円単位とする。
- 3 専有部分1戸が数人の共有に属する場合、第1項の一部共用管理費等及びこの規約により区分所有者が負担すべきとされた費用については、あらかじめ当該共有者間の協議により選任された者1名が代表して支払うものとする。なお、この場合においても他の共有者は連帯して支払責任を負うものとする。ただし、管理組合が認めた場合は、共有者が按分して支払うことも可能とするが、この場合においても他の共有者は連帯して支払責任を負うものとする。

第27条（承継人に対する債権の行使）

管理組合が次の各号について有する債権は、区分所有者の特定承継人に対しても行うことができる。

- 一 全体管理費等及び一部共用管理費等、第33条に定める及び第33条の2に定める水道使用料及び電気料金
- 二 その他管理組合が区分所有者に対して有する債権

第28条（全体管理費）

全体管理費は、敷地、全体共用部分及び附属施設の次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

- 一 管理員及び警備員等的人件費
- 二 公租公課
- 三 共用設備の保守維持費及び運転費
- 四 備品費、通信費その他の事務費
- 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料
- 六 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- 八 委託業務費
- 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- 十 地域コミュニティにも配慮したコミュニティ形成に要する費用（自治会費除く）
- 十一 管理組合の運営に要する費用
- 十二 防犯・防災等に要する費用
- 十三 近隣住民用テレビ視聴設備の維持管理、取替及び撤去費用
- 十四 その他対象物件に関して管理組合が締結した契約、協定等（承継した契約、協定等を含む。）に基づき、管理組合が支払う費用で全区分所有者が負担すべきもの
- 十五 各専有部分の上下水道使用料及び電気料金の立替費用
- 十六 その他第36条に定める業務に要する費用（第29条から第31条までに規定する経費を除く。）

第29条（一部共用管理費）

一部共用A管理費は一部共用Aの、一部共用B管理費は一部共用Bの、一部共用C管理費は

一部共用Ｃの、それぞれ次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

- 一 管理員及び警備員等人件費
- 二 公租公課
- 三 共用設備の保守維持費及び運転費
- 四 備品費、通信費その他の事務費
- 五 一部共用部分に係る火災保険料その他の損害保険料
- 六 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- 八 委託業務費
- 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- 十 地域コミュニティにも配慮したコミュニティ形成に要する費用（自治会費除く）
- 十一 防犯・防災等に要する費用
- 十二 その他対象物件に関して管理組合が締結した契約、協定等（承継した契約、協定等を含む。）に基づき、管理組合が支払う費用で教習所部分の区分所有者のみ又は商業施設部分及び公共駐輪場部分の区分所有者のみが負担すべきもの
- 十三 その他第３６条に定める業務に要する費用（一部共用Ａ、一部共用Ｂ及び一部共用Ｃのみに係るもの）に限り、かつ、次条及び第３１条に規定する経費を除く。）

第３０条（全体修繕金）

管理組合は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限り、各区分所有者から全体修繕金を徴収することができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 敷地、全体共用部分及び附属施設の変更
 - 四 その他敷地、全体共用部分及び附属施設の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
- ２ 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、全体修繕金をもってその償還に充てることができる。

第３１条（一部共用修繕金）

管理組合は、一部共用Ａ修繕金は一部共用Ａの、一部共用Ｂ修繕金は一部共用Ｂの、一部共用Ｃ修繕金は一部共用Ｃの、それぞれ次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限り、教習所部分及び商業施設部分の区分所有者にあっては一部共用Ａ修繕金を、商業施設部分及び公共駐輪場部分の区分所有者にあっては一部共用Ｂ修繕金を、商業施設部分の区分所有者にあっては一部共用Ｃ修繕金を、徴収することができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
- 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
- 三 一部共用部分の変更
- 四 その他一部共用部分の管理に関し、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理

- 2 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、それぞれ一部共用A修繕金、一部共用B修繕金及び一部共用C修繕金をもってその償還に充てることができる。

第32条 (区分経理)

管理組合は、次の各号に掲げる費用ごとにそれぞれ区分して経理しなければならない。

- 一 全体管理費
- 二 一部共用A管理費
- 三 一部共用B管理費
- 四 一部共用C管理費
- 五 全体修繕金
- 六 一部共用A修繕金
- 七 一部共用B修繕金
- 八 一部共用C修繕金

第33条 (使用料)

専用使用部分の専用使用料、使用契約部分の使用料、その他の敷地及び共用部分等に係る使用料（以下「使用料」という。）は、その使用料が全体共用部分から発生する場合は全体管理費に、一部共用部分から発生する場合は、その一部共用部分の区分に応じて一部共用A管理費、一部共用B管理費及び一部共用C管理費に充当する。

- 2 使用料は一部共用Aに係るものは、第10条に定める一部共用Aの共有持分割合に応じて教習所部分及び商業施設部分の各区分所有者に、一部共用Bに係るものは、第10条に定める一部共用Bの共有持分割合に応じて公共駐輪場部分及び商業施設部分の各区分所有者に、一部共用Cに係るものは商業施設部分の区分所有者に、それ以外に係るものは、第10条に定める全体共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。

第33条の2 (水道使用料及び電気料金)

教習所部分、商業施設部分及び公共駐輪場部分の各専有部分の上下水道使用料及び電気料金については、敷地及び共用部分等の上下水道使用料及び電気料金と併せて管理組合が一括して支払い、各専有部分については、それぞれの使用量に応じて各区分所有者より管理組合が徴収する。詳細規定については、別に「水道使用供給規定」及び「電気使用供給規定」を定めるものとする。

第6章 管理組合

第1節 組合員

第34条（組合員の資格）

組合員の資格は、区分所有者となつたときに取得し、区分所有者でなくなつたときに喪失する。

- 2 区分所有権の譲渡があつた場合、管理規約に基づく区分所有者の義務の一切が、新区分所有者に承継される。

第35条（届出義務）

新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を管理組合指定の書面又は電磁的方法により管理組合に届け出なければならない。

第2節 管理組合の業務

第36条（業務）

管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等（以下、本条及び第51条において「組合管理部分」という。）の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理
- 二 組合管理部分の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修繕計画書の管理
- 四 設計図書の管理
- 五 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- 六 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務
- 七 区分所有者が管理する専用使用部分及び特定管理部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 八 敷地及び共用部分等の変更及び運営
- 九 全体修繕金、一部共用修繕金の運用
- 十 官公署、町内会等との渉外業務
- 十一 対象物件及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに商環境の維持及び向上に関する業務
- 十二 広報及び連絡業務
- 十三 地域コミュニティにも配慮したコミュニティ形成（自治会費除く）
- 十四 管理組合の消滅時における残余財産の清算
- 十五 対象物件に関して管理組合が契約者となる業務委託契約、加入契約、利用契約等の契約の締結
- 十六 水道使用料及び電気料金の算出及び精算業務

十七 宅地建物取引業法第35条並びに同法施行規則第16条の2を踏まえた管理に係る情報の開示

十八 その他組合員の共同の利益を増進し、良好な環境を確保するために必要な業務

第37条（業務の委託等）

管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、管理業者等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。

第38条（専門的知識を有する者の活用）

管理組合は、各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他の管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

第3節 役員

第39条（役員）

管理組合に次の役員を置く。

- 一 理事長
 - 二 理事（理事長含む。以下同じ。） 2名以上
 - 三 監事 1名
- 2 理事及び監事は、区分所有者（専有部分1戸が数人の共有に属する場合は各共有者を意味する。本条において以下同じ。また、法人の場合はその法人に属する者とする。）の中から総会で選任し、又は解任する。
- 3 法人関係者が役員となる場合、役員として選任される前までに当該法人は実際にその役員業務を行う者を職務命令として選任し、書面により管理組合に届け出なければならない
- 4 理事長は、理事会の決議によって理事のうちから選任し、又は解任する。

第40条（役員の任期）

- 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
 - 4 役員が前条第2項の要件を満たさなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

第40条の2（役員の欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 精神の機能の障害により役員の職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 三 反社会的勢力等（反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなつた日から5年を経過しない

者をいう。)

第41条 (役員の誠実義務等)

役員は、法令、規約及び使用細則その他の細則（以下「使用細則等」という。）並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。

第41条の2 (利益相反取引の防止)

役員は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 役員が自己又は第三者のために管理組合と取引をしようとするとき。
- 二 管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

第42条 (理事長)

理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- 一 規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項
- 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。
- 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。
- 3 理事長は、定時総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。
- 4 理事長は、1年に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。
- 6 理事長は、総会若しくは理事会の承認を得なければ、管理組合を代表して契約（第15条の使用契約は除く。）を締結することができない。
- 7 管理組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事又は理事長以外の理事が管理組合を代表する。

第43条 (理事)

理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、理事長が欠けたとき及び前条7項に該当するときは互選により理事長代理を選任し理事長の職務を行わせる。
- 3 理事は、管理組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第44条（監事）

監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び第42条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、使用細則等、総会の決議若しくは理事会の決議に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第4節 総会

第45条（総会）

管理組合の総会は、総組合員で組織する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。

3 理事長は、定時総会を、毎年1回新会計年度開始以後3か月以内に招集しなければならない。

4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。

5 総会の議長は、理事長が務める。

6 総会は、理事長が次のいずれかの方法から選択して招集するものとする。

- ① 組合員が特定の場所に参集して行う開催（以下「対面方式」という。）
- ② 対面方式と、組合員がWEB会議システム等を利用して出席・議決権行使を行う方法による方式（以下「オンライン方式」という。）の併用による開催（以下「併用方式」という。）。
- 7 前項にかかわらず、組合員の異議がない場合は総会をオンライン方式のみで開催することができる。オンライン方式を承諾しない組合員がある場合は、理事長は、本条第6項のいずれかの方法で開催しなければならない。

第46条（招集手続）

総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所（オンライン方式又は併用方式により開催するときは、その開催方法）及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。この場合において、会議を開く日の2週間前までは、

通知の発信日と会議の開催日との間に中 2 週間を置くことをいう。

- 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。
- 3 第 1 項の通知は、前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。
- 4 第 1 項の通知をする場合において、会議の目的が第 5 0 条第 3 項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。
- 5 第 4 8 条第 2 項の場合には、第 1 項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。
- 6 第 1 項にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、5 日間を下回らない範囲において、第 1 項の期間を短縮することができる。
- 7 前条第 7 項によりオンライン方式のみで総会を開催しようとする場合、オンライン方式による開催に異議を申し述べることができる旨及びその方法を招集通知に付記しなければならない。

第 4 7 条 (組合員の総会招集権)

- 組合員が組合員総数の 5 分の 1 以上及び第 4 9 条第 1 項に定める議決権総数の 5 分の 1 以上に当たたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2 週間以内にその請求があつた日から 4 週間以内の日を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。この場合において、臨時総会を招集する組合員は、対面方式と併用方式のいずれかを指定して招集を行うものとする。
- 3 前 2 項により招集された臨時総会においては、第 4 5 条第 5 項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員（書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。

第 4 8 条 (出席資格)

- 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。
- 2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

第 4 9 条 (議決権)

- 各組合員の議決権の割合は、別表第 3 に掲げるとおりとする。
- 2 専有部分が複数の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。
- 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者 1 名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届けなければならない。

- 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。また、代理人も書面によって議決権を行使することができる。
- 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければならない。
 - 一 その組合員の専有部分を借り受けた者又は専有部分の管理の委託を受けた者
 - 二 組合員が法人の場合においては、その法人の役員又は従業員
 - 三 その他理事長が代理人と認めた者
- 6 前項にかかわらず、同項各号に掲げる者が、反社会的勢力等、共同の利益に反する行為を行う又は行うおそれのある者であるときは、その者を代理人とすることはできない。
- 7 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。
- 8 組合員又は代理人は、第4項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。
- 9 組合員又は代理人は、第7項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。

第50条（総会の会議及び議事）

- 総会の会議（オンライン方式又は併用方式により開催する会議を含む。）は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。
- 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。ただし、総会をオンライン方式又は併用方式で開催する場合において、組合員の都合で総会に出席できない、又は、議決に参加できない場合、当該組合員の議決権は、出席組合員数に含まないものとする。
 - 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。
 - 一 規約の制定、変更又は廃止
 - 二 敷地及び共用部分等の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。）
 - 3 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起
 - 4 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
 - 5 その他総会において本項の方法により決議することとした事項
- 4 前3項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。
 - 5 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 6 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分等の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員又は特定管理部分を管理する組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 7 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、

弁明する機会を与えなければならない。

- 8 総会においては、第46条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

第51条（議決事項）

次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。なお、決議は合理的な理由によってなされ、区分所有者に不利益な変更を及ぼす案の場合は、理事長から区分所有者に対し当該案の決議の理由を伝えるものとする。

- 一 収支決算及び事業報告
- 二 収支予算及び事業計画
- 三 管理費等の額並びに賦課徴収方法
- 四 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
- 五 長期修繕計画の作成又は変更
- 六 第30条第1項及び第31条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てため
の資金の借入れ、修繕金の徴収、保管及び運用方法
- 七 第21条第2項に定める管理の実施
- 八 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第3号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提
起すべき者の選任
- 九 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
- 十 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法
- 十一 組合管理部分に関する管理委託契約の締結及び解約
- 十二 その他管理組合の業務に関する重要事項

第52条（議事録の作成、保管等）

総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、総会の議事が第50条第3項第4号の決議の場合、議事録には組合員の賛否をも記載しなければならない。
- 3 議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。）をしなければならない。
- 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧（議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもの）の当該議事録の保管場所における閲覧をいう。）をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。なお、利害関係人とは、敷地、専

有部分に対する担保権者、差押え債権者、賃借人、組合員からの媒介の依頼を受けた宅地建物取引業者等法律上の利害関係がある者をいい、単に事実上利益や不利益を受けたりする者、親族関係にあるだけの者等は対象とはならない。

- 6 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

第53条（書面又は電磁的方法による決議）

規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- 4 前条第5項及び第6項の規定は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第1項及び第3項の電磁的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。
- 5 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第5節 理事会

第54条（理事会）

理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 規約若しくは使用細則等又は総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長の選任及び解任
- 3 理事会の議長は、理事長が務める。

第55条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事が2分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集手続については、第46条の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」と、同条第6項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理事会において別段の定めを

することができる。

第56条 (理事会の会議及び議事)

理事会の会議（WEB 会議システム等）は、理事の半数以上が対面もしくはインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて出席しなければ開くことができず、また、その議事は出席理事の過半数で決する。

2 理事に事故があり、理事会に出席できない場合は、その理事が属する法人の役員又は従業員に限り、代理出席をすることが出来る。

3 次条第1項第五号に掲げる事項については、理事の過半数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議によることができる。

4 第1項及び第3項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

5 議事録については、第52条（第6項を除く。）の規定を準用する。ただし、第52条第3項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」、「署名押印」とあるのは「署名押印或いは署名押印に代わる電磁的处理」と読み替えるものとする。

第57条 (議決事項)

理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。なお、決議は合理的な理由によってなされ、区分所有者に不利益な変更を及ぼす案の場合は、理事長から区分所有者に対し当該案の決議の理由を伝えるものとする。

- 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案
 - 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
 - 四 その他の総会提出議案
 - 五 第17条及び第17条の2に定める承認又は不承認
 - 六 第61条第3項に定める承認又は不承認
 - 七 第63条第5項に定める未納の管理費等の請求に関する訴訟その他の法的措置の追行
 - 八 第70条に定める勧告又は指示等
 - 九 建物の耐震改修の促進に関する法律第25条に関する認定申請
 - 十 総会から付託された事項
 - 十一 理事長の選任及び解任
 - 十二 その他別に定める使用細則に基づく理事会からの指示及び要求
 - 十三 災害等により総会の開催が困難である場合における応急的な修繕工事の実施等
- 2 第51条の規定にかかわらず、理事会は、前項第十三号の決議をした場合においては、当該決議に係る応急的な修繕工事の実施に充てるための資金の借入れ及び全体修繕金、一部共用修繕金の徴収について決議することができる。

第58条 (専門委員会の設置)

理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

- 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。

第7章 会 計

第59条（会計年度）

管理組合の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第60条（管理組合の収入及び支出）

管理組合の会計における収入は、第25条に定める全体管理費等、第26条に定める一部共用管理費等及び第33条に定める使用料によるものとし、その支出は第28条から第31条に定めるところにより諸費用に充当する。

第61条（収支予算の作成及び変更）

理事長は、毎会計年度の収支予算案を定時総会に提出し、その承認を得なければならぬ。

- 2 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 理事長は第59条に定める会計年度の開始後、第1項に定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の支出が必要となった場合には、理事会の承認を得てその支出を行うことができる。

- 一 第28条及び第29条に定める通常の管理に要する費用のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。

- 5 理事会が第57条第1項第十三号の決議をした場合には、理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うことができる。

- 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。

第62条（会計報告）

理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、定時総会に報告し、その承認を得なければならない。

第63条（管理費等の徴収）

管理組合は、第25条に定める全体管理費等、第26条に定める一部共用管理費等、第33条に定める使用料及び第33条の2に定める水道使用料及び電気料金について、次のい

れかの方法により各組合員から一括して徴収し、第65条に定める口座へ受け入れることとする。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。

一 組合員が各自開設する預金口座から管理組合の指定する自動振替により支払う方法。

二 振込みにより支払う方法。この場合の振込み手数料は当該組合員の負担とする。

2 管理組合は、第27条第1項第2号の債権について、その組合員に対して債権額を通知し、第1項の全体管理費等及び一部共用管理費等と一括して、同項でその組合員が指定した方法により徴収する。

3 組合員が別に定める「管理費等支払期日規定」に基づく期日までに納付すべき金銭を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について支払期日の翌日から年14%（1年を365日とする。）の遅延損害金及び違約金としての弁護士費用及び司法書士費用並びに次項に定める督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。

4 前項の督促及び徴収の諸費用は次に掲げるものとする。

一 特定記録郵便については、郵便代の実費及び事務手数料

二 支払督促申立その他の法的措置については、それに伴う印紙代、予納切手代及びその他の実費

三 その他督促及び徴収に要した費用

5 理事長は、未納の管理費等の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、支払督促申立、少額訴訟又は通常訴訟の提起並びに強制執行等の法的措置を迫ることができる。

6 第5項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用及び司法書士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第28条に定める費用に充当する。

7 組合員は、納付した管理費等について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

8 組合員が納付した第1項、第3項及び第4項に関する金額に不足分がある場合、その組合員の申し出にかかわらず、管理組合はその納付された金額の充当の種類、年月、その他を指定することができる。

第64条（管理費等の過不足）

収支決算の結果、全体管理費、一部共用A管理費、一部共用B管理費及び一部共用C管理費（以下「各共用部分管理費」という。）に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における各管理費のほか、全体及び各一部共用部分に対応する修繕金に充当することができる。

2 各共用部分管理費に不足が生じた場合には、管理組合は組合員に対して第10条に定める持分割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。

第65条（預金口座の開設）

管理組合は、会計業務を遂行するため、理事長名義又は管理組合名義の預金口座を開設するものとする。

第66条（借入れ）

管理組合は、第30条第1項及び第31条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。

第 6 7 条 (帳票類の作成、保管)

理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を、書面又は電磁的記録により作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。理事長は、正当な理由が無ければこれを拒否してはならない。

2 理事長は、第 3 6 条第三号の長期修繕計画書、同条第四号の設計図書及び同条第五号の修繕等の履歴情報を、書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。理事長は正当な理由が無ければこれを拒否してはならない。

3 理事長は、第 5 2 条第 5 項 (第 5 6 条第 5 項において準用される場合を含む。) 、本条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 5 条第 2 項及び第 4 項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧については、第 5 2 条第 5 項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。

第 6 8 条 (消滅時の財産の清算)

管理組合が消滅する場合、その残余財産について、一部共用 A に係るものは、第 1 0 条に定める一部共用 A の共有持分割合に応じて教習所部分及び商業施設部分の各区分所有者に、一部共用 B に係るものは、第 1 0 条に定める一部共用 B の共有持分割合に応じて公共駐輪場部分及び商業施設部分の各区分所有者に、一部共用 C に係るものは商業施設部分の区分所有者に、それ以外に係るものは、第 1 0 条に定める全体共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。

第 8 章 雑 則

第 6 9 条 (義務違反者に対する措置)

区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第 5 7 条から第 6 0 条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。

第 7 0 条 (理事長の勧告及び指示等)

区分所有者若しくはその占有者 (以下「区分所有者等」という。) が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物件内における共同の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指

示若しくは警告を行うことができる。

- 2 区分所有者は、その占有者が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。
- 3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。
 - 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を迫行すること。
 - 二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置をとること。
 - 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び司法書士費用並びに差止め等の諸費用を請求することができる。
 - 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び司法書士費用並びに差止め等の諸費用に相当する収納金は、第28条に定める費用に充当する。
 - 6 理事長は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第46条第2項及び第3項の規定を準用する。

第71条 (合意管轄裁判所)

この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

- 2 第51条第十号に関する訴訟についても、前項と同様とする。

第72条 (自治体及び近隣住民との協定の遵守)

区分所有者は、管理組合が自治体又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

第73条 (細則)

総会及び理事会の運営、会計処理、管理組合への届出事項等については、別に細則を定めることができる。

第74条 (規約外事項)

規約及び使用細則等に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

- 2 規約、使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

第75条 (規約原本等)

この規約を証するため、区分所有者全員が書面に記名押印又は電磁的記録に電子署名した

規約を1通作成し、これを規約原本とする。ただし、区分所有者全員の規約に対する同意を証する書面を添付した規約を規約原本に代えることができる。

2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。

3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。

4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録（以下「規約原本等」という。）並びに現に有効な使用細則等の閲覧をさせなければならない。

5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

6 理事長は、所定の揭示場所に、規約原本等及び使用細則等の保管場所を揭示しなければならない。

7 電磁的記録により作成された規約原本等及び使用細則等の閲覧については、第52条第5項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。

第76条（書類の電磁的方法による提出）

本規約、規程、細則、総会の決議（以下、本規約等）に基づいて作成又は提出するもの、また、提出書式が本規約等で指定されているものについて、理事会で承諾された書類は電磁的方法で作成又は提出することもできる。

附 則

第1条（規約の発効）

この規約は、管理規約を設定する集会において決議されたときにその効力を発する。

2 前項の管理規約を設定する集会は区分所有法第34条第5項に基づいて招集する。この場合、当該集会の議長は、第45条第5項にかかわらず、当該集会において選出するものとする。

第2条（初代役員）

初代役員の任期は、第40条第1項にかかわらず、管理組合の設立総会で承認された日から第1回定時総会開催日の属する月の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

第3条（初年度の会計年度）

初年度の会計年度は、第59条にかかわらず、管理組合成立日から2026年7月31日までとする。

第4条（初年度の定時総会）

初年度の定時総会は、第45条第3項にかかわらず第2期会計年度開始以後3か月以内に招集するものとする。

第5条（承認事項）

管理組合及び区分所有者は、この規約の効力が発生する以前に、東金町一丁目西地区市街地再開発組合が近隣住民等と締結した協定及び官公庁から受けた指導について、これを誠実に遵守しなければならない。

2 管理組合及び区分所有者はこの管理規約集に添付する事業組合からの「承認事項」を承認し、事業組合の地位を管理組合が承継すべきものはその内容を遵守の上、承継するものとする。

第6条（組織変更にかかる確認事項）

管理組合及び区分所有者は、以下の事項を確認する。

- 一 クロス金町Ⅰ期は、2030年に予定されるクロス金町Ⅰ期の増築部分（以下、クロス金町Ⅰ期とその増築部分を合わせて「（仮称）クロス金町低層棟」という。）と（仮称）クロス金町高層棟の建物完成により、これらの建物と一体をなす予定の建物であること。
- 二 第6条（管理組合）の定めにかかわらず、クロス金町Ⅰ期の増築及び（仮称）クロス金町高層棟の完成後は、区分所有法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体（（仮称）クロス金町全体管理組合）を組成し、その際、クロス金町Ⅰ期管理組合は解散を予定すること。
- 三 前号の（仮称）クロス金町全体管理組合は、同管理組合の組合員により別途定める規約により管理されること。
- 四 第三号の（仮称）クロス金町全体管理組合の成立後のクロス金町Ⅰ期部分の管理については、（仮称）クロス金町低層棟を構成する専有部分の区分所有者により別途定めるところによること。

別表第 1 対象物件の表示

物 件 名	ク ロ ス 金 町 I 期			
敷 地	所 在 ・ 地 番		地 目	
	東京都葛飾区東金町一丁目 3700 番		宅 地	
	登記面積 (全体)	敷地面積 (I 期部分)		
	24,755.06 ㎡	14,744.64 ㎡		
	権利関係			
建 物	敷地並びに全体共用部分	区分所有者全員の所有権の共有		
	一部共用 A	教習所／商業施設区分所有者全員の所有権の共有		
	一部共用 B	公共駐輪場／商業施設区分所有者全員の所有権の共有		
	一部共用 C	商業施設区分所有者全員の所有権の共有		
	住 居 表 示			
建 物	東京都葛飾区東金町一丁目			
	構 造	建築面積	建築延面積	
	鉄筋コンクリート造 鉄骨造、 地上 5 階地下 1 階建 自動車教習所 公共駐輪場 物品販売業を営む店舗、 飲食店	11,627.63 ㎡	48,947.91 ㎡	
	駐輪場、車路、オイルタンク、受水槽置場、ポンプ室、室外機置場、ロッカー室、 防災センター、休憩室、サブ変電室、倉庫、高圧受電盤室、非常用発電機室、 MDF 室、植栽、リフレッシュテラス等			
	全体 附属施設			
一部共用 A 付属施設	駐輪場、車路、エレベーター、屋内階段等			
一部共用 B 付属施設	屋内階段			
一部共用 C 付属施設	駐車場、車路、低圧ガバナ室、機械室、室外機置場、倉庫等			

別表第2 共用部分の範囲

別表第2-1 全体共用（商業・教習所・公共駐輪場）の範囲

区分	階	項目	部位
共用部分等	各階 共通	構造	外壁、スラブ、柱、梁、床
		構造以外 付属施設	－
		建物の 付属物	【規約共用部分】－
			庇、扉枠、扉・扉枠、シャッター・シャッター巻上げ部、オートドア・オートドア設備、外気に面する建具・建具枠、雨水排水配管、幹線設備、動力・コンセント設備、電灯設備、中央監視設備、通信設備、非常照明設備、誘導灯設備、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、給排水衛生設備、消火設備、避雷設備、ITV 設備、電気錠設備、その他専有部分・一部共用に属さない建物の付属物
	ピット	構造	基礎、基礎梁、耐圧盤
		構造以外 付属施設	－
		建物の 付属物	【規約共用部分】－
	地下 1 階	建物の 付属物	EV ピット、ESC ピット、雨水貯水槽、厨房排水層、汚水槽、消火水槽、各階共通の付属物の一部
		構造	耐震壁
		構造以外 付属施設	消火ポンプ室
		建物の 付属物	【規約共用部分】－
	1 階	構造	－
		構造	屋根
		構造以外 付属施設	車路、屋外駐輪場、ピロティ、屋内避難階段、室外機置場、廊下、EPS
		建物の 付属物	【規約共用部分】－
	1 階	建物の 付属物	受水槽、ポンプ、オイルタンク、植栽、外構サイン、外壁サイン
		建物の 付属物	駐輪機、階段、駐車場管制設備、各階共通の付属物の一部

区分	階	項目	部位
共用部分等	2階	構造	屋根
		構造以外 付属施設	車路、EPS、DS、アラーム弁室、屋内避難階段、サブ変電室、廊下、公共駐輪場屋根、テラス
			【規約共用部分】 防災センター、防災センター休憩室、防災センター用倉庫、防災センターシャワー室、防災センター仮眠室、防災センターWC
		建物の 附属物	階段、壁面緑化、各階共通の付属物の一部
	3階	構造	屋根
		構造以外 付属施設	車路、MDF 室、高圧受電盤室、消火ガスボンベ室、EPS、廊下、室外機置場、屋内避難階段、屋外避難階段、非常用発電機室、DS、排煙機置場、消火活動拠点
			【規約共用部分】－
	4階	建物の 附属物	階段、壁面緑化、各階共通の付属物の一部
		構造	屋根
		構造以外 付属施設	車路、設備置場、EPS、PS
			【規約共用部分】－
	5階	建物の 附属物	設備機器置場
構造		屋根	
構造以外 付属施設		テラス、屋根、庇、屋外避難階段、PS、EPS	
		【規約共用部分】－	
R階	建物の 附属物	屋上緑化、テラス、庇、各階共通の付属物の一部	
	構造	屋根	
	構造以外 付属施設	設備置場	
		【規約共用部分】－	
		建物の 附属物	屋上緑化、設備機器

別表第2-2 一部共用A（商業・教習所）の範囲

区分	階	項目	部位
共用部分等	各階 共通	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
			扉枠、扉・扉枠、シャッター・シャッター巻上げ部、オートドア・オートドア設備、外気に面する建具・建具枠、階段、雨水排水配管、幹線設備、動力・コセンスト設備、電灯設備、中央監視設備、通信設備、非常照明設備、誘導灯設備、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、給排水衛生設備、消火設備、電気錠設備、その他専有部分・一部共用に属さない建物の附属物
			—
	ピット	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
	地下 1階	建物の 附属物	—
		構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
	1階	構造	—
		構造以外 付属施設	車路、EVホール、EV、消火活動拠点、廊下、屋内避難階段、アラーム弁室、PS、EPS
		建物の 附属物	【規約共用部分】商業・教習所駐輪場
		建物の 附属物	昇降機、各階共通の附属物の一部

区分	階	項目	部位
共用部分等	2 階	構造	—
		構造以外 付属施設	EV ホール、EV、消火活動拠点、廊下、屋内避難階段、アラーム弁室、PS、EPS 【規約共用部分】—
		建物の 附属物	昇降機、各階共通の付属物の一部
	3 階	構造	— —
		構造以外 付属施設	EV ホール、EV、消火活動拠点、廊下、屋内避難階段、アラーム弁室、PS、EPS 【規約共用部分】—
		建物の 附属物	昇降機、各階共通の付属物の一部
	4 階	構造	—
		構造以外 付属施設	屋内避難階段、EV 【規約共用部分】—
		建物の 附属物	昇降機、各階共通の付属物の一部
	5 階	構造	—
		構造以外 付属施設	屋内避難階段、EV 【規約共用部分】—
		建物の 附属物	昇降機、各階共通の付属物の一部
	R 階	敷地 構造	— —
		構造以外 付属施設	屋内避難階段 【規約共用部分】—
		建物の 附属物	各階共通の付属物の一部

別表第2-3 一部共用B（商業・公共駐輪場）の範囲

区分	階	項目	部位
共用部分等	各階 共通	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
			扉枠、扉・扉枠、外気に面する建具・建具枠、階段、電灯設備、非常照明設備、誘導灯設備、自動火災報知設備、電気錠設備、その他 専有部分・一部共用に属さない建物の附属物
	ピット	構造	
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
			—
	地下 1階	構造	—
		構造以外 付属施設	屋内避難階段
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
			各階共通の付属物の一部
	1階	構造	—
		構造以外 付属施設	屋内避難階段
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
			各階共通の付属物の一部
	2階	構造	—
		構造以外 付属施設	屋内避難階段
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
			各階共通の付属物の一部

区分	階	項目	部位
共用部分等	3 階	構造	—
		構造以外 付属施設	屋内避難階段
			【規約共用部分】—
	4 階	建物の 附属物	各階共通の付属物の一部
		構造	—
		構造以外 付属施設	—
	5 階		【規約共用部分】—
		建物の 附属物	—
		構造	—
	R 階	構造以外 付属施設	—
			【規約共用部分】—
		建物の 附属物	—

別表第2-4 一部共用C（商業）の範囲

区分	階	項目	部位
共用部分等	各階 共通	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
			庇、扉枠、扉・扉枠、シャッター・シャッター巻上げ部、オートドア・オートドア設備、外気に面する建具・建具枠、階段、雨水排水配管、幹線設備、動力・コンセント設備、電灯設備、中央監視設備、通信設備、非常照明設備、誘導灯設備、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、給排水衛生設備、消火設備、電気錠設備、その他専有部分・一部共用に属さない建物の附属物
			—
	ピット	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
	地下 1階	構造	—
		構造以外 付属施設	駐車場、消火活動拠点、換気機械室、バイク置場、屋内避難階段、
		建物の 附属物	【規約共用部分】倉庫、車室の一部
	1階	駐車場管制設備、各階共通の付属物の一部	
		構造	—
		構造以外 付属施設	車路、換気機械室、排煙ダクト室、DS、屋内避難階段、EPS、消火活動拠点
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
		駐車場管制設備、各階共通の付属物の一部	

区分	階	項目	部位
共用部分等	2 階	構造	—
		構造以外 付属施設	DS
		建物の 附属物	【規約共用部分】— 消火設備
	3 階	構造	—
		構造以外 付属施設	DS
		建物の 附属物	【規約共用部分】— 消火設備
	4 階	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
	5 階	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—
	R 階	構造	—
		構造以外 付属施設	—
		建物の 附属物	【規約共用部分】—

別表第3 共用部分等の共有持分割合並びに議決権割合 (分母 1,000,000)

施設	専有面積	全体共用部分 及び附属施設 に対する持 分、 議決権割合	一部共用 A に 対する持分、 議決権割合	一部共用 B に 対する持分、 議決権割合	一部共用 C に 対する持分、 議決権割合
自動車教習所	2,203.37	74,447	79,285		
公共駐輪場	1,806.21	61,028		65,936	
商業施設	25,587.00	864,525	920,715	934,064	1,000,000
合計	29,596.58	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

別表第4 専用使用部分の専用使用権

専用使用部分	専用使用者	期 間	専用使用料	用法
車路 (至教習コース)	自動車教習所区分所有者	区分建物 存続中	有 償 747,000 円／月	自動車教習 所
教習コース	自動車教習所区分所有者	区分建物 存続中		
厨房排水槽	商業施設区分所有者	区分建物 存続中	無償	商業施設
商業・教習所駐輪場	商業施設区分所有者 自動車教習所区分所有者	区分建物 存続中	無償	有料駐輪場
リフレッシュテラス	自動車教習所区分所有者	区分建物 存続中	無償	自動車教習 所
商業施設用エスカレ ーター	商業施設区分所有者	区分建物 存続中	無償	商業施設

別表第5 特定管理部分

特定管理部分	特定管理者	期間	附帯設備
教習所出入口	自動車教習所区分所有者	区分建物 存続中	照明設備等

別表第6 使用契約部分

使用契約部分	契約者	期間	使用料
サイン設置箇所 (外壁06シート張りサイン)	区分所有者	契約期間	有償 月額：20,000 円／区画

別表第7 全体共用部分管理費及び一部共用管理費等内訳（単位：円／月額）

	自動車教習所	公共駐輪場	商業施設
全体共用部分	1,060,750	869,550	12,318,050
一部共用A管理費	40,250		467,320
一部共用B管理費		5,560	78,690
一部共用C管理費			356,530

別図1 全体共用部分及び一部共用部分

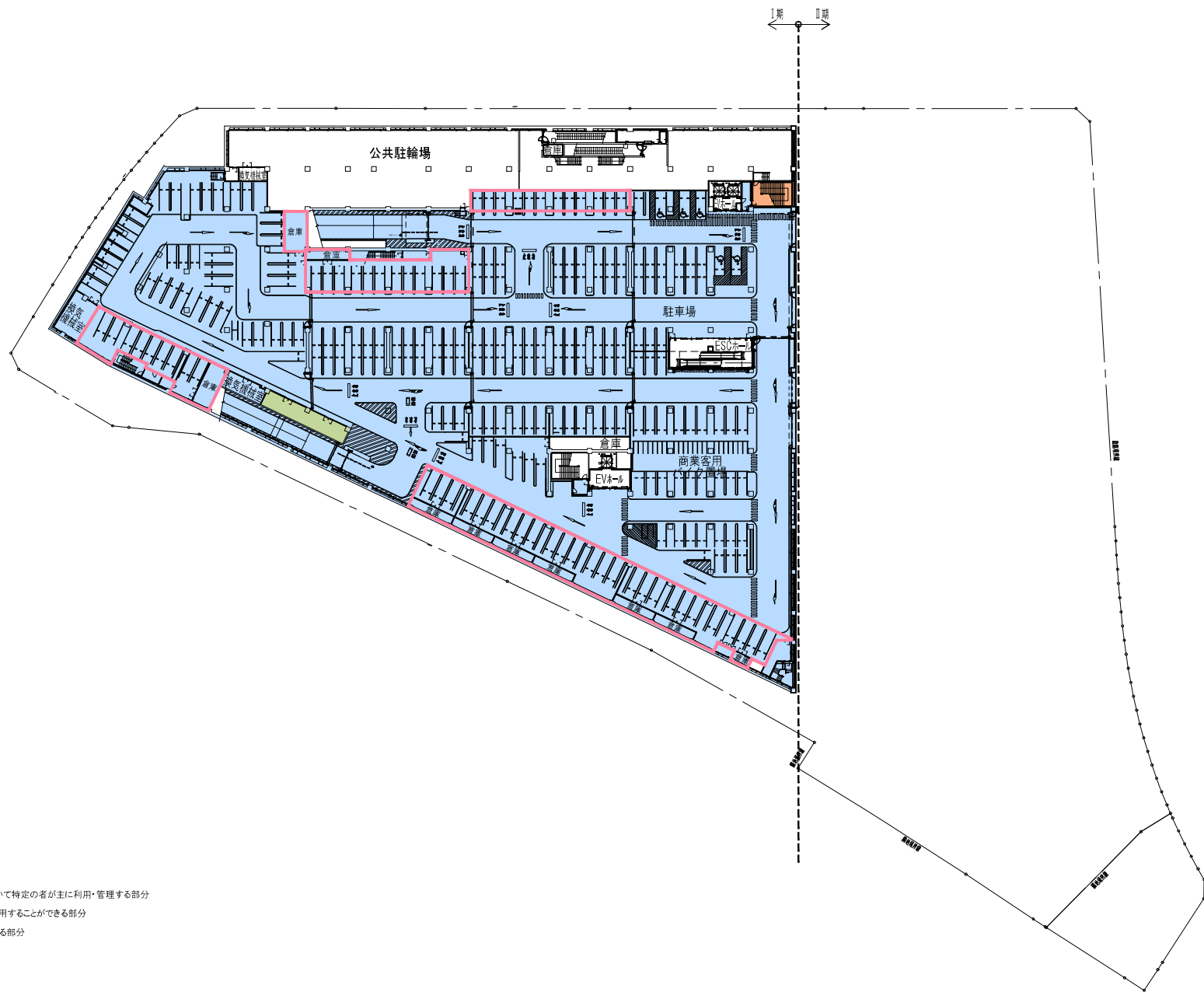


- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐輪場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐輪場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

ピット階平面図

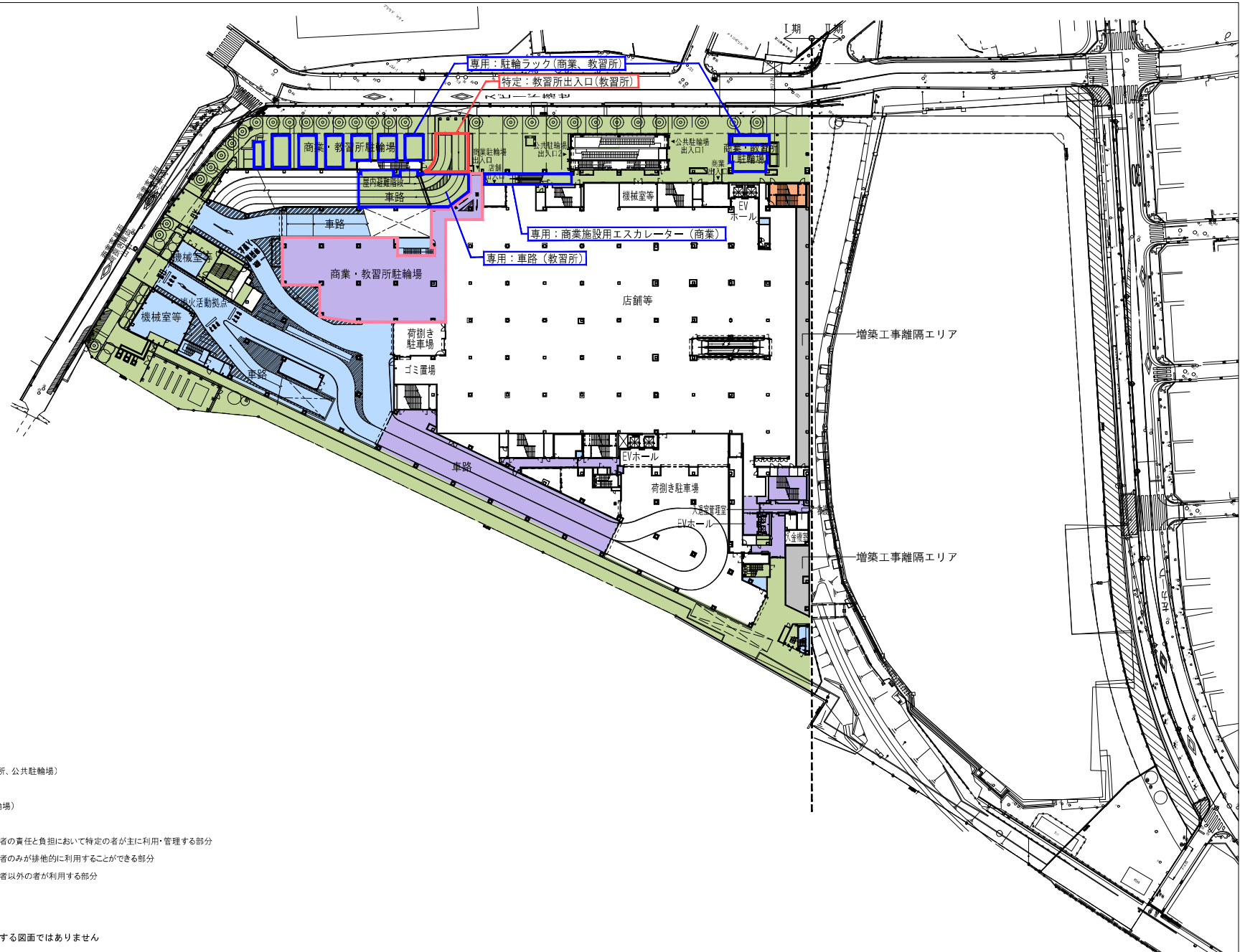


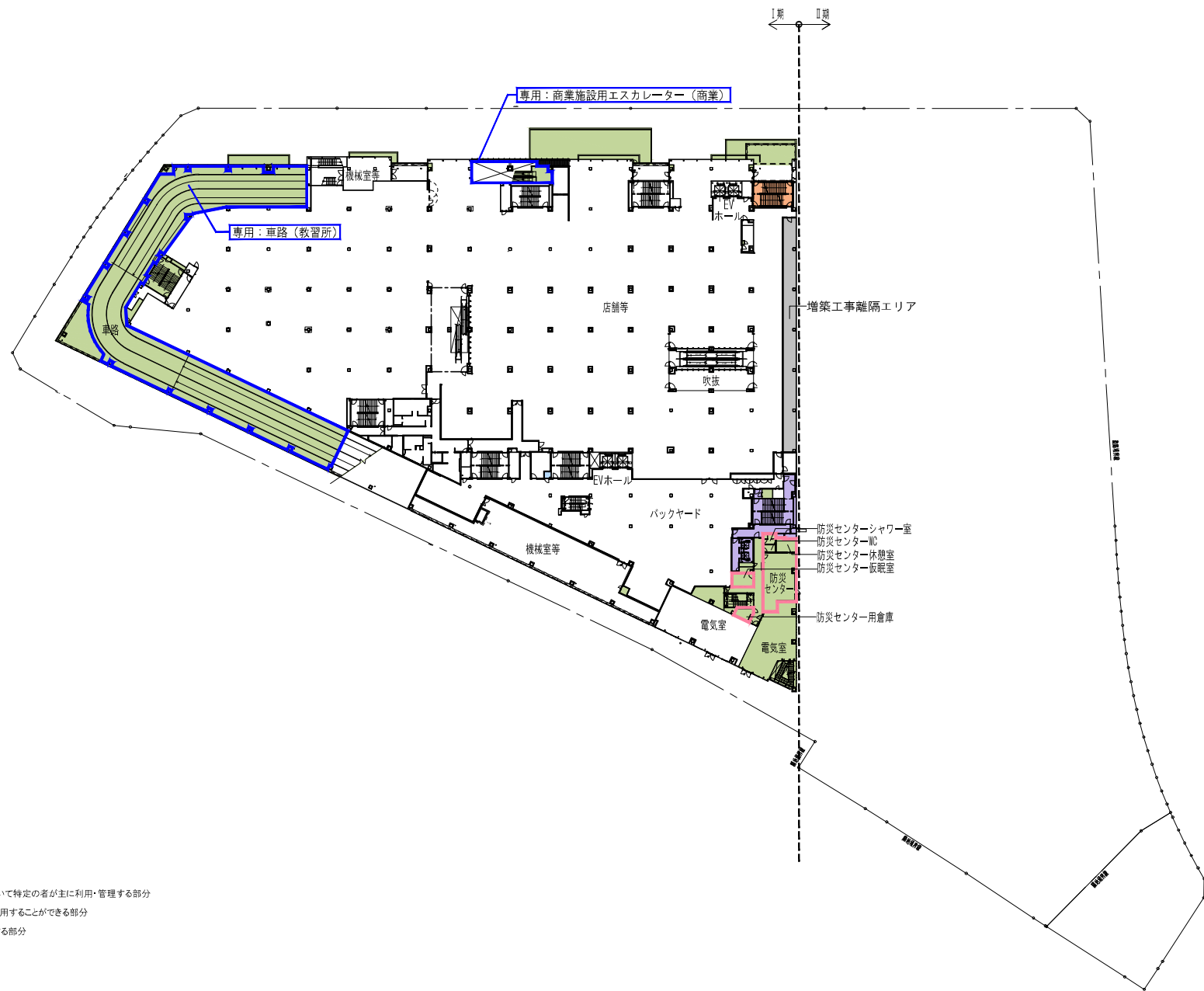
- 全体共用部分(商業、教習所、公共駐輪場)
- 一部共用A(商業、教習所)
- 一部共用B(商業、公共駐輪場)
- 一部共用C(商業)
- 特定管理:特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用:特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認:特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

地下1階平面図



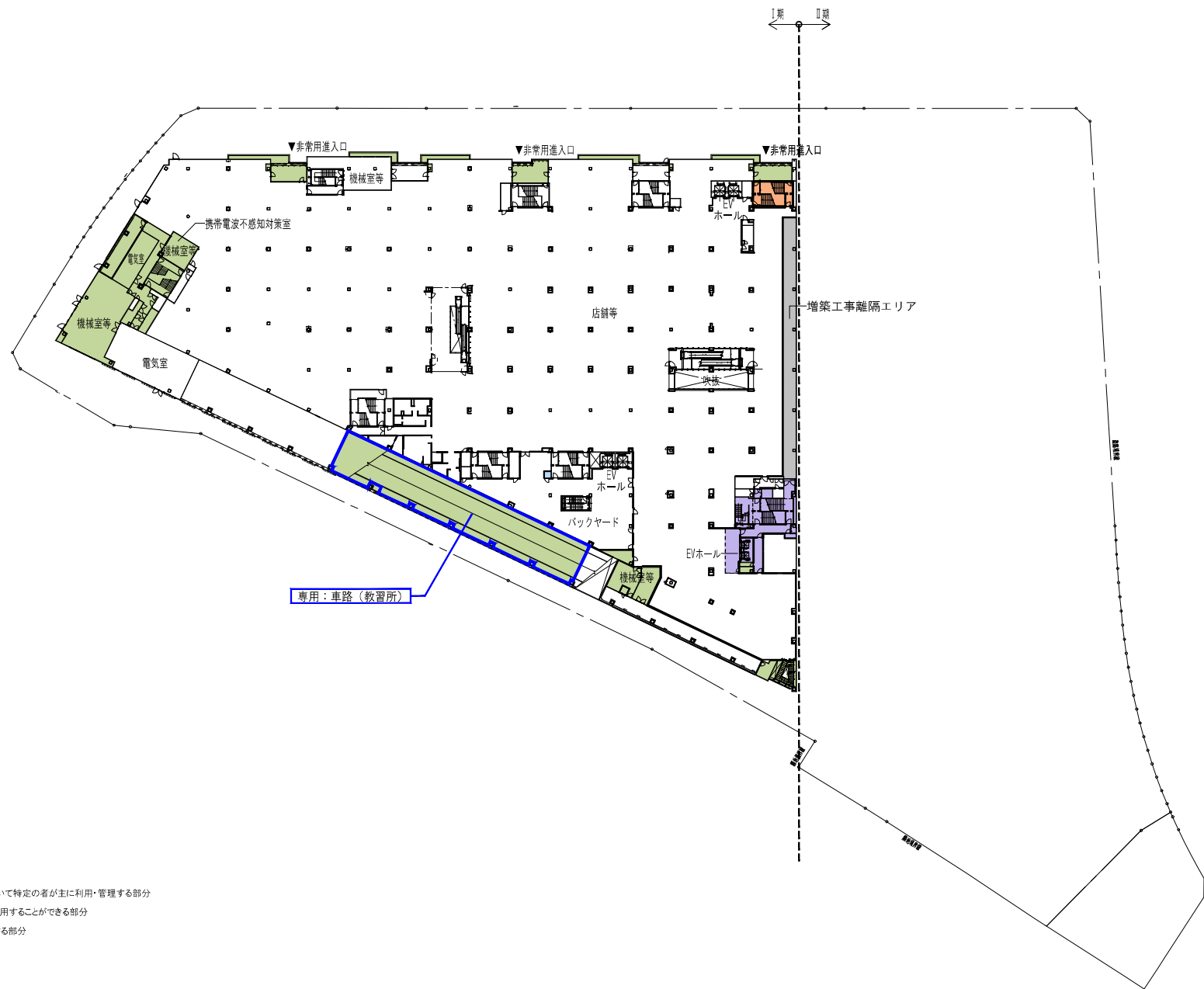


- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐輪場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐輪場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

2階平面図

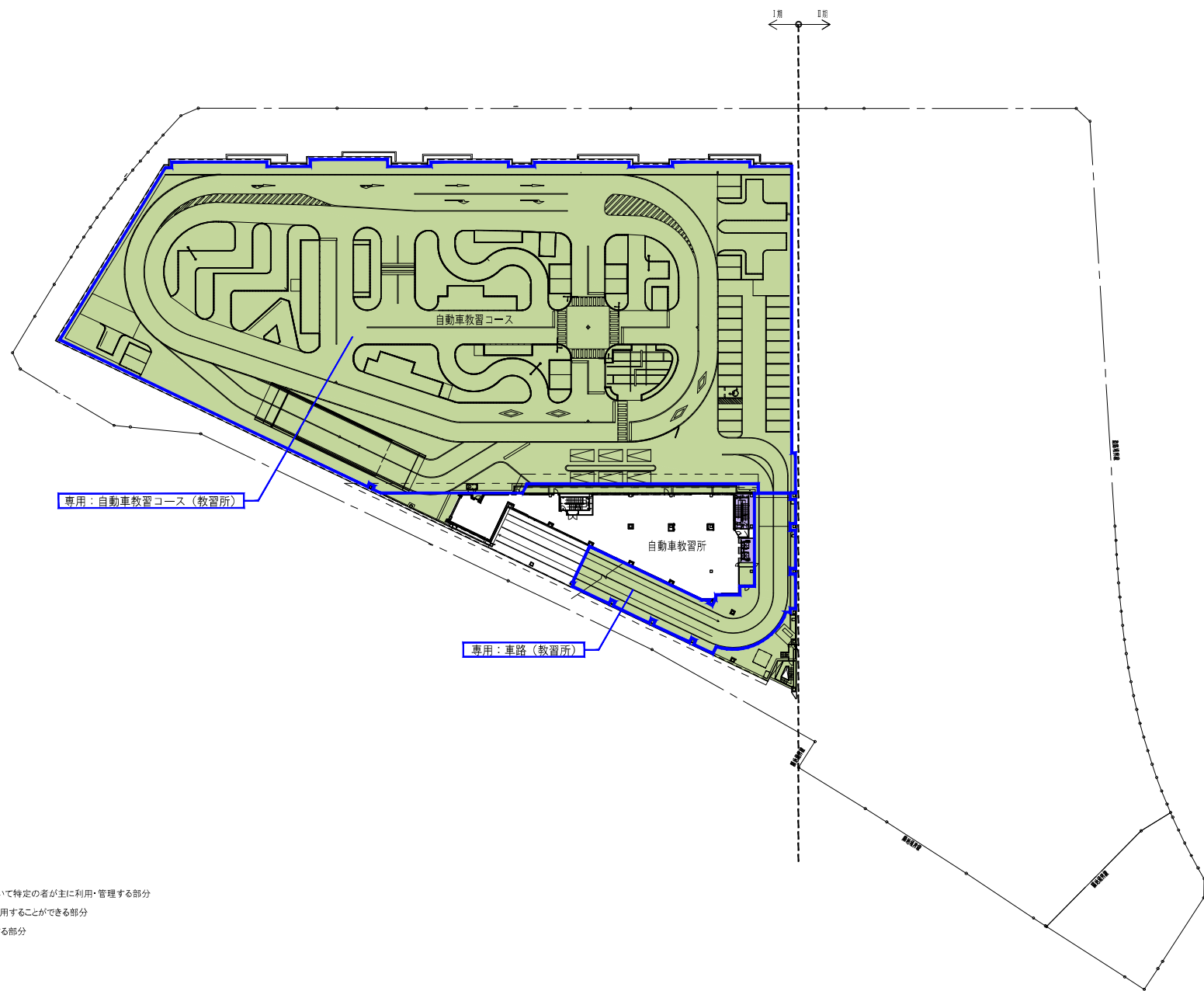


- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐車場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐車場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

3階平面図



- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐輪場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐輪場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

4階平面図

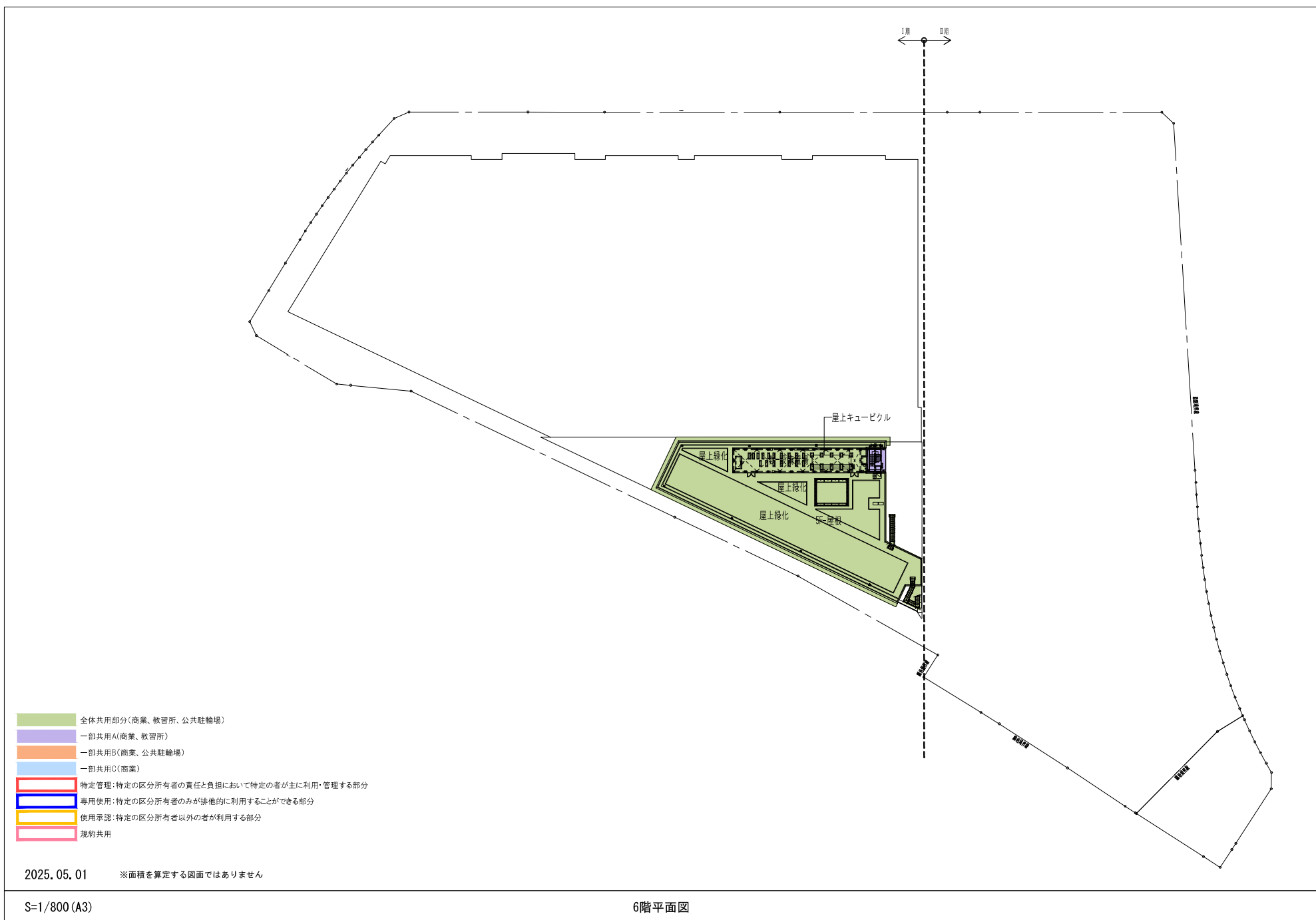


- 全体共用部分(商業、教習所、公共駐輪場)
- 一部共用A(商業、教習所)
- 一部共用B(商業、公共駐輪場)
- 一部共用C(商業)
- 特定管理:特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用:特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認:特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

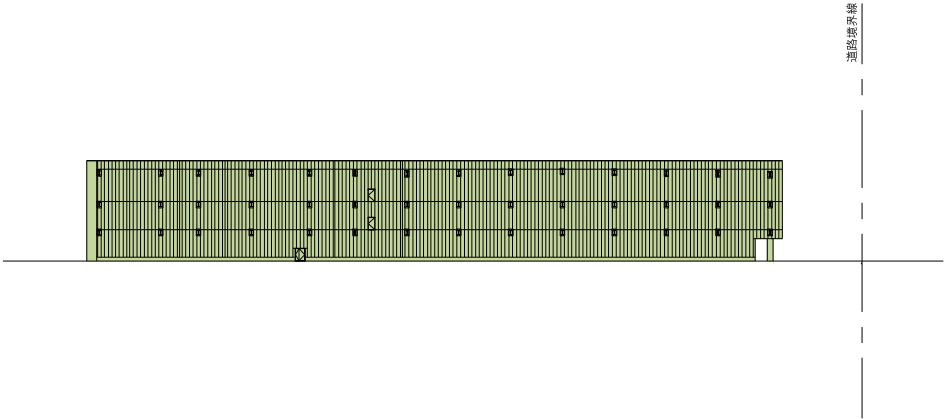
2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

5階平面図



全体共用部分(商業、教習所、公共駐輪場)

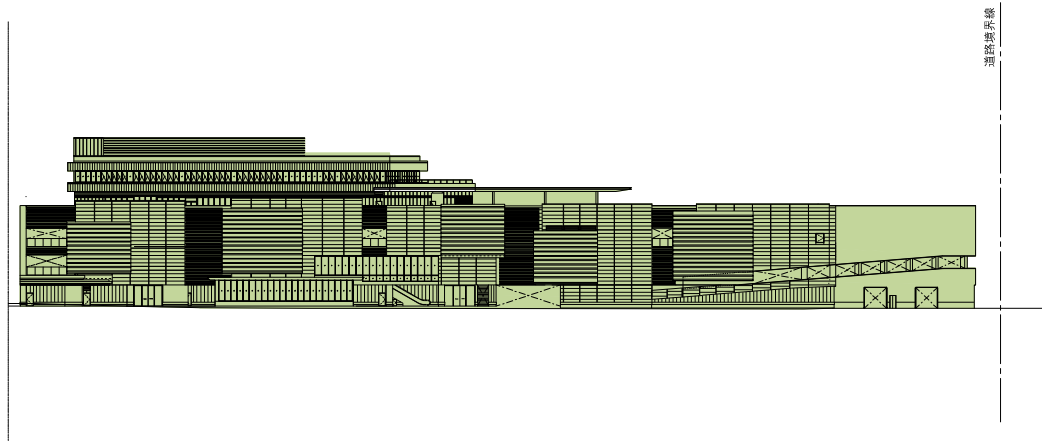


2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

立面図(1) (東側)

全体共用部分(商業、教習所、公共駐輪場)



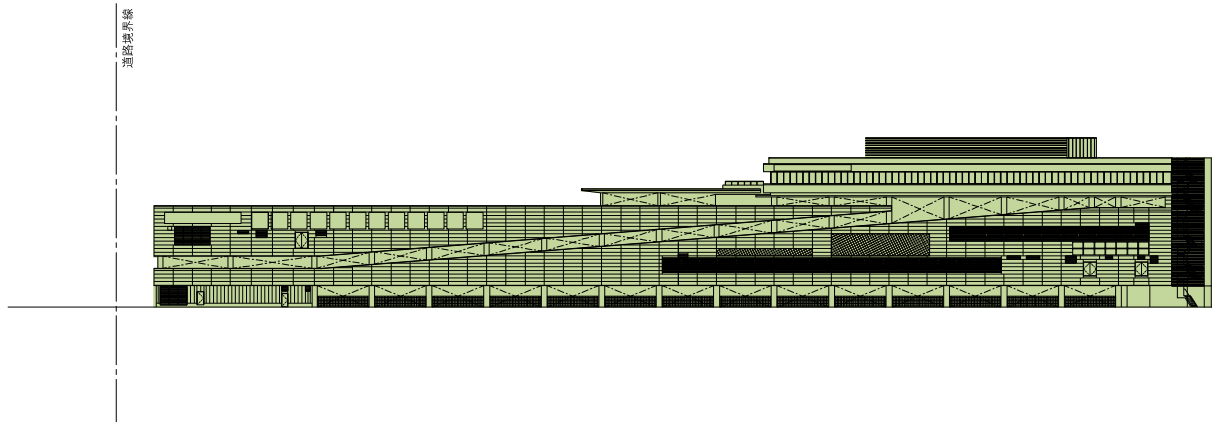
2025. 05. 01

※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

立面図(2) (北側)

全体共用部分（商業、教習所、公共駐輪場）



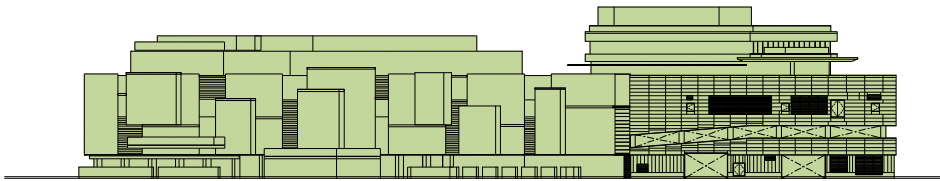
2025. 05. 01

※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

立面図(3)（南側）

全体共用部分（商業、教室所、公共駐輪場）



2025. 05. 01

※面積を算定する図面ではありません

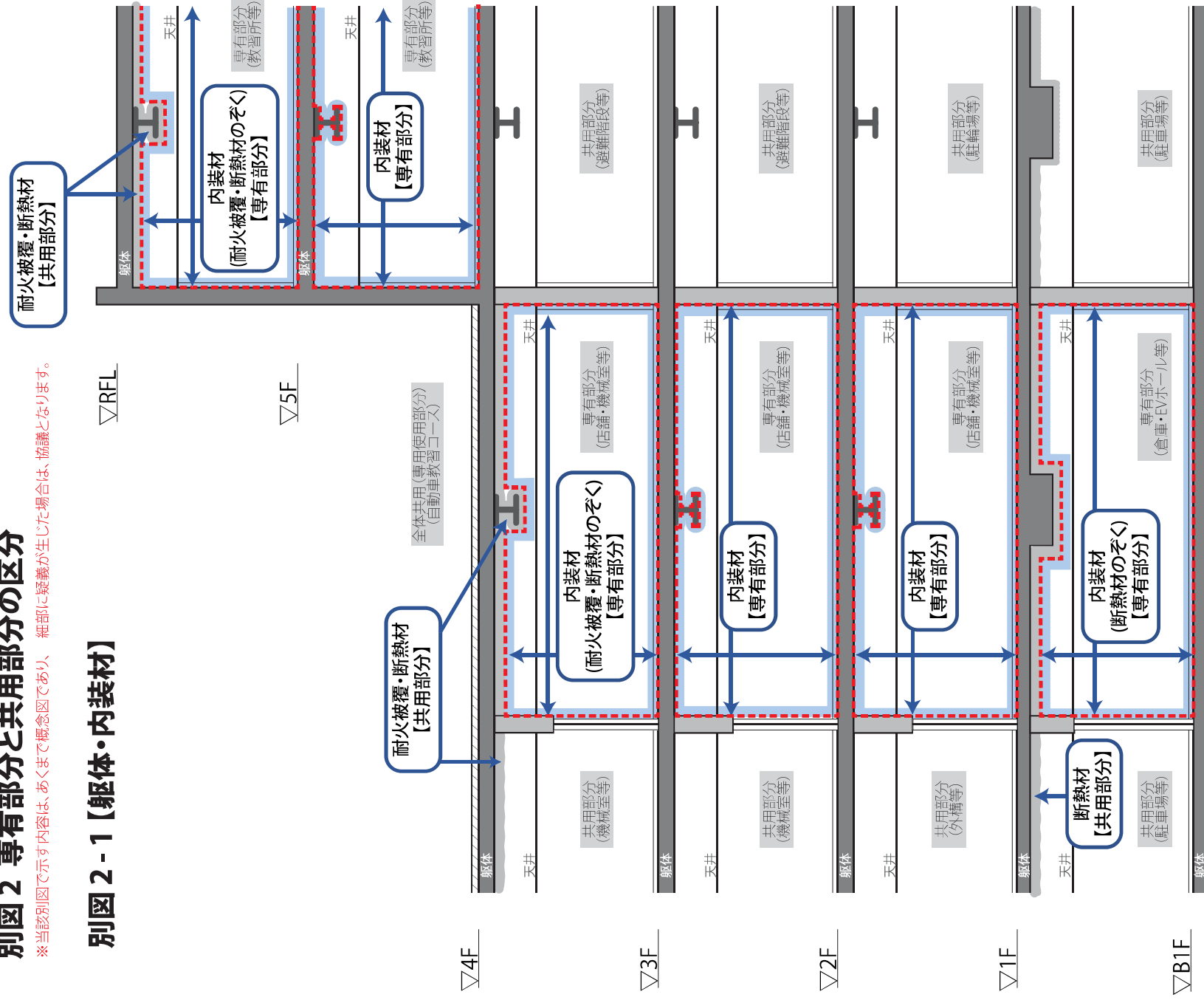
S=1/800 (A3)

立面図(4) (西側)

別図2 専有部分と共用部分の区分

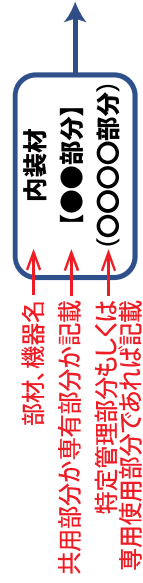
※当該別図で示す内容は、あくまで概念図であり、細部に疑義が生じた場合は、協議となります。

別図2-1【躯体・内装材】

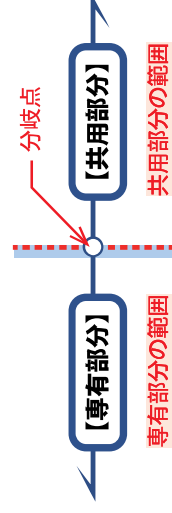


凡例

【部材や機器について】

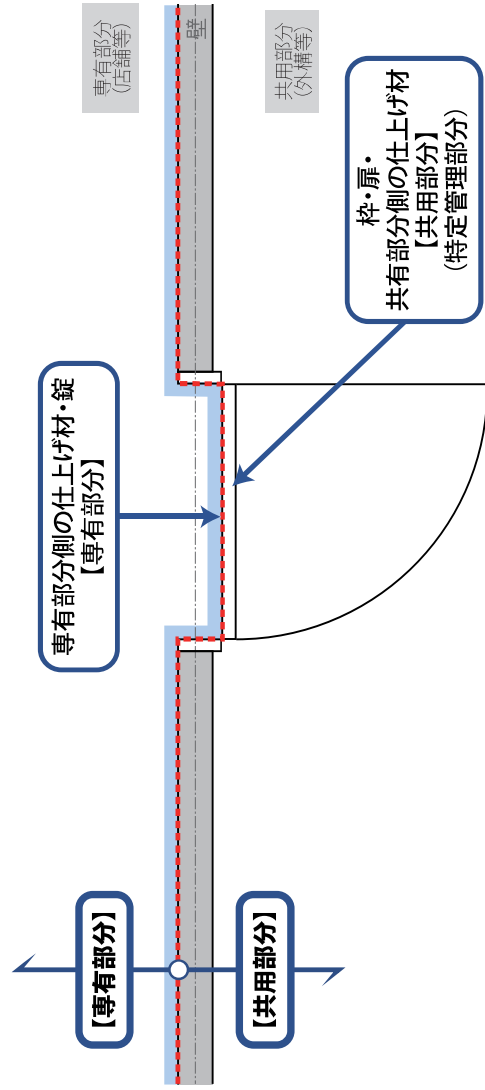


【専有部分と共用部分の範囲について】

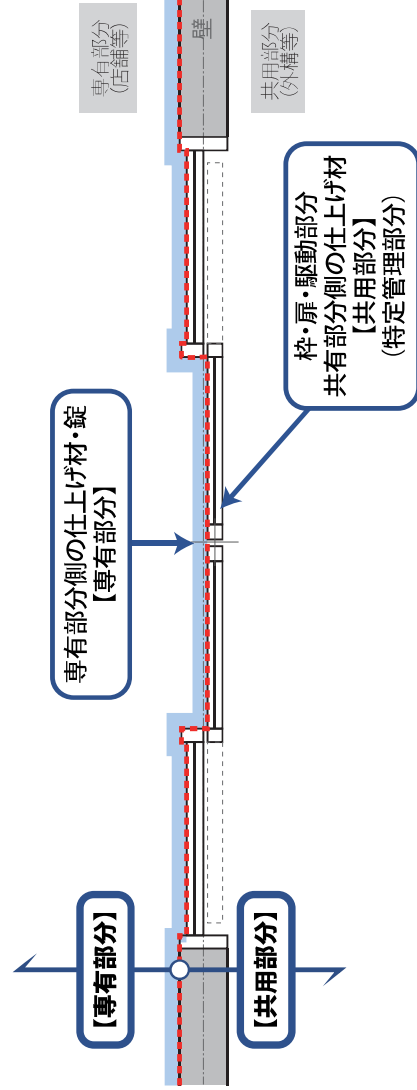


扉・自動ドア・サッシは専有部分と共用部分が接している場合は、枠・扉自体は共用部分とし、専有部分側の仕上材及び錠は専有部分とする

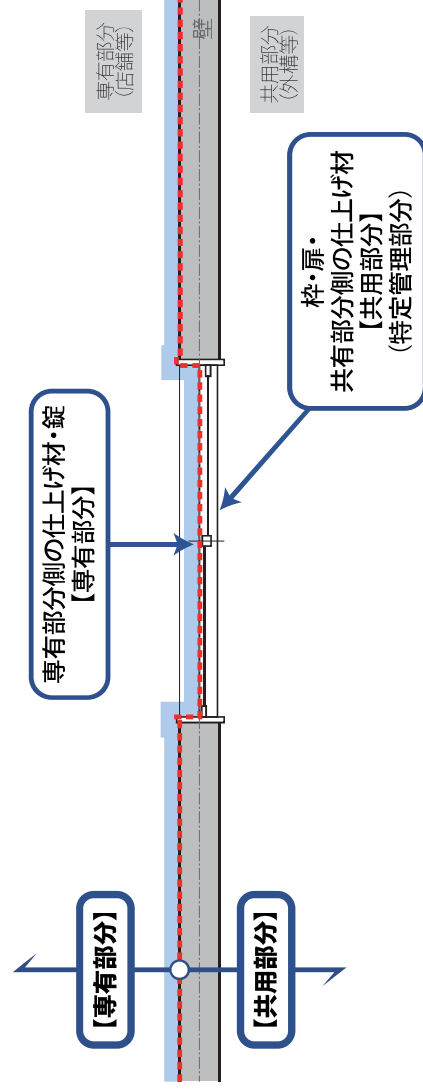
別図 2-2【建具】



別図 2-3【自動ドア】

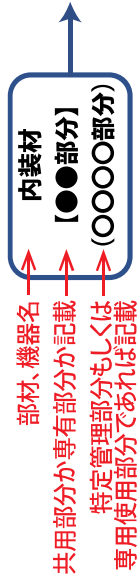


別図 2-4【サッシ】

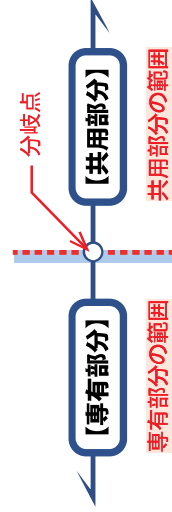


凡例

【部材や機器について】

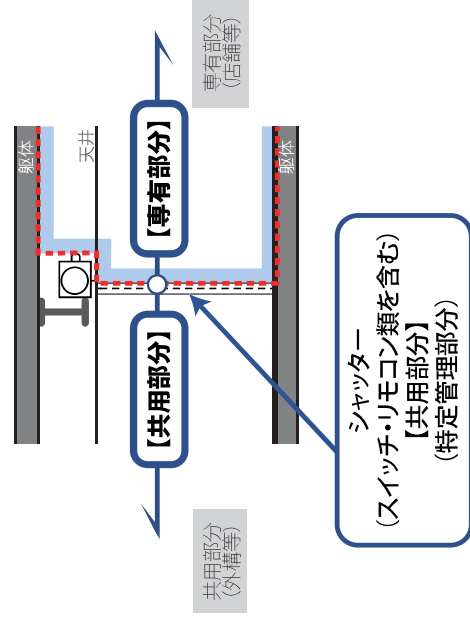


【専有部分と共用部分の範囲について】



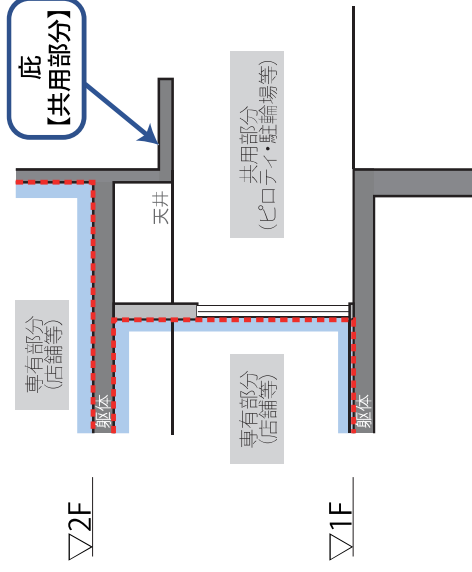
別図 2-5【シャッター】

専有と共用の境界にあるシャッターは、共用部分とする

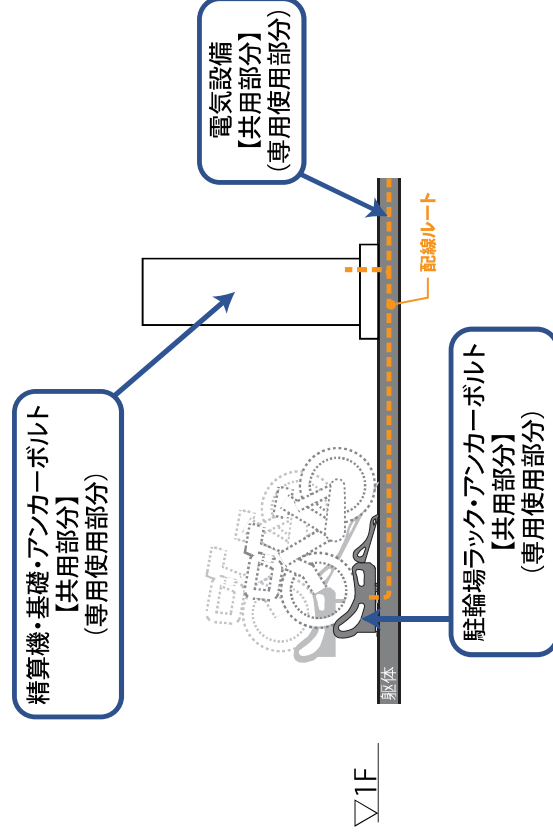


別図 2-6【庇】

庇は全て共用部分とする

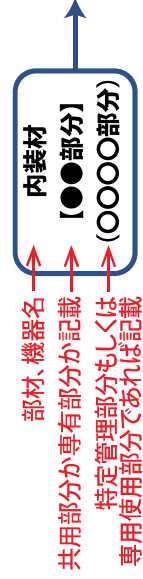


別図 2-7【外構部分 商業・教習所駐輪場】

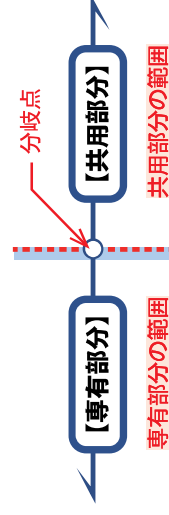


凡例

【部材や機器について】

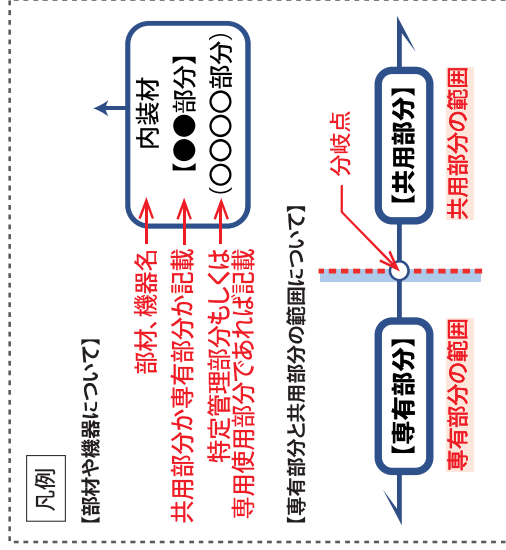


【専有部分と共用部分の範囲について】



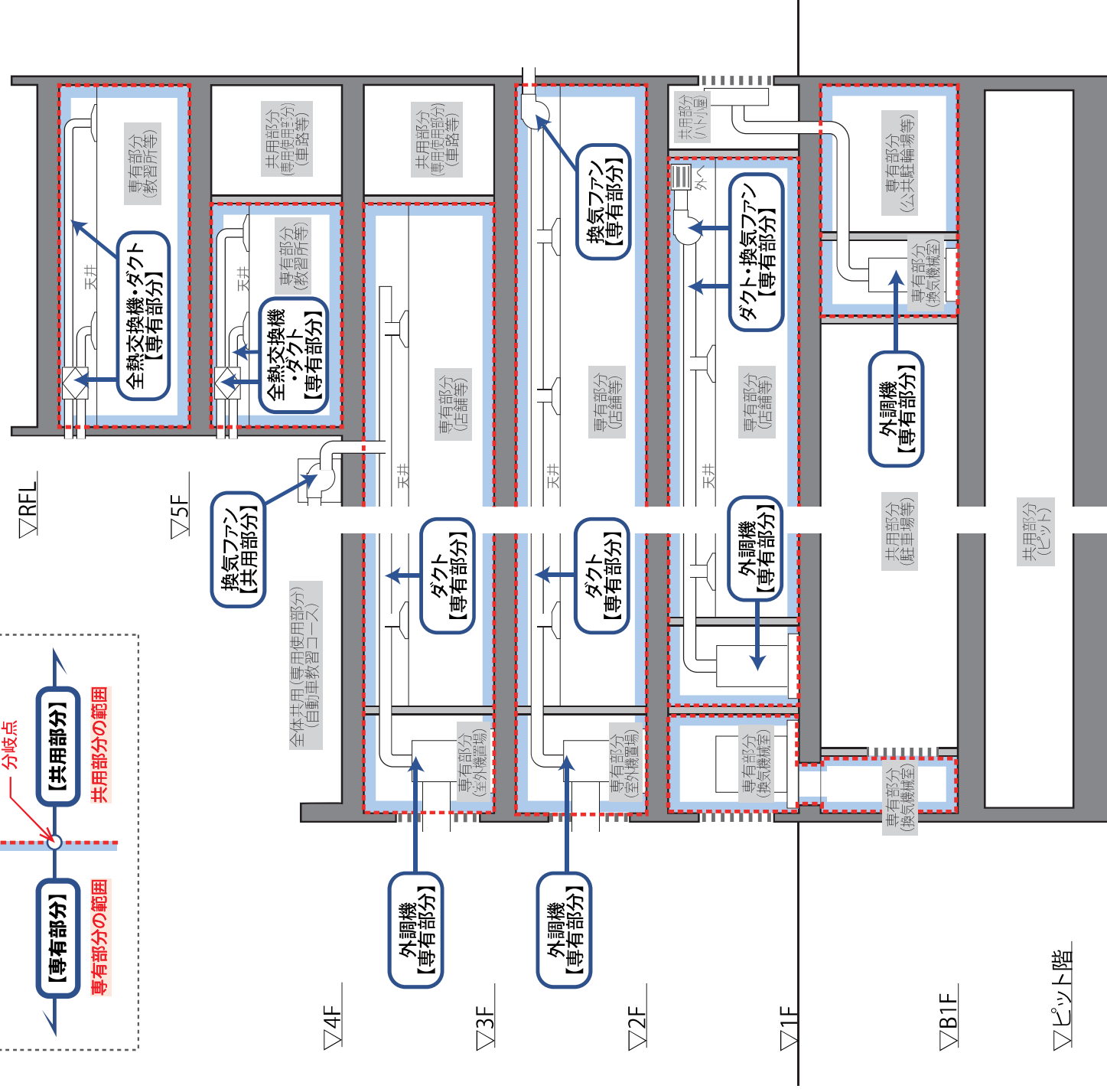
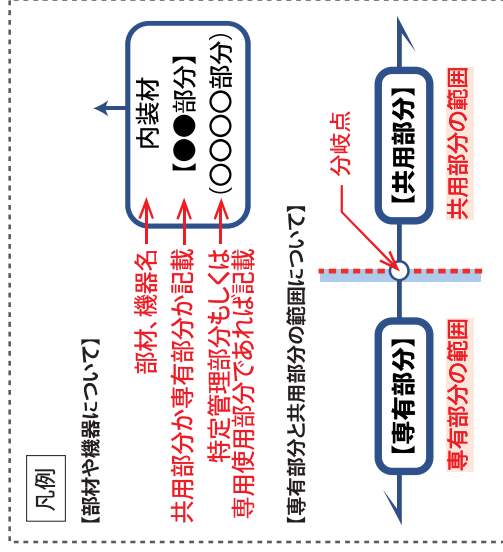
別図 2-9 【空調・排煙設備】

天井部分の「配管・配線・ダクト」については、色塗り図の用途に帰属する



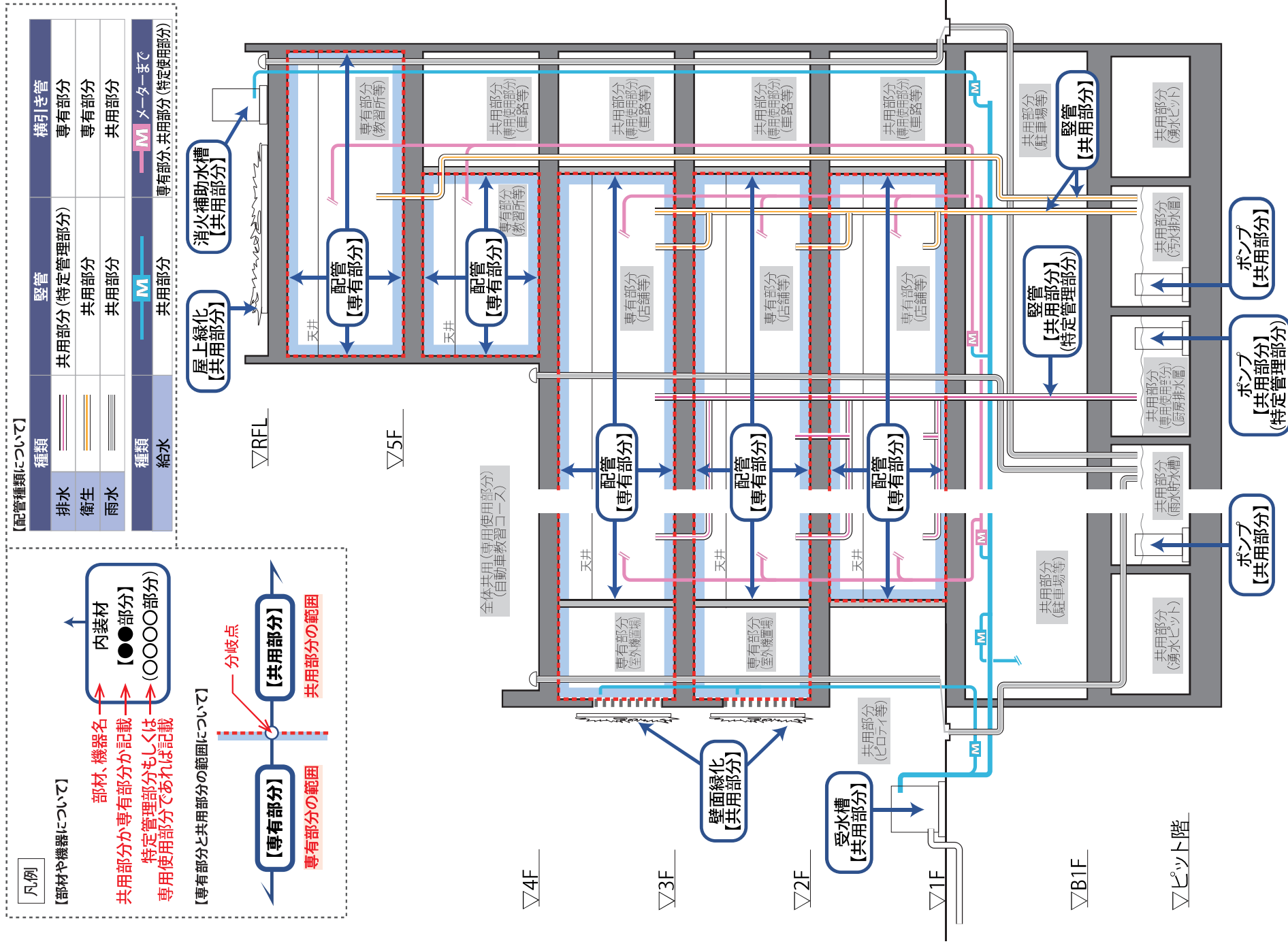
別図 2-10【換気設備】

天井部分の「配管・配線・ダクト」については、色塗り図の用途に帰属する



別図 2-11【給排水・衛生・雨水設備】

天井部分の「配管・配線・ダクト」については、色塗り図の用途に帰属する



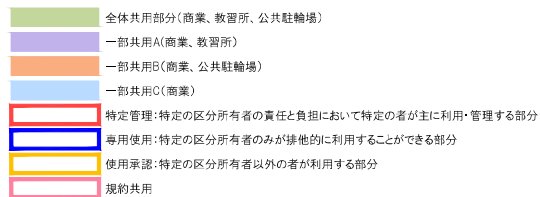
別図 2-12 専有部分と共用部分の区分についての主な例外部分



2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

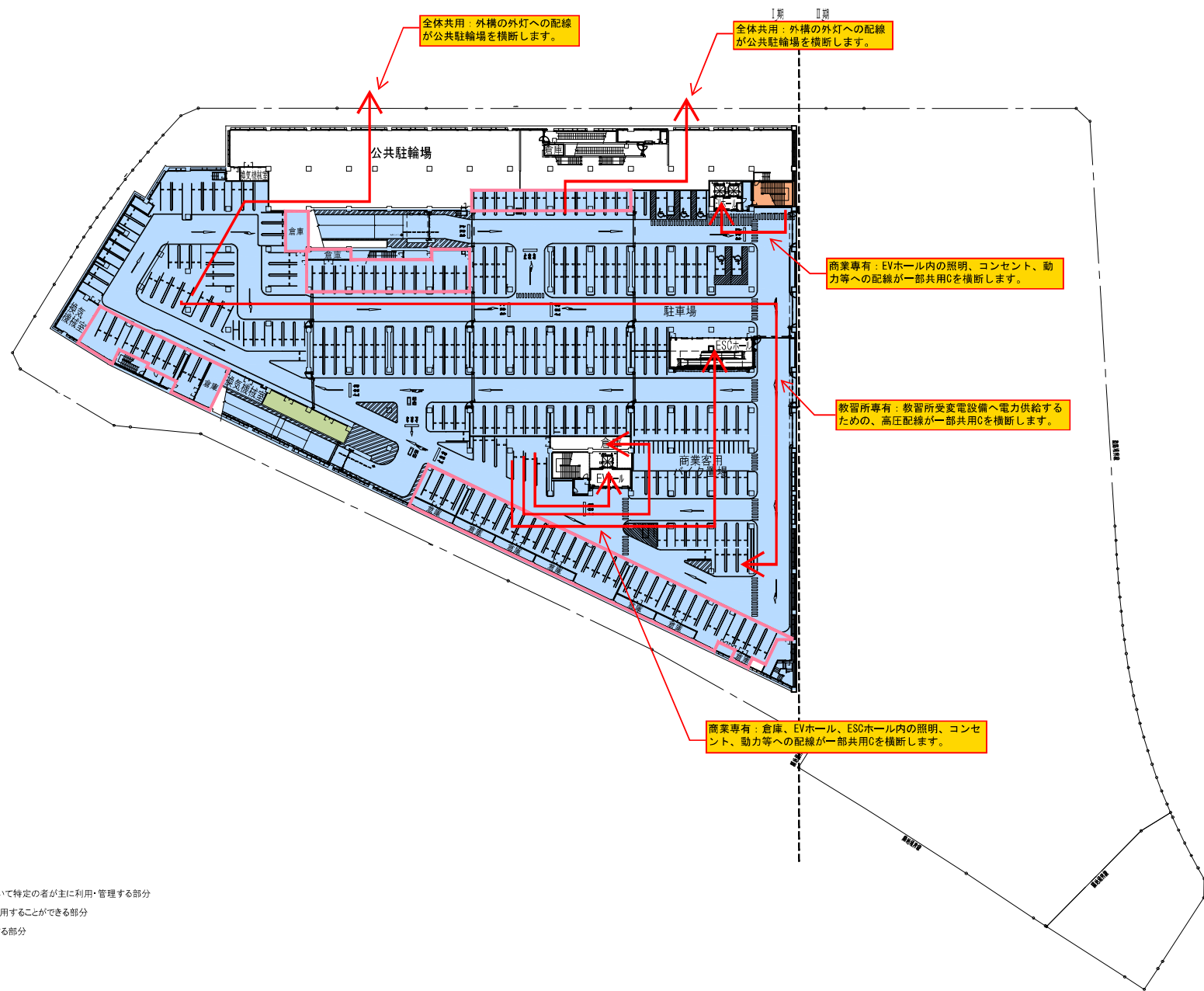
S=1/800 (A3)

ピット階平面図



※面積を算定する図面ではありません

地下1階平面図

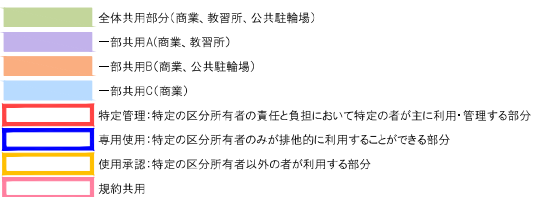


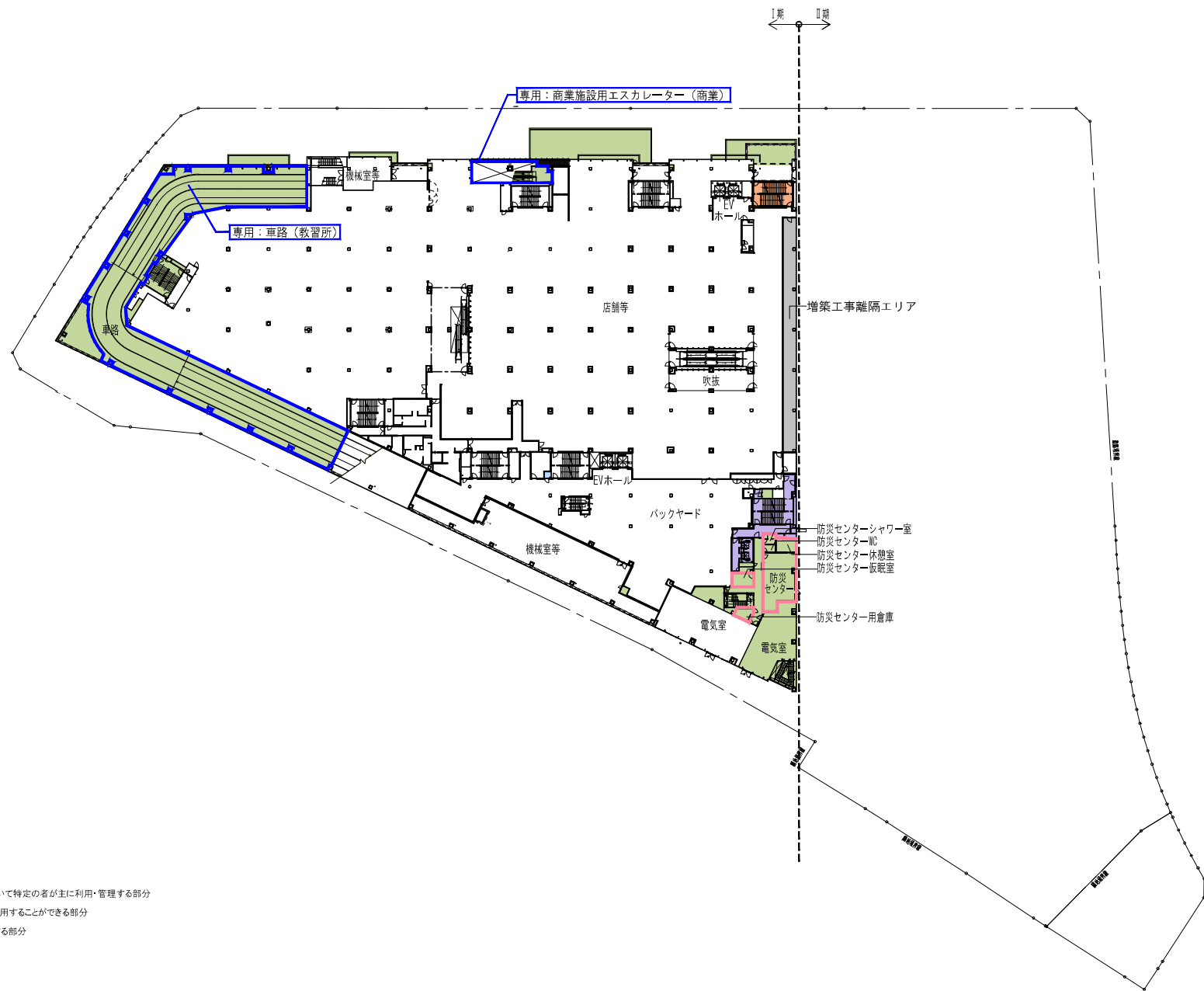
- 全体共用部分(商業、教習所、公共駐輪場)
- 一部共用A(商業、教習所)
- 一部共用B(商業、公共駐輪場)
- 一部共用C(商業)
- 特定管理:特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用:特定区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認:特定区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

地下1階平面図



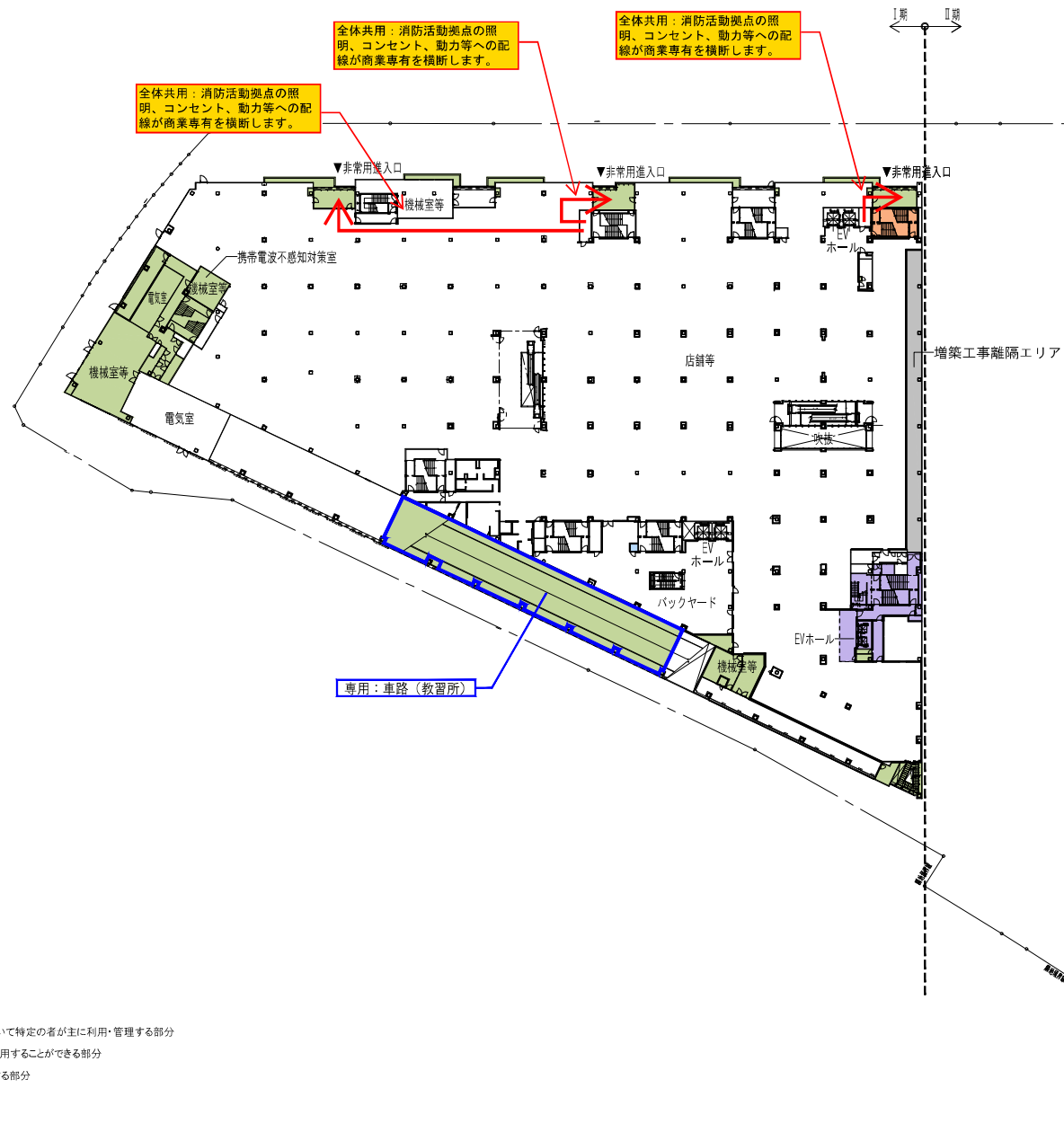


- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐輪場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐輪場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

2階平面図

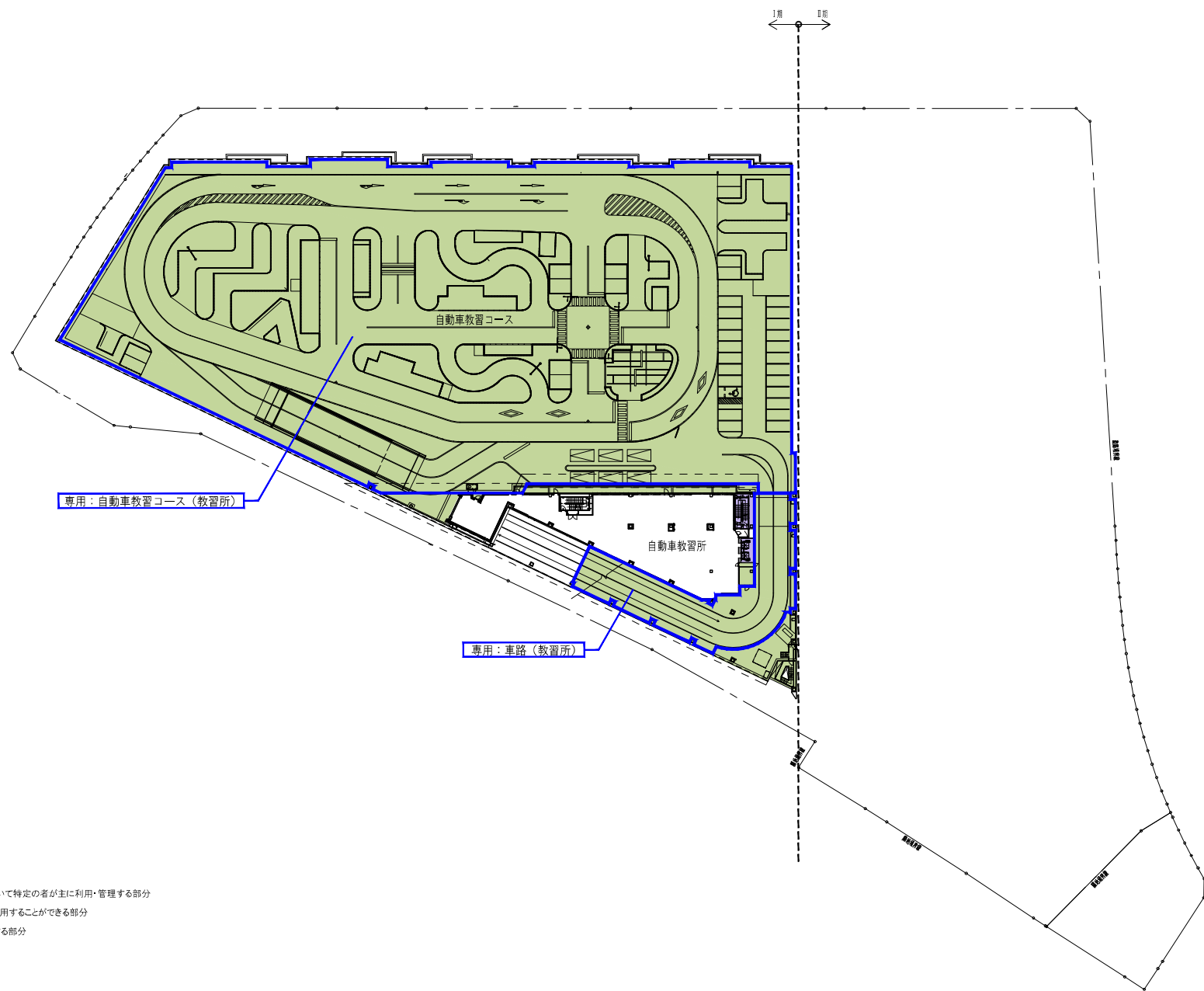


- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐車場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐車場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

3階平面図



- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐輪場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐輪場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

S=1/800 (A3)

4階平面図

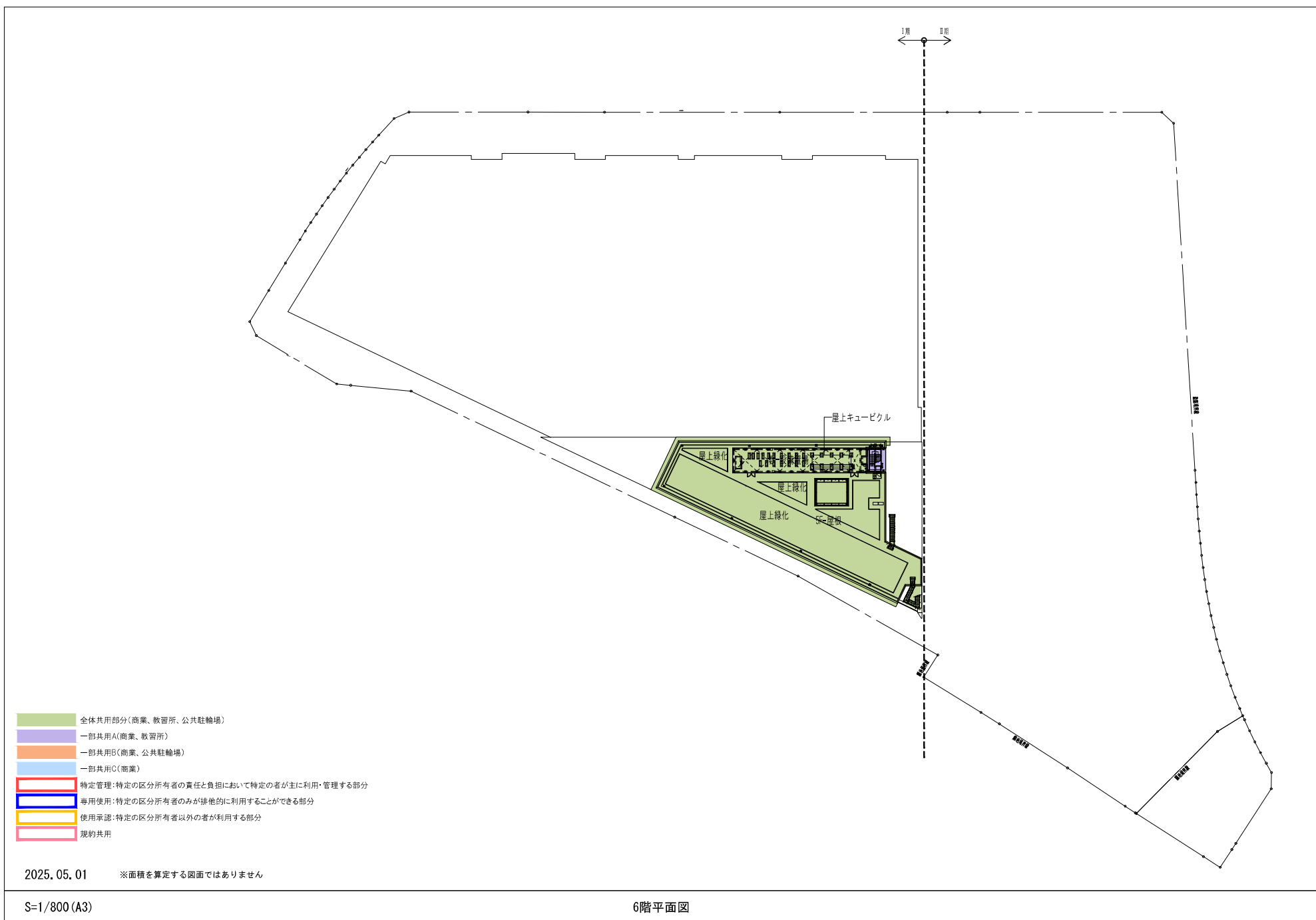


- 全体共用部分（商業、教習所、公共駐輪場）
- 一部共用A（商業、教習所）
- 一部共用B（商業、公共駐輪場）
- 一部共用C（商業）
- 特定管理：特定の区分所有者の責任と負担において特定の者が主に利用・管理する部分
- 専用使用：特定の区分所有者のみが排他的に利用することができる部分
- 使用承認：特定の区分所有者以外の者が利用する部分
- 規約共用

2025. 05. 01 ※面積を算定する図面ではありません

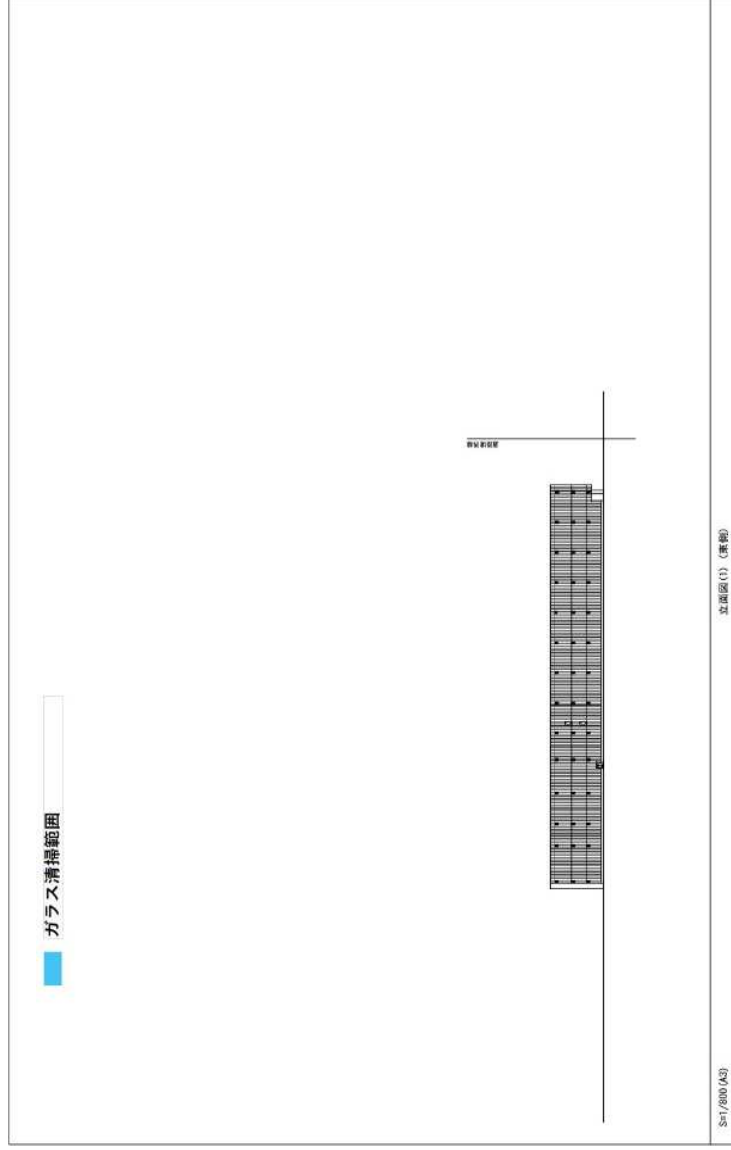
S=1/800 (A3)

5階平面図

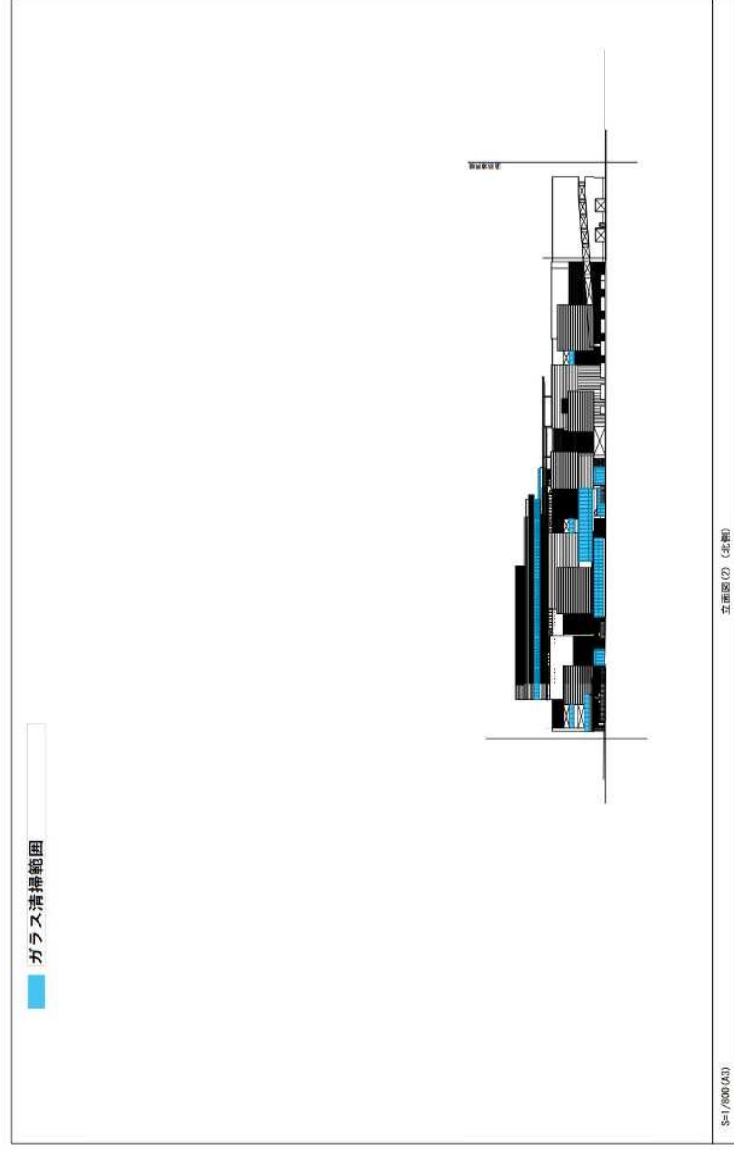


6. ガラス清掃

《東面》

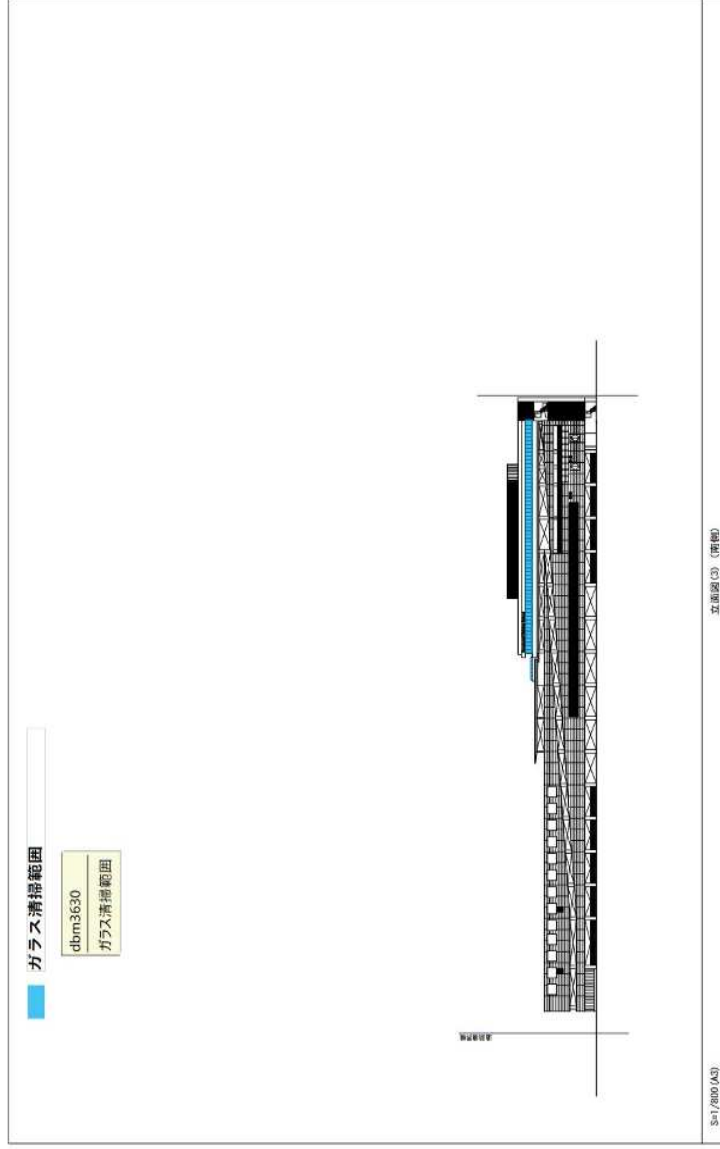


《北面》

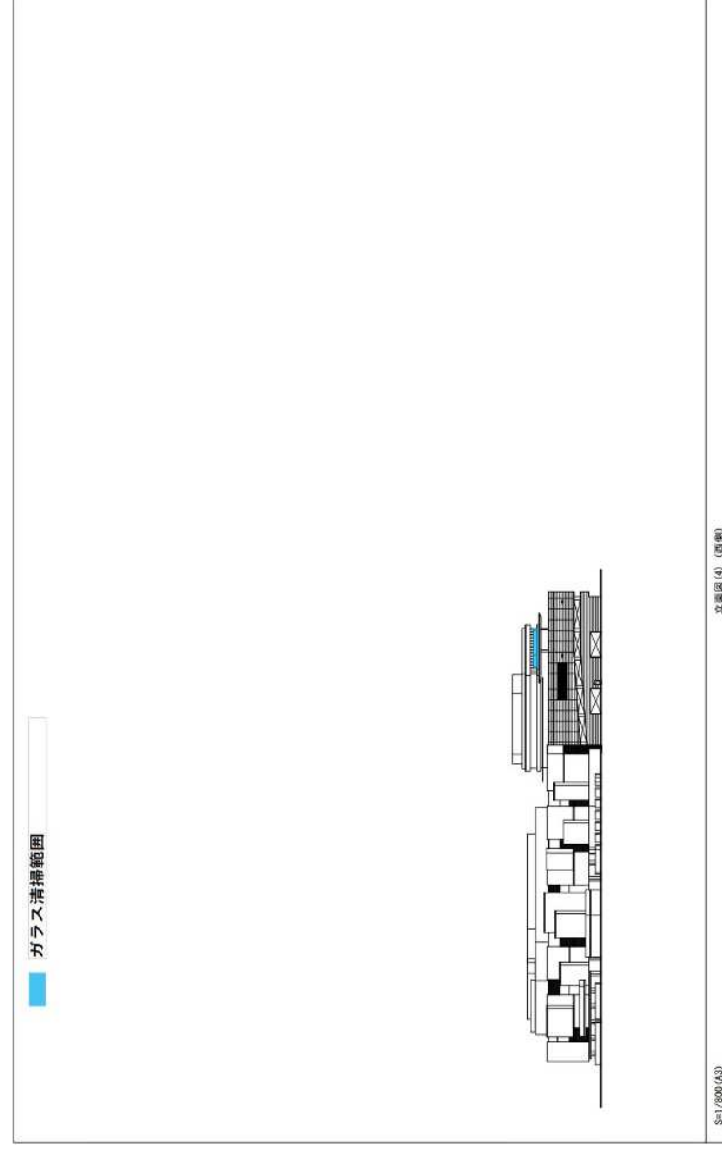


6. ガラス清掃

《南面》



《西面》



89 東金町一丁目西地区再開発ビル屋上専用使用料の地権者毎の配分金額(月額)

屋上使用料	747,000 円(月額)
-------	---------------

地権者区分	配分金額(月額)(円)
葛飾区	45,588
三菱地所	408,145
三菱製紙	94,933
坂本自動車	198,334
合計	747,000

1期工事竣工時点

- 90 現時点での東金町一丁目西地区市街地再開発事業の資金計画（資金計画に記載のない追加補助金等（今年度見込みも含む）がある場合は補助金の支出先、金額も含め明記する事）

（単位 百万円）

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
補 助 金	22,790	調 査 設 計 計 画 費	3,429
公 共 施 設 管 理 負 担 金	1,573	土 地 整 備 費	2,991
防 災 省 エ ネ 緊 急 補 助 金	297	営 繕 費	0
保 留 床 処 分 金	49,127	補 償 費	5,037
そ の 他	1,521	工 事 費	61,901
		事 業 附 帯 費	1,481
		事 務 費	212
		そ の 他	257
合 計	75,308	合 計	75,308

※資金計画に記載のない追加補助金等はない

91 東金町地下自転車駐車場の9月1日時点の定期利用契約者数及びオープンから9月7日までの一時利用者数
(1日毎)

東金町地下自転車駐車場 2025年8月1日開設

9月1日定期契約者数 234人

一時利用

(人)

8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日
12	21	16	15	18	18	18	23	22	5
8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日
8	16	12	25	16	14	14	23	34	24
8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日
32	45	20	16	39	43	57	46	47	32
8月31日	合計								
25	756								

(人)

9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	合計
26	55	145	64	30	163	129	612